

七五 明治五年三月八日 西班牙國代理公使ヨリ
西曆一八七五年四月十五日 副島外務卿宛

岩倉大使一行ノ訪問ハ滿悅ナル旨ノ本國政府ヨリノ
意嚮傳達ノ件

以手翰得貴意候然ハ日本政府において歐米行の特命全權大
使を命せられ我西班牙國えも可被差送旨先般愚翰を以西班牙
牙國王アマデオ第一世の政府え進達いたし置候處右回答の
趣に

天皇陛下より大使發遣被成候一事西班牙政府において承之
右は賞譽すべき事柄にて實に滿悅の事に存候隨て大使我國
に到着あらは懇篤友誼を以接待可致存候旨閣下え申進すへ

第二節 岩倉大使ト各國トノ條約改正商議

七六 明治五年二月三日 米國國務省ニ於ケル岩倉大使等ト
西曆一八七五年三月十一日 米國國務卿等トノ對話書

條約改正ニ對スル岩倉大使等ノ權限竝ニ條約中改正
希望條項等照會ノ件

西曆千八百七十二年第三月十一日 我明治五年申年
二月三日月曜日

き旨拙者え懇諭申來候付ては閣下より此書翰えの御回答拙
者え御さし越被下度本國政府え差贈るために有之候此段得
貴意度如斯御座候以上

千八百七十二年第四月十五日

フィブリヨロドリゲズイムノズ

日本天皇陛下の外務卿輔

副島種臣閣下
寺島宗則閣下

註 本來翰ニ對シ三月十二日達ニテ副島外務卿ヨリ西班牙國
代理公使宛「貴政府親睦の情義不堪感謝候」云々ト回
答セリ

米國華盛頓府國務省ニ於テ日本使節米國聯邦國務卿
ハミルトンフィッシュ談判筆記大副使五人森少辨務使
鹽田一等書記官并ニ米國々務卿輔チャレス、ヘール
及ヒ我領事ブルークス同席

一使節 今日ノ談判ノ趣旨ヲ明亮ニセンカ爲メ既往及近

見テ可然哉

三使 條約中改正スヘキ條件ヲ商議圖論スルノ權アリ余
等只ニ之ヲ論スルノミニテ今度ノ談判ニテ五ニ陳述
スル處ヲ日本ニ於テ取結フヘキ條約ノ基トナシ
天皇陛下自ラ允准セシ後其本書ヲ取替スル管ナリ
四卿 使節公ニハ草案書ニ調印スルノ權ヲ帶有セラル、
乎

四使 然リ談判ノ結末ヲ記載スヘキ書面ニ名印スルノ權
アリ

五卿 貴國皇帝ヨリノ書翰中ニハ其權ヲ與ルコトナシ今
貴君ノ陳述セラル、所ニ隨ハ別ニ其權ヲ與ラレシコ
ト、見ユ

五使 然リ
六卿 此書簡ニテハ條約ノ條款ヲ取極ムルノ權ヲ與ルニ
非ス只ニ之ヲ論スルノミナリ

六使 今度談判ノ結末ヲ記セルモノニ名印スルコトハ差
支ナシ

七卿 日本政府ニテハ之カタメ何程ノ引受ヲナス乎
七使 談判ノ結末ハ多少政府ニテ承諾スヘシ此草案ハ追

時ノ事情形勢ヲ書面ニ認メ持參シタレハ當席ニ居合
スル使節附屬タル「フルークス」ヲシテ讀誦セシム
ヘシトテ談判ノ端ヲ開ク
一國務卿フィッシュ氏曰ク 其書ノ趣旨大ニ面白ク思ハル
、ニ依リ大統領ニモ之ヲ告知センコト大慶ナレハ其
寫書ヲ贈ラレ度大統領ニモ定メシ満足ニ思フナルヘ
シ

二卿 又使節公ニハ定メシ我國ノ政體御承知ナルヘシ條
約ハ我國上院三分ノ二之ヲ允准スルニ非サレハ之ヲ
認メテ局結ノ條約ト認ムルコトナク是レ我國ノ仕來
ナリ

二使 其事ハ予等兼テ承知スル處ナリ現今ノ條約ニ因リ
テハ千八百七十二年七月第一日ヲ以條約ヲ改正スヘ
キ管ナリ故ニ我政府今此使節ヲ派出シ其條款ヲ熟議
セシム然ルニ右期限前其使命ヲ完成スルコト能サル
ニ依リ使命ヲ終ル迄期限ヲ延サンコトヲ望ム

三卿 各國政府五ニ趣旨ヲ通達シ現今條約ハ千八百七十
二年七月第一日ニ至リ全ク廢止スヘシトノコトヲ既
ニ了解ス今度ノ使節ニハ右條約ヲ取結フノ權ナシト

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 七六

テ條約ノ基トナル者ナレハ多クハ我政府ニ於テモ許諾スヘキ積ナリ

八卿 條約改正ハ何頃ナル乎草案ノ功力限程及ヒ何頃本書ヲ取替スル哉ヲ知ルコト最緊要ナリ如何トナレハ條約ノ如キハ皆上院議員ノ内三分ノ一ハ二年毎ニ變スルナレハ新選ノ議員等入來ル時ハ又其所見モ大ニ異ナルコトアルヘシ

八使 其期限ヲ預メ睨ト定ムルコトハ難シ此地ヨリ歐洲ニ赴キ各國政府ト談判ニ及フ積ナレハ多分當年々末ニハ日本ヘ歸國スルコト出來スヘシ歸國後ハ速ニ改正ニ取掛ルヘシ

九卿 草案ニ名ヲ記シタル上ハ政府ヲシテ其約ヲ履行セシムルコトニシテ則條約ナレハ既ニ改正ヲ爲スモ同様ナリ

九使 余等ハ唯今度改ムヘキ條約ノ條款ヲ論センコトヲ望ム且我政府ノ允准ヲ經タル上ニ非サレハ之ヲ極定セサルヘシトノ約諾ナレハ談判ノ結末ヲ書載スル書面ニ調印スルコトヲ得ヘシ

十卿 此事爲シ難キニ非ス蓋シ夫レニハ我方ニ於テモ聯

十四使 然リ凡テ外國ト取結フ條約ハ皆同様ナリ

十四卿 然ラハ一國ニ與フル特典ハ之ヲ他ノ國々ヘモ與ルノ趣意ナル乎

十五使 然リ

十五卿 條約改正延期ノ事ニ付既ニ他ノ國々ヨリ報ヲ得タル乎否

十六使 其事ハ既ニ書通シタレトモ其回答ヲ得ス

十六卿 左スル時ハ合衆國ノ報答ニハ少シク求ムル處アリ我等ニ於テハ素ヨリ日本皇帝及ヒ使節公ノ意ヲ樂シムルコトヲ望ムニヨリ他ノ政府ニテモ之ヲ承諾スル時ハ右改正ノ期ヲ一ケ年遅延スヘシ其間ハ是迄ノ條約ヲ取行ヒ若シ其内新條約ヲ以テ他國ニ別段ノ便利ヲ與フルコトアラハ現今條約ノ一條一ヲモ廢セスシテ其便利ヲ以テ我國ニモ及サレンコトヲ企望ス

十七使 然リ

十七卿 此取極メヲ以テ使節公ニハ條約改正ノ談判ニ取掛リ何ノ件何ノ條彼ヲ改メ之ヲ加フト云フコトヲ述ヘ給フ乎

十八使 陳述スルコトハ數多アリト雖トモ是皆細微ノコ

邦議事上院及ヒ大統領ノ允可ヲ經サレハ得ストノ約ナレハ差支ナシ然シ何頃其允准ヲ取り何頃改正ニ取掛ルトノ時限ヲ知ルコトヲ望ム

十使 兩條ノ趣意ヲ諾ス若シ日本ノタメ公然タル約諾トナラサル時ハ日本帝合衆國大統領議事上院ヲ互ニ允可スル迄ハ又合衆國ノタメニモ之ヲ約定トセサルヘシ此約束ヲ以テスル時ハ双方ノ趣意ヲ合シ談話ノ結局ヲ書記シテ後日ノ備忘トナストモ余等ニ於テ差支ナシ

十一使 又可成ハ改正ノ期限ヲ千八百七十三年七月第一日迄延期センコトヲ望ム

十一卿 外各國トノ條約モ同時ニ改正セラル、乎

十二使 然リ

十二卿 使節ノ帶有セラル、外各國ヘノ委任狀ハ矢張調印ノ權ヲ與ヘス唯ニ論評スルトノ同文同意ナル乎

十三使 何レモ同様ナリ

十三卿 他ノ國々トノ條約ハ皆一樣ナル乎貿易及ヒ其他ノ事ニ關係スル諸條款ハ何レノ條約ニ於テモ同様ナル乎

トニ涉レル者ナレハ今爰ニ其緊要ノ條件ヲ舉ケン

十八卿 但其概略ト總論ヲ聽キ後日其順序ヲ追テ其細目ヲ論スヘシ

十九條 海關稅ヲ定ムルコトハ自由ノ權ヲ得ルコト及ヒ局外中立ノ事

十九卿 第二ノ箇條ハ大ニ難アルヘシ然シ貌利多泥亞ト

ノ條約ノ如ク總體兩國間交際ノコトヲ記載スベシ

廿使 外國コンシユル裁判ノ權ヲ廢シ日本司法省ニ歸セシムヘキ事

廿國務卿次官 此事ハ條約取極メノ日ヨリ直ニコンシユルノ權ヲ廢スルト云フ事ナル哉

廿一卿 夫レハ後日論定スベシ

廿一使 通用貨幣ノ規則罪ヲ犯シ他國ニ遁匿スルモノ兵隊上陸ヲ禁スル事兩國間ニ難事差起ル時ハ公然絶交ノ舉或ハ戰爭ニ及ハサル前平和ニ事ヲ落着セシムル様取計フ事はハ緊要ノ事件ニシテ尙細事ニ至テハ他日又追々談判スヘシ

廿二卿 合衆國ヨリモ貿易ノ章程人民ノ保護及ヒ其他ノ事ヲ願フコトアルヘシ貴君今陳述セラル、處ニテハ

現今條約中ノ總條款ニ涉ラス此數個條ヲ論スル順序ハ如何セラル、哉

廿二使 何レニモ都合ニ從ヒ之ヲ論スヘシ

又委詳書面ニ認ムル方可然ヤ貴君ノ所思ヲモ伺フ
廿三卿 之ハ次ノ談判ノ節熟考ノ上取極ムベシ

又使節條約ヲ取極ムルノ權ナシト云フニ付難事アリ
一ヶ年遅延スル時ハ大統領選舉ノ期ニ至リ大統領并
諸官員及ヒ議事上院ノ三分一ヲ變セン故ニ其已前ニ
取極ルニ非サレハ終ニ取極メ難カルヘシ先ツ互ニ談
論シテ雙方旨趣ノ符合スル乎ヲ見ル方可然双方異存
ナキ个條ハ之ヲ書面ニ記載スヘシ去迎必ス調印セサ
ルヲ得スト云フニモアラス是等之事ハ愈事ヲ論スル
ノ際ニ臨ミ取定ムルヲ好シトス

又曰諸件都合ニ從ヒ之ヲ論スヘシ此次ノ談判ニハ合
衆國ノ改正セント願フ條件ヲ申通セン夫レニハ我等
一同商議セサルヲ得ス且余モ今貴君ノ所望ヲ知ルヲ
得タリ

廿三使 條約改正ノ期限ニ付テハ今決定シテ申入ル事能
ハスナレトモ千八百七十三年三月前迄ニ時ヲ定ムル

天皇陛下ヨリ要用分明ノ國書ヲ願ヒ受ケ候積ニ決定
致候

現時國書ニテ其權有之儀ト被存候ヘトモ尙不足ノ處
有之候ト勘考致候

勅使ノ趣意ハ至テ廣クニシテ國書ニ載セ有之候ヨリ
遠ク相及ヒ居候

二使 又夫レ故ニ使節ニ於テハ 天皇ニ申奏シテ全權ノ
分解ヲ乞受候義肝要ニ候事ト勘考致候

三使 又申立次第遅々ナク全權ヲ委任セラレ候義相違有
之間敷候就テハ右往返ノ間ハ其儘談判致シ居返事到
着次第調印出來候様ノ結末ヲ得置度候

二卿 其儀ニ付難事無之ト存候乍併使節ニ於テ全權ヲ御
掌握被成候迄ハ唯談判致シ候ノミニシテ約定ニテハ
無之候此前ノ會議ニ使節ヨリ談判可被致个條御示シ
有之候ヘトモ未タ所存ヲ述ヘ熟談ニ及ヒ居不申候間
今日ハ拙者ノ所存ニテ條約改正ノ節ニ相改可然ノ个
條ヲ陳述致シ可申候

四使 承リ度候

三卿 右个條ノ内已ニ御用意ノ處モ可有之候ヘトモ先拙

様尙思考シ一兩日間ニ貴君ヘ報知スベシ
廿四卿 然ラハ猶水曜日第十二字面晤ニ及フヘシ

七七

明治五年二月五日 米國國務省ニ於ケル岩倉大使等ト
西曆一八七三年三月十三日 米國國務卿等トノ對話

日米兩國ヨリ條約中改正希望條項開陳ノ件

第二號

千八百七十二年三月十三日 我明治三年二月五日水曜日

華盛頓府國務省ニ於テ國務卿ハミルトンフィッシュ及
ヒ日不使節談判手續筆記當日出席ノ面々

岩倉大使 木戸副使 伊藤副使 森少辨務使 鹽田
一等書記官 隨行ブルークス 國務卿ハミルトンフ
イシユ 同輔チャールレス、ヘール 譯官ライス

一卿 使節ニ於テ演述スヘキ事件アリ哉

一使曰 有リ先日約セシ處ノ廉ヲ談判致シ度候此前ノ談
判ノ節ニ拙者持參致候國書ニ全權委任ノ文面無之ト
ノ御話有之候故其後我輩ヨリ森少辨務使ヲ以テ相談
ニ及ヒ候處早速同人ニ要用ト被思召候廉ヲ御傳有之
依之當方ニ於テハ副使ノ内ヲ歸國爲致

者ヨリ開口可致候

第一條 外國船ヲ當時未開ノ港ニ入進セシムルコト
ヲ許スヘキ事

第二條 燈明臺并港運上ノ事

第三條 條約規程ノコト就中長崎ニテハ何處ヲ以テ
内地ト致居候哉不相分面倒出來居候事故ニ取廣メ不
申テハ不相叶候

第四條 旅行切手ノ法ヲ立テ外國人ヲ保護シ而シテ
内地ヲ通行シ日本人ト貿易ヲ營ムベキ權利アラシム
ヘキ事

第五條 條約規程ノ内ニ於テ外國人財産ヲ賃貸シ實
產田土ヲ所持シ且其處ヨリ一定ノ距離内ニ在リテハ
之ヲ他人ニ譲リ渡スヘキ權利アルヘキ事

第七條 何ノ役目ニ拘ラス日本人外國人ノ使役ニ供
シ且又條約規程并開市ノ地ニ於テ日本人外國人ヲ相
雇候義勝手タルヘキ事

第八條 日本人ト外國人トノ貿易實際ノ間ニ直ニ又
ハ直ナラストモ制限ヲ設ケ或ハ免狀或ハ格段ノ免許
ヲ立テザル事

内地ノ運上ヲ設ケ又ハ開港場ニ持出ス所ノ物品ニ稅ヲ賦スマジキ事

從來開港場ニハ番所ヲ立テ販鬻スル處ノ物品ヨリ稅ヲ取立テ之カ爲メニシテ代價拂騰ニ及ヒ候義承知致シ居候

此个條ノ趣意ハ普通ノ國稅ヲ彼是申立候義ニハ無之唯其地方又ハ別段ノ稅ヲ貿易品ニノミ賦シテ不公平ニ陷ル事ヲ防キ候而已ニ候

第九條 何國ヨリ輸入シ又ハ何國ヨリ輸出スルニ拘ラス凡テ輸出入稅ハ一樣公平ナルヘキ事

但シ密商ハ禁止スベシ

第十條 地方規則ノ事

第十一條 言語出版并信心ノ自由ヲ與ヘ宗旨并禮拜ノ事ヲ寬恕シ之ヲ苛責シ侮辱セサル事

第十二條 他國ノ政府ニ與ヘタル貿易ノ利益又ハ殊典特例ハ之ヲ合衆國ノ人民ニ同等ニ及ホスヘキ事

四卿 右ハ御同様ニ於テ熟考可致肝要ノ个條ニ候勿論御相談中ニハ他ノ个條モ相生シ可申候

五使 前日差出置候个條ノ辨明御入用ト存候

慮伺度候

八卿 此儀ニ付テ貴政府ノ御所望充分ニ了解致シ兼候

九使 外國ニ戰爭有之節ハ日本政府ニ於テ素ヨリ我國民ヲシテ局外中立ヲ破ラサシメサル手段ハ何程モ有之候ヘトモ萬一日本在留ノ外國人ニ於テ公然ト鬭爭ノ舉ニ及ヒ管轄致シ難キ時ハ日本政府ハ其土地ニ於テ外國人右様ノ所業ニ及ヒ候カ爲メ局外中立ヲ破リ候責ニ任シ候儀ハ相免レ度候

九卿 新約ノ个條中右様ノ所ニテハ使節ハ御所存御書入可然哉ト存候

十使 其外談判ノ个條御了解相成候哉

十卿 茲ニ所持致シ居候

第一 日本政府ノ都合ニ依リテ海關稅ヲ相定メ候義勝手タルヘキ事

第二 局外中立ノ事

第三 貨幣ノ事

是等ノ御趣意承知致度候ニ付少々御辨明被下度候

十一使 御承知ノ通り造幣寮ヲ設立シテ新貨デシマル法ヲ通用致候ニ付左ノ个條ヲ立度候云ク

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 七七

五卿 近來清國ト條約御取結ニ相成候義ト承知致シ候

六使 然リ清國ヘ差遣シ候使節ニ於テ假條約取結申候併日本ヨリノ近報迄ハ未タ政府ニ於テ本條約允准ニハ及ヒ不申候

六卿 御用意出來居候ハ、前會御差出ノ條約ニ關係シタル个條御辨明伺度候

七使 當方ニ於テハ未准備整不申候ニ付條約調印後直ニコンシユル裁判ノ權ヲ廢シ候義ハ所望ニ無之候歐米ノ良法ヲ基本トシテ立法ノ條例ヲ定メ候義ヲ布告致シ其日ヨリ諸ノ案件ヲ地方ノ裁判所ニ於テ取扱其准備出來候上ニテコンシユルノ權ヲ廢シ申度候
當方ニ於テ取扱フヘキ手順ヲ預シメ箇條中ニ書載致シ置度候

七卿 歐洲ノ各國ニ於ルカ如ク満足スヘキ地方ノ裁判所御設立ノ上ハ何時ニテモコンシユルノ裁判所ヲ廢シ候儀我政府ニ於テハ大慶致シ候併之ヲ開クニ於テハ全其満足スヘキ設立ニ關係致シ候故將來之ヲ備ルコト不容易ノ儀ト存候

八使 新約ノ爲メニ陳述致候个條ヲ談判シ且貴下ノ御存

日本政府ハ全國ノ造幣寮ヲ立テデシマル通貨ノ普通ノ法并同經ノ定量品位ヲ用ヒシニ依リ一切ノ租稅政府ノ收納等日本ノ圓貨ヲ以テ算用仕拂收納致シ此後ハ之ヲ以テ全國ノ貨幣トナシ一切ノ負債ニ於テ之ヲ以テ本位ト爲スベシ

舊約ニ從ヘハ我政府ニ於テハ量目比較ヲ以テ外國ノ貨幣ヲ引換可遣責ニ任シ居候ヘトモ今日ニテハ造幣寮ニテ地金引換可申ニ付此个條ハ不要用ト相成候當今ニ於テハ貨幣引換ノ事ハ總テ爲換座并相對ノ取引ニ任シ候積ニ候

十一卿 左様ニ候ヘハ通貨ノ義ヲ全ク日本ノ貨幣ニ限定被成候御趣意ニ可有之候此仕法ニテハ自ラ日本ノ貨幣騰貴シテ商人ニハ非常高直ノ價ニ相當リ不申哉且此仕法ニテハ貴政府ニ於テ日本ノ貨幣ヲ貯藏シ日本一圓金ノ相場ヲ二弗トナシ候トモ所詮致シ方無之候到底道理上ニ於テハ全國ハ之ヲ以テ本位トナシ且外國ノ貨幣モ御承認無之テハ不相叶義ニ候

十二使 舊約ニ依候時ハ三百一十錢ヲ以テメキシコ百弗ニ引換居候ヘトモ最早四角ノ舊貨相廢シ候手順ニ到

リ其名ノ貨幣無之事故以後ハ佛國同様ニ貨幣引換ハ造幣寮又ハ爲換座ニテ相對ニ致シ可申候

十二卿 貴國壹圓金ノ本價并メキシコ洋銀ト比較ノ價承知致度候

十三使 我貨幣ハ其量目四百十六ケレインニテ純銀九百分アリ銀貨ハメキシコドルラルト同様ニシテ金貨トノ比例ハ一ト十六、一七三ナリ但シ本位以下ハ一ト十三、三分一ニ同シ

十三卿 貴政府ニ於テ當時貨幣ニ就テ損失ニテモ有之候哉無之候ハ、何故ニ變換ノ義御所望ニ相成候ヤ

十四使 右ハ爲換座ノ職務ヲ以テ政府ヲ煩シ候義最早無用ノコト、存候故ニ候ナリ殊ニ舊貨ハ一切無用ニ屬シ候故此後ハ新貨ノ事而已記載致候

十四卿 然ラハ新約中ニ日本ノ圓貨並メキシコ洋銀ヲ一様ニ御受取ノ旨御記載被成候哉

十五使 左様ト存候

十五卿 新約ニ日本貨幣並メキシコ洋銀ヲ一様ニ御請取可相成義御同意被成候哉

十六使 左様ニ候

見ヘ候而已ナリ他國ニテ承知致候ハ、於當國ハ差支無之候此儀ハ當國ヨリモ先ツ篤ト他國ト御談判可然候

廿卿 又結末ノ个條ニ若シ兩國ノ間ニ一方ナラザル不和ヲ生スル時ハ兵力ニ依ラサル前ニ平穩ノ辯解ヲ爲スヘシト有之是ハ當時文明諸國ニ行ハル、處ノ法律ニ候故ニ今之ヲ條約中ニ書載致シ候時ハ全ク文明國中ヲ目シテ野蠻トナシ候事ヲ防キ候様ニ相見ヘ申候然レ共之ヲ加入スル儀ニ就テハ格段ノ御趣意有之候乎

廿使 是モ此後條約ヲ改正スヘキ他國ノ事ニ關係致候當方ニ於テ是迄日本ノ舊史ニ出來候事實ノ再生ヲ防キ度積ニ候

廿一卿 當方ニ於テハ此一條ニ付別段ノ御趣意無之候ハ、差支無之候

廿二輔 之ヲ防ク事ハ出來間敷候ヘ共世界ノ耳目ヲシテ之ヲ破シ事ヲ顯然ト知ラシムル事ハ出來可申候

廿一使 尙勘考可致候

廿三卿 今日ノ个條ヲ御勘考被下度且此後ノ集會相願度候

十六卿 然ハ面倒ノ義有之間敷勘考仕候此一條ノ決定ハ先是迄ニ致置可申候

十七卿 其次ノ个條ハ五ニ脫走人引渡ノ事ニ候此一條ハ當政府ト大抵諸國トノ條約ニ同様ノ文面有之候事故少々取捨致シ重罪ニ限其通りニ致シ可申候

十七使 然リ

十八卿 日本ニ兵隊ノ上陸ヲ禁止スルノ趣意ハ如何ノ譯ニ候哉

十八使 先年來我國歩艱難ニ就テ内亂ヲ生シ之レカ爲メニ外國人ニ多少ノ危害有之其時成立ノ政府ニテハ之ヲ保護スルコト能ハサルニヨリ竟ニ外國ヨリ兵隊ヲ送り越シタリ一體此儀ハ他國ニ於テ許サル、事ニ候ヘハ今後ハ預シメ免許狀ヲ得スシテハ之ヲ爲シ克ワサル様ニ致シ度候

十九卿 此一條ハ決シテ貴國從來ノ所業ニ就テ申述候義ニハ無之只此後歐洲ノ諸國ト取結フヘキ條約中ニ書載致シ度候

十九卿 當方ニ於テ彌差支有之哉ハ存シ不申候ヘ共只條約中ニ右様ノ文面有之時ハ何カ嫌疑ヲ受ケ候様ニ相

廿二使 談判ノ事件ヲ總テ勘考致シ置可申且又副使兩人當月廿日ヨリ當府出程サンフランシスコ港ヘ相越此處ヨリ第四月一日郵船ヲ以テ日本ニ渡航致シ候答ニ付急速ニ談判ヲ遂ケ右副使當府出立前迄ニ可成ハ相應ノ結局ヲ得テ之ヲ我政府ニ充分ニ報告爲致度候

廿四卿 來ル土曜日一字半ヨリ一時半間談判致シ可申候間其節雙方ノ存慮ヲ明カシ个條ノ辨明ヲ致シ可申候條約ヲ調候義ハ第三月二十日迄ニハ間ニ合不申候

廿三使 辱ク存候來ル土曜日乃第三月十六日十二字半ニ罷出可申候

註 記錄中ニ存スル左ノ文書ハ其ノ性質詳ナラサルモ大久保伊藤兩名ノ歸朝事情ヲ窺フニ足ルヲ以テ之ヲ附記ス

天皇陛下ヨリ我使節ニ委任シタル全權内ニハ現今將來ノ都合ヲ謀リ各國政府ノ考案ヲ得而シテ新條約ノ草案ヲ商議其内ニ掲載スヘキ緊要ナル主旨ヲ討論シテ豫定シ其上ニテ此草案ニ調印シテ歸朝シ他日條約ヲ改正スルノ時ニ臨ミ之ヲ以テ基礎標目トセン爲ニ之ヲ施行スル事ヲ任セラレタリ故ニ各國ノ君主ヘ遣ハサレタル御國書モ此意ヲ存シテ書載アリ然ルニ今合衆國ノ國務卿ハミルトンフキシュニ面談シ新

條約ニ掲載スヘキ箇條ノ草案ニ及ハン事ヲ云タルニフキシ
ユノ所見ニテハ今般ノ使節ニ此草案ヲ議定調印スヘキ權ア
ル事ハ御國書中ニ分明ナラス御國書ノ文意ヲ推シテ論スト
キハ合衆國政府ニ於テハ使節ニ此般ノ權アリト看做シ難シ
故ニ共ニ調印スル可ラス

合衆國ノ政體ニ據レハ大統領ノ交代ハ四年ヲ以テ期トシ上
院ノ議員ハ隔年ニ其三分ノ一ヲ交代セシム又大統領ノ交代
アル度ニ各省ノ卿或ハ主長共ニ進退交換スル事ナリ且ツ條
約調印ノ舉ハ國務卿ヨリ上院ニ建議シ其許可ヲ得テ後ニ實
施スルコトヲ體裁トセリ

之ニ由テ考フル時ハ今國務卿ト談判ニ涉リ草案ノ箇條ヲ議
定スルトモ之ニ調印セサル間ハ結局一場ノ談話ニ比シク他
日ノ證據トスヘキモノナシ況ンヤ國務卿モ其人ヲ同フセス
上院ノ議員モ亦當時ノ人ニ非サル時ハ又今日ノ談判ヲ親知
スル人ナカルヘシ故ニ一度談判ニ涉ル時必ラス其草案或ハ
書面ノ上ニ調印シ他日ノ證ニ保存セサル可ラス

右ノ狀實ニ付今使節ノ商議ニテ其内ノ一人カ或ハ二人特ニ
當國ヨリ直ニ日本ニ歸朝シ 天皇陛下ニ奏聞シ別ニ此般ノ
草案ニ調印スヘキ全權ノ命令ヲ奉シテ再ヒ海外ニ出ツヘシ

イス

一 國務卿曰 此前御覽ニ入候廉書ニ付御見込ノ處書面ニ
御認相成候哉

一 使節曰 然即チ貴君ノ御廉書ノ條ニ答候書面唯今ブル
ツクスエ爲讀可申候

(註「廉書紙」不詳)

此時ブルツクス此方ノ廉書別紙通朗讀イタス

二 卿 貴國鑛山ノ法律ハ如何ニ有之候哉

二 使 日本ノ國法ニテハ諸鑛山ハ盡ク政府ニ屬候

三 卿 貴答ニ據候得ハ鑛山ハ盡ク政府ニテ所有スルトノ

理ニ有之候哉

三 使 是迄鑛山ヲ外國人ニ所有致候儀無之都テ政府ニテ

管轄イタシ居候

四 卿 若外國人一個ノ地面ヲ借貸シ其地面中ヨリ鑛山ヲ

見出候節ハ其地面ヲ所有スル期限中ナラハ政府ニ於

テ何等ノ御取扱被成候條理ニ有之候哉

四 使 十分ノ御答難致候乍併右様ノ節ニ至リ候ハ、政府

ニテ至當ノ法律ヲ相設ケ可申候

五 卿 貴國政府ニテハ既ニ他人ニ爲占得候地面中ヨリ見

出タル鑛山ヲ政府ノ所有トスルノ條理有之候譯ニ候

此全權書ハ別ニ日本政府ヨリ官員ヲ派出スル歟或ハ當國在
留ノ森少辨務使ニ命スル歟兩様ノ内ニ決スヘシ而シテ此命
ヲ奉シタル官員右ノ草案ニ調印スヘシ然レトモ使節一行ハ
當國ニアリテ空シク此全權書ノ來著スルヲ待コト能ハス於
此國務卿ニ乞ヒ直樣談判ニ取掛リ之ヲ決議シ草案ヲ書シテ
後ニ當國ヲ去ルヘシ然ル時ハ此草案ニ前文ノ全權ヲ得タル
人國務卿ト共ニ之ニ調印スヘシ

日本政府ハ使節ノ特ニ歸リテ建言スル旨ヲ聽カハ此全權書
ヲ下サンコト必然ナリ願クハ國務卿此情實ヲ諒察シテ使節
ノ望ム所ヲ肯セラレン事ヲ欲ス

七八

明治五年二月八日 岩倉大使等ト米國國務卿トノ對話
西曆一八七三年三月十六日 書

彼我ノ改正希望條項ニ關シ意見交換ノ件

第三 號

西曆一千八百七十二年三月十六日 我明治五年甲申二
月八日土曜日 第

三回談判手續出席 岩倉大使 木戸副使 大久保副

使 伊藤副使 森少辨務使 鹽田一等書記 隨行ブ

ルツクス 國務卿フィシユ 國務輔ヘイル 通譯ラ

哉

五 使 現今實踐ノ法律ニ據レハ外國人ニ借渡候地面中ヨ

リ若シ鑛山ヲ見出候節ハ此鑛山ハ即チ政府ノ所有ニ

屬候尤其節ハ其地面持主ニ損失ヲ償候爲ノ手當イタ

シ候

六 卿 若其地面持主其鑛山ニ手ヲ下サ、ル時タリトモ政

府ニテ之ニ立入ル條理有之候哉

六 使 然尤政府ヨリ地面ノ償ハ致シ遣候

七 卿 若地面中ノ鑛山ヲ起サル時ハ其地面ヲ其儘ニ差

置候歟譬ヘハ地面持主ナルモノ田圃ヲ開キ其所ニテ

未タ手ヲ下サル鑛山ヲ見出タル時ハ日本政府ニテ

其者ヘ對シ何等ノ所置ヲ施候條理ニ有之候哉

七 使 政府ニ於テ至當公平ノ處置ヲ施シ可申候

八 卿 條約ノ規程ハ現時十里ヲ定ム貴君ノ廉書ニテハ何

程ノ利益ヲ新ニ與候積ニ候哉

八 使 十里ノ規程ハ只旅行ノ爲而已今度ノ案ニテハ此十

里内ニ地ヲ借受居住スル事ヲモ許候積ニ候

九 卿 十里ノ規程ハ全ク歩歩ノ爲而已ニシテ居住ノ爲ア

ラサル事ハ相分リ申候

九使 右ノ通ニ相改メ候ニ付テハ其地方ノ諸務ヲ取調候爲メ若干ノ時日ヲ要シ候

十卿 貴答ノ廉書中ノ文面ヲ左ノ通ニ改候方可然

條約規程内及ヒ外國人ノ爲ニ開キタル市内ニ於テ居留ノ爲ニ靜産ヲ借り之ヲ所持ス云々

此件ハ我曹ノ會テ考候處ト聊カ相違イタシ居候間猶勘考可仕候

十使 地面ハ各區ニ別チ入札ヲ以テ地ノ價ヲ相定メ候其故ハ地面ハ人々相對ニテ賣買候儀相成不申只政府ヨリ相渡候而已

十一卿 佛蘭西英吉利荷蘭トノ條約モ合衆國ト同様ノ譯ニ候哉我國ノ條約ニ據レハ開キタル市街中ニ於テハ米利堅人ハ何レノ處ニ住居イタストモ差支無之ト有之候余ノ考ニテハ米利堅人ハ此地ニ於テ地ヲ借候事モ又其上ニ建タル家屋ヲ買求候事モ出來可申理アリト存候但此件ハ日本政府ト外國公使ト約定イタシタル所ニ從フヘキナリトオモハレ候

十一使 我東京ニ於テハ外國居留地ハ凡五十エツクル許リハ東京ノ一小部分ナリ併外國人ハ都府ノ外郭ト

以上ハ人ニ已レカ思フ處ヲ思ヒ言ント欲スル所ヲ言ハシムル事即チ人生ノ權利ヲ與フル事ト云ヘシ人間ノ思考ニ付政府ヨリ關係スル事アリテハ大ニ其自由ノ公權ヲ害候事ニ候尤右等ノ事ニ付我カ言ヲ容ル、處ニアラサレトモ既ニ貴國ノ朝廷ニ立タル人ニハ各自其思考スル所ヲ自由ニ思考スルナルベシ

十四使 然ラハ貴君ノ所考ニテハ此事ヲ貴國人民併セテ我國人民ノ差別ナク偏ク之ヲ施行セントノ事ナルヘシ只今即チ貴考ノ趣旨ヲ了解致シ候間猶熟考ノ上御

答可申候

十五卿 自由刊行ノ趣意ハ御了解被成候哉

十五使 然了解致シ候ト存候

我國政府ハ現時大ニ進歩ニ赴キ候間右様ノ箇條ヲ條約ニ書載スルヲ要セスト存候我國人モ各自ノ公權ヲ守重スル事ヲ知ルニヨリ之ヲ書載スルヲ要セスト存候ナリ

十六卿 之ヲ條約ニ書載セハ猶政府ノ重キヲ助クルノ爲ニアラスヤ

十六使 此等ノ件ヲ條約ニテ約定スル事ハ大ニ人民ノ意

里ノ以内ハ勝手ニ游歩スル事ヲ許シタリ

十二卿 貴答ノ第二條ニテハ貴國ニ於テ開クヘキ港ノ數ト其時限ヲ載セス

十二使 愚考ニテハ貴君ハ我等ノ答ノ趣意ヲ誤解ナサレ候ト思ハレ候開港ノ儀ニ付テハ此方ニ於テ聊モ云々反對スルノ意ナシ此方ニテハ專ヲ開港ノ說ヲ主張致候ナリ尤何レノ港尤モ外國貿易ニ適當ナルヘキ歟ハ外國人ノ方ヨリ之ヲ心得候此使節外國ト相談イタシ候得ハ其港ト時限トハ直ニ相決候事ニ有之候

十三卿 此方ニテモ此件ハ篤ト相考ヘ何ト致候テ可然カ熟慮可仕候但此外猶貴君ヨリ御説明ノ廉モ有之候乎十三使 教宗ノ儀ニ付貴君ノ廉書ノ趣意ハ我曹ニ於テ十分了解イタシ兼候我國民ニ對シ別ニ教宗ヲ強ユル事難相成只我國人ノ外國人ニ對シタル所業ヲ制スル事ヲ勤トスル而已教宗ニ付テノ論端ヲ生スル事ヲ許シカタク候

十四卿 此方ニテ要スル所ハ我國人民ノ意衷ヲ自由ニ述ヘ新聞ノ刊行ヲ許シ信仰ヲ自由ニシ併テ之ヲ貴國人民ヘモ施及セン事ヲ望ム事ニ候國律國法ニ反カザル

ヲ害スル條ニハ無之哉

十七卿 將來政府ニ登庸セラル、人此自由演述自由信仰ノ事ニ反對ノ所說ヲ唱フモノ有之候時ニ至リテ今之ヲ條約ニ掲載シ置カハ之ヲ扞守スルノ助アルヘシ

十七使 左様ノ變遷無之儀ヲ此使節ヨリ保證致シ可申候我國人ハ佛教ヲ信スルモノモ各自ノ公權ヲ重ンスヘキ事ハ之ヲ承知セリ恰モ貴國人ノ耶蘇教ヲ信スル者モ同様ナリ故ニ此件ヲ條約ニ記載セハ大ニ人心ニ戾リ外國人ヲシテ我國内ノ事務ニ關涉セシムルノ端ヲ開キ可申

十八卿 篤ト勘考被成候ハ、猶御承知モ出來可申アナカチニ一宗ノ爲ヲ而已論スルニ無之候

十八使 現時政府ノ趣意ハ各自人民ノ公權ト信仰トヲ守重スル事ニ候此形勢ニ當リテ教宗關係ノ條ヲ條約中掲載スルニ及ヒ中間敷候

十九卿 此件ニ付現時實踐ノ條約中ニ書載シタル條々有之事ニ候御承知ナルヘシ

此時國務卿條約中ノ箇條ヲ朗讀ス

十九使 此箇條ハ日本人ト米利堅人トノ交際ニ關リタル

事ニテ日本人中ノ交際ヲ支配シタルニハアラス此箇條ハ日本人米利堅人ヲ凌辱セザル爲ノ趣意ナレハ日本人中親族内ノ事務ニシテ我國而已ノ事ニ屬シ申候
廿卿 此件ニ付キテ二條ノ論議アリ一ハ公然ト認タル敎宗ニ關係スル事一ハ之ヲ信仰スルノ人ニ關係スル事
廿使 日本人ヲ裁判スルノ權ハ全ク日本政府ニアリテ唯外國人ヲシテ不快ヲ懷カシメザル様ニ所置スル事ニ候ナリ

廿一卿 此方ニテ需求スル所ヲ使節ニ於テ能ク了解被成候様致度候

廿一使 此箇條ハ兩國ノ交際上ニ於テ只外國人ノ威ヲ損セザル爲ニ書載セル事ニ候既ニ魯西亞ニ於テハ居留ノ外國人ニハ信仰ノ自由ヲ許ストモ自國ノ人民ニハ此自由ヲ與ヘスト聞及候

廿二卿 此自由ヲ與フルハ即チ國ヲ進歩スル爲肝要ナル事ハ貴君モ被思候儀ト存候

廿二使 我國ノ人民ハ各自ノ公權ト云事ヲ能ク承知致居候

廿三卿 此外論議ノ件有之候哉

國交際ニ付得ル處ノ利益ヲ減少セシメ頗ル日本政府ノ素願ニ無之候

廿六卿 貴國ニモ右様ノ方略ハ近來ノ事ナレハ若シ退歩スル時ハ重稅ヲ命スルナシトモイヒガタシ

廿六使 永世右様ノ退歩無之儀ヲ保證セハ如何

廿七卿 國帝并ニ補弼ノ人タリトモ萬歲ノ生命ヲ保存スルニ非ス一君ノ善政ハ往々嗣君ノ手ニテ更革スル事アリ外國ノ貿易ハ此般ノ更革ニテ其輸入ニ當リ大ニ波及セラル、事可有之又輸入ヲ防ク爲ニ稅ヲ命スル事モ可有之候

廿七使 貴君ハ我國政府ヲ信用不被致候

廿八卿 是ハ人生ノ保存ヲ信用セザルヨリ起候ナリ

廿八使 我國ノ景況ニヨリテ考フルニ貴君ハ我政府ヲ信用被致可然ト存候

廿九卿 外ノ箇條ニ於テ外國人ヲ信用スルノ證ヲ露シ外國人ニ貿易ノ公理ヲ被與候ハ、此方ニテモ此个條ヲ承諾可致候

廿九使 御同意可申候

三十卿 此方ニ於テハ他國政府ノ如ク猥ニ之ヲ拒ムニ非

廿三使 過日貴君エ差出置候六ヶ條ノ草案ニ付御見込ノ處承リ度候

廿四卿 此進歩ニ付貴國政府ニテ全ク獨立國ノ理ヲ以テ租稅ヲ貴國政府ノ獨權ニ相定候儀ニ付テハ合衆國ノ論ヨリモ他國ノ議論多カルヘシ併外國人等貴國內ヲ無差支旅行シ無差支商賣ヲナシ其日本國內ニ於ケル猶自國內ニ於ケルガ如ク同様ノ便宜ヲ得候儀日本政府ニテ之ヲ保證スル迄ハ此獨權ヲ唱事ハ相成中間數存候

廿四使 合衆國政府ニテ立案被成候稅法ノ制限如何ニ候哉

廿五卿 此件ニ付粗森氏ニモ申述置候通り先ツ品物ノ種類ニ分チ年限ヲ立テ其間ハ何程ヨリ以上ノ稅額ヲ命セスト相定メ申度尤只今之ヲ細論スルノ用意ハ無之候

廿五使 日本政府ニ於テ外國ノ貿易ヲ鼓舞センカ爲其自由ヲ與フルノ所置ヲナシ進歩ヲ妨ケズ大ニ之ヲ贊成スルノ意ナル事ヲ分明ナル上ハ右様ノ取極ハ無用ニ屬候儀ニ可有之候重稅ヲ命スル事ハ日本人ヲシテ外

ス其理ハ各國中ニハ此等ノ事ヲ許サザル政府モアルヘシ到底貴國政府ニテ貴國ノ人民ヲ深ク信シ全ク國ヲ開キ外國人ヲシテ內國ノ人民同様ニ往來混同ヲ許シ政府ノ威力アル事ノ證ヲ世界内ニ示ス時ニ當ラハ各國ニテ貴國獨斷ノ稅法ヲ創立スル事ヲ承知可致候三十使 今既ニ日本ニ於テ長延ノ鐵道建築ニ取掛候故不遠成功可致ニ付我目的ヲ達スルノ期此時ニアルベシ
卅一卿 此方ニ於テハ可相成丈ケ貴需ニ應シ可申乍併他國政府ニテハ左様ニ有之間數ト存候

卅一使 日本政府ニテハ某ノ稅額ヲ減シ某ノ稅額ヲ増シ自國ヲ防禦スヘキヲ要セリトオモハルモ緊要ナルヘキ時ハ自國ノ利益ヲ謀リ之ニ應シテ變革セザルヲ得ス

卅二卿 目今ノ處ニテハ品類ヲ分チテ方法ヲ設ル事ヲ御承諾不被成候テハ相成間數ト存候尤モ後日ニ至リテ之ヲ改正スル事ハ可相成假令ハ日本全洲ヲ開クノ時ニ臨マハ此權理ヲ許ス事アルヘシ

卅二使 此稅論ニ付テハ猶熟考イタシ可申入候

卅三卿 日本ニ於テ充分ニ整理シタル裁判所ヲ設ケタル

上ハ何時ニテモコンシユル裁判ノ權ヲ廢止スルヲ承知スベシ併シ裁判所ヲ設ケタル後實ニ充分ナリトノ證ヲ得ル迄ニハ若干ノ時限ヲ要トイタシ可申候

卅三使 貨幣通用ノ儀ニ付テハ如何

卅四卿 貴君ノ目的確ト相分リ兼候現時ノ條約中ニハ量目ヲ以テ可引替トアリ然ルニ貴君ノ目的ニ據レハメキシコドルラルノ外都テ外國貨幣ヲ請取間敷旨ヲ書載被成度趣意ニ候哉

卅四使 舊條約取極ノ節ハ外國人イマダ日本貨幣ニ慣習セザルヲ以テ政府ニテ別ニ役所ヲ設ケ之ヲ引替ユル事ハ不得止ナリトセリ然ルニ現時ノ景況ニテハ此引替ニ無用ニ屬ス現ニ造幣寮アリテ恰モ外國ニ於ケル如ク無差支引替候事ニ相成居候

卅五卿 條約中政府ニテ引替候儀ハ時限アリテソノ時限ハ既ニ往事ニ屬候

卅五使 此時使節草案中貨幣ノ條ヲ朗讀シ畢リテ之ヲ納ム

卅六卿 貴國ノ金貨ハ銀貨ト相當イタシ候價位ニ候哉

卅六使 銀百圓ハ金百圓ト同價ニ候

節ハ此方ニテハ異存無之候

四十三卿 貿易章程ノ一二三四五六七條ニ就テハ更ニ御注意無之ト存候右ハ船積貿易ニ關スルノ條六箇條稅目ニ關スル一箇條ニテハ貴君ノ御趣意ハ是迄ノ通ニ履行被成度事ニ候哉

四十使 是迄ハ大事繁忙ニ付稅則貿易章程迄ニハ手ヲ施シ兼候ニ付猶熟考イタシ候上細密ノ事ニ付テ變革可致義可有之候

又使 使節ニハ盡力シテ貿易ノ利益ヲ助ケ度所存ニ有之候

四十四卿 斤量ニ付テハグラムト被申候ハ佛ノメトリツク法ヲ指シテノ事ニ候哉

四十一使 副使ノ内日本發程致候以前今一回ノ御談判ヲ遂ケ度候

四十五卿 來ル月曜日午後三字ヨリ四字迄ヲイタシ可申候

七九

明治五年二月九日
西曆一八七二年三月十七日
大使隨行田邊一等書記官等（米國ニテ）ヨリ
外務大丞等宛

卅七卿 貴國ノ金貨其純質千分中ノ九百分ニ候哉

卅七使 此時日本新金ノ量目ヲ讀述シ其金貨ハ二十圓十圓五圓二圓一圓又銀貨ハ五十錢二十錢十錢五錢

日本ニテ又メキシコ銀ト同價同品ノ新一圓銀ヲ鑄造セリ但シ此ハ合衆國ニテ一圓ノ鑄造ヲ廢シタルト同様ノ理ニテ之ヲ鑄造スル事ヲ廢スベシ

猶此外定位助銀ト新一圓銀トノ比較ヲ辯セリ

卅八卿 貴國ノ本位貨幣ハ銀貨指タル事哉

卅八使 金貨ヲ以下ノ多數普通ノ本位貨幣トナシ銀ハ只

十圓迄通用制限ニ候

卅九卿 貴國ノ十圓ハ我國ノ十圓ト同價ニ候哉

卅九使 殆ント同價ニ候但我國ノ方一ゲレイン弱輕ク有之候

四十卿 此個條ニ付別段異存無之候メキシコ銀ヲ日本ト同物ニシテ受取候得ハ夫ニテ宜敷候

四十一卿 罪人引渡ノ個條ニ付自國人民ノ外凡ソ外國人民ヲ其政府ニ引渡ス儀ハ同意致候

四十二卿 兵隊上陸ヲ禁シ并ニ間違相起候時戰ヲ生スルノ前親睦ノ談ニ及候ノ兩條ハ他國政府ニテ承知致候

華盛頓到着竝ニ大統領ヘ謁見等報告ノ件

附記 一月二十五日大統領ヘ謁見ノ際ノ演書寫及大統領

答詞

別錄 岩倉一行渡米日記抄

第三號

太平洋郵便を以致啓上候

聖上益御機嫌克臨御被爲在恭頌の至奉存候卿輔公御初御一同彌御清寧御奉職遙祝此事に御座候陳は第二號公信を以申進候通去月十三日鹽湖府發輟の積の處又候途々雪解水漲の報有之猶一日滯留漸く十四日同府發輟同十九日チカゴ府着同府に一日夜逗留所々見物近日大火にて窮民多分有之よしに付右扶助として米貨にて使節より五千弗の高同府扶助會社のものに寄進有之候同廿一日午後都府到着森少辨務使鹽田大記外山名和其他書生等迎接同都内アルリングトンホウスに止宿相成申候大使初同行のもの一同無異御安意可有之右は其節電報を以御報知候間疾に御承知と存候引繼ぎ同廿五日大統領謁見國書渡方の式も無滞相濟本月二日より談判に相成候處發途前見込とは聊齟齬いたし存外葛藤を生し候に付今郵船を以大久保伊藤兩副

使に二等書記小松靈盛三等書記大原令之助相添一と先歸朝委曲の事情陳述候積に決議相成候右は此程電信にて聊御承知にも可相成候且詳細の事情は兩副使より政府へ被申立候事少松靈盛よりも各位へ可申上候間右に譲り概縷述不仕候右は此方にも多方議論を盡し森氏にも種々配慮有之候末の事實不得已情態と被存候間卿輔公にも可然御申立只管御廟議至急相決歐洲歷聘の期日相後れ不申候様御盡力は祈候

一森少辨務使えの箱物類引渡申候同人よりも毎度御手數の段拜謝候旨被申出候

一鹽田大記も去年中電機會議の爲羅馬相越居候内電信有之候よしにて歐洲發程は聊か後期候へ共使節阻雪等にて當都到着延行の間恰好時を失不申候都合宜御座候

一鹿兒島縣士族杉浦弘藏大原令之助三等書記官被命令之助は既に大久保副使隨從今般歸 朝いたし候

一各省市理事は各自當務の事情取調の爲當國は勿論歐洲えも夫々派遣相成候

一スミス氏より書狀到來致居候間御届方可然奉願候

一第一第二公信未た落手不致候先月太平郵便も昨今桑港

チ首トシテ貴邦ニ來リ今日大統領ニ拜謁シ我天皇陛下ノ國書ヲ進呈スル事我等ニ於テハ實ニ無限ノ光榮ナリ

奉命ノ主旨ハ粗載セテ國書ニ在ルカ如ク兩國ノ間ニ存在スル所ノ交際貿易ヲ益盛ナラシメン事ヲ貴國政府ニ商量シ以テ我國ノ進歩ヲ輔翼セン事ヲ謀ルニアリ大統領幸ニ此言ヲ信聽シ我國ノ公利ヲ垂念シ我等ノ使命ヲ遂ケシメラレン事ヲ希望ス我等又此期ヲ以テ大統領ノ安寧ヲ祝シ又我國民ニ代リテ貴國億兆ノ幸福ヲ祈ル

謁見ノ節大統領答詞

一和親貿易ノ交誼ヲ結フ事ニ於テ我カ聯邦ヲ以テ嚆矢トシタル貴國ヨリ使節ヲ派出シ之ヲ授受スルニ於テ復タ其嚆矢ト爲ルノ光榮ハ之ヲ竹帛ニ垂レテ以テ我國我カ在職間ノ美事ト爲スベシ

一聞ク今般使節ヲ派出シタル目的ハ全ク貴國君皇ノ聰明睿智ニ出テ而シテ之ヲ奉行センカ爲メ特ニ閣下ヲ選任シタルハ實ニ感佩スルニ堪ヘタリ夫レ國ノ繁榮幸福ハ彼我ノ進益ヲ比較シ互ニ其長ヲ資リテ以テ其政治ノ法ヲ改正シ其ノ人權ヲ尊重シ全國ノ富強ヲ謀ルハ學術ヲ採用スルニ

着の運に可有之今便には御報間に合不申候兎角信書往復行違候には困却致候

右可然卿輔公前御申立被下度委曲は小松靈盛より御聞取可被下候也

壬申二月九日

渡邊 洪基

田邊 太一

外務大少丞記御中

尙以別紙略日記新聞紙差進申候近況は右にて御承知有之度候也紙墨其他缺乏品小松靈盛より申立候分至急御送越頼入候也

註 右文書ハ八八ニヨレハ三月二十四日到着セルモノナリ

附記

一月二十五日岩倉大使等大統領へ謁見ノ際ノ演書寫

大使謁見ノ節演書寫

我

天皇陛下大業ヲ中興シ國政ヲ修整セシヨリ文明各國ノ成績ヲ知り且ツ外國交際ノ友誼ヲ一層親密ナラシメント欲シ今般我等ヲ特命全權使節トシ結盟ノ各國ニ派出セラル我等乃

在ルモノナレハ其國ヲ鎖シ外交ヲ爲サス坐テ繁榮幸福ヲ受用セント欲セシ時世ハ已ニ過去リテ再ヒ歸ラサルナリト思想スヘシ

一日本ハ其國ヲ爲ス事最モ久遠ニシテ我カ聯邦ハ一個ノ新國タリト雖モ然レトモ我輩ニ於テハ故國舊民ノ制度ヲ改正シテ以テ政治ヲ施行シ頗ル其要ヲ得タリ

一抑モ人民ノ富強幸福ヲ享クル所以ハ外國ト交際シ貿易ヲ鼓舞シ人ノ功勞ヲ尊重シ實學ヲ用ヒテ以テ工作技藝ヲ勵マシ國內ノ運輸ヲ便利ニシテ以テ來往ノ交通ヲ迅速數多ナラシメ人民ノ移住スル者ハ之ヲ愛撫シテ以テ他國ノ改俗才藝ヲ網羅シ印書ノ禁ヲ設ケス人ノ信心良能ヲ束縛セス法教ヲ寬恕シテ我カ國民ハ勿論此邦ニ居住スル處ノ外國人ト雖モ一切之カ制限ヲ立タル事無キニ依レリ是レ從來ノ經驗ニ於テ決シテ疑フヘカラサル處ナリ

一閣下奉命スル處ノ公法ノ案件ヲ商量スル事ハ我輩ノ甚タ欣喜スル處ニシテ而シテ兩國ノ間ニ存在スル處ノ貿易ノ交通ヲ修正スルモ又タ甚タ緊要ニシテ且希望スル所ナレハ今一層其交ヲ厚クスルハ決シテ之ヲ怠ルマシク眞實ニ此ノ美事ヲ贊成スヘシ

一閣下親シク予カ安寧ヲ祝ス予モ又タ之ニ答祝ス敢テ祈ル此邦ノ駐劄能ク閣下ノ樂趣ニ適シ而シテ兩國人民ノ和親交際ノ愈密ナル事ニ歸セン事ヲ

別 錄

(岩倉大使一行渡米日記抄)

略日記

正月十四日天陰午前九字五十分大使以下タウンセント旅館を發して汽車に乘し十字三十分鹽湖府を發して十二字ヲグデンに達す午後二字雨來る四字十二五分大使以下逢迎の爲に乘れる汽車に移乗す 車中餐食ヲ自山ニスル者 五字雪頻りに來る二字カルカタに至り前途阻雪の報あるを以て禁轉す汽車の發する明朝を期す

十五日天晴午前九字三十分昨夜陷るの汽車來るを以て發初す此日所過の途上則ち前日雪に鎖せるの地四ヶ處あり其距離皆三十里に下らず

十六日美晴車路漸仰ひてロツキー山嶺に攀ち午前八字シャルマンに達す此地を最高の頂となす水面より高八百二十餘丈此より地漸低して亞米利加有名の洪野に入る「アレ」夜八字五十分ノルスブラットに入る此地は生齒頻繁密九

に乘して發す

廿日晴八字クレストンに朝食十字四十分ウィステルを過ぎ十二字五十分午餐をアルリヤンに採る午後四字十分ビツツビルグに入る此府器械製造の繁賑なる費邦近傍の樞地と稱する位なり夜二字半ハルリスボルグを過く

廿一日陰ヒラテルヒヤの西南側を過ぎて七字廿分ウィルミングトンに到り朝食十字四十分ボルチモール府に入る府中輟路あれとも汽車自轉を許さず六馬を以て一車を牽き府を出て又發輪せり時飛雪紛々十一字五十六分華盛頓府に入り汽車驛場に達す森氏以下逢迎の爲に來れり大使以下之と出車汽車傍某屋に入り市中接待人に引接ありて後直にウヲルモント アブニユー街角にあるアルリングトン旅館に投せり時に二字大統領の夫人花を大使に贈る

廿二日晴朝九字半過大副使當府金座支局に赴き十一字歸館す

廿三日昨夜より飛雪紛々杉浦弘藏大原令之助三等書記官に任せらる

廿四日晴國務卿ヒツセル氏より書柬差出たし兒玉淳一郎に

字廿六分長橋を過ぐ河をブラット河と稱す廣さ里許十七日晴九字四十分アマハに達す衆皆他車に移乗す府を踰へて河を渡るミゾリー河と名く此より以東は人烟漸運なりて田野頗開け又洪野荒涼の景に非ず夜三字ヒュルリングトンに到る同五十分ミシ、ビ河を渡る橋長さ一千八百丈築造の廣大途上未見ざる所なり

十八日晴八字五十五分メントダに入り十二時三十分チカゴ府に達す大使以下馬を驅つて一字十分ツリモンド及びグランドセントラル旅館に入る市正以下諸官員陸軍大將セルダン氏以下に引接あり

十九日晴風寒第十字より府人の招に應じて使節一行盡く馬車に乘して府の北西に到り汲水所を觀る北館内に壯大の汽機を設けて湖水を汲引して市中日々用に分配すそれより馬車を驅つて市街を巡覽す又府の南西に在る小學校に到り生徒習讀の風を検す此日所過の地去歲火災に逢ふて破壊せる跡痕にして無雙の壯築僅に残礎破柱を餘す見るに堪ざるの狀ありチカゴ府の火二日二夜を連燃せし事人の知る所なれば贅せず午後四字半歸館使節より五千元をチカゴ遭火の宛民に救賑せり此夜八字衆出館九字汽車

法教を學はしむべき事を陳ぶ明日謁見の式案を政府より贈る

廿五日日曜日晴第十二字大副使は衣冠書記官は直垂を穿ち皆帶劍して 書記官五員 大統領公邸白殿に抵り玄關より登階す階の左右に巡捕吏數十名整列して立てり使節以下先づ青堂に入る時に大統領グラントは副統領コルフアックス及國務卿以下諸官員と東堂に入り堂の南中央に座を占む國務卿フィッシュは森辨務使と共に青堂に入り來り大副使以下に面接し畢て自ら大使の手を把りて東堂に誘ふ副使以下其後に隨行して進み順序を以て大統領の右に整列す此時フィッシュは使節を大統領に引接す唯互に聲折するのみ握手の禮なし次に其左右に羅列する文武諸官長に對接し畢て大統領に半向つて演書を披ひて之を讀し

「我

天皇陛下の國書を進呈する事我等に於て無限の光榮なり」と謂ふに至つて書記官進んで御國書を大使に出す大使之を大頭領に渡す大統領受けて直にフィッシュに致す大使又其演書を續讀し畢る大統領因て其答文を讀む一回然後自ら其諸官員を大副使以下に引接す大使又副使以下を彼れ

に引接して互に答禮をなし畢て解列して談話頃刻後大統領大副使以下を導きて白堂に入其夫人及國務官員等の細君に引接す然後使節出殿歸館す是日所會の者は内外事務局大藏民部の長官其外は海陸の諸將帥なり名は新紙に在り午後四字副統領議長及各國欣差官員來訪す大副使書記官盡く正服して之を接待す談數刻にして散す

廿七日水曜日晴第十時過大副使以下一行盡く馬車を驅て府の議事堂に抵る使節入廳の時滿室の議員等起つて敬接す大副使進んで議長の机前に近くゼネラル官バンクス使節を議長ブレインに引接す議長因て起ち大使に向つて演舌一條を説く畢つて大使又其演書を披いて讀む次にバンクス其譯書を讀む滿堂の看客拍手歡を唱ふ式畢つて衆議室を出て堂の内にある文庫に入り巡覽して又大副統領の公室に入り然後歸館す午後副使及書記官四人名刺を各國欽差及國務官員等の私宅に投し昨の尋問に答へて歸館す夜九字招に應じて大副使以下五十餘人ナシヨナルスエートル劇園に遊ぶ

廿九日金曜日陰朝八字半大副使國務卿フィシユ氏に抵り諸省理事官等に引接すべきの期を次月曜日に定めて歸館す

九日雪午前十字半大使及書記官三名寺院に抵る

八〇

明治五年二月十日 木戸副使等ト米國國務卿トノ對話
西曆一八七二年三月十八日 書

彼我ノ改正希望條項ニ關シ意見交換ノ件

第四號

千八百七十二年第三月十八日 我明治五年申年 使節國
務卿談判手續筆記當日連延ノ名

木戸副使 大久保副使 伊藤副使 山口副使 森少
辨務使 鹽田一等書記 隨行フルークス 國務卿フ
キシ 國務輔ヘール 合衆國駐劄日本公使テロング
譯者ライス

一使 大久保伊藤ノ兩副使歸 朝致候ニ付御同意ノ條々
承度候

一卿 同意ノ條々ト申ハ此前ノ談判ノ節御差出ニ成候内
第一條貿易ノ繁昌ニ隨テ前以テ差極メス時々開港可
有ノ件乍併是迎モ適當ノ期限ニ至リ何ノ港ヲ發カル
、ヤ承リ度候

二使 何ノ港ヲ開キ候ハ、最モ外國ノ貿易ニ利益アルカ

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 八〇

二月朔日土曜日陰使節を舞踊會に招く皆病を以て辭す

二日

三日月曜日天陰午前十字大副使外務省に到り應接あり第一
森鹽田之に陪す

四日火

五日水曜日陰午後一字半大副使外務省に應接を爲す第二森
鹽田之に陪す夕第八字半大副使及理事官招に應じて大統
領公邸に饗宴を受く森氏及公使デロング之に陪す所會の
饗客は文武の長官及統領の夫人及陪從の女流等なり十一
字過歸館

六日本曜日微雪午後一字大副使外務省に應接をなす第三夜
八字招會を施せり所會の男女凡一千餘人文武の官員市井
の豪族等陸續雲集館の引接堂に於て大副使以下に握手の
禮を行ふ凡三字間後食堂に於て酒食を採れり堂の四壁は
彼我の國旗を張り其間に

皇室の記號菊桐を交へたり夜十一字衆散す

七日金曜日美晴費拉地質府招待人の招に應じて肥田以下數
名機關製造所等巡見の爲其府に趣く夜八字半招に應じて
副使以下數名饗を西班牙公使館を受く

ヲ研究シ且幾多ノ時日ヲ經テ開クヘキ準備出來候ヤ
ヲ決定致シ可申候

二卿 唯今右港名御示シ被下候儀出來候ヤ

三使 何ノ港ヲ開キ候ハ、最モ貿易ノ爲利益トナルヤハ

外國人ニ於テ決定スルヲ第一義ト存候其趣ハ森辨務
使ヨリ已ニ貴下ヘ申入候

三卿 日本ニ於テハ外國ノ貿易ニ利益アル港ハ悉ク御開
キノ積ナルヤ

四使 悉ク一時ニ開キ候事ハ出來兼候得トモ之ヲ開ク順
序ヲ追々相定可申候

四卿 某年某月ノ何ノ港ヲ開クト申事御話無之候テハ互
ノ約定難致候尤彌開港ニ御決着相成候ハ、海關稅章
程ハ御所分ニ御任セ可申候

第二條ハコンシユル裁判ノ事ニ候此儀ハ於當方モ廢
止ノ儀切望スル所ニ候得共前日申述候通り是非先ツ
満足スヘキ地方ノ裁判所御取建有之度候

五使 未タ全ク整備不致候乍併不違内ニ出來候様希望罷
在候

五卿 噸稅ノ儀ニ付テハ如何様ノ方策有之哉

〔朱本〕
「デロング」ヘ傍談」

是迄ノ通ニ被成置候哉

〔朱本〕
「デロング」ヨリフイシエ」

條約ノ草案ヲ以テ之ヲ定ムルノ外策無之候

此時國務卿ト公使デロングト相談アリ併一切決定
ノ事ナシ

六卿 幾數ノ港ニテモ御開キノ儀御同意ニ候哉

六使 若シ之ヲ開クヘキ期限ノ儀ヲ我政府ノ見込ニ任セ
ラル、時ハ全ク御同意可致候

且港名ノ目錄ヲ作リ可申候

此方ニテハ開港ノ儀ニ付差支無之候間何地ニテモ貿
易ニ肝要ノ所ハ開クヘシ

七卿 唯今右港名目錄御所持ニ候哉

七使 本條約取替ノ節差出スヘシ

八卿 先會ニ申述條約ノ條款ハ草按御出來ニ候哉

八使 大略ノ草稿ハ相整候共先ツ要用ノ廉々決定候ハ緊
要ト存候間未タ持出候迄テニハ用意不致候

九卿 之ヲ草案ニ載セスシテ談判出來候丈ケニハ已ニ御
談判致候事ト存候

公使曰當時取立有之候租稅ニテハ於コンシユル之

ヲ管轄難旨ヲ話ス

十二卿 如何様ノ難事有之レトモ此等ノ事ヲ取調候上ハ
明亮ニ相分リ可申候

九使 當時日本政府ハ市政井地方ノ事ヲ自ラ整成スルニ
充分ナリト勘考致シ候

十三卿 外國人ヲシテ日本國內ヲ自由ニ起居往來スルノ
權利ヲ許サル、迄ハ合衆國併外國政府ニ於テ此事ヲ
承諾致ス間數考ヘ候右等ノ規則ヲ是迄ノ通りニ据ヘ
置今日議論ヲ起サ、ルハ却テ日本利益ニハ無之哉
〔朱本〕
「デロング」

傍ヨリ曰ク我役目ノ第一ノ所業ハ船ニ行キテ船將
ヲ取ルニアリシ

十四卿 當時港長ノ事ニ付テ面倒相生シ居候他國ニテ之
ヲ承諾セズ此等ハ總テ英人ニ有之我等ニ對シテ區別
有之候儀承諾致兼候

十使 然ハ會同ノ上規則ヲ定メ又會同シテ之ヲ施行スル
ノ御趣意ニテ候哉又日本ニテ港長ヲ黜陟セント欲ス
ル節ハ必ス其時々外國公使ト相談スヘシトノ御論ニ

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 八〇

公使デロング^{〔國カ〕}公務卿ニ對シテ曰ク港規則ハ決定不致
テハ不叶候

十卿 デロングニ答テ曰彼方ニテ一切之ヲ管轄被度趣ナ
リ

公 右ハ決シテ出來サル事ナリ

十一卿 日本竝外國公使會同ノ管轄ニ不相成候テハ貴方
而已ノ港規則ニ隨從難致候尤貴國ヲ殘リナク御開キ
相成候時ニ至リ候ハ、一切貴國ノ法則ニ任セ申候儀
所好ニ候間夫迄ノ處ハ地方ノ規則モ港規則同様日本
并外國公使會同ノ管轄ニ屬シ可申候租稅ヲ定メ候事
ハ貴國ニテ勝手ニ之ヲ所分スル儀何分ニモ開届ケ難
ク候若シ今日本人米國ニ來住シ甲ノ地ノ地租高價ナ
ル事ヲ好マスシテ乙地ニ趣ク事自由ニシテ其害ヲ免
ル、事出來可申トイヘトモ日本ニテ外國人居留ノ場
所至テ少數ナルカ故ニ其所々ニテ重稅ヲ取ラレ候テ
モ外ニ致方無之候此方ニテ租稅ノ取立方干涉スル事
ナクシテ我人民ノ重稅ニ苦シムヲ坐視スル儀於當方
能ハサル事ニ候

此時國務卿公使デロングト話ス

候哉

十五卿 其人物ノ人撰并其後其職ヲ命候時ニ於テモ發言
ノ權ヲ所望致シ候

十一使 港規則ヲ設ケ候時ハ禮讓ヲ盡シテ外國公使ト相
談致來候得共然シ人撰及ヒ命職等ニ至リテハ此方ニ
テ取極申候

十六卿 其通りニテハ一切ノ規則無用ノ者ニ屬シ可申貴
國ニテ英人ヲ以テ港長ト爲スノ權理ヲ御主張有之候
得共然シ其人物ハ每事自國ノ利益ニノミ歸シ候様所
置致候右等ノ儀ヲ此方ニテ相除度存候

十二使 此儀ハ一個ノ人物論ヨリモ一般ノ規則ニ關係致
候一個ノ人物ナレハ之ヲ監督シ其所業ヲ糾正致事相
叶可申候

十七卿 此儀ハ我人民ノ貨財ヲ保護致候事故貴國ト會同
ノ上取極申度若シ故障有之節ハ右様ノ人物ハ之ヲ命
スヘカラスト申事ヲ可申述權利ヲ得度候

此方ニテ他所ニ趣キ候儀ハ不相成候故貴國ニ於テハ
御定ノ港ニ必ス參リ可申ニ付右様取極置申度候
〔朱本〕
「デロング」

傍ヨリ總テペルリーノ條約通り相成居申候

十三使 若シ會同ノ上ニテ能規則ヲ設立致上ハ日本ニ於テ勝手ニ其役人ヲ命スル事ヲ得ヘシ但此役人其職ヲ怠リタル事有之時ハ直ニ政府ニ對シ可訴訟原由トナリ候故果シテ不正有之時ハ之ヲ黜ケ可申候

十八卿 夫レ迄ノ間貿易ハ如何ニ爲スヘキヤ當時貴方ニテ船附場竝標本等ナシ右港長果シテ英人ナラハ米國ノ船ヲシテ標本モナキ外地ニ停泊致サセ候モ難計候

十九卿 當方ニ於テ港稅ヲ納メ其士官ヲ扶持致ス故其人ヲ撰ム時ニ發言致スハ當然ノ事ニ候

〔森〕
「デロング」

當時港長請合ヲ出サズ候故譬ヘハ風波中一ノ船ヲシテ揚碇セシメ其船難波船ト相成候テモ其責ニ任シ候モノ無之候

廿卿 當時ノ條約ヲ其儘ニ存シ當方ノ趣意ヲ容レ置規則竝之ヲ施行スル時ニ當方ノ發言ヲ許シ候儀却テ便利ト存候

卿 條約ノ此一部ヲ其通ニ致置候儀一般外國ノ利益ニ相成候

其賣德中ニ算入シタリ

廿四卿 總テ收稅法并其遣拂方ハ外國官吏會同シテ之ヲ差圖シ又ハ外國官吏ノ名代タルヘキ人物ヲ撰ンテ之ニ管轄セシメ申度日本政府ハ外國公使相談ノ上何程ノ稅ヲ納メ可然哉ト一同承諾ノ上ニテ之ヲ收納シ之ヲ施行シ可然候

〔森〕
「原文ニ「森云」ト記セリ」

十六使 我輩貴下ニ保證致此方ニ於テ信實ヨリ内外人民ノ爲メ雙方俱ニ満足スヘキ稅法ヲ立ント致候ニ右様ノ論ニ至リ候テハ我輩於テハ貴下ノ說ヲ了解シ兼候儀モ可有之哉或ハ又我國ノ獨立スル權利ヲ削リ候ヲ望レ候事ニ候哉ト疑惑致シ何レモ決斷出來兼候貴下ニ於テ右様ノ御說有之ハ當方ニ於テ了解難致候

廿五卿 此論ヲ立ル所以者貴國ノ諸部未タ外國人ニ全體同等ノ權利ヲ附與セズ是ハ一定ノ府邑中ニ限制ヲ立候故ニ候此等ノ府邑迎モ燈明陰溝番卒等ノ設置無之テハ不相叶之ヲ扶持センカ爲メ一定ノ金ヲ出シ申テハ不相成就テハ此金ヲ支拂フニ付テ發言致ス權利ヲ得申度候尤當方ニ於テハ一體ノ特權ニ進歩有ルヘ

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 八〇

十四使 役所ヲ設ケ其規則ヲ定ムル事ヨリ一切ノ瑣事竝收納ニ至ル迄總テ會同ニ歸シ候御趣意ニ候哉

廿一卿 條約ヲ見候時ハ貴政府ニ於テ此等ノ規則ヲ定ムルニ付御了解相成候通りニハ一致難相成候然シ當方ノ趣意ニテハ人撰并其管轄ヲモ含ミ候儀ト存候

卿 會同ノ所置ヲ以テ規則ヲ立テ官吏ヲ撰ミ申度候右官吏ハ瑣末ノ事ヲ除ク外ハ會同シテ成果ヲ報告スヘシ若シ其人ヲ不當ト存候時ハ他人ヲ命シ可申候

廿二卿 現時ノ條約ニ付此方ニテ了解致居候様御承知出來候ヘハ其趣意ハ人撰并其施行ヲ會同ニテ取行ヒ候事ニ候

十五使 當方ノ地方規則ニ付テハ如何様ノ御趣向ニ候哉廿三卿 是レモ前ニ同シク日本政府并外國人會同シテ費格ヲ取立又會同シテ之ヲ費シ可申權利ヲ望ミ候一體稅金ハ外國人ヨリモ差出候ニ付其費法方ニモ發言致シ候權利有之候

〔森〕
「外國品ヲ買テ之ヲ消費シタル日本人ノ實ニ拂ヒタルト云ヘシ外國人ノ之ヲ賣ルヤ其品代ノ内既ニ稅金口錢相場ノ差違市街及港内ノ諸費皆

キ様扶助致シ申度候得共我人民ヲモ保護致シ不申テハ不相叶候

廿六卿 貴國ノ進歩ハ甚迅速ニ相見ヘ候乍然未タ船附場無之故ニ米國ノ蒸氣船ニテ自分用ノ爲メ標本取立候得ハ英船ニテ之ヲ致所有候時ニ何ヲ以テ之ヲ相防キ候事出來可申乎此等ハ是非防止致申度候一體此方ニ於テ他國政府ニノミ信任致不申候故我人民ハ我自國ニテ保護致申度候貴國ニ對シ候テモ同様ノ儀ニ候素ヨリ此方ニテ貴方ヲ扶助致不申譯ニハ無之候得共貴國開化未タ斯ノ如ク我利益ヲ其儘ニ差置候場合ニ至リ不申候

〔森〕

十七使 日本ノ地圖ハ有之候哉

〔森〕
「デロング」

京都ニ對シタル港ハ何ト申候哉

〔森〕

十八使 敦賀ナリ

〔森〕
「デロング」

鐵道ノ機關師之ヲ測量シテ甚良好ノ港ト申出候

(參)
「伊藤」

十九使 鐵道發程起程ノ處ト致可申候

廿七卿 何事アリテ當時開港被成度港名ヲ御示シ無之候哉

此時別室ニ行キテ地圖ヲ研査シ

伊藤ヨリ左ノ港ヲ申述ス木戸其外之ヲ可トス

オタライ

蝦夷 註 「記者ノ誤

イシノマキ

仙臺 カゴシマハ公使デロンダノ說ナリ此外紀ノ和歌山

鹿兒島

薩摩 土ノ高知等ヲ同人ヨリ指シタリト此ノ箇所欄外ニ朱書シアリ

ツルガ

越前

廿八卿 當時議論兩立候ハ唯港并地方ノ規則ニ候

使 此議ニ就テハ返答致候前ニ相談致置可申候

(參)
「森」

又然ラハ貴方ニテハ我稅法デ設ケ候事ヲ承引成シタル事ト考ヘ可申候

廿九卿 輸出稅廢止ノ思召ニ候哉

二十使 唯今内地租稅ヲ設ケ居候間右決定次第相廢可申候

三十卿 此方ニテハ肝要ノ事ニ候間幾時ニ右輸出稅廢サ

ニ依リテ輸出稅ヲ賦スル事ヲ禁シ有之候貴國ニ於テハ輸出セントスル處ノ品物ニ輸出稅ヲ課ル時ハ必ス其輸出ヲ抑制スルニ相當可申候

廿三使 當方ニテハ改正ノ儀ヲ甘シテ承引可致候併我全國ノ政理ニ反シタルト認ムル處ヲ守ル様ニハ束縛サレ間敷候然ルニ矢張輸入稅ヲ取立候テハ我増サシテ欲スル者ヲ却テ減スル道理ニ當リ可申候

卅三國務卿 我政體ヲ立テタル大人ニテ之ヲ説明スル事ヲ肝要ト勘考致シ候

廿四使 之ヲ我政體ニ記載可致候ヘトモ條約ニハ載セ間敷候

卅四卿 我國内亂ノ節ニハ既ニ輸出稅ヲ取立ヘキ所置ニモ可及處政體ニ依リテ之ヲ免レ候

是ハ貴方ト貿易スルモノヲ保護スル爲ニ候

廿五使 是ハ當時追々開盛ニ赴キ候全國ノ政理ニ於テ肝要ノ次第ニハ無之哉

卅五卿 我國ノ地位ヨリ考フル時ハ貴政府ノ御勘考ハ致了解候ヘトモ貴國ハ貿易ノ經驗ハ信用難致候將來有無貿易ノ永續スルニ從ヒ漸々練熟セラレ候迄ハ貴君

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 八〇

レ候哉唯今御示シ被下間敷稅法ト申儀ハ輸入稅ノ事ニテ貿易規則テハ無之了解致居候

廿一使 然リ僅ノ所ハ格別其餘當時ノ貿易規則ニテ能行ハレ居候ト考ヘ申候間少々變改可致候

卅一卿 我商船ニ於テ航海不致前ニ何程ノ外國港稅ヲ拂ヒ可申哉ヲ豫メ吃度承知致置候儀肝要ノ事ニ付貴國ニ於テハ物品ノ輸入ヲ禁制スヘキ租稅ヲ設ケス改正ノ節ハ譯明ナル布告有之度又途中ニ在ル積荷ニ不公平ノ難儀トナラサル様改正ノ事ヲ充分ニ告知セン爲メニ新ニ改正有之節ハ之ヲ施行スル以前六ヶ月ヨリ十二月迄ノ内ニ公告シ就中貿易ヲ束縛スヘキ稅法ハ無之様有之度候

廿二使 譬ヘハ我國ニ於テ阿片ノ輸入并之ヲ用ユルコトヲ禁止セルニ齊シク酒類其他ノ如キ品物ニテハ之ヲ制スル爲メニ重稅ヲ賦シテ阿片同様ノ成果ヲ得可申候

卅二卿 健康ヲ害シ心術ヲ亂シ候品物ハ決シテ彼是故障申述間敷候貴方ニ於テ主張有之他ノ箇條ハ承引可致候ニ付五歩ノ輸出稅ハ御除可被下候又合衆國ハ政體

自ラ之ヲ保證シ能ハズ我人民百萬ノ財ヲ投シテ貴國ト貿易致候節ハ唯今御申述ノ趣意ニ相違無之様ノ保證ヲ得度當政府ノ望ム所ニ候

廿六使 是ヲ條約ニ記載致シ候故障ハ日本議者ノ批評ヲ受ケ且大ニ國ノ獨立ヲ破リ候事ト考ヘ可申候

卅六卿 承諾致シ五ニ御同様ノ事ト致可申候

廿七使 其體ニテハ大ニ我人民ノ意ニ適シ決テ不平ハ無之候此方ニテモ御同意致シ候

卅七卿 唯今貿易規則ノ論ニ及ヒ候運上所規則ハ是迄ノ通ニテ宜ク候哉

(參)
「デロンダ」

然リ是迄ノ通ニテ宜ク候

卅八卿 是迄ノ通リノ規則ニテハ御差支モ有之候哉

廿八使 然リ吟味致候テハ隨分可相改个條有之候此方ニ於テハ商船入口手數ヲ爲ス時ニコシニルノ受取貴

國同様ニ船切手爲預申度候

卅九卿 當時英國其他ニ實行致候同規則ヲ採用致可申候

四十 其他ノ事件有之候哉

廿九使 規則中ニ數多改正スヘキ箇條無之候ヘトモ其外

ニ少々改度處有之是ハ今日迄用意致候暇無之何レ次ノ談判ニ持參スヘシ

四十一卿 此等ハ何レモ瑣事ナリ

又第六箇條ハ如何噸稅ニテモ改正被成候哉

三十使 日本ノ圓金或ハメキシコ銀ニテ拂フヘシト云フ文言ヲ加ヘ度候

使 七弗半ト十五弗トノ外ハ噸稅ト申者相拂ヒ無之候

四十二卿 如何様ニテ噸數ヲ測量被成候哉此箇條ハ其儘

ニ致置度候尤此儀ハ他ノ勘考モ有之候事故次ノ談判

ニ御返答可申候

卅一使 局外中立ノ件ハ先當分其儘ニ殘シ置此條約外別

段ニ取極メ申方宜シカルヘク存候貴下ノ存意モ未タ勘考中ニテ返答ニ難及候

四十三卿 局外中立ノ法ハ至テ崇高ノ文言有之僅ノ紙上

ニハ記載難致候元來局外中立ノ法ハ取極メタル箇條

ノ外ニ如何様之ヲ決定サレ候哉至テ難キ事ニ候

他國ト内密ノ條約ニテモ有之候哉

卅二使 決シテ無之候

難申候思フニ教法ハ實際ト貿易トノ利益ヲ増進スル

ニ關係無之且教法ノ條約ヲ結フ事ハ不用ト存候

四十九卿 教法ノ苛責ヲ防キタル上ニアラサレハ自由ノ

實際ハ出來サルモノニ候一體外國ノ教法ヲ侮辱致候

ハ乃チ外國人ヲ侮辱スルニ當リ候

卅八使 此儀ハ直ニ相觸レ候事ニ無之候乃チ貴方ニ於テ

モ一宗ニ對シタル苛責總テノ宗門ニ及ヒ候依之條約

ニ關係致シ候上ニテ之ヲ討論候テモ緊要有之間數存

候此儀ハ日本政府ニ於テモ貴下ノ所存ヲ承リ候事ヲ

希候

五十卿 一宗ノ爲ニ申候ニハ無之惣テ寛恕有之度希望候

卅九使 心想ノ權ハ自然ノ天賜ナリ若シ政府ニ於テ其權

理ヲ保護スル事ヲ怠リ候形勢ニ當リテハ此事迄條約

ニ記載スルモ肝要タルヘシ乍然當時政府ニ於テハ之

ヲ保護スヘキ事ヲ勘考致シ居候ニ付之ヲ條約ニ記載

スルハ無用ト存候

五十一卿 貴政府ハ苛責ノ御處置無之ト相認可申哉

四十使 當時政府ニテハ左様ノ處置ハ無之候其儀ハ佛英

米其他ノ諸國トノ會議ニ於テ決定致シ候公使デロン

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 八〇

四十四卿 何レノ國トモ内密ノ條約ヲ御取結無之御勘考ニ候哉

卅三使 何故ニ右様ノ疑問有之候哉

四十五卿 歐洲ノ諸國中ニハ内密ノ條約有之候故ニ候合

衆國從來決テ之ヲ結ハス一切ノ條約總テ世界ノ吟味

ニ掛リ候様公布致シ候一體内密ノ條約ト申モノハ其

社中ヲ結ヒ其同意ヲ否ミ候邦國是アル時ハ則チ之ヲ

困難ニ引入易ク候

卅四使 右様ノ事ハ決シテ意想スル處ニ無之候

四十六卿 然ラハ互相ノ事ニ致置可申候乃チ五ニ内密ノ

個條ヲ承知不致シテハ取結ヒ中間數事ナリ斯ノ如ク

ニ候モ最早内密ニテハ無之候

卅五使 此等ニハ新奇ノ事ト存候何レ勘考可致候

四十七卿 此上ニ又事件有之候哉

卅六使 教法ノミナリ何故ニ條約中ニ此個條要用ニ候哉

承知致シ度頗ル迷惑致居候

四十八卿 使節出國後長崎ニ於テ苛責有之候由承知致シ

候

卅七使 是ハ外國人ニハ關係致シ不申全ク教法ノ事トモ

ダモ日本政府ノ思想ノ權ヲ保護スルノ端ヲ開キ候事

ハ承知ト存候

五十二卿 其確證ヲ承知致シ度候

四十一使 此方ニ於テ條約外ニ他ノ仕方ニ於テ之ヲ證シ

可申候

五十三輔 外國公使等モ貴國ノ法律且此條約ニ依リ其保

護ヲ願フヘシ

卿 千八百六十九年其會議以來二年ノ間數々其事ニ

反シタル處業有之候

四十二使 此事ニ於テハ急ニ申進難ク候

五十四卿 此方ニテハ信用ニ付裏瀆ナラサル事件ハ寛恕

有之度希望致候

四十三使 此方ニ於テハ所欲ニ非レハ現時日本ノ景況ニ

於テハ我政府之ヲ救済スル事ヲ勤候勢ニ候得ハ條約

ニ書載候事ハ不要ト存候

五十五卿 土人ノ耶蘇信仰ノ者四千人ヲ日本全島ニ離散

セシメシ事ハ近年ノ事ニ有之候

四十四使 夫ニハ他ノ道理有之候殊ニ其節ト今日トハ大

ニ變革致シ候

五十六卿 實ニ變革ハ進歩致候併未ク緊要ノ地位ニ趣キ
不申候貴方ニ於テ良法ヲ立テ裁判所設置有之候迄ハ
條約ヲ以テ之ヲ保護可有之候

四十五使 外國人ヲ保護可致候得トモ内政ノ事ニ就テ外
國人立入リテロヲ出シ候事ヲ好ス候

五十七卿 輸出税ニ於ル如ク之ヲ互相ノ事ニ致可申候
四十六使 全キ相違ノ事ハ以前ハ國民ヨリ保護ヲ求メ候
ヘトモ今日ハ日本政府ニテ開明ノ政治ヲ施シ候ニ付

御忠告ハ承引可致候

五十八卿 他國日本ノ外ニ在ルカ如ク我人民ヲシテ同様
ノ所分ニ任セ候程ノ大進ナル進歩ハ無之候

四十七使 此國ニ於ルカ如ク左様ノ寬政ニハ無之候
五十九卿 當方ニ於テハ我國ニテ同様ノ保證ヲ貴政府ニ

對シテ相求メ候此論ヲ立ル所以ハ貴政府ニ於テハ其
人民ヲ管束スル事出來不申故ニシテ貴方ノ不信ヨリ
起リ候譯ニハ無之

四十八使 當時日本ニテ寬政ニ趣キ候變革ハ甚迅速ニ候
森氏ハ御親知有之間敷候ヘトモ日本ニテ諸ノ事件起

「デロング」

敷候然ルニ日本ノ邊境ニテハ大政府ノ免許ヲ得スシ
テ人民ヲ苛責致シ候官吏有之候故當方ニテハ此等ノ
事ノ防禦ヲ所望ニ候

「デロング」

何故ニ岩倉公ノ内々約定有之候保證ヲ政府ニテ公然
ト布告不相成候哉

五十一使 政府ノ趣意ハ嚴刑ヲ廢シ候譯ニテ只今ノ趣意
ハ耶蘇教ニ對シ殘虐ヲ行ハサル事ト存シ候

「デロング」

耶蘇教宗徒ノ家族ヲ離散セシ事ハ乃チ殘虐ノ事ニ候
五十二使 是迄迎モ教法ノ議論ニ就テハ日本政府ニテ寬
恕ノ政ヲ施シ可申儀保證致シ候ヘハ此後何ノ憂ヘキ

模様モ無之候

六十一卿 何故ニ左様告知不相成候哉使節出國ノ後六七
十人ノ耶蘇宗徒苛責ヲ蒙リ候事有之故ニ之ヲ條約中

ニ載セ置候時ハ政府於テ其人民ニ條約ノ規則ニ從ヒ
可申旨ヲ布告相成且大ニ貴國ノ開化ヲ進メ可申候

五十三使 日本政府ニテハ之ヲ貿易ノ條約ニ致書載候儀
難相成候若シ貴方ニテ我カ政府ノ爲サント欲スル趣

リ近年ニ至リ四千ノ國民耶蘇ヲ信スルモノ何處ニ放
逐サレテ山林ニ臥シ鑛山ニ投セラレ實ニ奴隸ト爲レ
リ此事ニ付外國公使ト集會ノ上談判有之候節ニ右様
ノ事ハナキ樣約定アリタレトモ其後陸續トシテ絶ヘ
ス九州ニ配流サレタル者ハ寒氣ニ斃レ飢饉ニ死シ又
ハ囚籠ニ鎖シテ之ヲ路傍ニ晒セリ其時分岩倉大使ヨリ
予ニ申入候ニハ近來七十人ヲ追放シ教師ノ說法ヲ聽
問候儀ヲ差止メ再ヒ出席不致其爲メニ日本ニテ内密
ノ法律ヲ設ケテ寺院ヘ參詣ヲ禁制スト云フ

四十九使 寬政ノ爲メニハ實ニ著シキ進歩致候事ハ御承
知可有之候

「デロング」

實ニ然リ
五十使 當方ニテ力ノ及フ丈ケ善政ニ趣キ候時ニ當リテ
何故ニ之ヲ抑制ナサレ候ヤ此事ハ貿易又ハ交際ニ關
係不致事ニ致

六十卿 日本ニ兵隊ノ上陸禁スル事ヲ所望有之候當方マ
於テ曾テ之ヲ送り候事無之又ハ此後モ之ヲ欲シ中間

向ヲ承知被成度候ハ、此後可取行方向ヲ書面ニテ返
答可致候

六十二卿 現今ノ條約第八條ニ曰ク云々下略ス
第八條ニ全文ヲ朗讀ス

「デロング」

條約中ノ此條ハ全ク其用ヲ爲サス夫レノミニテハ苛
責ヲ差止メ候儀出來不申候

八一

明治五年二月十三日 大久保伊藤兩副使ヨリ
西曆一千八百七十一年三月十一日 岩倉大使等宛

歸朝ニ際シ條約改正ニ關スル意見開陳ノ件

合衆國國務卿フイシユヨリ指出タル條約改正個條書
ニ答ヘタル書面ノ談判決定ニ至ル迄ノ討議概略

第一條不開港ニ外國船ノ出入ヲ許ス事ノ代リトシテ現今貿
易ノ爲ニ開キタルト同様ニ追々開港ノ數ヲ増加スル目的ヲ
以テ先ツ改定條約ヲ雙方ニ於テ允准シ本書取替ノ後ヨリ直
ニ越前敦賀奥州石ノ卷北海道ヲタルナイ三港ヲ開ク事ニ於
テ妨ナキ旨ヲ承引スルノ目的トスヘシ尤現ニ之ヲ開ク爲ニ
故障アルト諸君ニ於テ考察セハ之ヲ遷延スルノ談判ニ及ヒ

其故障ノ趣旨ヲ述ヘテ可ナルヘシ僕等ノ勘考ニテハ現ニ故障トナルヘキ事ヲ考察セサルナリ

第二燈明税并ニ港規則ヲ創立シ緊要ナル税額ヲ課スル等國內ノ事務タルヲ以テ日本政府ノ特權ニ任シ敢テ他ノ政府ヨリ干涉スル所ニ非ス之ヲ主要トシテ一步モ退カサル事緊要ナリ

第五條外國貿易ノ爲ニ開キタル港ノ周圍五里ノ内ニ外國人ヲ居留セシムル事ハ條約調印後二ヶ年ノ後ト記シタレトモ第十條ノ地方規則ヲ創立シ之ヲ實行スル事日本政府ノ特權ニ任スルニ非サレハ此個條ヲ承許スルニ及ハサルヘシ是尤モ此個條中ノ要目タルヲ以テ猶一層ノ注意ヲ乞フナリ

我方ヨリ合衆國國務卿ニ申述タル個條中コンシユル裁判ノ權ヲ除キ外國ノ法權ヲ我國内ニ及ボス事ヲ將來禁止セント欲スル談判ノ結末ニ日本ノ法律裁判ノ仕法相立チ之ヲ實際ニ施行シタル後外國政府及ヒ人民等満足スルノ時ニ至レハ無論日本内地ニ居住スル外國人ハ日本ノ法ニ服スル事ヲ承諾シ且合衆國政府ニ於テモ之ヲ希望スルト云ヲ以テ條約個條ニ此事ヲ記載セント欲スルノ治定ナレトモ尙竊ニ之ヲ熟慮スルニ其満足スルノ期ヲ定ムル事又難カルヘシ故ニ猶之

ヲ買求メ之ヲ占得スル者アルヘシ然ル時ハ將來ノ爲ニ不都合ナリト思ハル於此漸々政府ニ於テ靜產所有等ノ制限ヲ設ケ地方官之ヲ管轄シテ一般ノ規則トナス事ヲ要ス此時ニ至ラハ外國人ト雖トモ此規則中ニ服從セシメ敢テ之ニ反カシメサル事緊要ナリ

此諸件ハ話聖東發輟ノ前ニ博文ヨリ木戸森ノ兩君ニ演述シタル趣意ナリ猶之ヲ確實ニセン爲ニ僕等協同シテ之ヲ筆スル如此談判ノ際ニ於テ希クハ之ニ注目シ賜ン事ヲ望ム

拜具謹言

明治五年二月十三日

伊藤 博文花押

大久保利通花押

大使 諸君各位

副使

註 岩倉大使渡米日記ニヨレバ大久保副使ハ十二日伊藤副使ハ是ノ日華盛頓ヲ出發セリ

八二 明治五年二月十九日

太政官正院ヨリ
西曆一八七〇年三月十七日 副島外務卿等宛

岩倉大使宛電信案ニ關シ意見問合竝ニ之ニ對スル回

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 八二

ヲ詳明ニセン爲ニ左ノ説明ヲ彼ノ個條ニ加ヘン事ヲ望ム
日本政府現時ノ目的ヲ以テ歐米各國ノ法律中ヨリ日本ニ適當セル者ヲ撰ミ之ヲ國律ト爲シ之ヲ國中ニ公布シ此法ヲ採リテ裁判スヘキ裁判所ヲ創立シ之ヲ内地ノ人民ニ實施スル時ニ至レハ直ニ外國人ヲシテ之ニ服從セシムル事ト定ムヘシ決シテ満足スルニ至リテ後之ヲ外國人ニ及ホスト云事ヲ記載セサル事肝要也

税法ヲ我國ノ特權ニ任スヘキ事ニ就テハ大凡制限ヲ立ルト云事アレトモ制限ノ論頗ル自由ヲ束縛スルノ甚キナルヘシ故ニ是ハ承諾スヘカラサル事ト決定スヘシ然レトモ時ニ會計ノ都合或ハ貿易ノ都合等ニヨリ政府ニ於テ之ヲ改定シタル時ハ凡ソ六ヶ月ノ前ニ國內一般ノ人民ニ公告スヘシ然レトモ之ヲ施設スル事ニ於テハ外國人ノ管與スル事ヲ拒ムヘシ

税法ハ貿易税及ヒ内地萬般ノ諸税法ヲ施設スル事全ク一般ノ事ニシテ我國權内ニ於テ自由ヲ得タル者ト認メ之ヲ主張スル事肝要ニシテ且ツ後來外國人ヲシテ内務ニ關係セシメザル様力ヲ盡シテ防禦セサル可ラス

地所ノ價ハ現今廉ナルヨリ富豪ノ商人ハ一時ニ廣大ノ地面

答ノ件

附屬書

二月三條太政大臣ヨリ岩倉大使宛電信案
條約改正ノ全權狀ニ關シ詳報アリ度旨ノ件

二月廿日達濟

華盛頓府より到來の電信何分意味相分兼候へ共定て緊要の

義に可有之尤頃日吉田大藏少輔米國へ出帆の節森辦務使えは意味不明にて處置いたし兼候趣申遣候へ共尙別紙の通彼地へ電信申遣し可申と存候右は明後廿一日長崎への船便有之候間御見込否共明朝迄に御回答有之度此段申進候也

二月十九日

正 院

副島外務卿殿

寺島外務大輔殿

附紙

朱を加へ候分相除報知致度候也

二月廿日

副島外務卿

寺島外務大輔

正 院 御 中

附屬書

日本東京二月 日

華盛頓在留辦務使森ノ取次ヲ以テ

日本全權大使エ

(註「」内ニ外務省ニテ附セン朱ノ傍アリ以下同體)
華盛頓府ヨリ西曆第三月十四日ノ電信「長崎縣令ノ取次ニ
テ第三月廿三日到着セリ書中」條約ノ意味ニ付森へ與フル
全權狀ヲ「別便ニテ」可差立トノ趣文意解シ難ク候間「全
權狀ハイカナルモノニヤ外務省スミスエモ承リ合候處更ニ
相分不申」尙御一報有之度候

三條太政大臣

八三

明治五年二月十九日 岩倉大使等ト米國國務卿トノ對話
西曆一八七〇年三月十七日 書

開港問題等ニ關スル件

壬申二月十九日洋曆三月廿七日國務卿非士と對話之
覺

岩倉大使

木戸副使

山口副使

數有之候間逐次に相開度候

非 港は何々に候哉

木 敦賀鹿兒島石ノ卷小樽内に候

非 右に下ノ關を加へ五港と被申候哉

木 さ様に候

ロング 土佐の内は如何哉同所には樟腦銅等夥敷產出いた
し候

此方答なし

此時ロング非士暫時談話あり

非 右港々何れを先に御開き被成候哉

岩 右は貴國而已ならず各國の所望も可有之候間外國公使
の撰擇に任せ可申候

非 他の港は猶二年も過候は、御開き可相成哉

岩 實地の都合により候事に候

非 其都合は誰人これを鑑定いたし候哉

岩 我國にては成丈貿易の盛るを冀望候より開港の多を望
候事には候得とも開港候爲には多少の手續も有之事故
漸次に無之ては處置難及候其都合は各國公使とも相談
可及候

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 八三

米國國務卿非士

同 輔

公使デロング

通辨鹽田篤信

筆記田邊太一

岡士ブロック

譯士ライス

非 今日は何々の个條御談判相成候哉

岩 此より申述候條も有之乍然其方にて御申開の廉有之候
はゞ可承候

非 先日談判の末御勘辨の上御返事有之趣に有之右は大概
御決着相成候事と存候如何に御座候哉

岩 先開港の事より申述べ候右は先日申入置候四ヶ所の
外下の關一港を相加へ并五港相開き可申候尤右の内二
港は本條約爲取替後一ヶ年内に相開き餘は追々貿易實
際の都合に奇り相開き可申候

非 先日の談判にては四ヶ所一時に開かれ候事の様に覺へ
候

木 全く開かざるには無之候得共是れを開く爲測量其外手

非 左候は、合衆公使より申立候は、直接御開き可相成哉

岩 直接開き候事は前にも申述候ことく六ヶ布有之候

非 左候ては際限無之事に候一ヶ年の内に御開き相成様御
約束可致候

岩 左候へは如斯取極め可申候餘の三港は五ヶ年の内即最
初の二港を并せ五年の内に五港を開港運に候

非 承知致し候開港場多數相成候は決て合衆國の利益而已
に無之御國の利に有之候

岩 先日被遣候書取の内地方港規則等都て日本政府の獨權
に歸し候様有之右は此方冀望の第一に御座候如何

井 夫は思召違に存候御國にも此國同様外國人何地に行何
地に住候とも御保護行届候譯に御座候へは無論思召通
りにて可然候得共今日の姿にては外國人居留候丈け外
國人と談判の上法制御建設可然事に候

岩 右は承り違に候哉其邊は擬置一體地方規則等我國政府
にて設立改正可致權を有候義は我國政府即今第一の目
的に有之我國を以宇内獨立の一國と被認候上は右様の
權利は我國政府に被任候事當然と存候
非 右は此方にも望む所に有之候得とも御國於て萬國普遍

の御國體御國政相立不申候内は矢張外國人に就ては別段の法則無之ては不相叶候何程御冀望に候共承知仕兼候

山 規則は正不正を論し候等國の開不開に掲り申間敷候左様にては國の進歩は無之事に候

岩 一體は御談通りの理に有之乍然我國の開化に赴き候はデロンク氏にも目撃被致候通にて一新已來我政府於て格別に盡力其民を文明に誘き其國を各國に比肩竝立せんと企望候竟には其地位に至り可申候左候は、方今右權を我政府に被任候とも可然考候此義は今般我輩使命の最大の个條にて候

非 御國政府御用意の格別に有之候事は能相分り申候乍然右政府相立候より未だ三四歳の久しきを經候而已にて外國々の如く政府の威權全充分に無之隨て外人保護の段も不行届即港を限り住地を限り候様の事に候即無據右様の所置に及び候決て獨立を見留不申抔と申筋には無之候

非 又云方今の外國人居留地分界以内は是迄の通双方にて規則取立可申先日御決著御申聞御座候條約規程内五里

國も有之候へとも我國にては最關係有之候

岩 左候は、如何可致との御見込に候哉

非 各國商船入港の噸數を通算し其多數の國を以て右人撰の列に加へられ候様いたし度候先英佛白米及荷蘭位の事に候

山 己の國の規則を他國の人と相談候理無之港則も地方同様日本政府の獨權に歸し候筋に可有之候

非 此義は此迄の條約通りにて宜敷候

岩 過刻より申入候通奉使最第一の要件此事に有之候

非 最早刻限に相成候

岩 左候は、此事は未決に候得とも又後日を期し御談判可及候

註 ヌノ日ノ對話不詳

非 來る土曜日十二時より二時半迄御面會可仕候

八四

明治五年三月十二日 大使隨行田邊一等書記官（米國ニテ）ヨリ
西曆一八七〇年四月十九日 外務大丞宛

條約改正談判遲延ノ事情等報告ノ件

別 錄 岩倉大使渡米日記抄

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 八四

十里云々の義御治定の節は地方規則御取立は貴國政府に御任せ可申候

岩 五里十里期を以て相開き候は詰り居留地を擴充候と同様に有之左候へは其期に至り候は、即今居留地の規則をも此方にて改正建設勝手にいたし申度候

非 御尤に候其通りにて宜候

岩 港規則も同様に候哉

山 港規則は密商等相防ぎ候爲に有之固より日本政府の建設する所に從ひ相當の事に候

非 左様は致し兼候右は箱館兵庫等にて港長之義に付苦情有之御雇入の者は英人且酒を使ひ不宜行跡有之右様にては我國民の爲不宜候間御相談に不加ては不相叶候木 夫は人物の論に候港則は我政府にて取極め其人物は相談候とも可然敷

非 相談との仰に候得とも相談に付て規則無之ては不相成候且相談候とも御採用無之節は相談無之も同し事に候岩 此迄不都合と被申候は詰り人物に關係候事にて規則の事には無之右にては談判の筋行違居候

非 貴國え相越候國々にも商船の多少有之港則に得失無之

第七號公信皇二月廿四日當地着落手致披見候

聖上益御機嫌克臨御被爲在頌祝の至存候卿輔公御初各位愈御精勵御在職此亦扑喜の至御座候當地大副使初一同無異御放慮有之度候

一條約談判の義は大久保伊藤兩副使出立後岩公御所勞加之當國務尙書ヒス娘大病抔にて暫時延擱漸く兩次の會議有之昨今略草稿を以引合候迄の抄取に相成居候尤條約の大意は兩副使歸朝前申合相成候趣と相違は無之候

一外山名和兩人願に付本官被免跡高木三郎と申もの外山代り被申付候右は森少辨務使より委曲申進候事と存候へ共爲御心得申進置候

一今般使節所用として持越候東京寫眞圖當辨務館御備に致度旨森少辨務使より被申聞候右も早々御仕立延達館御備の裝飾同様に被成辨務館え御送り相成候様致度候

（中略）

右は七號御報且近狀可申進條如此御座候餘は別紙略日記及新聞紙にて御承知有之度候也

壬申三月十二日

田邊 太一

外務丞記御中

本文新聞紙は餘り嵩高にも相成候間此便後は取捨可仕とも存候

別錄

(岩倉大使一行渡米日記抄)

略日記

二月八日美晴無記事

九日雪午前十字半大使及書記官三名寺院に抵る向晚天霽る

十日美晴大久保副使に我辨務使附ランマン附屬パテントヲ
此博物學ハ往年大統領リンコ
 フイス及メジカルミシユーム
ルン刺客ノ爲ニ殺ラレシ劇場
ノ痕迹今政府答レテ之ヲ「メジユーム」トナス以テ後日ノ記ニ備フ
 を巡覽しスミソニヤン博物館に抵りて歸る

十一日晴十二字伊藤大久保兩副使大統領公邸に別を告ぐ

十二日晴風寒朝第六字大久保副使小松濟治發府先新約克を經へて後桑港に抵る杉浦又隨行して新府に趣く正院及外務省の第三號公書翰を小松に附托す

十三日陰風猛此日ゼネラルマヨル使節を老兵救育院に誘導の約ありしが烈風寒天を以て期を延す夜第八字伊藤副使

術も亦善く理會熟達せり午後二字歸館雨來る夜八字大副使府の集會所に招かる

十八日雨無記事

十九日晴大副使書記二人ブルツクス等國務省に抵り應接あり此夜劇場に大副使以下を招待せり

廿日晴無記事

廿一日晴大使より桑港へ電信を以て各國欽差官等の會議所及其期日は大伊二使と龍動に會するの後に確定す可き事其二氏より我在留公使等にも布告すへしと大伊二副使に書を發す

廿二日晴入夜三字雨來る無記事

廿三日晴大副使我辨務使館に夕餐の饗を受く

廿四日晴午後第八字當國諸官省官員等を夕譚に招けり國務卿は其女氏の病を以て辭す主客合せて三十人

廿五日晴午後ゼネラルマヨル大副使を誘ひてパテントヲフ
新奇發明ノ器械物品ヲ此院ニ出シ政
府ノ免許ヲ得ル故其等ノ物盡ク藏ス
 を巡覽す築屋の廣大新器古物雜駁疊々枚擧に暇あらず入夜同氏又來りて大副使以下十一人を曲馬場に伴ふ

廿六日陰午前十一字大副使以下四人招に應じて府の製本居

發府歸朝す途上新府を過くるを以て福地源一郎新府まで同行して公務を辨す

十四日晴無記事夜雪

十五日晴午後第四字府知事クツク氏より使節の爲に救火隊を發し旅館前に於て救火の操練を演ずる二時間にして解隊して去る夜都兒格公使館に使節饗を受く

十六日美晴風隱なり無記事

十七日陰午前第十一字よりゼネラルマヨル來り大副使以下十三人を誘ひて府の北東里許にある老兵救育院に抵る此地は市街繁劇の地を離れ地高隆全府の景を目下に占め築屋も亦大理石を以て之を造營せる者閣上に國家防禦の夫に報する居と題せり屋中所養の老公三百二十七名而して居室は三百餘を容れるに足れりと巡覽數刻にして出院里許一學校に抵る乃ち往年戰爭後黒奴を教育する爲に所築の校にして政府の管轄に非ず有志の徒一會社を立て黒奴か役に由つて所作の金を集めて之を營みし者校中師數員を置き書籍を貯へ讀書習字算術等を教授せり今は則ち羅旬幾利西語を學者十數名あるに至る校に對せるの大舎は黒奴練兵所にして服制器械一般常兵と異なるなし操兵の

に抵る局中所蓄の役夫男女合せて一千人活字型の組立より招機の運轉板紙の裁作其製本一切金を粉し線を曳き紙を集め字を鑄以て一全冊を成す等盡く備はれり其築屋の大推して知る可し此日三條公より電話ありて曰く森氏に全權を委する云々不分明再信を要すと因て又大使より二副使歸朝の上分明なるべしと即答す

廿七日晴午前十字半議長_下院及外二人來つて木戸副使に謁す午後使節博物館に抵る

廿八日晴午前十一字使節尼院を訪ふ西班牙新公使來す

廿九日 晴此夕大副使及外務大輔へールト劇場を観る招に應ずるなり

卅日晴雨夕より今曉に徹す無記

三月朔日此夕六字各國公使を招き盛宴を開く其宴盤饗式の整備せるを以て衆皆歡を盡して散す主客合せて二十三人
 二日晴近日デロング氏歸朝の告あるを以て其夫婦等を招ひて夕譚を開く大副使より其婦に鬢簪の具を贈つて嘘となす此夜大雷風雨

三日晴肥田阿部等費拉地費府より歸來す

四日晴此夜費府よりの招待人「ゼネラル」ベントル」及其

三人を招きて理事官待遇の謝宴を開く大使疾を以て不與

五日晴無記事

六日晴無記事

七日晴無記事

八日雨午後十二時半より大副使書記官二人田邊鹽田ブルツクス
國務省に抵り應接あり二字歸館す

八五

明治三十五年五月（舊曆） 米國務省ニ於ケル岩倉大使等ト
西曆八月廿三日 國務卿等トノ對話書

日本側提示ノ改正條約案討議ノ件

壬申三月 日即洋曆第五月十五日於華盛頓府國務省
談判之覺

岩倉大使	森少辨務使陪席
木戸副使	田邊太一
山口副使	通辨鹽田篤信
	筆記フルツクス

ハミルトン ヒキス
ヘーデル

デロング
ライス陪席

彼一 今日の御談判は前日に異り候廉有之哉

此一 全く草稿に候得共條約案持参いたし候尤文體其外い
また整頓不致候廉々有之候得共其邊は後日に譲り先
條約本文附錄兩通に取認め持参いたし候
何故兩通に被成候哉

彼一 本文の方は兩國對等平行の文體に取認め可成丈け各
國同様の體裁にいたし候我國には進歩未た充分に無
之より我國限りの處置有之譬は岡士裁判所のことき
類は我國にて適當の裁判所出來候上は直様相廢し可
申ものに有之夫等は別に附錄といたし候事に候
右御書面一覽致し委曲御討論可及候間其御草案暫時
御留置可被下候

此一 全く草稿に付今日は持歸り猶清書爲致差出可申候右
の内には此迄御談決の廉も有之將未濟のものも有之
御談決には候へとも猶勘辨候ものも有之一應夫にて

爲讀上可申候間御聞取有之度候

彼一 可承候

此一 附錄より讀始め可申候

第一條を讀む

彼一 新潟港の事に候右は昨今の姿にては全く御鎖し有之
候も同様と存候

此一 さ様に候全く有名無實の姿に有之候間鎖し申度候既
に先日森少辨務使より御内談爲及候處粗御同意と承
り及候

彼一 其後段を承り可申候開港場所は先達て御談決通に候
哉

此一 同様に候只一港を減し候

第二條を讀む

彼一 三年に候哉二年と存候

此一 二年とは申候へ共實地力の所及を計り候て三年に改
め申候

彼一 何れ勘辨の上御答可申上候末條の處自分勘辨にては
折角御擴充御座候とも其甲斐無之様被存候

此一 此迄迎も居留地にては居留迄の事に有之右を廣め候

事に候

彼一 さ候は十里の外に候哉

此一 否十里の内に候

彼一 其先を可承候

三四條を讀む

彼一 六ヶ月にては短き様存候

此一 承り置候

五條を讀む

彼一 宜候充分の裁判所取立と致度候

此一 其邊文段は未だ整備不致候猶勘辨可致候

六條を讀む

彼一 本位は金貨而已にて銀貨は無之哉

此一 金貨而已に候

彼一 右本位圓金と墨銀との相場如何様に被定候哉

此間山口副使デロングと反覆辯論あり

彼一 兎に角案文熟覽いたし候上此方趣意をも可申上候

此一 猶時間も候は、本文の方一讀爲致候様可致候、
宜布候

本文讀了る

彼一 第十四條中是迄の條約を廢すと有之右は何々の約定を被仰候哉

此一 六十六年江戸約書其外都て地方約書等をも廢し候事に候

彼一 承り候處にては遺漏も有之且改正可致廉も有之何れにも案文熟讀の上に無之ては可否共難申上候

註 本號文書對話ハ其ノ内容及前後關係ヨリ推シテ三月十五日ニ行ハレタルモノト認メラル仍リテ表題ノ日附ニ因ハル、コトナク假ニ此ノ所ニ之ヲ收メタリ

八六 明治五年三月十五日
西曆一八七二年四月二十二日

日本側ヨリ提出セル大日本合衆國新定條約并附錄章案

大日本合衆國 新定條約并附錄草案

皇國日本及亞米利加合衆國條約草案序文

日本天皇陛下及亞米利加合衆國從來兩國ノ政府人民ノ間ニ幸ニ存スル處ノ懇信ノ友誼ヲ保持シ之ヲ益厚ラシメ而シテ互相ノ貿易ヲ増進センコトヲ均シク希望スルニ依リテ和親貿易及ヒ航海ノ條約ヲ取結フヘキ商議ニ及フコト

此條款ヲ以テ兩國中沿海貿易ノ事ニ用ユヘカラス其規則ハ雙方何レモ各自ノ法ヲ以テ之ヲ治ムヘシ他ノ國民ニ格別ノ恩典殊例ヲ付與スルコトアルニ於テハ同様ニ彼此人民ノ公有ト爲ルヘシ

第三條

此方ノ船舶彼方ノ海港ニ到ル者ハ凡テ噸稅燈費引水港稅及一切ノ諸稅官吏ノ手数料ニ就キテ其取扱ヲ受クル事最モ優待サレタル國民同様タルヘシ

第四條

一切諸種ノ正路ナル商品ハ彼國所屬ノ船ヲ以テ此國ニ輸入シ或ハ之ヲ輸出シ而シテ政府或ハ地方官廳或ハ他ノ私社ノ名義又ハ利益ト爲ル偏頗ノ租稅ヲ加フヘカラス此國海軍ノ用品ハ彼國ノ開港場ニ陸揚ケシ之ヲ相當ノ稅吏ニ托シテ借庫ニ納メ或ハ又規定通り其命ヲ得タル政府ノ藏船ニ容レテ之ヲ海上ニ貯ヘ置キ而シテ藏敷等ノ入費ヲ拂フヘシ其品ヲ賣却シ又ハ其他之ヲ所置スル時ニ非レハ租稅ヲ納ムル事ナカルヘシ

第五條

約定シタル兩國ニ於テ何レモ外國ノ貿易ニ開キタル一方

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 八六

ヲ決定シ其爲メニ各其全權ヲ簡ミ日本 天皇陛下ハ某ニ命シ亞米利加合衆國ノ大統領ハ某ニ命シ雙方其全權ノ文書ヲ照准シ其確實ニシテ正シキヲ見テ決定調印スル處如左

第一條

日本天皇陛下及ヒ其臣民ト亞米利加合衆國政府及ヒ人民ハ兩國ノ間ニ最懇ノ友誼ヲ増進スルヲ以テ各其目的ト爲シ而シテ始終此方ニテ彼方ノ君權及ヒ位望ヲ敬スルヲ要ス

兩國ニ於テ互ニ外務辦理ノ官吏ヲ委出シ各其國ノ首府ニ駐劄セシムルコト勝手タルヘシ

第二條

茲ニ約定シタル趣ハ此方ノ人民彼方ノ開港場ニ趣キ其處ニ住居シテ一切正路ノ商品ヲ賣買シ而シテ現今將來最モ優待サレタル國民ニ推シ及スヘキ航海貿易ノ自由殊典及ヒ免除ヲ受用スヘシ若シ之ヲ他ニ付與スル事一定ノ約束ニ出ツル時ハ同様ノ例ニ依ラサルヘカラス
然リト雖トモ彼此ノ人民ハ須ラク其土民ヲ治ムル處ノ法律諭示及ヒ故例ニ服從スヘキ旨ヲ協定ス

ノ海港府縣ニ在留セシムル爲メニ總領事、領事、副領事、其代官タル者ヲ命スルコト勝手タルヘシ此等ノ官吏ハ最モ優待サル、國民ノ官吏同様ノ殊典權利ヲ受用スヘシ然レトモ若シ右官吏タル者貿易ヲ營ムニ於テハ其在留スル土地ノ平民ヲ治ムル處ノ法律故例ニ服從セサルヘカラス

右官吏ハ其役所ノ門前ニ政府ノ徽章ヲ表掲シ其上ニ官等ヲ記シ置クヘキ殊典ヲ得ヘシ

此表向ノ標記アルカ爲メニ決シテ罪人ヲ陰蔽スル權利ヲ付與スルニ非ラス其家屋住所ヲシテ地方裁判役ノ追究ヲ免レシムル名義アルニ非ラス但茲ニ協定シテ以テ領事館ノ公用ニ屬シタル記錄文書ハ一切ノ搜尋ヲ蒙ラサル様ニ保護シ且又如何ナル口實アルト雖トモ官府ニ於テ之ヲ檢視シ之ヲ取押ヘ又ハ其文書ヲ查驗スル權利ナカルヘシ

第六條

領事副領事及ヒ其代官タル者ハ其國ノ船ヨリ脱走シタル人物ヲ搜尋シ捕提シ禁獄シ引留ル爲メニ地方官エノ須要ノ助力ヲ望ムヘキ權利アルヘシ右所望ヲ爲ス方ニテ相當ノ公文ヲ以テ其證據ヲ添ヘ之ヲ請求スルニ於テハ適當ナ

ル權ヲ有スル官吏ニ之ヲ許容スヘシ但シ之カ爲メニ生スル處ノ要用ノ入費ハ所望スル方ニ於テ之ヲ仕拂フヲ要ス且又刑法ヲ犯シタル罪人ノ吟味ヲ決定スル爲メニ要用スルニ非レハ六ヶ月以上引留メ置ク可ラス裁判落着ノ上ハ直ニ之ヲ施行スルヲ要ス

第七條

此國ノ臣民彼國ノ疆内ニ在リテ其政府ノ法律ヲ遵奉シテ土地ヲ賃借スヘシ若シ此土地ヲ外國人ニシテ之ヲ所有シ能サル處ノ正路ノ承業者ニ譲リ渡ストキニハ相當ノ期限ニ之ヲ所分シ其代物ヲ以テ退クヘシ但右手敷料ハ其土地ノ人民ヨリ收納スル處ニ限ルヘシ

第八條

兩國茲ニ嚴約シテ以テ彼此ノ人民其封疆及管轄内ニ在ル者ノ身體家産ヲ專ラ保護センカ爲メニ裁判所洞開シテ以テ最モ優待サル、國民ト同様ナル裁判ノ扶助ヲ得セシメントス

右人民其國ノ通法或ハ風俗ニ從ツテ證據ヲ立ル時ニハ兩國一切ノ裁判所ニ於テ之ヲ眞正ノ憑詞ト看做シ而シテ兩國人民何レモ裁判所ニ出訴シテ須要ノ手段ヲ盡ス事勝手

第十一條

若シ此國ノ人民或ハ船舶彼國ノ海岸ニ於テ破船シ又ハ風波ノ難ニ遇ヒ又ハ大造ノ損傷ヲ蒙リ又ハ他ノ止ムヘカラサル緣由ニ依リテ其港口海灣又ハ江口ニ入リテ避難ノ場ヲ求ムル時ハ仁惠ヲ以テ之ヲ接遇シ缺乏ノ品ヲ備足シ其船ヲ修覆シ其航海ヲ爲シ得ル程ニ要用ノ扶助ヲ加ヘテ之ヲ保護スヘシ

若シ止ムヲ得スシテ損傷ヲ受タル船ノ積荷ヲ卸放シ陸揚スル時ハ相當ノ規則ヲ照シテ之ヲ施行シ其物品ヲ賣却シ處分スルニ非レハ租稅運上等ヲ課スヘカラス但シ右入費ハ其船ノ手代、持主引受方ニ於テ之ヲ仕拂ヒ此輩ハ其船ト一體ニ爲リテ其責ニ任スル者ナリ

第十二條

日本天皇及ヒ亞米利加合衆國各其名ヲ以テ外務辦理及領事官吏ノ手ヲ經テ請求ヲ爲スニ於テハ五ニ左ノ罪名ヲ犯シタルニ相違ナキ人物ヲ引渡シテ裁判ニ付スヘシ其罪名ハ諸種ノ殺害又ハ之ヲ謀リタル者強盜威迫又ハ住家ニ亂入シタル者海賊、放火、強姦、僞冒乃チ贗金贗札ヲ模造シ發出シ通用シタル者及官吏又ハ給料ヲ取ル者其預ル處

タルヘシ

第九條

茲ニ協定シテ以テ阿片同様ノ物品ニテ現今將來政府ニ於テ勝手ニ輸入スル事ヲ許サ、ル者ハ凡テ嚴ニ其國ノ法律規則ニ從フヘシ尤モ右禁制タル事ヲ諸ノ國民ニ推シ及シ差別ナキヲ要ス

直ニナリトモ或ハ陰ニナリトモ不當ノ制限ヲ設ケテ兩國人民ノ貿易或ハ人事ノ交際ヲ妨クル事無ク此國ノ人民ニ於テハ彼國ノ人民ヲ雇フテ法ニ戾サル使役ニ供スル事由ナルヘシ

第十條

茲ニ復タ協定シテ以テ此國ノ民彼國ノ住居スル者ニ性情ヲ充分自在ニ伸達スル事ヲ得セシメ其信仰スル處ノ宗旨ニ就キテ妨碍損害ヲ與フル事ナク且又其國ノ法律及定例ニ觸レサル丈ケ私宅又ハ公然タル禮拜堂ニ於テ正シク其宗旨ノ法務ヲ執行シ妨碍障害セサルヘシ

彼此國民ノ遺骸ハ地方官ニ於テ所設ノ正當ノ規則ヲ照シ之ヲ其國ニ埋葬シ而シテ亂妨ノ事ナキ様ニ之ヲ保護スヘシ

ノ金銀ヲ濫用シテ其罪嚴罰ヲ免レサル者ニシテ以上ノ罪ヲ請求スル處ノ管轄内ニ於テ之ヲ犯セシ事分明ニシテ右犯人彼國ノ疆内ニ隱匿シ又ハ其處ニ於テ露現ニ及フ者ナリ

右召捕并ニ引渡ノ入費ハ請求ヲ爲シ逃犯ヲ受取方ニ於テ之ヲ償フヲ要ス

第十三條

若シ不幸ニシテ此條約中ニ掲載セル某ノ條款ヲ違犯シ或ハ其他ノ事故ニ依リテ大ニ兩國政府及ヒ人民ノ間ニ存在スル友誼ヲ損傷スル事アルニ於テハ此害ヲ蒙リタルト思惟セル方ニ於テ先特例ノ公使又ハ居留ノ公使ヲ以テ適當ノ證據ヲ添ヘ此ノ損傷ノ情實ヲ陳述シ至公充分ノ處置ヲ一方ノ政府ノアル首府ニ討索シ其政府之ニ應セサル歟又ハ故ナク之ヲ遲延スル事アルニ非レハ絶交ノ所業ニ及フヘキ命令ヲ出スヲ許サス又兵端ヲ開クコトヲ爲サ、ルヘシ其度毎ニ大政府ノ印章ヲ加ヘタル別段ノ免狀ヲ申請シ期限ヲ定ムルニ非レハ外國ノ兵隊又ハ武備ノ者ヲ兩國ノ陸上ニ登スヲ許サス

第十四條

從前日本皇國ト亞米利加合衆國一已又ハ他國ト協同シテ
取結ヒタル和親貿易航海又ハ地方ノ事務ニ就キ約定シタ
ル處ノ一切條約約定規則章程ハ凡テ茲ニ之ヲ廢止スヘシ
此條約ハ本書交換ノ日ヨリ十年間之ヲ施行シ若シ十年
ノ期ニ滿ントスル一年前ニ此方ヨリ彼方ニ此條約ノ施行
ヲ取消ス事ヲ公告セサル間ハ尙十二ヶ月ノ間之ヲ遵守シ
而シテ年々十二ヶ月ノ終ニ於テ之ヲ續クルコトヲ公告ス
ヘシ

第十五條

此條約ヲ此方ニ於テハ日本 天皇ノ許可ニ供シ彼方ニ於
テハ合衆國ノ大統領議院上局ノ忠告承諾ヲ得テ以テ之ヲ
允准シ都合次第日本東京ニ於テ本書ヲ交換スヘシ
之ヲ保證センカ爲メニ雙方ノ全權英文和文ノ諸條款ニ記
名シ英文ヲ以テ原書ト爲シ各茲ニ調印スル者ナリ

華盛頓府ニ於テ紀元千八百七十二年第 月 日乃チ日
本明治五年 月 日

某 印

日本天皇ノ詔旨ニシテ條約ノ附録ト爲スヘキ草案

五里内ニ在リテ住居スルノ土地ヲ賃借シ得ルヘシ此五里
ハ即チ舊條約ニ於テ外國人ノ行步ヲ許ス處ノ半程ナリ
其後又三年ニシテ五里ヲ擴充シ即チ行步規定ノ全程ヲ同
様ニ許容スヘシ

本書條約交換ノ日ヨリ長崎兵庫ノ行步規程ヲ擴充シ都テ
各方エ十里ト爲スヘシ

此程内ニ居住スル外國人ハ日本政府ヨリ格別ノ允准ヲ得
ルニ非レハ山林ヲ斬伐シ鑛山及ヒ田畝ヲ所有シ產業ノ資
ト爲スヲ得ス

第三條

本書條約交換ノ日ヨリ一年ニシテ亞米利加ノ人民日本ノ
内地ヲ旅行セント希望スル者ハ其地方官廳ノ免許ヲ以テ
旅行切手ヲ得ルヘシ但其國ノ領事文書ヲ認メ其書中ニ公
然ト當人ノ身柄正シキ事ヲ證シ其者決シテ日本ノ土民ト
混雜ヲ生ス間敷旨ヲ領掌シ且右旅行ノ期限并貿易或ハ遊
覽ノ爲メナル事ヲ記シ之ヲ官廳ニ差出シタル上ニテ之ヲ
付與スヘシ此ノ約束ヲ違犯スル者ニハ以後此條ノ免許ヲ
與フ事勿ルヘシ且又時々願主ヨリ相當ノ手数料ヲ拂フヘ
シ

此ノ附録ハ本書條約交換ノ時ニ布告シ其時ヨリ
一切所載ノ條款ヲ允准シタル者ト認メ條約ヲ履
行スル間ハ本書附録俱ニ竝行シテ之ヲ遵守スヘ
シ

第一條

本書條約交換ノ日ヨリ一年ノ内ニ日本ニ於テ更ニ二港ヲ
開キテ外國ノ貿易ヲ許容シ其場所及之ヲ開ク期限ハ六ヶ
月以前ニ之ヲ公告シ此ノ諸港ヲ開ク時ハ新潟港ヲ鎖スヘ
シ

日本ノ開港場及府縣ニ住居スル亞米利加合衆國ノ人民ハ
其處ニ設立シタル規則ヲ遵守スルヲ要ス

且又本書交換ノ日ヨリ五年ノ間ニ二三ヲ開クヘシ

左ニ假ニ掲載スル處ノ諸港ヲ以テ内外ノ貿易ニ於テ實ニ
須要スル處ト看做ト雖トモ若シ他ニ之ヨリ便利ノ港アル
ニ於テハ日本政府ニテ最モ衆望ノ歸スル處ヲ擇ムヘシ

敦賀 小樽内 石ノ巻 鹿兒島

第二條

日本ノ開港場ニ於テ外國人ノ居留地ヲ擴充スル事如左
本書條約交換ノ日ヨリ三年ニシテ外國人ハ開キタル港、

若シ當人出先ニ於テ不法ノ所業ニ及フ時ハ之ヲ召捕ヘ其
國ノ領事ニ引渡スヘシ且ツ此箇條ヲ違背シタル者ハ都テ
將來ノ殊典ヲ得ルコトヲ得サルヘシ

第四條

本書條約交換ノ後若シ日本ノ稅則ニ於テ稅額ヲ増減スル
トキハ公告スヘシ之ヲ公告セシヨリ六ヶ月ヲ經ルニ非レ
ハ合衆國人民ノ輸入輸出スル處ノ商品ニ新稅ヲ課セサル
ヘシ

第五條

日本政府ニ於テ互相ノ便宜ヲ計ルカ爲メニ各地ニ適當ノ
裁判所ヲ設ケテ訴訟ヲ聽斷スル迄ハ皇曆 年 月 日
即チ千八百五十八年ニ取結タル條約ニ基キ開港場ニ於テ
從前仕來ノ通り政府ニテ承認シ其地ニ居住スル領事官ニ
裁判ノ權竝ニ職掌ヲ執行セシムル事ヲ協定セリ

右時限ニ到リテ日本政府ヨリ其公告ヲ爲ス迄五ニ約定ス
ル事左ノ如シ

亞米利加人日本人ニ對シテ法ヲ犯ス時ハ亞國ノ領事裁判
所ニ於テ之ヲ吟味シ其上ニテ亞國ノ法律ヲ以テ之ヲ罰ス
ヘシ

日本人亞米利加人ニ對シテ法ヲ犯ス時ハ日本ノ官吏ニ於テ之ヲ吟味シ其上ニテ日本ノ法律ヲ以テ之ヲ罰スヘシ
亞國領事ノ裁判所ハ日本債主亞米利加人ニ對シテ正當ノ催促ヲナス爲メニ開キ置キ日本官吏ノ裁判所ハ亞米利加ノ債主日本人ニ對シ正當ノ催促ヲナス爲メニ開キ置クヘシ

第六條

日本政府ニ納ムヘキ諸稅ハ日本ノ圓金ヲ以テ之ヲ拂フヘシ但シ偶然ノ緣故ニ依リテ止ムヲ得サル場合ニ於テハ「メキシコ」銀ヲ以テ其代リトシテ受取ルヘシ乃チ其割合ハ「メキシコ」銀一弗ヲ以テ日本ノ一圓金ト同價ナリトス

尤日本政府金貨改鑄ノ際現今内外ノ貿易ヲ便ニスル爲メ何年ヨリ三ヶ年間其筋ノ役所ニテ「メキシコ」銀ヲ以テ金圓ヲ賣渡スヘシ

尤其割合ハ造幣寮ニ於テ銀塊ヲ買取ヘキ時々ノ定價ニ從フヘシ

第七條

日本政府ハ亞米利加船ニ日本ノ諸港ノ間ニ於テ沿海ノ業

義と存候其外御用狀は米佛英郵船出帆の都度々々必ず差立候事にて已に十五號迄に相及候程の義に有之候間追々御收掌可相成候へとも自然途中に躊躇致居候哉も難測猶鯨島へも其段申遣候間貴方よりも同人方へ御掛合相成其筋御探索可被下候

一英國代理公使アダムス此度獨逸在留一等書記官被命近々歸國候に付内謁見の義願出乃ち來る四月八日第一字御治定相成候事

一獨逸公使并に蘭公使出る廿七日横濱出帆にて尾州名古屋邊陶器七寶製方爲一覽罷越候事

一魯國新公使ヒュツオフ來る彼五月十五日頃には到着致候趣電報有之候事

一過日十四號便にて中入候宮城縣にて邪教開講の企致候壹件書類の内澤邊數馬口書取落有之此度正院より相廻候に付乃ち入御一覽候事

右大久保已下 歸朝の御報知且近況申進候迄如此候也

月 日

下略

ヲナス事ニ付別段ノ免許ヲ與フヘシ

註 右草案ハ八五ニヨレハ一應持チ歸リ更メテ之ヲ米國側ニ提出シタルモノノ如シ「木戸孝允日記」ニヨレハ三月十六日ノ條ニ「今日條約草案書ヲ國務卿フヒシユノ方ヘ持セリ」トアレトモ九五ニ於ケル「フイツシュ」ノ言ト齟齬セリ結局「清書」シタル草案ヲ提出セシ月日ハ未タ之ヲ明ニスル能ハス

八七

明治三十二年五月二十八日 外務大丞等ヨリ
西曆一八七二年五月五日 大使隨行田邊一等書記官等宛

大久保、伊藤兩副使等ノ安着等報告ノ件

壬申三月廿八日達ス

十五號大使への書翰案四月朔日出佛郵船

例文略之

一 本月廿四日大久保伊藤兩氏初小松蘆盛小原令之助外一行とも安着第三號御書簡致披見候大使其都府御着後大統領御謁見其外御中越の件々逐一致承知候今便は已に郵船出帆の期に臨差急候に付不能詳答いつれ後便縷々可申進候一當方より差立候御用狀第三號は御落手相成候へとも其餘は今以て相達不申趣小松氏よりも段々談話有之右第一第二は英郵船にて差出候に付定て最早鯨島方より御届致候

八八

明治三十二年五月二十九日 大使隨行田邊一等書記官等ヨリ
西曆一八七三年五月六日 外務大丞等宛

五次ノ公信到着及近況報告ノ件

別 錄 岩倉大使渡米日記抄

第五號 皇三月廿九日
洋五月六日

米國華盛頓

第一號 辛未十一月廿七日附第二號 辛未十二月五日附第四號
辛未十二月廿日附第五號 辛未十二月廿六日附第十號 壬申二月十五日附

哉都合五次の公信當三月廿日東西より同時當府到着一々被見致候先以

聖上益御機嫌克臨御被爲在恭悅至極奉存候卿輔公御初御一同彌御精勵御奉職遙祝此事に御座候隨て此方大副使以下一同無異御安意被下度候

第一號中

一大嘗會豐明節御大典并横須賀行幸海軍

上覽の義御中越承知いたし候

一歐洲廻し荷物佛郵船ゴツタヘリ號御積込の積

一澳地利公使昇進に付參 朝

一外國人訴訟取扱の爲東京運上所え司法省官員出張の儀

一舊藩債御處置振

一大使御出張中本省御用懸り役々名前

右何も承知大使副使え申上候

第二號中

一澳地利國本條約交換相濟且御親證の奉勅書爾後外務卿名前に相成候旨

一本省中日記課相立懸り人員被命候儀

一米輸出に付各國公使え書東寫其外云々

一兵庫地所の儀に付英公使との往復寫并榎本金二郎石炭一條に付同人と往復寫其外云々

一長崎縣異宗徒一條

右何れも承知大副使え申上候異宗徒一條は第三號中御申越にて爾時御報申進置候石炭の儀は鯨島辨務使方え必然御申遣相成候事とは存候得共別段御申越無之に付此方より寫相廻し置可申存候將又第一號公信郵船の間に合兼候よしに付御心配候趣御申越御配慮忝存候尤此方にて一二四五四次の公信漸く此程東方より到着候位の儀に御座候間格別御心配不及候

聊内煩無之彼方の議論をも説破可致根據出來一安心に御座候

一横須賀 行幸の砌漢人尊影を奉寫候儀云々

一清國條約に付云々

右何れも承知大副使え申上候

第十號中

一ウリヤム到着候儀

一使節一行桑港着已來新聞抄傳の義

一鄭大錄以下轉任

一先便申進置候御用紙類御差廻し候趣

右承知大副使申上候

第三號第七號兩次の分は到着候節夫々御報申進置候只今にては未到着無之分は六八九三次の書信と被相考候

一此方條約に付談判の模様(註)に先便第四號公信中申進候通條約草案差出置候迄にて今以談判も無之

先アラバマ一條に付當國務尙書にも格別多事の様子御座候右に付使節には海軍學校其他諸官廳等見物に消化被致候而右前數次の御報且近況申進度如此御座候委曲卿輔公え御申立被下度候以上

シヤツパンヘラルト中條約改正に付議論の條御譯書御差越大副使にも入御覽候今般改正の條約も多分右議論の體裁に可相成と存候

第四號中

一大使初桑港到着候電信長崎縣相達し去辛未十二月八日御承知相成夫々御報告の旨

一田邊太一以下三名位階昇進に付式部寮より御達しの位記御差越夫々拜授いたし候

一舊藩債御處置振猶御申越の趣

一朝鮮國御處置振

一森山茂以下數人轉任の事

一深堀一條

右何れも承知大副使え申立候

第五號中

一澳地利博覽會布告文譯

一深堀一條彌以落着右に付長崎刊行のガゼット訛傳の廉御糺可相成旨をも承知いたし候耶蘇宗徒御處置振に付ては此方にも種々の風説有之自然條約改正の談判にも差響可申候と使節初心配被致候處彌以右様の御處置御座候へは

壬申三月廿九日

渡邊 洪基

田邊 太一

外務丞記御中

尙以出立の節持越候東京寫眞圖右は辨務館付屬に是非一部有之可然ものと存候間延遠館御置附同様の裝潢に

別錄

(岩倉大使一行渡米日記抄)

略日記

三月九日晴風烈此日黒奴脱役の期日に當るを以て黒奴隊名旗旄を豎て銃創を擁し市街を巡行旗皆リンコルン氏の肖像を模畫せり黒女子數百車を馳せ馬を趁て相共に大統領殿に集る殿前祝砲百發を撃轟す今年乃ち其十回期なりと十日晴風烈無記事
十一日陰此夜「マソニック」場に陸軍踊舞會あり使節事故あるを以て辭す

十二日晴此日正院外務省行の公信を緘す他無記事
十三日天陰朝第八使節一行盡く歐洲ニ派遣ス招に應してマヨル氏と共に府の海軍局に抵り海軍總督に接して直

にクラブーサ號小汽艦に乗す使節入局の時海兵樂隊奏樂し祝砲十五門を發す艦發輪して行く十八里ボツマツク河岸マウンツ、ヴェルノンに投錨衆小火艇に乗して上陸數十歩華盛頓の墓に詣す墓は磚瓦を以て之を築く鐵柵門あり戸内に二棺あり土上に安ず棺共に白大理石を以て製作せる者右棺は華氏左は其夫人二棺上に其姓名を銘す門の上に額ありて「華氏遺骸存氏此中」と書せり墓を去つて登る數十歩華氏の舊宅に抵る古雅質樸然れとも瓦磚を以て造立せる者にして二層樓十數室あり當時の大家室内華氏の古衣舊帽を掛けたり又其易席室及佛將ラフエツト氏の同居房あり午後四字半歸局向晩入館此日同行する者兵部卿大藏大丞議院次官大藏卿は辭せり

十四日美晴風穩無記事

十五日晴風劇午後條約集議あり

十六日美晴風嫩なり午後大副使以下第七字ゼネラルマヨル氏と招に應して府の司天臺に抵る臺は「ナショナルラプセルヴェトリ」^{セルヴェトリ}と號してボトマツク河上にあり築屋壯大ならずとも雅麗可掬臺督サンヅ氏衆を誘ふて測樓に登る三層上層に千里鏡を安ず登降自在樓屋も亦一手力

十九日晴炎熱寒暑計八十七度今夕使節兵部卿の誘を以て府下に同車遊覽す

廿日晴使節マヨルと海軍局に抵り船槽を見る通常記する足るなし

廿一日陰無記事

廿二日晴無記事

廿三日晴午前十一字

寮に抵る寮の壯大華府公築屋中屈指の一にして死^{ゴッドリット}信^{ヒス}局に落る封信一日凡萬餘と云ふ局中死信を集めて開緘其記者の名を検し可得復者は之を復ししからざる者は之を裂きて製紙所に委ぬ名字不分明にして信中事件緊要なる者は收めて他日の來者待つ等皆課を分ちて男女各地書を按し國經を探りて細精盡さるるなし其他信書を派出する等皆局を分ちて之を理す使節府中の規則書を得たり寮を出て又勸農寮に趣き寮中一覽百穀鳥獸介蟲の種類乾枯せる者集めて一樓上にあり又一奇觀なり下樓して寮附屬の花屋を観る玻璃を以て屋壁を作る花木芬鬱風雪の節は汽管以て暖氣を貯て萎非を防ぎ狂花を栽する者なり二字歸館す

を鏡と轉廻すべし初めに「ジュビトル」を窺ふ大月の如く次に「マルジュル」を見る肉眼一星を做し鏡裏に分す此夜月色殊美月を窺ふに及んで月體溢れて鏡に入らず體中を全覽するには鏡を廻轉せざれば不能全盡其中淡黒の班點歷々山海の形狀を顯出せり其他測天定時の器械盡く掲るに暇あらず千里鏡は普國より輸入せる者價一萬八千元なりとぞ夜九字半歸館

十七日快晴午前十一字ゼネラルマヨルと招に應して府の大藏省に抵る卿使節に接し大丞をして衆を誘引せしむ租稅紙幣出納諸局を巡覽す局中執事者男女相半せり滿局繁劇の際各其分に注目して寂として聲なく曾て雜談或は討論等の類を見ず元來府の築立廣大なる事は議事院の外比肩する者無し「グラナイト」^{本邦ノ御影}石^{石ト同シ}を組立たる四層樓上層は造紙幣局にして幣板鐫刻より幣紙洗滌次に印摺截制點印整頓に至る迄汽機を以て動作之に與る男女八百餘一紙幣の製數十回の勞を取る唯幣紙を製せざるのみ午後二字歸館

十八日快晴午前十一字副使等招に應して陸軍附屬傳信局に抵る

註 以下別便ナルモ便宜ヨコニ收載ス

三月廿四日より廿七日迄記するに足る事なし

三月廿八日立夏^{西曆第五}晴無記事

廿九日晴無記事

四月朔日晴午後正院及外務省へ公信第六號を發す^{新聞略目記附す}

此日炎熱計溫器八十六度に昇る

三日晴熱甚しく第六字大副使以下書記二人及森辨務使國務卿非西氏の招に應して其家に饗せらる

四日晴午後第一字^{ゴッ}細約府私築女學校の生徒六十有餘人來りて使節に謁を乞ふ生徒は齡十六歳より其尤も長なるは三十許に至るあり此校に於て毎歲夏日休業の間教頭所養の生徒を率ひて諸府城を巡行し深窓の少女をして各地の風俗形勢を知らしめ兼て旅行の辛苦を嘗めしむると云ふ然れとも聯邦中部のみにして渡洋の長征はなさざる由なり生徒中間日佛等の外語を善く解する者あり須臾にして散す

八日晴吉田清成大島圭介ウイリヤムス由良本多及留學生徒數輩桑港より入府し來りて使節を見る

十一日晴府中優妓ケイトなる者使節を新劇場に招待せり

十七日晴此日當府の市兵整列あるを以て午後一字半大副使以下招に應じて調兵場「マロンビヤ アルモリーグラケンド」に抵る市兵歩七百騎二百砲三座裝服は各種にして其制一ならず運動一時間にして畢り騎歩砲の三兵次を以て行進使節の前を横きつて出場大統領自殿に趣く時に總督齡凡五十有餘金裝肅々肥馬に跨り衆に先ち來るを見る其の近くに及んで初めて我輩平生所知の裁縫鋪の主人たる事を認め衆相視て愕然彼常に兵事を説かず又武風を帯びず純乎たる一小市人たるに俄に華府市軍三兵の總帥たる事我輩に在つて一奇事と謂ふべし此翁「ウィコン」と名く南北戰爭之際在軍屢功あり就中密河の夜撃に偉勳を奏し感狀數通を得戰歇んで後戒兵を解き市人に齒し裁縫師を以て業となす然れとも一日一事あれば常に市兵の總督に任せらるると云歸途「ワシントンクラツプ」と名くる會游場に憩ふ此の屋の築造壯大ならずと雖とも極めて清潔樓三層に小房若干ありて轉丸角奏樂舞踊讀書飲食の用に供す市人會社を結び之を築きて閑暇の日相集つて此の處に縱游する乃自己の家屋に齊しき者なり第四字半歸館す

八九

明治五年四月十三日 副島外務卿ト佛國臨時代理公使ト
西曆一八七〇年五月十九日 ノ對話書

條約改正談判ノ場所變更ニ關スル件

壬申四月十三日於外務省外務卿副島種臣佛國代理公使コント、ドチュレンヌ應接記

一先般米國より大久保伊藤兩氏御歸國何故に候哉伺度候
一最前は大使歸國の上條約改定可致積に付貴國をはしめ各國公使えも其段申進回答有無の國も有之候今般歐洲の内何國にて歟改定談判可致との見込も有之此節評議中に有之候

一歐洲の内於て各國全權の者と改定の御談判相成候共貴國委細の模様承知無之者に付不都合にも可有之且亦各國一樣の條約にも無之候得は於貴國改定御談判の方と存候右に付貴國の事情 我政府へ追々通報可致候

註 下略

九〇

明治五年四月十六日 副島外務卿ト露國代理公使トノ對話書
西曆一八七〇年五月二十二日

條約改正談判ノ場所變更ニ關スル件

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 八九 九〇 九一

十八日晴夜兩副使ニ公招に應じ劇場に抵る
廿日晴此夜三條公より傳信あり森辦務使に全權委任の事不分明再報を待つと云云

廿二日晴午後四字半より大副使以下招に應じてセネラルマヨル氏と「ブリックハウス」と名くる一幽地に遊ぶ此地は府を去る六里許北東にありて地勢高隆華府を一望の中に望む其他四面の連山迤委往年南兵都に迫るの區地歴々指す可し府知事クツク氏同行我輩の爲に地經を説く評なり八字半歸館

廿四日陰此日往年南北之亂に戰死せる者の祭魂日たるを以て大副使以下も招に應じて此に會す祭場は府の東南二里許にありて「アルリンクトン」岡と名く華府とポーマツク河を隔て斜めに相對す乃ち亡卒埋葬之墓土十一字過ぎ衆祭場の壇に登り諸省の長官數輩祭文の演舌あり議員バンクス氏の演文中に我國往歲の變を引きて辯論せるあり譯文別に記載す 大統領も亦之に會す祭儀二時間にして畢り驟雨急に來る第四字歸館

廿五日より廿八日に至る迄記載すべき事なし

（未定）
一明治五年申年四月十六日

一改定ノ場所ニ付本省ニ於テ副島外務卿露公使談判
一大輔義不快ニテ今日臨席不致段宜敷申上候様申越候
一早速ニモ御全快相成候様祈り居候
横濱ニテ承り候ニハ御同人今般外國ニ御派出ノ由承り何故ニ候哉

一條約改定ノ談判歐洲中各國便利ノ處ニテ談判可致トノ見込モ有之此節右評議中ニテ未タ決定イタシ候義ニ無之候
一大使御歸國ノ上改定ノ御談判可相成旨ニテ延期ノ御書翰私在國中相達候ニ付我政府ヨリ貴國ノ事ニ付種々尋問有之見込逸々相答候ニ付暇乞ノ節モ右改定談判ノ委任ヲモ請ケ罷越候義ニテ御申聞ノ義ハ案外ノ事ニ有之候

九一

明治五年四月十八日 副島外務卿等ヨリ
西曆一八七〇年五月二十四日 各國公使横濱在勤瑞西國總領事宛

岩倉大使等ニ改正條約調印ノ全權附與方決定セルニ付本國政府ニ通達方依頼ノ件

四月十八日夜十字達ス

以手紙致啓上候然者條約改定ノ儀ニ付テハ明治四年十月
米佛ハ九月魯ハ十月三日其他ハ十月十四日附書翰ヲ以テ申進置候通右大臣岩倉具視ヲ
特命全權大使トシ參議木戸孝允大藏卿大久保利通工部大輔
伊藤博文外務少輔山口尚芳ヲ特命全權副使トシテ貴國ヘ派
出シ其改定スヘキ見込ノ廉々親ク商議ヲ遂ケ歸國ノ上改定
ノ議ニ可涉積ノ處貴政府ト商議ノ都合ニ因テハ便宜ニ從ヒ
何レノ地ニ於テ此議ニ涉リコレニ調印候共可然旨正副使節
ヘ更ニ特權ヲ付與致サレ候間此段貴國政府ヘ御通達被下度
致希望候右可得御意如此御座候以上

明治五年壬申四月十八日

外務大輔 寺島 宗 則
外務卿 副島 種 臣

米利堅合衆國代理公使

シ オ セバルト貴下

荷蘭辦理公使

エフ ベー ファン トルフーフエン閣下

魯西亞國代理公使

ビュツヲフ閣下

大不列顛國代理公使

瑞西合衆國總領事

シ プレンワルト貴下

九二

明治五年四月十九日 英國臨時代理公使ヨリ
西曆一八七四年五月二十五日 副島外務卿宛

岩倉大使等ニ全權附與ニ關シ本國政府ニ通達方了承

セルモ前議變更ノ經緯等ニ就キ報告ナキハ遺憾ナル

旨回答ノ件

申四月廿一日差越す

昨日附の貴翰致落手候然は條約改定の儀に付ては客歲十月
十四日附の書翰を以被申越候通本國政府え親く其可改定見
込の廉を致商議候ため使節差遣右使節歸國の上改定の議に
可及積りの處我政府と商議の都合に因ては便宜に隨ひ何れ
の地に於て此議に涉り是に致調印候共可然旨使節共え更に
特權を附與被致候間此段本國政府え通達可致趣承知候然る
處貴意に任せ本國政府え可申達候得共先般我政府に於て
天皇陛下政府の求に任せ使節歸國の時迄條約改定猶豫の儀
致承知候段兼て拙者より申進置候儀にて今般の御懸合本國
政府の心任せに致し候より外無之尤御來書中此度貴政府に

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 九二

エフ オ アダムス閣下
佛蘭西國代理公使
コント デ チュレン閣下
瑪港在留葡萄牙國全權公使
アントニヲ セルジヲ デ ソーサー閣下
白耳義國特派全權公使
オーコスト フキンント ロー テンベーク閣下
伊太利國特派全權公使
コント アレサントロフエ閣下
丁抹國代任公使
エフ ベー ファン トルフーフエン閣下
西班牙國代理公使
ヘフレヲ ロトリケ ゼムノス閣下
瑞典那耳回國辦理公使
エフ ベー ファン トルフーフエン閣下
獨逸國辦理公使
エム フラン ブラント閣下
澳地利國辦理公使
ヘンリー カリッセ閣下

於て斯る變意の仔細御申越無之其外右變意の目的本國政府
え辯解の一助と可相成表立候御申聞曾て無之儀に御座候右
の趣回答可得御意如斯御座候以上

四月十九日

英國代理公使

エフ オ アダムス

副島外務卿

寺島外務大輔

閣 下

(右原文)

British Legation,
Yokohama, May 25, 1872.

Sirs,

I have the honour to acknowledge the receipt of
Your Excellencies' note of yesterday, informing me
that in accordance with that addressed to me on
the 26th. November last, ambassadors have been
sent to consult personally with my Government as
to the points considered to require revision, and
that it was intended that the revision should be

proceeded with upon their return to Japan.

Your Excellencies, however, state that additional and special powers have now been given to the ambassadors to discuss and sign in this matter at any place which may be found convenient, as may be agreed upon with Her Majesty's Government.

I shall in compliance with Your Excellencies' wish communicate a copy of your note to Her Majesty's Government. At the same time, I must remind Your Excellencies that I have already informed you officially that Her Majesty's Government have in accordance with the desire of the Government of His Majesty the Tennō, agreed to postpone the revision of the Treaty until the return of the Embassy to Japan. I must therefore reserve to Her Majesty's Government full liberty of action in this matter, the more especially as Your Excellencies' present note does not mention any of the reasons which have induced the Japanese Government to alter their intention, and as I have not received from them any other official communication which would enable me to give to Her Majesty's Govern-

ment such explanation as would place them in a position to understand the object of this change of intention.

I avail myself of this occasion to renew to Your Excellencies the assurance of my highest consideration.

F. O. ADAMS

Her Britannic Majesty's
charge d'affaires in Japan.

Their Excellencies

Soyéjima Tanōmi
Terashima Munénori

註 右ノ外九ニ對シ獨(四月十九日附、發信地橫濱)ノ閣(四月二十一日附、發信地橫濱)ノ露(四月二十一日附、發信地橫濱)ノ西(四月二十二日附、發信地橫濱)ノ佛(四月二十二日附、發信地東京)ノ米(四月二十六日附、發信地記載ナシ)ノ伊(四月二十七日附、發信地東京)ノ澳(五月二十九日附、發信地上海)ノ各國公使及橫濱在勤西國總領事(日附四月二十二日、發信地橫濱)ヨリ夫々副島外務卿宛略々右ト同意味ノ回答アリタリ

九三 明治五年四月二十二日 宮本外務少丞ト伊國公使トノ對話
西曆一八七三年四月二十八日 書

岩倉大使等ニ全權附與ノ事各國ニ通告ノ際異同ノ取扱アリタルヤノ件

一改正場所變更ノ書翰ニ付本省ニ於テ宮本外務少丞伊公使談判

條約改定ノ儀御都合ニヨリ歐羅巴各國ノ内ライテ御調印可被成旨ノ御書翰御差越ノ處右ハ各國公使相談ノ上同趣意ノ御返翰差上候事ニ決候間自國ヨリハ明日ニモ差出可申候得トモ其以前一應申述置度趣意左ノ通ニ有之候右御書翰ノ趣意ハ昨年來御一定ノ御趣意ヲ變革シ不容易事件ニ候處前以テ何タル御談話モ無之突然御サシ越ニ相成候ハ交際上如何ニモ不都合ノ事ニ有之候然ルニ各國同一ニ突然ト御差越ノ儀ニ候ハ、不得已事筋ニモ候得共右御書翰到來ノ前朝アタムスブランドモ々會食ノ折日本政府ヨリ个様々々ノ御書翰到來ノ筈ナリトテ其返翰案トモ腹稿イタシ居候位ノヨシ然ルニ拙者ニハ夢ニモ不知事ニテ其席上大ニ面目ヲ失申候右様各國公使へ前以御談話可有之モノニ候ハ、自國へモ御談話有之度且當時公使ノ

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 九三

席順ヲ以論候得ハ乍不肖拙者第一ノ正席ニテ且外務省近傍へ轉居イタシ候モ毎度往復ヲ便ニシ右様ノ節公用ノ差支無之様イタシ度トノ爲ニ居館ヲモ取定候事ニテ御用モ候ハ、鳥渡參省候様被仰越候得ハ何時ニテモ可罷出候處更ニ無其儀出シ拔ケニ右様ノ御書翰御差越被成候ハ不快千萬事ニ有之候

此方答御談ノ趣一應御尤ニ候然ルニ右書翰ノ趣意ハ書翰サシ立候當日則四月十八日取極リ候事ニテ前以テ御談シ可申暇ハ無之既ニ其前々日魯公使本省へ罷出候節右改定ニ付於歐羅巴調印ノ風聞有之眞僞有無被相尋候得トモ外務卿ニハ未タ確定セサル旨返答有之シ程ノ事ニ付決テ前以テ他ノ各國へ内談イタシ候事無之候則アタムス氏ヨリ被差越候書翰ノ末文ニモ少シク事ノ唐突ヲ論シ來候様ニ相見候

アタムスヨリ表立候書翰ノ回答ニハ左モアルヘキカハ難計候得共何ニイタセ同人竝ブランド兩人ハ委細右ノ事心得居候上ハ前以御内話有之候ニ相違無之候尤事柄ニヨリ候テハ各國異同ノ御取扱有之トモ別ニ怨ミカマシク申上候ニモ不及候得共今度ノ如キ御書翰ハ一通ノ文書計リニテハ其御情實更ニ不相分前以御内話ヲモ承リ居候得ハ克

ク其意味ヲモ了解シ註釋ヲ加ヘ本國政府ヘモ申遣候得ハ
自國ニテモ評論ノ加ヘ方モ可有之處其意味心得不居候テ
ハ事ノ執リ方ニモ差支候事ニテ事實不都合故申上候事ニ
御座候

外務卿ヨリ御内談ノ暇無之事ハ前書ノ通ニ有之候

外務卿殿ニ無之候ハ、寺島公ヨリ御内話有之シ事ト存候
大輔ハ其四五日前ヨリ所勞ニテ引籠リ居候間是又内話イタ
シ候事無之候拙者愚考ニハ本省官員交際ヲ司リ候者ノ内ニ
ハ一人ニテモ右様不都合ノ事ヲ話シ候ハ無之定テ他ニ其評
論ヲ漏レ聞交際ノ何物タルヲ知ラス先潜リヲイタシアタム
ス等ヘ話シ候者有之事ト存候

シカシ右様機密ノ事ヲ御心得ノ者ハ何レモ政官高官ニ可
有之然ル上ハ外務卿輔モ同様ノモノニ有之候

其同様ノ者交際ノ條理ヲ知ラズロニ任セテ說キ廻リ候ニハ
困リ申候今日モ外務卿輔トモ所勞ニテ出省無之候間追テ兩
人ノ内ヘ御面會ノ節御尋可被成決テ卿輔ノ内ニハ右様不都
合ノ談話イタシ候事ハ無之候

何レ卿輔ヘ御面會ノ節猶可申上候以後右様ノ事ハ何卒情
實ノ貫キ候様御所置有之度存候

都合により便宜次第何れの地に於て其議に涉り之に調印
致候とも可然旨被仰出候上は逐條精細取調嚴に出入増損
の區畫を議定し彼れ若し之に協同いたさる時は其分調
印に及はず歸國の上更に其議に涉り無遺憾上にて全備に
至らせ候様命せられ度奉存候

右之條々急速御決定相成度此段奉伺候也

四 月

寺 島
副 島

正 院 御 中

註 日附ハ他ノ記錄ニ據リ決定セリ

九五

明治五十四年四月二十六日 華盛頓ニ於ケル岩倉大使等ト米國
西曆一八七二年六月一日 國務卿トノ對話書

第七回會談

岩倉大使等ノ改正條約調印ノ權限、日本側提出ノ新
定條約竝ニ附錄草案ニ關スル件

第七次會議 千八百七十二年第六月一日——午十二時
出 席

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 九五

右ニテ畢ル

九四

明治五十四年五月二十五日 副島外務卿等ヨリ
西曆一八七二年五月十二日 太政官正院宛

外務卿ノ權限及條約改正問題ニ關シ上申ノ件

一御國書に加印するは外務卿の任たるへし抑外務卿は政府
の名を以て外國に接するものなれば政府に代りて外國の
責に任する事其職分なり則加印の權外務卿を置て夫れ誰
に在る哉各國の外務卿假令別官を兼る人たりとも其國書
に加印する時は必ず外務卿の名を署す今我制度に於ては
或は少しく適せざるか如きも外國に對して其責に任する
者は如此ならざるへからずと奉存候

一大使と政府との往復外國交際に關するものは外務卿必ず先
つ其議に涉り且之を取扱ふべき事と奉存候

一命を在大使臣に傳へ訓練を授け交際を保護するは外務卿
の職なり然れば凡そ使臣を派遣し且其階級を進退するも
先其議を経ざるへからずと奉存候

一條約改定を外國にて決せられ候は前議に戻り内外不都合
の廉不少旨建言致置候得共不得已次第も有之遂に商議の

岩倉 公 閣 下
木戸 公 閣 下 使 節
山口 公 閣 下
森 少 辨 務 使
田邊 一 等 書 記 官
鹽田 一 等 書 記 官
ブルーツクス領事官

并

國務卿 フキシ
同 輔 ヘトル
譯 官 ライス

千八百七十二年六月一日土曜日華盛頓に於て會議

フキシ曰 如此長く御待たせ候事甚御氣の毒に存候御草案
を今十四日程早く御受取申候は、今頃は最早事済に至
り候はんと存候右草案を委細檢究仕候處兼々御同意と
心得候條々に相違致し候廉も有之又夫れに載せて無之
者も御座候

使曰 其條々は今日解明可仕候

國曰 使節方は既に條約取結ひの全權を被得候事に候哉

使曰 先達て本國より電信受取其旨にては我々に條約取結の權を與へ候様被存候得共尙混雜いたし不解條も有之候に付再び此方より電信を遣し候

國曰 其權を被送候にては書物にても候や

使曰 否電信而已にて書物は不受取候其電信の旨趣にては我々に全權を可送申越候也

國曰 夫れにては矢張條約調印被成候の權は充分に無之候也

使曰 先達て森氏より足下に申入候事あり則ち今此處にて假りに草案を議決し我々共歐羅巴へ罷越候後森氏に托し調印いたし候積勿論森氏に全權を與へ候事は我政府へ申立置候也

國曰 我等解得致す處ては此時以前に右全權御受取に相成候事と存候

使曰 我等より全權を乞ふ爲に最早日本へ遣し候電信の返事有之候へ共語字混雜におよひ全く難解候乍去大久保伊藤も彼地着仕候上は右全權を得差送候事無疑存候國曰 若も全權を御遺しに相成候書付日本を出て候由の電信にても有之候や

今直ちに難行者も有之等は逐次に成就するを期し候也

國曰 乍然此等の大切至要なる件々を不定して條約を取結候事不相成譬へは勅令第一條に曰く條約取替濟の後一ヶ年に一港を開き五ヶ年中に其他の港三ヶを開くべしと我等御商議仕候趣にては貴國政府にて條約取替の後一ヶ年の中に二港を開き米國公使所望致し候後一ヶ年の中に他の一港を開き最初の二港開たる後四年の中に他の二港を開き惣て五ヶ年の中に五港を御開きに相成り候様存候此等は前會議の節既に御同意被成候義にて天皇陛下御隨意に布令あるべき勅令に掲載したる而已にては満足いたし兼候

森曰 我等條約取結調印いたし候上は勿論 天皇陛下も之を御守り不被成を不得候也

國曰 然らば其趣きを條約面に不掲け候ても可宜又第二條居留地を廣げ候事に付先達御商議いたし候處にては二年の中に五里程を廣げ五年の中に十里程を可廣積に候第三條葛藤を生ずるの語は如何意味に御座候や使曰 我等經驗致す處には内外人民互に不解なるより屢

使曰 我等左の旨にて電信を得候
「日本政府にて我等に條約取結を赦すべし」乍去全權一條に付ては何事も無之候

國曰 然らば閣下等は未だ條約取結ひに御取掛難相成と被存候

使曰 乍去全權を受取候事は無疑義に候間其間に條約一條をはかとりせ度存候

國曰 是迄同様唯議論而已可仕候「條約草案を手取り」之を議論仕候後他の條約より文言を引用て此草案に換可申勿論唯文言計換候て意味には少しも無差支候也譬へは我國以太利との條約の如く格別よき文言を用ゐ有之此草案を議し終て後我國よりも草案を作り出し御覽に可入候

使 不答

國曰 勅令の中に數箇條を御入れ有之候は如何の御見込に御座候や何故矢張條約の中へ御入れ不成哉

使曰 條約本文の中に有る箇條は兩政府にて互ひに可守箇條に候又勅令の中に在る者は我等本國內に關係する事而已にて我政府の權を以て可成事而已に候尤其中現

難事を生ずる事あり之等を豫しめ防ぎ候は我々の職掌可有之候

國曰 若誤過外國人の方に非ずして日本人の方に有之節は

使曰 若日本人誤過ある時は日本政府にて之を正し之を罰すへし但外國人銃を以て日本人に打掛け或は打殺し候件々不少大ひに葛藤を生ぜり我に慥なる外國人に便宜を與へ候は元より望む處に候得共乍然又日本國人を保護せざるを不得候也

國曰 外國人不届ある時は即此箇條を用ゆへし第四箇條稅則變改の時は布告すへし且又合衆國人民に屬する荷物に付ては此國より輸出する荷物を御指しあるならん然し六ヶ月以前の布告にては不充分に御座候

使曰 我々考へにては六月にて充分と存候

國曰 大西洋海岸より積出す荷物には不充分に候公書の往復は大概六週間つゝ懸り候

使曰 布告を電信にて達ても可宜

國曰 是れは甚不宜我は日本人米人の荷物を不論惣て合衆國より來る處の賣買品に用ひ度候

森曰 然り則ち我々の所望に候只六ヶ月にて不充分と被仰は合衆國にては決して布告無之や又は六ヶ月より長く有之候や

國曰 時として六ヶ月より少き中に布告する事あり方今議院にて直ちに布告する事を企候得共其代りに商人に損料を拂遣す事に候尤戰爭中にて早急に改革致し候事も有之

森曰 貴國政府にて必ずしも布告すると極り候事無之と相見へ候我々の六ヶ月を期し候は唯交際の禮儀を盡候而已若是を以て短とせらるれば此事は絶て條約に不掲時を定むるの權は我々の隨意に可仕候

國曰 交際上禮儀と被仰候は、我々に便宜なるの時限を御定めに相成たし

森曰 税則は六ヶ月内に不意に變改不致事は日本政府にて可請合

木戸曰 貴國税則は如何して被變候や

國曰 布告致し候也然し時限に定りなし

評 税則は議院の入札を以て大統領の赦可を受變改す議院集會毎に多少の變改あり

合衆國にては法律を以て外國貨幣の定位を極む貴國に於ても又外國條約中に同様の法を被設候て可ならん
森曰 我々の作り書せる草案にて此箇條は適宜なりと推考せり

國曰 多少改革する事必要なり第七條外國船日本海岸にて商買するに付何の約束を以て之を免許せらるるや
山口曰 日本貨幣の價は常に同しく變する事なく變するは唯メキシコ銀の價而已なり蠶卵紙の輸出する頃日本貨幣の用多き時はメキシコドルに比して少く乏しき事あり然し變價は多分メキシコドルの方に在る也
使曰 吉田の言し事に付互ひに解し違る處有り我々の草案中此箇條に付ては外國商人金貨を買入れ貯蓄するも少しも關係無之存候

國曰 第六箇條にては日本政府にて一メキシコ銀を一圓と同様に可受取今一メキシコ銀は一圓より價高し
使曰 我々は一金圓を一メキシコ銀同様とす凡て外國の貨幣は金銀礦と見做す故なり

國曰 其金銀礦の價を以て算さるれば幸ならん一メキシコ銀中には一圓金より多く價する丈の金礦あり

森曰 貴國にては何時にても不時に規則變革有之候也

國曰 戰爭中は六週間前に布告して改革せり然し定まりたる規則なく唯通例六ヶ月を定めとす第六條に凡て運上は日本の金錢を以てすべしと先頃吉田大藏少輔ウキリヤムと共に被來此事を議するに吉田氏の説にては政府にて新金を廣く用ゐさせん爲也と而して貴國造幣寮甚不大又新規に出來たるもの故若し外國の大ハンク新金を貯蓄する時は大に其價に差響くべし尤貴國政府にて眞に金幣少き時は新金とメキシコドルと引換えを以て諸運上を拂ふの約束あれば此事可行

使曰 其箇條は如何被考候や御異論有之候や

國曰 然り吉田氏被言に不時金錢乏しき時は政府にて金圓一千を以てメキシコドル九百九十に換へしと

森曰 メキシコ銀相場は上り下りあり吉田は時の相場を以て可引換といひたるへし

國曰 夫れは不益の事也我々の所望は此相場の變するを防ぐを欲する也大ハンクにて日本の金錢を貯蓄し然して運上は金貨を以て納むべき時は右ハンク勝手手の相場を付金一圓に付メキシコ銀五枚の價する事もあるへし

使曰 此は再鑄する費の議なり

國曰 夫れか爲に利を欲せられるや

森曰 是は思ひも依らざる義也

國曰 日本政府にて何の約束を以て日本海岸に外國船商買するを赦さるや

使曰 我々は此を日本國政府内務とし規則を立る事を欲す雖然所望の者あらは格別の免許を與ふべし

國曰 何事も日本政府に任せる條約は難成

森曰 郵便船或は其他の船に格別免許を與べし然し海岸南方の權は政府にて占る事なれば日本政府にて設けたる地方の律に従はざるを得ず

國曰 我等解得する所にては閣下等は貴國金貨幣を認めらるゝ事を欲する也此は政府にて常の價を以て充分に供するの約束あり他國商人のメ買するを防ぐに非されはなし難し拙者所存に至極御同意せり唯閣下等の言ふ所と同意せざるなり合衆國に於て毎週間數百萬の金貨を賣却す大國にて金銀貨を賣り利を得と欲するは甚似合しからず唯九百九十メキシコ銀を以て一千金圓に換へ又は其割合を以て引換ると言はるれば可ならん金一

フランスは常に銀夫丈けの價有る者なり

森曰 金銀比較の價は時に依て變する事を承知せり

國曰 合衆國にては定りたる位價ありて數十年ならては變する事なし

森曰 我々は若し外國貨幣を受る時は再鑄の入費を差引さるを得ず

國曰 右に付如何の規則可相立位の報知ありても可然又以前會に於て兩政府共輸出税を不取立由御同意あり然るに此草案中に其議無之は如何

森曰 夫れは岩倉出席無之時の會議にて木戸大久保之と商議致すべき旨を言たる而已にて隨に定りたるに非ず又其則言たる如く内國稅方定る迄は取極難し

國曰 商議記録を出すべしとて之を取り第八十八枚目を開く

國輔曰 其後の會議にも是等の事を不被仰唯是等の事は其儘にし置とのみいわれたる計なり

國曰 其他解釋を被望候條有之候や

使曰 御勘考を望所其丈け也

國曰 是は凡て商法規則なり條約全備なすには其他地方

日米間條約改正交渉ニ關シ伊國公使ヨリ情報要請ノ

件

壬申四月廿九日於外務省外務卿副島種臣大辨務使寺島宗則伊太利公使コントアレサントロフエ應接記の

内

一條約改定の儀に付御手紙被下候處其前既に其事は外より承知いたし候儀も有之候尤此儀前以閣下より御咄し御座候得は次第柄能く分り候様我政府え申遣候得とも何分にも御咄無之義故御遣しの御書翰而已何となく差遣候

一 承知いたし候宮本え御引合の趣も承り申候御尤の事に候手紙の趣意は談判の都合に依ては彼地にて調印いたし候てもよしと仰ぜし事にて各國政府にて此地にて調印被致度義なれば元より此地にて致し申候此度の手紙を以て最初の手紙を打消し候事には無之候

一 右義華盛頓に在るミニストルより本國政府え申越本國より新聞にて拙者え申來候

一 夫は違ひ可申候今迄は調印せぬ積の處今度調印致し候様始て申遣候事候

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 九六

規則あり之等は方今の如く差置かるゝか或は年々商法の多寡に依りて四五ヶ國外國政府に任せらるゝや

使曰 是は口づから被言るや又は書物にて被出るゝや

國曰 此事又他の事も凡て條約草案に纏め御覽に入るべし

使曰 今日議したる事も其中に加へられて書物にて被送れは甚便宜なり我々能勘考する事も出来べし

國曰 然らば左様可仕

使曰 右送られ次第篤と勘考すべし岩倉も甚御多忙中無心の義ながらニューヨーク、ボストンえも参り度殊更早く本國に歸り先頃御咄し致置たる事件等進歩可致取計ひも致し度間成丈早く右草案御遣し有之度候

國曰 議院月曜日に閉る時は一二日間は甚多忙なるべし然し火水曜日迄延引すれば夫丈けの暇有之時日は豫しめ難定候得共數日間に寫しを可差上

九六

明治三十四年六月二十九日 副島外務卿等ト伊國公使トノ對話
西曆一八七二年六月四日 書

一 外より聞候事は委しく此地にて承り候事少く拙者より本國え何も不申遣候様にては困却いたし候

一 副島 使が歸て未た其事を議し不決定今日も既に評議いたし居候

一 他より委しく本國へ申遣候に此地に居りながら拙者よりは何故御國の事を不申越哉と疑ひ可申候夫故拙者甚

不喜候

一 申上候通り今日迄も其儀未だ議定致さず候義故何とも御咄し致兼候

一 改定个條を御聞被成度儀に候哉

一 一个條の事を強て何度も併し只今申通り拙者より本國え何とも不申遣は不都合に候

一 夫は華盛頓より本國え報知は華盛頓より此地え申参り此地より貴國へ報知よりは早く候亦國々へ参り議すれば其國々毎に存意異れは我使節其國々の存意により意見を聞き段々に違ひ可申候間夫を預め申上候譯には不參候

一 華盛頓え行時は元より改定の論は歸り候上の事なれば个條は極り居不申候

一 華盛頓より計に無之其外よりも申越候外より申越候處

何れも委し

^{寺島}一夫は先の國々の都合により色々違ふてもよしとならば極た丈申上へし

一如命色々に變るとも根本は變る事なるへし

一米より申越したるは前の咄にて今日の論とは違ひ申へし

一拙者の方にては前の咄か今の論か違ふても何れにも新聞に候

一此度申上れは我方にては不變候間新聞に非ず

一前と今と變ても根本は依然ならん

一先と今とは丸で違ひ申候

一米にて論議がありて夫を今に至て一向御咄なし

一夫は御入用に候哉

^{副島}素より日本の咄を本國より承り候様にては不都合に候一夫は彼國へ對して遠慮可致事もあり御咄申てよき事も有之候

一初めの本の大體が承知致し度候

^{寺島}一初めは个條も何も曖と不極

一最初は談判計と國へ申遣候然るを華盛頓にて改定の咄を初められし

者共よりの書簡にも歸て後改正と有之候只其時より一个條極つた事あり

國權を復する一理なり

一初の御手紙と意の替た事は今般初て拙者共へは御報知に候得共華盛頓えは四十日も前既に御申越可有之候左もなくては改定の談判はなき筈なり

一左様の事はなし虚言は決して不申候

一外にては米にて改正に調印する事と誰も思ふべし

一御疑は御尤に候左様の儀に非ざる證は今度副使は米の方え不參先長崎へ行電信を以歐羅巴にて可落合旨を岩倉へ申送り直に印度海より歐羅巴え參候

一然らは米の全權大使も直に歐洲へ行か

一電信が届けは直に出立いたし候既に此程セバルトえ調印を望む手紙を送りながら直に其他を出立する様の譯故夫を米にて承知する哉否も不十分候

一歐洲え不行前米にて岩倉調印すべし

一夫はなし拙者請合申候

一夫はいづれにても宜く候へども本國え申遣し度存候間伺申候

一前の處にては國々の考を聞ため出事ゆへ極つたものはなし此國に聞尤と思へは其先の國にては其尤と思ふた咄を致し以前の咄は不致事もあるべし

一されは行時は談判計の積に候處行先にて意見が變し候事歟

一其意見を聞くは則聞に迫る趣意なり

一改定の談判を始めしは則丸て意が替りしなり

一替ても宜しき也今度夫を聞ため副使が立戻り候

一對話書に細目迄有之候

一談判は致しても未だ夫で極候事には無之候

一本國にては夫を見れば心悪しく思ひ可申候夫故辯解申送り度存し伺申候

此時寺島退く

一題目位は初より知れてあるべし

^{副島}一眞の御咄は使節出立の頃は何も不極只各國の有様を一日も早く見度其上吾意見を立歸候後改定の議に可及と存居候

一米にては既に个條あり

一夫は个條を被問使節が存意丈を答しなり夫故國書にも拙

一御尤に御座候何分使節等都合相成候様御頼申上候

九七

明治五(西曆一八七二年六月四日) 大使隨行田邊一等書記官等ノ口上

歸朝ノ使命等ニ關スル件

口上の覺

條約改正の義於當府議決鈴印可致運に相成候に付其爲大久保伊藤兩副使歸朝建言被致全權委任の憑書森少辨務使へ御下け可相成處今般電信機の趣にては當國より歐洲へ名代人差出し改正會議の席へ列し候様當國政府へ請求いたし會議の上條約鈴印に及可申御趣意に有之一體條約改正の儀は最初御國出帆前には今般御使節巡聘の序各國の見込をも承置歸國後大に各國公使を會し改正の談判に涉り鈴印にも及可申積の處當國え相越候後篤と事情觀察候處長州償金の一條を初め當政府人民とも御國の爲格別懇切を盡し可申様子も相顯れ從て此國にて一談判を盡し一定の條約取結候上は歐洲へ相渡候後も多少御盡可相成目的も有之然るに大統領交代諸長官も引換り可申時限も迫り居即今決定に不及候ては不都合も不少候間此より依頼及兩副使歸朝の上は必一同見

込通可相成旨を以委任狀も無之御國書面にも無之廉なから使節一行の情面へ對格別懇親の廉を以當國務尙書フイスにも引合吳候次第にて固より彼より望候事には無之此より請求候條は今更縷述不仕候とも大久保伊藤兩副使より陳述致候儀にて既に御承知可有之と存候乍然猶歐洲各國へ相越夫々政府に就談判及候も多少歳月を費し可申に付歐洲各國は會議の積に見込候得とも此以當國丈け爲相濟歐洲は會議と申候ては自然偏頗の論にも相聞可中に付同じくは當國よりも會議の席に列り鈴印丈けにても致吳候は、好都合に付其段猶森少辨務使を以ヒイス存寄被承候處斷然不承知の趣に御座候是又兩副使承知の事に就ては此國丈けは此國にて結局迄談判いたし兼て見込申上置候通御委任狀到着次第鈴印の運を以兩副使出立後も引續き談判いたし草案をも差出候位に抄度候に付即今に至り何分前議を變し殊に此方より依頼及候廉を替へ御下知通歐洲會議の事頼入候事は事情おゐて如何にと難仕場合に有之且アラバマ一條に付當國國務尙書も兎角に多忙既に洋曆四月丈けは談判も無之打過候位故今般電信機の御下知にも其期を誤らす候へ共もし當然の運に御座候は、一行のものは既に談判済にて鈴印丈け相殘

之ては全權使節の面目相立不中數度變更の御報告御座候ては政府の御信義を缺く事二者の間輕重大の辨篤と御付度現今將來御爲可宜處を以斷然御處置有之度被相望候旨に御座候

一電信の義以來暗號等相用度即今般所持いたし候事

一御用金最早殘少に相成右は英國於て東洋銀行へ申談爲替取計の筈にて大藏省にも定て如才なき事とは存候得とも一應申談同じくは大藏省より横濱出店先へ爲申談一電報を通し置候様致度存候事

一返命の義は御用相濟次第可成速に立戻り申度即今差定め何國郵船にて立戻り可申との義難申上候多分當八月の季九月の初歐洲中にて拜謁可仕事と存候

一各國會議の御廟議相決候は時月を費し不申様との御趣意は可有之存候就ては此國丈けは別段にいたし歐洲各國會議の論被行候節は大副使の内御分派相成其爲御國書被下候て御分歷相成候ては如何可有之候哉右は御國內無據御用有之使節急速歸朝爲致不得已分遺歷聘爲致候旨在留公使へ御達相成御出先にて御國書御落手次第其他在留各公使へ御引合に而聊御國信誼に關係可仕事共不被存候萬

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 九八

し既に英國に趣候後にも可有之位の義旁以當國にて名代人爲差出候談判は開口可致様無之實以進退維谷に付不取敢以電信其段大使より報知被致候事に御座候乍然前文中述候次第は兩副使委曲差含被居候筈の處右様御下知相成候事は別に子細御座候事と被察電信且書上而已にては事情難盡候に付私儀被差戻委曲陳上可致候旨に御座候間御聞取被下度候御下知面に相背御不都合有之候條は錢を被甘候旨に御座候右實際の眞情無據次第柄御諒察私共より申立候條篤と御評議被下度候米邦より歐洲へ名代人爲差出候儀談判可仕旨御下知御座候義此許にて精察仕候へは必然外各國公使建議の趣意に被爲依候義にも可有之右は外國にも當國同様各國右内々談判に相成候は、不偏不停の御處置にて差支有之間敷存候へ共右當國にては名代人爲差出兼候趣意柄兩副使篤と承知にて歸朝の上は右等の義は固より容易に御決議可相成筋と被存さ候へは外に深き御趣意にも御座候て御下知御座候事に可有之哉と事實大使初心痛の極に御座候且右會議の義既に各國在留の公使にも御告報有之今更再御變替被成ては政府の御信義不相立との事に御座候不得已次第境外擅命の段大使にも固より錢を被甘候趣に御座候此迄の手續に無

一廟議右等の邊に御決可相成に付御下間も御座候は、如何申上可然哉

一大副使御發遣の節條約改正談判の爲と中外にも御布告御座候處無據事情とは乍申米國のみ森少辨務使の調印と相成候義御不都合との廟議も可有之哉存候左候は、先日御議論も御座候通大副使の内歐洲歸路當府御立寄且哈維國をも御遊歷御座候も可然右は御下間御座候は、如何申上可然候哉

註 右ハ文意ヨリ推シ大使隨行田邊一等書記官安藤四等書記官カ用務ヲ帶ヒ華盛頓ヨリ歸朝セントスル際岩倉大使等ニ差出シタル口上覺ト思ハル尙日附ハ假ニ田邊等出發ノ日ヲ探ル

九八

明治五年五月二日 太政官正院ヨリ
西曆一八七二年六月七日 副島外務卿宛

岩倉大使ヨリノ電信ニ對スル回答ニ關シ取計方依頼ノ件

附屬書 「四月二十二日岩倉大使ヨリ三條太政大臣宛電信和譯文」
條約調印ノ全權御委任狀ヲ森少辨務使ニ附與ス

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 九九

附記 「五月二日三條太政大臣ヨリ岩倉大使宛（電信）」
ル儀ニ關シ連ニ回答アリ度旨ノ件
右ニ對シ回答ノ件

今朝華盛頓よりの電信別紙譯文の通申來候就ては右返答別紙の趣を以申遣度候間尙大久保伊藤兩副使へも御打合可然御取計有之度候也

壬申五月二日

正 院

副嶋外務卿殿

附屬書

七十二年第五月廿八日發從華盛頓

再應政府へ申上候は恐入候へ共歐羅巴へ全權公使被差遣へき子細は伊藤大久保承知いたし居候當國條約取極の爲森へ全權御委任可相成事は何故直に御返答不被下候哉

岩 倉

三條太政大臣殿

註 「本號文書本文ニ謂フ「返答別紙」ハ草案ナルニ付省略シ右決定案ヲ左ニ附記ス」

附記

一五八

日本東洋曆六月七日

日本大使岩倉閣下

米國華盛頓日本國公使館ニテ

五月二十八日ノ電信ヲ落手セリ

同月二十五日桑港ニ向テ出帆シタル船便ニテ小松ニ附シ君ノ求ムル報告書ヲ贈リタリ

（附外註記）
此分達ス

三 條

九九

明治五年五月三日 岩倉大使等ト米國國務卿等トノ對西曆一八七二年六月八日 話書

米國側ヨリ新定條約竝ニ附錄ノ草案提出ノ件

千八百七十二年第六月八日第一時第八回談判筆記

列席の人員

岩倉大使 木戸副使 山口副使 森少辨務使 鹽田篤信 福地源一郎 ブルックス 國務卿ハミルトン フィン 國務大輔チャルレスヘール

今日は我が曹の見込を以て改正いたし候條約の草案を我合衆國の爲に貴君え御差出申度此内には我が曹の思考致

使 ナイアガラ見物より歸路ボストンえ相廻り凡十日程も相掛り候見込に候得共御都合次第右巡歴の日限を相縮め候ても差支無之候

國 來る月曜火曜兩日の内には議院も閉局に至り可申左候得は僕も當話聖東府を急速に相發し凡一週間も旅行仕候積是は僕近來不快に候間保養の爲に出掛候義に候實

は八ヶ月の時間當府にて更に休暇なく事務取扱故此休暇を得保養を候義は誠に希望仕候事に候然らば我が曹の旅行も十日程に致し可申候

使 至極宜敷候尤も現今條約取結の義に至り不申節は是迄談判の箇條も後日の變更に差支無之且つ此度の談判を

此儘に差置後日之を再議致し候節には此書面は其節に改正致し候ても宜敷候

乍併御相談の模様にて寄ては雙方の異議も相纏り可申候

此度の御旅行の御愉快を期望仕候ウエストポイントの對岸の地に僕の別業有之候得共貴君御巡歴の節此別業に居合せ申兼候義は實に殘懷至極候若し居合候ならば御招待申上候快事も可有之候

右畢て退散

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 九九

一五九

國 ナイアガラの瀑布も御見物被成候哉左候は、何日程も相掛り可申哉

使 御書面中には我曹より差出候勅書の草案たるへき附録も其中に相籠り居候哉

國 左様に候尤其内にて一二個條は條約本文の方に書載致申候

使 只今は御書面を落手仕候迄にて別段所存の處は不申述篤と熟讀致候上追て御談判および度既に先般より申述候通我曹は可相成丈急速に此事務を相整へ度存居候尤も貴國政府よりの御案内に應しウエストポイントえ相越候積にて候間凡何日頃には我曹當府え歸着仕候て御都合宜敷候哉承り度候

午後第一字十分

100 明治五年五月三日
西曆一八七二年六月八日

米國側ヨリ提出セル合衆國日本帝國新定條約並附錄

草案譯文

（表題）
一千八百七十二年第六月八日第三回談判の節米國國務尙書より差出たる草案」

合衆國條約並附錄草案譯文
日本帝國

亞米利加合衆國及ヒ日本天皇陛下ハ茲ニ兩國ノ間ニ存在セル和親ヲ厚クセン事ヲ願ヒ且兩國ノ貿易交通ヲ進メン事ヲ欲シ和親貿易航海ノ條約ヲ定ムル事ヲ協議シ爲メニ各々其全權ヲ命セリ即チ

合衆國大統領ハ

日本天皇陛下ハ

此全權ハ各其委任狀ヲ取替ヘ其善良適正ナル事ヲ知り左ニ條々ヲ協議セリ

第一條

兩國ヨリ互ニ其交際公使或ハ交際員ヲ派出シ其都府ニ在留

又何等ノ時宜アルトモ地方ノ官吏ハ此ノ公用書類ヲ取押ヘ或ハ之ニ關係スル事ヲ得サルヘシ

第四條

領事官員ハ自國ノ商船内ノ取締ヲ引受テ管轄シ海上港内ノ別ナク其商船ノ船長士官其外乗組ノモノ、間ニ起リタル爭論就中其俸給ノ割合或ハ約定ヲ履行スル事ニ關係シタル諸務ハ獨斷ニテ裁判スヘシ

兩國ノ地方官吏ハ何等ノ名義アリトモ此ノ爭論ニ立入ル事ナカルヘシトイヘトモ若シ領事官員ヨリ願ヒ出ル時ハ其領事官員カ取押ユヘキ事ヲ緊要ナリトスル乗組ノモノヲ捕亡シ禁縛シ又之ヲ入牢セシムル事ニ付地方官員ヨリ力ヲ假スヘシ

右ノ取押ユヘキモノ等ニ付テハ日本及ヒ合衆國ニ於テ領事官員ヨリ其地方官吏ニ差出タル願ノ書面ヲ證據トシテ取押ユヘシ但シ此願書ニハ船目錄ノ書拔或ハ乗組人名表ヲ添ユヘシ尤此ノ取押ラレタルモノ等ハ其船滯留ノ時間ハ領事官員ノ差圖ニ任スヘキモノタルヘシ

又此ノ者等ノ出牢ハ領事官員ノ願書ヲ證據トシテ取扱フヘシ

セシムル事ヲ得ヘシ且兩國ヨリ總領事、領事、副領事、代理領事又ハ管商官員ヲ命シ外國交易ノ爲メニ開キタル港或ハ場所ニ居留セシムル事ヲ得ヘシ此者等ハ最モ優待セラレタル國々ノ領事官員ニ許スヘキ權利殊典特例ヲ占ムヘシ

右ノ交際官員及ヒ領事官員ハ兩國中イツレノ場所ニテモ勝手ニ旅行スルノ權理アルヘシ

第二條

右兩國ノ總領事、領事、副領事ハ公務ヲ司トルニ付其權利殊典特例ヲ占ムヘキ爲メニハ其職務ニ取掛ルヘキ前ニ其在留國ノ政府ニ適當ナル委任狀ヲ示スヘシ其政府ノ認メ書ヲ得タル上ニテ在留地方ノ官員及ヒ人民ヨリ公務ニテ尊敬セラル、事ヲ得ヘシ

第三條

兩國政府ニテ命シタル領事官員ハ其在留國ノ人民ニ非サル以上ハ都テ其國役并ニ諸租稅地方稅等ヲ免ルヘキ事ヲ約定ス但シ貿易ノ爲メ又ハ其所有物ノ爲メニ納ムヘキ稅ハ此例ニアラスト雖モ中外ノ差別ナク其地方ノ住民ヨリ納ムヘキ高ニ過サルヘシ公用書類ニハ猥リニ手ヲ下ス事ナカルヘシ

此者等ノ捕亡并ニ入牢ノ諸費ハ領事官員ヨリ之ヲ拂フヘシ

第五條

領事官員ハ自國ノ軍艦或ハ商船ヨリ出奔シタルモノヲ取押ヘ禁錮スル事ニ付其地方官吏ノ助ケヲ求ムルノ權アルヘシ此儀ニ付領事官員ヨリ書面ヲ以テ此出奔人取押ノ事ヲ裁判所裁判役或ハ其筋ノ役人ニ申立船目錄乗組人名表ヲ示シ此モノハ其船ノ乗組中ノモノニ相違ナキ事ヲ證スヘシ

此出奔人ヲ取押タル時ハ其領事官員ノ差圖ニ任セ申立人ノ願ニヨリ其入用ニテ入牢セシメ又ハ其乗組ノ船力或ハ同國ノ他船ニ送り渡スヘシ

若シ右ノ取押ラレタル者ヲ其擒捕ノ日ヨリ（註 署名）月ノ間ニ引取ラサル時ハ此者ヲ赦シ其後ハ此舊罪ヲ以テ再び取押ヘサルヘシ

第六條

兩國互ニ協議シ輸入稅輸出稅ハ其稅ヲ取立ヘキ物品ヲ何國ニ輸出シ何國ヨリ輸入スヘキ歟ヲ問ワス都テ一樣ノ稅額タルヘシ

國ノ差別ヲ論セス一般ノ人民ニ施スヘキ制限ノ外ハ直又ハ不直ニ拘ラス免許或ハ別段ノ許可ノ名義ヲ設ケ以テ合衆國

人民日本臣民トノ間ノ貿易ノ交通ニ制限ヲ置カサルヘシ
兩國軍艦ノ用意品ハ雙方ノ開港場ニ陸上ケシ相當ノ藏敷ヲ
出シ租稅役人ノ管轄タル借庫ニ納メ或ハ公然ト命セラレタ
ル政府ノ藏船ニ納ムル事ヲ得ヘシ尤モ其國ニ於テ用ユル爲
メニ賣拂フ時ノ外ハ稅ヲ拂ハサルヘシ

第七條

日本政府ハ可成丈急速ニ各開港場ニ於テ燈明臺ヲ取建ル事
ヲ約シ右建築ノ上ハ國ノ差別ヲ論セス入港ノ諸船ヨリ噸稅
ヲ取立其費用ニ充ルヘシ

第八條

日本政府ハ其帝國ノ諸開港ニ於テ適當ノ港規則ヲ創立スル
事ヲ約ス此規則ヲ實地ニ施行スヘキ外國人ノ選舉ハ其港ニ
在留スル合衆國ノ領事カ許可セサル人物ヲ命スル事ナカル
ヘシ

第九條

條約遊歩規程内及ヒ外國ノ貿易ノ爲メニ開キタル諸港ニ於
テ日本人民ハ合衆國人民ニ勝手ニ雇ハレ又合衆國人民ヲ雇
フ事ヲ得ヘシ

第十條

其船ヲ奪取タルモノ、強盜、追剝キ、謀書、金、銀、
紙幣、公債證書、バンク手形證書其外證文書類ヲ贋造
スルモノ

政府官省ノ印、極印、證印、標印ヲ贋造スルモノ、雇
ヒ人或ハ奉公人ニテ其主人ノ害トナルヘキ程ノ引負ヲ
ナシ其罪重科ニ附スヘキモノ

此條約ノ明文ハ國論上ノ罪ニハ及ホサ、ルヘシ且ツ右ニ揭
ケタル罪狀ニテ引渡サレタルモノハ何等ノ時宜アリトモ從
犯シタル他ノ罪科ヲ以テ之ヲ審斷スル事ナカルヘシ然レト
モ兩國政府ハ自國ノ人民ニテ右ノ罪ヲ犯スモノアリトモ之
ヲ引渡スニ及ハサルヘキ事ヲ協議ス

第十三條

此條約ノ取極ニ基キ右ノ引渡ヲ申立ラレタル罪人若シ其潛
匿ヲ謀リタル地方ニ於テ罪科ヲ犯シタルニ付擒捕セラレ或
ハ罪科ヲ犯セリト決斷セラレタル時ハ其引渡シヲ延期シ其
モノ赦免或ハ裁判ノ通リ入牢ノ期限ヲ滿シタル後ニ引渡ス
ヘシ

第十四條

右ノ吟味ヲ免レ潛匿セルモノヲ引渡ヘキ達書ハ兩國ノ交際

兩國ノ人民ハ互ノ地方ニ於テ其信教ニ付最モ充分ナル安全
ヲ占ルヘシ且ツ其國ノ法律風習ヲ當然ニ尊敬スル以上ハ其
宗旨信仰ノ事故或ハ自宅又ハソノ爲メニ設ケタル他ノ場所
ニ於テ相當ナル禮拜ヲ行フノ事故ヲ以テ之ヲ煩シ之ヲ妨ル
事ナカルヘシ

第十一條

兩國人民ノ死骸ハ地方ノ相當ナル規則ニヨリ雙方ニテ適當
ナル墓地ニ埋葬スル事ヲ得之ヲ荒シ之ヲ發ク事ナキ様ニ保
護スヘシ

第十二條

兩國中一方ノ管轄内ニ於テ左ノ罪名ヲ犯シ他方ノ領内ニ來
リテ潛匿ヲ求メ其地ニテ見出サレタル罪人ハ兩國互ニ之ヲ
引渡スヘキ事ヲ約ス

但シ此義ハ罪人ヲ見出シタル地方ノ法律ニ據リテモ其者ノ
罪狀ハ恰モ猶其地方ニテ犯セシモノト同様ニ審斷スヘキ程
ノ確證アル上ニテ行フベシ左ニ掲ケタル罪狀ノ内ヲ犯セル
モノハ之ヲ引渡スヘシ

人殺シ、人殺シヲ謀ルモノ、強奸、火付、海賊、船乗
組内ノモノニテ船中ニ於テ船長ヲ欺罔シ或ハ脅威シテ

官員ヨリ差出スヘシ若シ其交際官員其國ニ詰合セサルカ或
ハ其國政府ノ近傍ニアラサル時ハ領事官員中ノ重立タルモ
ノヨリ此達書ヲ差出スヘシ

右ノ引渡ヲ申立ラルヘキ罪人ハ罪科アルト定マルニ付其ノ
モノヲ審斷シタル裁判所ニ於テ罪科ヲ極メタル書付ノ寫シ
ニ其官印ヲ押シ且ツ相當ノ司法官員ヨリ此審斷役ノ公務權
理ヲ保證シ猶其上ニ合衆國或ハ日本ノ公使又ハ領事此司法
官員ノ公務權理ヲ保證シタル書面ヲ添テ達書ヲ差出スヘシ
尤モ此潛匿セルモノ只罪狀ヲ犯セリト看認タル時ハ其罪ヲ
犯シタル國ニ於テ之ヲ取押ユヘキ爲メニ發行シタル擒捕證
書ノ正當ナル寫又ハ此ノ擒捕證書ヲ發行シタル原因タルヘ
キ證據人口書ノ寫ヲ右ノ達書ニ添ユヘシ

猶此合衆國ニテハ國務尙書又ハ日本ニテハ適當ノ行政官員
ヨリ右ノ潛匿人ヲ取押ユヘキ證書ヲ發行シ吟味ノ爲メニ適
當ノ裁判役ノ前ニ連レ來ラシムヘシ

然ル上ニテ法律ヲ案シ口書ヲ糺シ條約面ニ基ツキ引渡シラ
ナスヘキト決定セハ此般ノ場合ニ於テ行フヘキ定例ニ從ヒ
潛匿人ヲ引渡スヘシ

第十五條

右ノ罪人ヲ取押ヘ入牢セシメ送り渡ス事ノ諸人用ハ其引渡シノ達書ヲ差置タル政府ヨリ之ヲ拂フヘシ

第十六條

兩國中五ニ人民他ノ一方ノ海岸ニ於テ軍艦商船ノ別ナク難船スル歟或ハ風浪ノ難ニ罹ル歟或ハ賊船又ハ敵船ニ追ハレ止ムヲ得ス其河灣港ノ内ニ逃込事アルトキハ懇親ニ之ヲ遇シ保護ヲ與ヘ且ツ其航海ヲ全フセシムル爲メニ其船ヲ修覆シ食料ヲ得ル等ノ事ニ於テ要用ナルス助力ヲ與フヘシ

若シ難船ノ荷物卸シ及ヒ再ヒ船積スル事ヲ緊要ナリトスル時ハ其地ニ於テ賣拂フヘキ品物ノ外ハ相當ノ規則ニ從フテ之ヲ取扱ヒ租稅運上ヲ拂フニ及ハサルヘシ

第十七條

合衆國ノ人民ハ外國貿易ノ爲メニ開キ或ハ開クヘキ場所ニ於テ條約規程内及ヒ其地ヨリ定メタル距離内ニテ靜産ヲ賃借シ之ヲ占ムル事ノ許ヲ得ヘシ

第十八條

兩國ノ政府ハ一方ノ准允ヲ得ルニ非サレハ是迄雙方ノ人民ニテ賃借シ所有シ占領シタル土地ヲ所持スルノ法ニ差響キ又ハ之ヲ更正シ或ハ其稅法ヲ創立スル法律ヲ設ケ又ハ規則

ナクシテハ日本ノ兵ヲ合衆國ニ上陸セシメサルコトヲ協議ス

第二十一條

日本天皇陛下ハ此條約本書取替セノ期限又ハ其以前ニテモ帝勅ヲ下シ此條約ニ添ヘ其一分トナルヘキ附録ノ箇條ヲ充分ニ履行スヘキ旨ヲ此ニ協議決定ス

第二十二條

千八百五十四年第三月三十一日及ヒ千八百五十八年第七月廿九日合衆國及ヒ日本トノ條約并ニ之ニ附屬スル章程ハ此條約ノ箇條ニ反對セルモノ、外ハ猶之ヲ實踐スヘシ

第二十三條

兩國ニ於テ貿易航海ノ事ニ付直チニ他ノ一方ニ許サ、ルヘキ特典ヲ外國ニ與ヘサルヘキ事ヲ五ニ約ス此他ノ一方ハ此特典ニ制限ナキモノナラハ制限ナク之ヲ占ムヘク若シ又此ノ特典ニ約束アリテノ事ナラハ其約束ヲ履行シテ之ヲ占ムヘシ

兩國ノ諸船ハ是迄占得シ或ハ許可セラレタル貿易航海ノ殊典權理ヲ其儘ニ引續キテ占有スヘシ

第二十四條

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一〇〇

ヲ建サルヘシ

第十九條

兩國ノ人民ハ他ノ管轄内ニ於テ地ヲ賃借シ其地及ヒ動所有物ヲ他人ニ賣渡シ讓渡シ遺物トシ其外ノ手續ヲ以テ之ヲ處置スルノ權理アルヘシ且ツ其ノ相續人或ハ法ニ叶ヒタル代任ノモノ他ノ一方ノ人民タルニ付遺言狀ノ有無ヲ論セス右ノ動所有物ヲ相續スヘシ且ツ此相續シタルモノハ自身歟又ハ名代ヲ以テ之ヲ占領シ其意ニ隨フテ之ヲ處置スルヲ得ヘシ

尤モ右様ノ場合ニ臨ミ其動所有物ヲ置タル地方ノ住民ヨリ納ム丈ノ稅ヲ而已拂フヘシ

若シ此儀靜産タル時ハ其相續人或ハ法ニ叶ヒタル代任ノモノハ外國人タルノ故ヲ以テ之ヲ相續シテ所有スル事不都合タルヘシ尤モソノモノ、相當ト思惟スヘキ程ニ此靜産ヲ處置スヘキ爲メニ三年ノ期限ヲ許シ其代料ヲ故障ナク又一切ノ稅ヲ拂フ事ナク持出ス事ヲ許スヘシ

第二十條

平和ノ時ニ於テハ相當ナル日本官員ノ免許ナクシテハ合衆國ノ兵ヲ日本ニ上陸セシメス又相當ナル合衆國官員ノ免許

若シ此條約ノ箇條中ニ違背スル事アラハ雙方中ゾノ損害ヲ蒙リタルト思惟セル方ヨリ先ツ確證ヲ掲ケ損害ノ條件ヲ記シタル書面ヲ差出シ公裁ヲ促シ償ヲ求メ然ルニ之ヲ拒絕シ或ハ道理ナク遲延スルニ非サル以上ハ損害ノ議論ヲ以テ絶交ノ所業ヲ命セサルヘク又他ノ一方ニ對シ戰爭ヲ公布セサルヘシ

附 錄

第一 現今外國貿易ノ爲メニ開キタル諸港ノ外ニ猶左ノ諸港ヲ開クヘシ
鹿兒島 石ノ卷 敦賀 小樽内 下ノ關

右ノ内二港ハ此附録ノ本文タル條約本書取替セノ日ヨリ一ケ年ノ内ニ開クヘシ今一港ハ其日ヨリ二ケ年ノ内残り二港ハ其日ヨリ五ケ年ノ内ニ開クヘシ

第二 此附録ノ本文タル條約ノ本書取替セノ日ヨリ二ケ年ノ後ニハ舊條約ニ依リテ日本ニ於テ合衆國人民靜産ヲ賃借シ占有スヘキ境界ヲ擴充シ諸開港場ヨリ五里地内ニ及ホシ猶二ケ年ノ後ニハ十里地内ニ及ホスヘシ

第三 此附録ノ本書タル條約本書取替セノ日ヨリ一ケ年ノ後ニハ合衆國ノ人民ハ左ニ記載シタル規則ニ從ヒテ日本國

ノ内部ヲ旅行スル事ノ免許アルヘシ凡ソ内部ヲ旅行セント願フ人民ハ書面ヲ以テ合衆國ノ領事ニ願立ヘシ此書面ニハ旅行ノ道筋時限保養或ハ用向歟ヲ認ムヘシ

領事ハ此書面ノ趣意ニ相違ナク又願人ノ性質一體ニ善良ナル事ヲ充分ナリトセハ領事ハ此ノ書面ニ表向ノ奥書ヲナシテ之ヲ日本政府ノ相當ナル地方長官吏ニ差出スヘシ地方官吏ハ之ニ據リテ其願人ニ往來切手ヲ發行スヘシ

若シ此往來切手ヲ渡シタル合衆國人民中ニ不行狀ノモノアルトキハ直様其モノヲ捕ヘ領事ヘ引渡スヘシ領事ハ此人民ニ不行狀アルノ事理ヲ充分ニ承知セハ直様其ノモノヲ呼戻スヘシ且ツ右様ノ事アルニ於テハ其モノヘハ以來他ノ旅行往來切手ヲ發行セサルヘシ

往來切手發行コトニ相當ナル手數料ヲ相拂フヘシ

第四 日本政府ハ輸入品ニ付可取立税目ニ付其ノ改革ヲナス事アラハ^(註 略)月前ニ公達スヘキ事ヲ約ス

第五 日本政府エ可相納税額ハ都テ日本ノ金圓ヲ相用ユヘシ尤相當ノ時限中ニ此金貨入用ナル高ヲ容易ニ得カタクキハ日本政府ハ其代リトシテ金貨百圓ニ付「メキシコ」銀九十九ドル九分ノ一ノ割合ヲ以テ「メキシコ」銀ヲ請

1011

明治五年五月十日 副島外務卿ト米國臨時代理公使西曆一八七二年六月十五日 トノ對話書

條約改正談判ノ場所並ニ輸出入物品税ニ關スル件

改正ノ場所並輸出入物品税ノ儀ニ付本省ニ於テ副島外務卿米公使談判

一條約改正ノ御談判ハ歐洲中ニテ被成候哉米國ニテ被成候哉

一未定ニ付可成關係ノ少キ場所可然候

一改正之事私見込ニハ今度大使華盛頓ヘ御越御談判ノ所調印之權無之トノ事ニテ大久保伊藤兩君一旦御歸國御評議ニテ夫々御高論有之候由調印ノ御委任狀ハ已ニ被遣候哉右兩氏御持參ニ候哉一體此談判ハ御國ニテ被成候方可然ト考ヘ候

元來米國ハ器械製造物ハ高價ニテ歐洲ノ方下廉ニ御座候夫故米國ヨリハ製造物ノ輸入ハ少ク候間輸入税ヲ相増シ輸出ヲ安被成候方利益ニ相成候

一米國ノ方ハ茶生糸ハ無税ニ相成候由

一左様ノ事モ承リ候茶ハ自國人至テ嗜ミ候ヘトモ高價ニテハ貧民ハ吞得不申今無税ニ相成候得ハ隨テ下廉ニ買

取ヘキ事ヲ協議ス

註 右草案ノ原文見當ラス

101

明治五年五月三日 外務大丞等ヨリ西曆一八七二年六月八日 大使隨行田邊一等書記官等宛

大久保、伊藤兩副使及英國駐劄寺島大辦務使等ノ出

發等報告ノ件

第二十號大使ヘノ書簡案 本月六日出帆ノ英郵船マタラス號ヘ附ス

例文

一去ル十九號信ニテ申進候通り寺島大輔殿英國在留大辦務使ニ被任來ル本月十七日出帆ノ米國郵船アメリカ號ニテ發程可相成御治定尤大久保伊藤兩副使大原書記官モ同船ニテ出立ノ都合ニ有之候間此段御承知可有之候事

(中略)

壬申五月三日

大 少 丞

田邊少丞殿

渡邊少記殿

得候間我政府下民ヲ愛スル所ヨリ右様ノ談判ニ相成候事ニモ可有之歟併シ是ハ傳聞迄ニ候

自國ニテハ仕官ノ者千弗以上ノ給料ヲ得候モノハ二分五厘ノ税ヲ納メ候千弗以下ハ窮民ニ屬シ候間税ハ不取立候私ハ五千弗ノ給料ニ候ヘ共其内千弗ハ取立サル部内ノ高故四千弗餘ノ税相納候

此度歐洲ヲイテ大使ヨリ改稅御談判有之候節ハ各國ヨリハ必輸入稅減シ方ノ義可申立米國ニテハ納稅ノ義ニ付テハ決シテ彼是ハ申立間敷候間米ニテ篤ト御談判被成置候ハ、歐洲ニテ御談判ノ御都合ニ可相成ト考ヘ候昨年橫濱ヨリ茶輸出高十五萬ノ内米國ヘノ輸出十四萬餘ニ御座候歐洲ニテハ支那ノ茶ヲ好ミ候

一貴國ニテハ無税ニスレハ此方ニテモ無税ニ致置候テヨロシク税則ハイツニテモ替ラレ候様イタシ置候方可然候一夫ハ米ト同様ノ方ニテ今日ノ則明日變更候事モ御座候一茶ニテ茶ノ輸入ヲ無税ニスレハ米國ヨリ或ハ石炭油輸入ノ節ハ我方ニテモ矢張無税ニセネハナラヌ様相成是五ノ利益ニ候此制限ヲ立ラレ候テハ税ノ得失ハ擅置權ニ障礙候間自由ニ不致候テハ不相成候

一税ニ限リノ付カヌ事ハ出來可申唯ムツカシキ簡條ハ裁判ノ法律ニ有之各國ニテハ他邦人ニテモ其國へ在留ノ上ハ都テ其國法ヲ以處置イタシ候得共御國ニテハイマタ同様ニハ被行申間敷候

一英米兩國ノ際會同裁判ト申事有之ニケ年ノ約ト申事承リ候如何哉

一右様ノ事ハ心得不申訴訟丈ケノ事ニテハ無之哉

一左様ニ可有之

一アラバマ一件ノ如キニ可有之尤金銀貸借上訴訟ノ裁判

ニハ一方ニテ其裁斷不伏ノ節ハ雙方役員相談相成段事

モ有之候

1011 明治五年五月十七日 岩倉大使等(米國ニテ)ヨリ
西曆一八七〇年五月十三日 太政官正院宛

小松二等書記官桑港到着等報告ノ件

別 錄 岩倉大使一行ノ渡米日記抄

明治五年壬申五月十七日 從話聖東

以書狀致啓上候

(中略)

(岩倉大使一行渡米日記抄)

〔外務省行〕

特命全權大使日記撮要

明治五年壬申四月廿九日 千八百七十二年 當日朝雨午後晴天
六月四日火曜日

氣冷濕是より先き田邊一等書記官安藤四等書記官特旨を奉し今夕第九字新約克を廻りて歸朝の爲發輒す寒暖計午後一字七十九度

盡日 昨夜冷甚今朝晴朗有風第一字七十四度今夜ナシ

ヨナルシエートルに招かる日本人源次郎の輕業なり今朝田邊安藤新約克セントラルホテル着の傳信を得たり

五月朔日 晴爽風なり氣溫和を覺ふ朝第九字寒暖計七十四度今日第三字を以て太平洋郵船便に公簡を出すへ

きを安藤田邊發足なるを以て別に出たさす當日午後第一字よりホトマツク江畔海陸軍及ヒコロソ比亞郡に備へたる

癡狂院に招かる第六字歸館

五月二日 無事略

三日 徵陰炎蒸第一字八十五度第一字岩倉木戸山口三

使國務卿并フキシント會議鹽田福地陪之事數分時にして了る

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 1011

一書記官小松濟治儀兩三日桑港え到着の趣以電信申來候間四五日中には當府へ來着可致是より前條約調印の全權委任狀當國へ御送有之度を建言爲致候爲めに書記官田邊太一安藤太郎の兩人を歸國爲致此程桑港迄相越候處恰是小松濟治來着に付右の兩人は桑港に相止り我曹再應の下命を相待候心得なりと申越近日濟治來着の上委細の情實を承り候上にて右の兩人え下令可致詳細の報は公私とも後便に讓候右可得御意早々如此候也

正 院 御 中

山 口 尙 芳
木 戸 孝 允
岩 倉 具 視

今便は時間切迫勿々の際に此公書を裁候間一行の宅狀家信は其間に合不申何れも無事に罷在候

議院を閉候後米國々務尙書は病氣保養の爲めに暫時の間其郷里に引取留守中故政府より此度遊歷の案内をなし候事に候

別 錄 註 右文書到着ノ日附詳ナラス

四日 第九日 徵陰炎熱昨に異ならず合衆國政府の招きに應し

陸軍大將マヤ接待掛 同娘同行三使及ひ外數人夕第九字廿

五分華聖東立場より紐約に赴き鹽田福地は特旨ありて暫時此行に後る此夜甚雨

端午 十日 雨晴微涼を覺ふ第六字半ニユーセルシーの車驛

に達し之より馬車に乗り渡舟にてホトソン江を渡り第七

字新約克廣街シントニコラス館に投す第十字より出車一統市中を巡覽す又第三字出車セントラルパークに至り第

七字歸館及第八字劇場に招かれ第十一字歸館此日不甚炎時々雨降

六日 第十一日 晴微涼第八字チャンスウエツエルラ號火輪に

て發帆第十二字ウエストポイントえ着兵學頭コロホル、ロガル兵部尙書ベルナツフ氏使節及大將マヤを迎へてウ

エストポイント館に投す長野杉浦之に陪す其他ハヲツゼル館に宿す第五字半より第七字半迄兵學校にて生徒の銃

隊練を閱す凡て六小隊此校は合衆國政府の兵學寮にて士官三百人を容るへし當時二百二十六人と云ふ此間兵學

頭の館舎にて立食あり此夜月色玲瓏山水畫の如く涼風人を爽にす

七日^{十二日}水曜 晴昨に比すれば稍熱す朝第七字半生徒の教練を見る第十字より兵學校の検査を閲し了りて兵學寮の諸裝置を巡覽あり第十二字半にしてる三般酒を饗す第五字半より同所輕砲隊の教練あり大砲六門此間北風忽ち起り天俄かに陰り暴風迅雷咫尺不辨生徒依然として術を終る第八字半破裂彈の實演あり川を隔て火を焚き之を的とす其距離千四百尺時々風起り中する者甚た稀なり次て烽火あり樂隊樂を奏す第十字にして畢る

八日^{十三日}木曜 晴涼第十字各大使の旅館に集り大使以下兵學頭に暇を告げ校下の渡船場よりホドソン江を渡り第十一字ガリソン立場に至りて半字を過ぎコロンビヤ號火輪車來る之に乗てナイヤガラに向ふ此車は新約克セントラル鐵道會社に屬し殊に此會社より使節を饗せんか爲に配意し車中別に華旗と日旗と入接せる者十一對を懸り此車にて鹽田福地の昨夜華聖東より來るに會す森少辨務使大將ハンクス妻及び娘來り會す夜第十一字四十分ナイヤカラ瀑布上旅館インテルナショナルホテルに投す此地涼風甚たしく外套を掩ふへし新約克より四百六十里

九日^{十四日}金曜 晴第十一字出車セネラルマヤ案内處々見物す第

字歸館第二字二十分出車天下太平樂府に至り第四字奏樂始まり第七字歸館第八字十分グロブ劇場に至り第十字十五分歸館此日桑港より傳信來り小松濟治本朝より至る因て田邊安藤桑港に滞在し尙命を俟つと此日使節大將ハンクス氏に逢ふ

十四日^{十九日}水曜 晴第八字接待掛案内にて發車第八字ロンク、ウワルフより收税官リユツセル氏の招きに應しハヲニング號徵貢船に乗り港内を巡覽し船中にて酒菓の饗應あり第十二字過歸館午後第二字半より出車再び太平樂府に赴き第七字歸館

十五日^{第二十}木曜 晴溫氣甚たし寒暑針七十六度より九十五度に至る朝第九時出車接待掛祖送ホストン、メント、アルバニー轍路に依り第十二字スプリングヒールドに達す市正區長參事及び造兵局の官員迎へ携へてマサリート、ハウス旅館に入る此館ハ魯西亞公子アレキレスモ投憩セリ小話にして晝餐し第一字出車造兵局の鍛冶場を巡覽し了りて之より一里強細工場に至る祝砲十五發其局内を巡回す次に武庫に至り巡回す此造兵局は軍時是一日に一千挺を製すへし且武庫に備ふる者一百二十萬挺あり了りて士官及市員同道區長ホー

四字半歸館第六字故合衆國大統領フイルモール氏使節の招に應して對食す使節森少辨務使大將マヤ、岡士フルツクス福地鹽田列席す同行の婦人も列せり〇フイルモール氏ハコモトールヘル^{水師提督}を日本へ送りし人にて日本と初めて通信を開く事を建論せし人なり談笑數時にしてする十日^{十五日}土曜 晴微溫朝第七字半前回と同車にてナイヤガラを發し第五字半センネクトデーに至る森辨務使ハンクス妻娘は直ちに波斯敦に至るへきを以て暇を告げ我使節は北に折れ第七字サラトカに達しクランドユニラン館に投す此處は有名の藥泉ありて夏時の避暑地なり十一日^{十六日}日曜 晴寒溫適度朝餐前各々旅館を出てコンクレ^{ホストン}ス、オートル^{リ十五}ノ名^{六里}を飲む直ちに旅館の前に在り第十一字出車サラトカ湖に至る湖亭の主人馬齡暮の油揚^{此處ノ名物}及ひ三般酒を饗す此日大將マヤ病ありて同行せず十二日^{十七日}月曜 晴天氣溫なり朝第八字半サラトカを發し波斯敦轍路に依りフートアクションにて^{ホストン}リ十五^{六里}里^{斯波敦}に接待掛數名^{新聞紙}見ル^{ヘン}に案内を受けレウテルハウスに館す着する時夕第八字森及ハンクス夫妻に會す

十三日^{十八日}火曜 晴朝第十字出車接待掛案内市中を巡覽す第一

ワルドの家に招かれ三般及び菓子を饗せらる此家は此市第一の富家なり第五字歸館晚餐の饗應あり市正スプーネル演舌了りて諸員使節を送り第七字轍輦第十二字六分紐約シントニコラス館に着す此日歐羅巴より廻る鄉信あり達す之を分配す

十六日^{第二十一日}金曜 晴天氣甚た暖なり無事夕第六字二十五分ワシントン立場發輦十七日^{二十二日}土曜 晴第七字華聖東に達す此兩三日前田邊安藤より暗號の傳信を送る蓋小松靈盛か使命の趣旨を約言するなり今夜國務卿フキン避暑の爲當地を去り波斯敦に向ふ

十八日 無事

十九日 同

二十日 同

廿一日 同

廿二日^{第二十七日}木曜

天氣適宜夕第四字八十度午後第三字小松靈盛自桑港着同時日本在留字漏士公使フオンブランド同

英代理公使アータムス來着訪使節

廿三日^{二十七日}金曜

天氣甚溫寒暑鍼九十二度午十二字英代理公

使アダムス來訪午後木戸副使字使を訪ふ

廿四日^{二十九日}土曜 晴溫氣同昨午前十字使節接英使アタームス

午後十二字より接フホンブランド

廿五日^{第三十日}日曜 晴溫氣過昨午後第一字寒暑針九十四度夕第

六字當館に於て使節英使アタームス及び字公使フオンブランド」を夜餐す第十字にて了る之に列する者福地源一郎鹽田篤信小松靈盛是なり

廿六日^{七月一日}月曜 晴溫氣午後第一

二字フオンブランド氏訪大使今夜兩公使新約克工發輟

廿七日^{第二日}火曜 晴昨新約克市中寒暑針百零四度當地今日九十

九度桑港より傳信あり云田邊安藤來金曜日を以て發し來る第十二日當地に着すへしと本日渡邊洪基願に依り歸國夜處々烽火あり

「地名人名等勿々の間其詳細を盡す能はず新聞に參考を伏して乞ふ」

「此日は生徒試業及第の日なるを以て其親族等旅館に充滿す」

「田邊安藤に桑港より再び當地に歸るへきを電信す」

此條約貿易定則并輸入輸出の商税を實驗し緊要なる變革或は改正を加ふる爲め是を再議し得へし然りといへとも此再議の趣は一ヶ年前に告知すへし若し日本天皇陛下此期限前に各國の條約を改議せん事を欲し其事に付て他の條約濟の各國にて同意せは埤地利及び洪噶利政府も亦日本政府の望みに從ひ此會議に加るへし

臣 フオンブランド

岩倉等閣下

註 「昨日…御談話」ノ記錄見當ラス右談話ニ關シテハ

「木戸孝允日記」其ノ日ノ條參照

IOH

明治五年五月二十三日 佛國臨時代理公使ヨリ
西曆一八七二年五月二十三日 副島外務卿宛

條約改正要項提示方申入ノ件

附記 右ニ對スル回答趣意書

改正要項提出シ難キ旨ノ件

壬申五月廿五日來

以手紙致啓上候然ハ日本及佛國の間條約改正の義前以勘考可致大切の簡條の内裁判管轄の簡條有之候間元千八百五十

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 IOH

一〇四

明治五年五月二十二日 日本駐劄獨國辦理公使(華盛頓ニテ)ヨリ
西曆一八七二年五月十七日 岩倉大使宛

條約改正問題特ニ最惠國約款ニ關スル件

千八百七十二年第六月廿七日於華盛東

昨日閣下え御面晤の御御談話中日本と各國と取結ひたる條約中所謂最も優待されたる云々の條有之と申義に付御疑念の御口上有之に付即ち塙斯太利翁辦加里政府と日本

天皇と取結ひたる條約第二十條及び第二十一條の寫差上申候

第二十一條に於ても條約改議及び其布告を以て現存の條約の權利廢却する義決て之無き義と存し候日本日耳曼の條約第二十條及第二十一條も全く塙太利條約と同様の者に候

第二十條

日本

天皇陛下他國の政府及び其人民に與へ或は爾後與へんとする總て別段の免許及び便宜は埤地利及洪噶利政府并に其人民にも此條約施行の日より免許あるへきを今爰に確定せり

第二十一條

來る壬申年即千八百七十二年第七月第一日或は其後に至り

八年の條約面に定めたる事形に貴政府に於て被成度き御變革閣下より可成丈委細に御報知被下候様致度候左様に御承諾被成候得は拙者の了簡に於て右御變革の内我國人民の利益不破貴政府の御見込に的當するの个條拙者より佛國外務卿閣下へ可申進候尙右を御報知被下候節外國人居留地に付此後組立つへき規則の義を條約改正の節貴政府より各國へ御申遣可相成始末柄をも御報知被下候様致度候右可得御意如此御座候以上

明治五年壬申五月廿三日

佛國代理公使

ロント シ チェレンス

副嶋外務卿閣下

(右原文)

Legation DE FRANCE

AU

Japon.

Yokohama, 28 Juin 1872.

Monsieur le ministre,

Une des principales questions dont la prochaine revision du traité Français avec le Japon me fait un devoir de me préoccuper, est celle de la juridiction.

Je vous serais reconnaissant de m'indiquer aussi exactement que possible les réformes que vous désiriez obtenir de la part de mon Gouvernement dans l'ordre de choses établi par le traité de 1858 afin que je puisse indiquer à Son Excellence le Ministre des Affaires Etrangères celles d'entre elles qui, dans mon opinion ne préjudiciaient pas aux véritables intérêts de nos nationaux, et donneraient en même temps une satisfaction aussi complète que possible à la manière de voir du Gouvernement Japonais. L'organisation des concessions Etrangères offrant pour moi un intérêt égal, je prierais aussi Votre Excellence de m'indiquer les bases de l'arrangement relatif à cette question qu'Elle compte proposer aux Puissances à l'époque de la révision des traités. Veuillez agréer, Monsieur le Ministre, les assurances de ma haute considération.

COMTE DE TURENNE.

Son Excellence

Monsieur Soyeshima Tanomi,

Ministre des Affaires Etrangères.

註 右來翰ニ對シ我方ヨリ左記ノ如キ趣意ヲ以テ回答セリ

次第報告ノ件

壬申六月十九日夕着

以書狀致啓上候陳は小生義安藤大録一同立歸り歸 朝被命桑港迄出張仕候處小松靈盛立戻り候に出會持參候書類檢閱同人口上をも承り候處立歸り可申立要件も無之奉命の个條大凡了局の様子御座候間其日發帆見合猶右次第を以後命相待候處話聖東府に立歸り可申旨再命電信御座候間其節預り來候諸書信類取纏め差進申候可然御配達可被下候使節方は各府巡覽即今は又候話聖東府に歸來條約談判に御取懸りの事と察居候

右申上度如此候可然卿輔公え被仰上可被下候也

五月廿四日

田邊太一

外務大少丞記御中

尙以本文見合せ候次第即時可申上處既にメール締切の後には相成候間不能其儀先便御用狀と行違は疑慮可有之と恐入候宜御取成可被下候尤別に電信を以使節より見合候段は御申通可有之筈に御座候也

附記

明治五年五月廿三日付の貴翰落手いたし候然は貴國と我國との間に取結ひ候條約改正の个條中裁判管轄の事及び外國人居留地の事に付此後各國政府え可申談我政府の見込を閣下より貴政府へ御申遣し被成度付委細御報知及び候様御來示の趣致承知候然るに條約改正の重事に付ては我政府より先般重臣を外國え派出し各政府と議論を盡さしめ猶時態の變遷と事務の適宜とを斟酌し便誼處事の權をも付托し置候故今政府の見込を閣下え報知候共我重臣より貴國政府へ此後申談候趣とは殊異有之へきも難計付ては同人等其職務を行ふ以前委任の條々詳告いたしかたく困之乍御氣の毒御求に應しかね候

「此一件花房石橋兩氏より佛公使へ面晤にて本文の趣意を以て斷りおよび候間別段御返簡不被差遣候事」

一〇六

明治五年五月二十四日
西曆一八七〇年六月十四日

大使隨行田邊一等書記官(桑港ニテ)ヨリ
外務大丞等宛

歸朝ノ途上小松二等書記官ト出會シ歸朝ヲ中止セル

一〇七

明治五年五月二十七日(假)
西曆一八七〇年七月二日

岩倉大使一行ノ打合條項

條約改正談判手順ノ件

明治五年壬申五月廿七日夜の會議衆論に基き我使節

一行進退の義に付再應會議一席え下問の條如左

既に前議にて下問いたし候通り今般小松書記官再渡いたし候得共肝心の御委任狀は持參不致其上此程亭公使の心附けにより討論の處舊約に掲げたる殊典を一般に與ふるの義其道理無之とも難申於此集説によりて我使節一行の進退を豫定する事緊要に有之候間其順序を左に陳縷いたし候

一當國國務尙書と談判の上條約箇條は此程より取調候草案決議の上之を英文に反譯いたし國務大輔に相渡候歟或は都合により國務尙書歸府の上直に相渡し十分に此方の趣旨を相貫候様應接可致

一夫より改て使節より國務尙書へ可申入義は大久保伊藤兩副使歸朝の上建言いたし候處政府にて其議を採用し今般改て御國書を御渡相成條約全權委任狀も下賜候尤本書は兩副使持參にて歐洲へ赴候積にて其寫文は今度書記官持參いたし候間左様御承知可有之

一 擬條約決議調印の義は我政府に於ては一ヶ所にて會議の上にて取結度義其期望に候此一ヶ所と申場所は歐洲中に便宜よろしき某地を相撰み度趣勿論此義は貴政府を初とし各政府御承知の上ならては難相成義に候尤大久保伊藤兩副使發軔前御問合申上候處御不同意の趣には候得共我政府の期望に候間猶此段御相談致し候なりとて可申入右の通りに申談し若し國務尙書是を承知いたし候は、其會議の地は追て歐洲へ相廻り候上にて傳信を以て歟或は其地の在留公使の手を経てか其後へ可申入と相談し可申若又不承知の節は此方の都合より東京にてか或は話聖東にて歟可相結其節は使節の内再渡いたし可申左も無之は東京へ全權の人御差圖の義可相賴旨を申談し手別れと可致殊更全權委任狀到著せざるにより此邊の談判に都合宜敷かるへしと被存

當地の結局右の通にて相濟候上は使節の内歟又は書記官の内にて倫敦に渡り彼地の都合をなし其傳言を得候上使節一行も相渡り同所にて大久保伊藤兩副使を待合せ來著の上大に會議し英國への談判筋を謀り可申尤謁見の禮式等は英國政府にて許可する時は兩副使來著の前たりとも拜謁を遂

す

右の通り衆議の大趣意に候猶其成否の處再應議論可致事

註 右條項ノ附議セラレタル日並ニ右文書ノ作成セラレタル日詳ナラス假ニ是ノ日ニ收ム

一〇八

明治五年六月五日 米國國務卿別莊ニ於ケル岩倉大
西曆一八七二年七月十日 使ト國務卿トノ對話書

條約改正ノ爲各國合同會議開催等ニ關スル件

附記 大日本合衆國新定條約並附錄草案

〔特命全權大使合衆國々務尙書〕
衆國々務尙書 第九回談判筆記

第九回談判筆記

明治五年壬申六月五日即千八百七十二年第七月十日新約克州ウエストポイントの對岸ガルリソンなる別荘に於て合衆國々務尙書え應接の覺 第一時半より二時半にいたる

特命全權大使 岩 倉 具 視
國 務 尙 書 ハミルトンフィシ
通 譯 鹽 田 篤 信
筆 記 福 地 源 一 郎

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一〇八

け可申積

一 當合衆國初め英國其外にて會議の義を承知する時は實に上策なれば決議の通り歐洲の一ヶ所に於て之を取結ひ可申之を上策となす

各國の政府より其全權を一ヶ所に差出し可申歟否は倫敦にて使節より各國の公使えお問合せ其本國へ懸合候得は其成否は直ちに相分り可申

一 此會議の事一二ヶ國にて不承知の節は斷然不被行義と見据へ然らば東京にて談判いたし條約を可取結間全權の人々を御差出可有之旨を使節より各國政府へ申入是は各國政府にて不承知は無之事勿論なり又使節に取りても何地に於ても條約を可結との御委任の趣意に觸候義は無之と被存是を中策とす

一 擬使節は夫より御國書内の交誼聘問の御趣意を大目的として各國を巡歴いたし其地の宰相大臣等え面會の節は我國の事情と期望する所以を説明いたし候は、東京へ歸り候上條約取結の爲に多少其功驗は可有之と被存

一 各國別々に條約を結ひ遂には其國々の爲に其望を達し結局は我國の損のみ多く得分は少なかるへし之を下策とな

一應挨拶畢て

大使 今日折入て御談判いたし度事件有之候に付態々御別業迄推參致候次第に有之擬大久保伊藤兩副使我國に歸朝いたし候以來の狀實此程書記官壹人再歸に付委曲に相分り申候兩副使歸朝の上海外に於て條約取極の儀建言および候處政府にて之を許可いたし候尤取極へき地は歐洲の一地に於て會議の上に可相結旨に決議し其段改て政府より使節に下令被致右會議の地へ貴國政府より全權の人を御差出被下候様拙者より御依頼可申旨申來候

尤此全權御差出の儀に付ては兩副使當地發軔前に森少辨務使を以て貴君へ御問合および候處貴國政府にては歐洲へ全權を御差出の儀は御不承知の趣御答有之是は兩副使も篤と承知の上にて歸國致候間貴國との條約は當國にて可相結儀を建議いたし百方力を盡して論辨および候趣然るに我政府の決議は之を許容せず一地において會議條約と相決候に付今更申述候も氣の毒の至に候得共猶再應拙者より御依頼いたし候間全權の人を此會議の地へ御差出有之候様いたし度候

尙書 先頃森少辨務使より右の談し有之候尤其節は公然たる談判には無之同人限りの間に候間拙者限りの思考を以て相答置申候此義を熟考仕候處頗る容易ならざる義に付其旨大統領えも建言いたし可申候得共拙者の見込にては米國政府においては迎も御同意致申間敷と存候

大使 我政府にては海外にて條約取結の事を許可し會議決定と治定いたし候間貴國政府よりも枉(て)も全權の人を御差出被下間敷哉

尙書 唯今も申上候通り日本と合衆國との條約を取結候爲に全權のものを歐洲へ相廻し候儀は政府にて承允致間敷と被存候畢竟歐洲にて御取結可相成御見込は何等の利害得失を御謀り被成候ての御決議に候哉拙者に於ては其御趣意柄更に相分り兼候

大使 是は我政府の決議に候間拙者に於ても其趣意柄は難計候尤我使節一同の見込にては當國にて取結候積にて候得共政府の決議會議條約と相成候間不得止此段御依頼申候儀に候

尙書 和親貿易航海の條約を取結候爲に歐洲に於て會議の條約を御取結被成我國よりも全權を差出候様貴國政府

は獨立國互に締盟するを主旨といたし候に付他國に關係すべき條理は無之咎此儀は合衆國政府にては尤も主張いたし候趣意に有之候右に付貴國政府の御趣意柄難相分候と申候儀に候

大使 只今演述いたし候公書中にも便宜の地と有之候に付愈々歐洲へ全權御差出の儀御不承知に候は、外に一方法有之候間猶一應御談し申度候

尙書 我國政府の便宜の地は即ち話聖東なりと可申上候

大使 拟肝心の全權委任狀は大久保伊藤の兩副使持參いたし直に我國より歐洲へ向けて發航いたし候積に候是は貴國政府にても會議の地へ全權御差出の儀御承諾可有之と見越し候故に候然る處此儀御不同意の上は外に致し方無之候間是迄の條約談判は引續きて御相談いたし結局に至り夫より拙者共は歐洲へ發航致し彼地に於て兩副使へ面會を遂げ副使の内一人全權委任狀を携へて再歸いたし調印可及都合にては如何

尙書 一體合衆國政府の趣意は貴國の爲に可相成丈御都合宜敷様にいたし度との事に有之此度とても貴君方の御都合を謀り候を目的と致し居候然るに唯今の御調にて

にて御依頼被成候は實に非常の御處置と被存候使節御渡來の上は當國に於て取結候歟或は日本にて取結候歟兩様の内にいたし候こそ當然の儀と存候

大使 日本に於て我政府より此儀に付各國の在留公使へ差遣候公書は既に貴國の公使より貴君へ相廻し候哉

尙書 本日日本公使館より書通有之候得共其儀は何とも不申越候

大使 是は我國の外務卿輔より各國公使へ差遣し候公書にて其趣意は今般の使節は初め聘問の爲并に各國政府の考案を乞候爲に派出いたし候處今般改て便宜の地に於て條約取結の權を附與いたし候趣を通達せしなり勿論書面上には便宜の地とのみ有之何の地なる歟發輝といたし不申候へ共政府より拙者共への下令にはこの便宜の地は歐洲中の一地を擇み可申旨申來候

尙書 到底日本と條約を取結候爲に全權のものを關係もなき歐洲の一地へ差出候儀は甚た不都合の舉に候我合衆國に於ては決して此儀を承諾不致且つ是迄右様の事を實行いたし候義曾て無之候但戰爭後和睦を取結候爲の條約ならは隨分會議條約の例も有之候得共通常の條約

は歐洲との條約を先にし而して後に合衆國に及ぼし被成候御趣意と被存候左様に候は、我政府にても其節にいたり更に別段に可申上箇條も可有之是は兼て約定無之故に候此段爲念申上置候

大使 拙者より申述候趣意は我使節目今委任狀無之に付談判丈は落着いたし置其結局にいたり扱其後に一人歐洲より立歸りて調印可致積に候

尙書 然る時は拙者は條約取結の全權を有し貴君方には無之故其談判に渉るも一方は正しく一方は正しからざるものゝ姿に相當り不都合に候

大使 我使節には全權無之にあらず大久保伊藤の兩人持參にて歐洲へ相廻り候義に候

尙書 左様ならは其全權委任狀を御落手迄條約の談判を相延し可申候

大使 最先兩副使發輶前に御打合申上候節には使節は條約の談判を遂げ候丈にて調印の儀は森少辨務使え相命し候位の見込にて御打合いたし貴君も夫にて御承知被成候然る時は何も唯今に至り此方は更に相替り候儀は無之候

尙書 拙者の考にては使節方へ全權委任狀到着の積に心得居候

大使、其節御打合申上候趣意に基き使節の内壹人立歸り調印可致と御相談いたし候儀に候

尙書 成程夫は最先御打合も有之候乍併熟思致し候處調印の節に至り何様にも變更可相成ものを唯今の内に談判いたし候は空に涉り候て不都合に有之到底約束もなきものと同様候

大使 前條の趣意に基き談判は引續きて御相談いたし調印丈を相延し候儀御同意被下間敷哉

尙書 然る時は雙方にて約束を以て拘束せざるものなれば調印の時に至り雙方とも何時たりとも好み次第に其箇條を變更いたし其趣意を取替へ可申此會議候約の儀に付ては恐らくは歐洲の諸政府より申上候儀有之候より貴國政府にて御趣意柄を御變し被成候儀と被察候一體米國儀は一太平洋を隔て貴國と相對し日を逐て交誼を盛にし貿易も昌に及候より歐洲の諸國より之を傍觀し頗る偏執を懷き候に付不佳の策を獻し大に貴國の邪魔とも可相成候殊更御同様に御談判いたし互に草案を示

尙書 其確證の仕法相伺ひ可申候

大使 此儀は猶副使一同とも相談の上ならでは難相決候得共先づ拙者の見込にては副使の内を一人相殘し置歐洲よりそのものへ全權委任狀を相送り調印爲致候ては如何

尙書 副使一人御残り被成候も御立歸り被成候も到底同一の事に候何分それを以て變更せざるの確證とは難致夫迄にも必らず相替り候説も相始り可申と被存候右様の不分明なる義を以て政府人民を約束いたし候儀は拙者におゐては難取計候今般の儀は貴國政府の御内情も貴君の御心配も考察いたし居候得共御引難受致義は實に不得止事に候尤も御談の趣は大統領へも建言可致候得とも多分不承允に可有之候詰り最先の趣意に基き話聖東にて取結候を第一の便宜とし然らざれば日本に於て取結候爲に全權をデロングえ相送り下令いたし候外致し度無之候

扱先頃御面會の節差上候條約草案は御熟覽被成候哉其簡條貴君には御満足被成候哉

大使 右は篤と拜見いたし候處拙者共に於て満足せざる箇

し合ひ意衷を打明け居候處今更結局に至らずして英國へ御渡航の上は必然御變説被成候儀も可有之歟と被存候

大使 拙者の申上候趣意は談判丈取極め置其上にて全權を歐洲より持參立歸り調印可致丈の事に候

尙書 左様ならは全權委任狀到着迄談判を延し可申候

大使 是迄に條約の談判に涉り候儀に付此處にて結局を遂候ものを此後にいたりて變更いたし候儀は御心配には候得共歐洲へ渡候とて變説可致儀は決して無之筈此儀は拙者より御請合申上候既に使節を御信用ありて談判も御初め致成候儀なれば此儀も同様御信用被成候様いたし度候

尙書 拙者の方には條約取極の全權を所持致し貴君には之を御所持不被成候時は何様の御談し有之候共これに従ひ難く候御同様に政府の名代として談判に涉り候節に其全權の確證なくては大不都合にて候

大使 御尤には候得共御同様に取極候談判の趣意を決して相改め不申確證有之候におゐては貴君も御安心被成談判を取繼ぎ被下間敷哉

條も有之又政府より此程の便にて中來候趣意に基き相加へ候簡條も有之依て貴案を原とし之に刪除増補を加へ申候

扱今般我政府より下し候委任狀にて條約取結の全權を共與し分與すと有之候に付都合次第正副使も相分れ候積に候右に付此趣意に基き一人相残り候儀を申述候事にて候

尙書 夫ならは雙方にて全權の書を照し合せ談判に取掛り候迄は我國にても期望する所の簡條を加へ貴國にても同様加除被成候て宜敷筈に候間前以御斷り申上置候諸事貴國の御爲と可相成儀ならは可相成丈盡力いたし何事によらず御周旋可申上度候へ共條約取結の儀は我合衆國の國體にては國務尙書の議案に大統領の調印議院の許可を経以て全國の法則とも致し候程の儀なれば浮たる姿にては談判いたしかたく候扱貴君御見込の條約草案は最早出來候哉

大使 出來いたし居候

尙書 いつれ月曜日第七月十五日には話聖東へ歸府致し候積其翌日は大統領も歸館に候間直様大統領へ相伺ひ御決答可

申上又條約の御草案も其節迄に御用意被成度候併し御草案は今日御持参に候哉

大使 左様ならは話聖東御着の上御相談被下度尤條約の草案は今日も持参いたし居候へ共文中前にも申上候通り餘程相改め候箇條も有之其相改め候處は何々の箇條と申儀は一々に御辯解難致又文中別段に標記も致し置不申此段御承知に候は、唯今この草案を貴君え差出置可申候

尙書 只今請取可申いづれ國務省へ相廻し拙者より差出候草案の稿本と比較爲致歸着の上其異同の箇條を調べ可申候尤御草案は我案を原と被成候儀と存候
大使 左様に候「第三號」の草案を大使より國務尙書へ相渡す

尙書 外に御談しの箇條も有之候哉
大使 別に可申上儀も無之候到底先頃よりの御約束申上候儀と齟齬いたし候姿に相當り殊更御避書中に推参いたし深く御氣の毒に存候何分にも可然大統領へ御申上相成御決答の程相待申候
尙書 承知いたし候

日本天皇陛下および亞米利加合衆國は茲に兩國の間に存在せる和親を篤くせん事を願ひ且つ兩國の貿易交通を奨めん事を欲し和親貿易航海の條約を結ぶ事を協議の爲に各々其全權を命せり即ち
日本天皇陛下は

合衆國大統領は

此全權は各其委任狀を取替へ其善良適正なる事を知り左の條々を協議せり

第一條

兩國より互に其^{（註）「職務使或は實際官員を派出し彼の都府に在留せしむる事を得へし且兩國より互に總領事領事副領事代理領事又は管商官員を命し外國貿易の爲に開きたる港或は場所に居留せしむる事を得へし此官員等は最も優待せられたる國々の領事官員に許可すべき權利殊典特例を占むへし」}

右の交際官員及び領事官員は互に彼の國中におひて何れの場所にても勝手に旅行するの權利あるへし

第二條

兩國の總領事領事副領事は公務を司とるに付其權利殊典特

（朱書）「是より雜話對食の後庭園遊歩第五時後に退散」

註 右對話ノ際日本側ノ提出セル條約草案ノ草稿ト認メラル、モノヲ左ニ附記ス但シ其ノ英譯ハ見當ラス

附記

（表題）
「大日本 合衆國 新定條約並附錄草案」
（朱書）「左ノ本文ハ正院議案ヲモ採用セリ」

明治五年三月十五日^{（原註）朱書「即第一號（註ハ八參照）」}使節ノ草案ヲ米國國務尙書ニ渡

同 五月三日^{（原註）朱書「即第二號（註ハ一〇參照）」}國務尙書ヨリ其草案ヲ使節ニ渡

同 五月十八日十九日^{（原註）朱書「即第三號（註ハ一〇參照）」}會議ニ於テ國務尙書ノ草案ヲ

原トシテ之ヲ刪正シ我考案ヲ朱
（朱書）「即第三號（註ハ一〇參照）」

五月廿日稿 成

五月廿九日英譯成

六月五日^{（原註）朱書「即第四號（註ハ一〇參照）」}第九回談判ノ節國務尙書へ差出

國務尙書ノ別墅ガリソンニ於テ

例を占むべき爲に其職務に取掛る前に其在留國の政府に適當なる委任狀を示すへし其政府の看認め書を得たる上にて在留地方の官員及び人民より公務にて尊敬せらるゝ事を得へし

第三條

兩國政府にて命したる領事官員は其在留國の人民に非ざる以上は都て其國役并に諸租稅地方稅等を免るべき事を約定す但し貿易の爲歟又は其所有物の爲に納むべき稅は此例にあらずと雖とも中外の差別なくその地方の住民より納むべき高に過ぎざるべし

（朱書）註「即第五號（註ハ一〇參照）」
一但し此領事官員等は貿易を營なむに於ては其在留地方にて平民を治むる處の法律故例に服從せざるべからず

此官員は其役所の門前に政府の徽章を掲け其上に官名を記し置事の殊典を得へし尤此標記ありとて決て罪人を陰弊するの權利を附與するには非す又その家屋をして地方裁判役の追窮を免れしむべき名義あるに非す

公用書類には猥りに手を下すことなかるへし又何等の時宜ありとも地方の官吏はこの公用書類を取押へ或は之に關係する事を得ざるへし

第四條

領事官員は自國商船内の取締を引受て管轄し海上港内の別を論せず其商船の船長士官^{(註) 乗組のもの}其外乗組のものに起りたる爭論就中其俸給の割合あるひは約定を履行する事に關涉したる諸務は獨斷にて裁判すへし

兩國の地方官吏は何等の名義ありとも此爭論に立入る事なかるへしと雖とも若し領事官員より願ひ出る時は其取押ゆへき事を緊要なりとせば乗組の者を追捕し之を摘縛し又之を入牢せしむる事に付地方官員より力を假すへし

右の取押ゆへきもの等に付ては日本および合衆國に於て領事官員より其地方官吏に差出たる願立の書面を證據として捕縛すへし但しこの願書には船目録の書拔或は乗組人の姓名表を添ゆへし尤この捕縛せられたるもの等はその船の滯留中は領事官員の差圖に任すへきものたるへし又この者等の出牢は領事官員の願書を證據として取扱ふへし

此者等の捕縛并に入牢の諸費は領事官員より之を拂ふへし

第五條

領事官員は自國の軍艦或は商船より出奔したるものを取押

第七條

兩國互に協議し雙方より輸出する物品に税を課する事なく且つ凡の法に叶ひたる輸入「品」輸出「品」は税金拂濟の上兩國にて輸出入する事勝手たるへし^{(註) 其税目兩國政府に定むる}其税目兩國政府に定むる^{(註) 其税目兩國政府に定むる}時々各々之を取設べし^{(註) 最善を待}

國の差別を論せず一般の人民に施すへき制限の外は陽はにても又は陰にても免許或は別段許可などの名義を設け以て日本臣民と合衆國人民との間にある貿易の交通に制限を置かざるべし

一兩國人民の貿易及ひ人事の交際に於て一般の人民に施すへき制限の外は陽はにても又は陰にても制限を置かざるべし且つ此國の人民に於ては彼國の人民を雇ふて法に戻らざる使役に供する事自由なるべし^{(註) 其税目兩國政府に定むる}

一兩國の人民は互に其國民を治むる處の法律諭告および故例に服従すへし

第八條

兩國軍艦の用意品は雙方の開港場に陸上けし相當の藏敷を出し貸庫に納め或は公然と命せられたる政府の藏船に納む

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一〇八

へ禁錮する事に付其地方官吏の助勢を求むるの權理あるへし此義に付ては領事官員より書面を以て此出奔人取押の事を裁判所或は裁判役或は其筋の役人え申立船目録乗組人姓名表を示し此者は其船の乗組中の者に相違なき事を證すへし

此出奔人を取押たる時は其領事官員の差圖にまかせ申立人の願によりて其入用を以てこれを入牢せしむる歟又は其乗組歟或は同國の他船に送り渡すへし^{(註) スケ下露内ニ朱シアリ}

若し右の取押へたるものを其捕縛の日より^{(註) スケ下露内ニ朱シアリ}六ヶ月の間に引取らざる時はこのものを赦し其後はこの舊罪を以て再び取押へざるべし

^{(註) 其税目兩國政府に定むる}第六條

兩國茲に嚴約して以て彼此の人民その封疆及び管轄内にあるものの身體家産を専ら保護せん爲に裁判所を洞開し最も優待せられたる國民と同様なる裁判の扶助を得せしめんとす右の人民等その國の法律或は故例に従ふて證據を立る時は敢て兩國の諸裁判所に於て之を眞正の憑詞と看做し兩國人民いづれも裁判所に出訴して須要の手段を盡す事勝手たるへし

る事を得へし尤も其國に於て用ふる爲に賣拂ふ時の外は税を拂はざるへし

第九條

日本政府は可成丈急速に各開港場に於て燈明臺を取建る事を約し右建築の上は國の差別を論せず入港の諸船より噸税を課し其費用に充るへし^{(註) 其税目兩國政府に定むる}

一此方の船舶彼方の海港に到るものは凡て噸税燈明税引水税および一切の諸税官吏の手數料に就きて其取扱を受る事とも最も優待せられたる國民と同様たるへし

第八條

日本政府は其帝國の諸開港場に於て適當の港規則を創立する事を約す此規則を實地に施行すへき外國人の撰舉は其港に在留せる合衆國領事が許可せざる人物を命ずる事なかるへし

第九條

條約游歩規程内および外國の貿易の爲に開きたる諸港

に於て日本人民は合衆國人民に勝手に雇はれ又合衆國人民を勝手に雇ふ事を得へし

第十條

兩國の人民は互の地方に於て其信教に付最も十分なる安全を占るへし且つ其國の法律故例を當然に尊敬する以上は其宗旨信仰の事故歟或は自宅又はその爲に設けたる他の場所に於て相當なる禮拜を行ふの事故を以て之を煩し之を妨くる事なかるへし

第十一條

兩國人民の死骸は地方の相當なる規則により雙方にて適宜なる墓地に埋葬する事を得之を荒し之を發く事なき様に保護すへし

第十二條

兩國中一方の管轄内にありて左の罪名を犯し他方の領内に來りて潜匿を求め其地にて見出されたる罪人は互に之を引渡すへき事を約す

但し此義は罪人を見出たる地方の法律に據りて其者の罪科は恰もなほ其地方にて犯せしものと同様に審斷すへき程の

を延期し其者の赦免或は審斷通りの禁錮時限を満したる後に引渡すへし

第十四條

右の吟味を免れて潜匿せるものを引渡すへき達書は兩國の交際官員より差出すへし若し其交際官員其國に詰合せざる歟或は其國政府の近傍にあらざる時は領事官員中の重立たるものより此達書を差出すへし

右の引渡を申立られたる罪人は罪科あると定まるに付其ものを審斷したる裁判所に於て罪科を極めたる書付の寫しに其官員を押し且つ其筋の司法官員より此審斷役の公務權理を保證し猶其上に日本或は合衆國の辨務使又は領事この司法官員の公務權理を保證したる書面を添て達書を差出すへし

尤も此潜匿せる者を只罪科を犯せる時と看認たる者は其罪を犯したる國に於て之を取押ゆへき爲に發行したる追捕證書の正寫歟又はこの追捕證書を發行したる原因たる證據人口書の寫を右の達書に相添ゆへし

於此日本にては適當なる行政官員又合衆國にては國務尙書より右の潜匿人を取押ゆへき證書を發行し吟味の爲めに其

確證ある上にて行ふへし
左に掲けたる罪名の内を犯せるものは之を引渡すへし

人殺し 人殺を謀るもの 強姦 火付 海賊
ムチニ一と唱へ船乗組の惣人數か或は其内にては徒黨を結び船中に於て船長を欺罔し或脅迫して其船を奪取たるもの 強盜 追剥き 謀書 金銀紙幣公債證書バンク手形證文其外證書類を贋造する者 政府官省の公印極印證印標印を贋造するもの 雇ひ人或は奉公人にて其主人の害となるへき程の引負をなし其罪重科附すへきもの

此條約の明文は國論上の罪科には及ぼさざるへし且つ右に掲けたる罪科にて引渡されたるものは何等の時宜ありとも從來犯したる他の罪科を以て審斷する事なかるへし然れども兩國政府は自國の人民にて右の罪を犯すものなりとも之を引渡すに及はざるへき事を協議す

第十三條

此條約の取極めに基き右の引渡を申立られたる罪人若し其潜匿を謀りたる地方に於ても又罪科を犯し捕縛せられたる歟或は罪科を犯せるものなりと決斷せられたる時は其引渡

筋の裁判所の前に連れ來らしむへし然る上にて法律を按し口書を糺し條約面に基き愈々引渡しをなすへき事と治定せは此般の場合において行ふへき定例に従ふて此潜匿人を引渡すへし

第十五條

右の罪人を追捕し入牢せしめ送り渡す事の諸入費は其引渡しに達書を差出したる政府より之を拂ふへし

第十六條

兩國中彼の人民此の海岸に於て難破する歟風浪の難に罹る歟或は賊船又は敵船に追はれ止むことを得ずして河灣港の内に逃込むことあるときは軍船商船の別を論せず懇親に之を遇し保護を與へ且其航海を全ふせしむる爲に其船を修復し食料を得る等の事に於て緊要なる助力を與ふへし若し難船の荷物を卸しおよび再び船積する事を緊要なりとする時は其地に於て賣拂ふへき品物の外は相當の規則に従ふて之を取扱ひ租稅運上を拂ふに及はざるへし

第十七條

合衆國の人民は外國貿易の爲めに開きたる歟或は開くへき場所に於て條約規程内および其地より定めたる距離内に於

て日本政府の法律を遵奉して靜産を賃借し之を占むる事の許を得へし

第十八條

(註 最末條(註「附下國外ニ朱カシアリ」)

兩國の政府は一方の准允を得るに非されは是迄雙方の人民にて賃借し所有し占領したる土地を所持するの法に差響き又は之を更生し或は其税法を創立する法律を設け又は規則を建さるへし

第十八條

(註「(註)にして他の外國人を許されたる所を其管轄内に於ては其地および動所有を他人に賣渡し譲渡し遺物となし及び其餘の手續を以て之を處置するの權理あるへし且つ其相續人或は法に適ひたる代任のものは他の一方の人民たるに付其遺言狀の有無を論せず右の動所有を相續すべし此相續したるものは自身歟又は名代を以て之を占得し其意に沿ふて之を處置するを得へし尤も右様の場合に臨み其動所有を置たる地方の住民より納むる丈の税のみを拂ふへし

若し此義靜産たるときは其相續人或は法に適ひたる代任のもの外國人たるの故を以て之を相續し之を所有する事は差

東ありての事ならば其約束を履行して之を占むるを得へし

(註 最末條)

兩國の諸船は是迄占得し或は許可せられたる貿易航海の殊典權利を其儘に引續きて占有すへし

(朱カシ註「現案第(註)條下國外ニ朱カシアリ」)

「此條款を以て兩國中沿海貿易の事に用ふへからず其規則は雙方いづれも各自の法を以て之を治むへし」

第二十二條

若し此條約の箇條中に違背する事あらは雙方中その損害を蒙りたると思惟せる方より先づ確證を掲げ損害の條件を記したる書面を差出し公裁を促し償を求め然るに之を拒絶し或は道理なく遅延するに非る以上は損害の議論を以て絶交の所業を令せざるへし又他の一方に對し戰爭を公布せざるへし

第二十三條

(註 最末條)

千八百五十四年第三月三十一日および千八百五十八年第七月廿九日日本および合衆國との條約並に之に附屬する章程は此條約の箇條に反對せるものゝ外は猶之を實踐すへし

支たるへし尤もそのものゝ相當なりと思考すへき程に此靜産を處置せしむる爲に

(註 最末條)

三年の期限を許し其代料を故障なく又一切の税を拂ふことなく持出す事を許すへし

(註「(註)第七條下國外ニ朱カシアリ」)

にて定めたる或は定むへき相當の期限を許し其代料を故障なく持出す事を得へし尤も地方の住民より納むる丈の税のみを拂ふへし

(註「十九條條下國外ニ朱カシアリ」)

第十九條

平和の時に於て其筋の日本官吏の免許なくしては合衆國の兵隊を日本に上陸せしめず又其筋の合衆國官吏の免許なくしては日本の兵隊を合衆國に上陸せしめざるへき事を協議す

(註「二十條條下國外ニ朱カシアリ」)

第二十條

日本天皇陛下は此條約本書爲取替の期限又は其前にても帝勅を下し此條約に添「たる」附録の箇條を十分に履行すへき」旨を茲に「約す」

(朱カシ註「(註)約す」)

第二十一條

兩國に於て貿易航海の事に付直ちに他の一方に許さざるべき殊典を外國に與へざるへき事を互に約す此他の一方は此殊典に制限なきものならば制限なくして之を占め若し又約

(朱カシ註「現案第(註)條下國外ニ朱カシアリ」)

「從前日本帝國と合衆國一己又は他國と協同して取結ひたる和親貿易航海又は地方の事務につき約定したる一切の條約約定規則章程はすべて茲に之を廢し此條約は本書爲取替日より十ヶ年の間之を施行すへし」但し此期限前に一方より他の一方に此條約施行を廢止することを一ヶ年前に公達せざる時は之を滿期し猶其後迎も右様の公達をなさざる間は尙ほ十二ヶ月の間之を遵奉し「年々十二ヶ月の終に於て之を續く」べし

(註「(註)新加」)

(朱カシ註「(註)新加」)

若し日本天皇陛下この期限前に各國の條約を改議せん事を欲し其事に付て他の條約濟の各國にて用意せは合衆國も亦日本政府の望みに従ひ此會議に加るへし

(朱カシ註「(註)新加」)

(朱カシ註「(註)新加」)

(朱カシ註「(註)新加」)

第二十四條

此條約は一方に於ては日本天皇陛下の許可を得へく又一方は合衆國大統領及び議院の准允を経て之を取替すへし之は皇明治(註「(註)日即千八百七十」)

日本東京に於て取替すへし此條約は和文英文の二通に認め其文意は全く同義たり依て此條約を保證せん爲めに雙方の全權茲に記名し調印するもの也」

附錄

第一款

現今外國貿易の爲に開きたる諸港の外に猶左の諸港を開くへし

鹿兒島 石ノ卷 敦賀 小樽内 下ノ關

右の内二港は此附錄の本文たる條約本書爲取替の日より一ヶ年の内に開くへし今一港は其日より二ヶ年の内に残り二

港は其日より五ヶ年の内に開くへし

「此諸港を開く時は新潟港を閉へし」

右に掲載したる諸港を以て内外の貿易に於て實に樞要の地なりと看做すと雖とも雙方の協議にて更に是より便利の港あるに於ては日本政府は其場所替を承諾すへし」

第二款

此附錄の本文たる條約の本書爲取替の日より「三」ヶ年の後には日本に於て合衆國人民靜産を賃借し占有すべき「舊

條約の」境界を擴充し諸開港場より五里地内に及ぼし猶

「三」ヶ年の後には十里地内に及すへし

「此規程を擴充する日より現時の居留地規則は之を廢し其規則稅其地方官の審斷を受へし」

「此程内に居住する外國人は日本政府より格別の允准を得るに非れば山林を斬伐し鑛山及び田畠を所有し産業の資となすを得ず」

第三款

此附錄の本文たる條約爲取替の日より一ヶ年の後には合衆國の人民は左に記載したる規則に従ふて日本國の内部を旅行することの免許あるへし凡そ内部を旅行せんと願ふ人民は書面を以て合衆國の領事に願立へし此書面には旅行の道筋時限游覽歟或は用向歟を認むへし

領事は此書面の趣意に相違なく又願人の性質一體に善良なることを十分なりとせば領事は此書面に表向きの奥書をなして之を日本政府の其筋の地方官吏へ差出すへし地方官吏は之によりて其願人へ往來切手を發行すへし

「日本政府は旅行するものを保護するは中外人民の差別なく一般に之を施と雖も其損害の爲めに別に償金を拂はざるへし」

若し此往來切手を渡したる合衆國人民中に不行狀のものあるときは「其事を領事に公達すへし領事は此人民に不行狀あるの事理を十分に承知せば直様其ものを呼戻すへし」

「之を召捕へ其國の領事に引渡すへし尤も」右取押方并引渡等に付ての要用なる費用は領事の手に此ものを引取る時に「之を償ふへし」且右様の事あるに於ては其ものへは以來他の旅行往來切手を發行せざるへし

往來切手を發行する毎に相當の手数料を拂ふへし

第四款

日本政府は輸入「輸出」品に付課すべき稅目に某の改革をなす事あらは「六ヶ」月前に公達すべき事を約す

第五款

「日本政府に於て彼此の便宜を謀る爲に各地に適當の裁判所を設けて訴訟を聽斷する迄は皇曆安政五年六月十九日即ち千八百五十八年第七月廿九日取結ひたる條約に基き開港場に於て從前仕來の通り政府にて承認せし其地に居住する領事官員に裁判の權および其職掌を執行せしむる事を協議す

右の時限に至りて日本政府より其公告をなす迄互に約定する事左の如し

合衆國人民日本人に對して法を犯す時は合衆國の領事裁判所に於て之を吟味し其上にて合衆國の法律を以て之を罰す

「之を吟味し其上にて日本の法律を以て之を罰すへし」

合衆國領事の裁判所は日本債主合衆國人に對して正當の催促をなす爲に開き置き日本官吏の裁判所は合衆國の債主日本人に對して正當の催促をなす爲に開き置へし」

第六款

日本政府へ可相納稅額は都て日本の金圓を相用ゆへし尤も相當の時限中にこの金貨の入用なる高を容易に得かたき時は日本政府「其代りとして金貨百圓に付メキシコ銀九拾九ドルラル九分の一の割合を以てメキシコ銀貨を請取べき事を協議す」

「此附錄の本書たるへき條約爲取替の日より三ヶ年の間メキシコ銀を以て入用丈けの金圓を賣渡すへし尤も其割合は造幣寮より公布したる時々約定に従ふへし」

第七款

日本政府は條約游歩規程を全く擴充する迄は合衆國人民從來占領し或は賃借せる地所の義に付稅法及び規則等を更正

し或は創立することなかるへし」

一〇九 明治五年六月十五日 華盛頓ニ於ケル岩倉大使等ト米西曆一八七〇年七月二十日 國務卿トノ對話書

大久保伊藤兩副使來着迄條約改正交渉ヲ中止スル件

皇明治五年壬申六月 洋千八百七十二

列席人名

岩倉大使	國務尙書	フ	キ	シ
木戸副使	國務大輔	ヘ	ト	ル
山口副使		ラ	イ	ス
鹽田書記				
田邊書記				
フルークス				

一應挨拶了

魚 今日ハ御談判抄取候様いたし度存候御國え差出置候セ
バルト方より文通有之御國政府於て御使節出先にて條約
決議調印の全權御附與相成候趣各國政府談判の上便宜の
地にて決議可及候御布告御坐候由左候は、當府おゐて御
決議御調印可相成事と存候

候は、不得已副使の内同所より立戻り調印可致との趣意
に有之右故立戻り候事と居残り候事と兩様の見込御賢慮
御尋申上候事に御座候然るに今般兩副使直様當府相越候
は申越候手續と相違いたし頗る驚訝いたし或は前趣意に
異り候様の儀も有之哉と心配いたし候其邊は兩副使當府
到着面會の上に無之ては不相分候尤條約調印の全權は必
持參候事に御座候

魚 左候は、此度兩副使共着の上必御調印可及の確證無之
間談判結局の見据無之間今日は先日御差越の草案に據り
一論辨可仕心得の處夫も無益に屬し可申に付先見合せ兩
使御着迄差延し可申候

尤歐洲會議の儀は幾應も申上候事には候得共斷然御同意
いたし兼候

岩 兩副使到着も兩三日間に候間其上にて決議可致存居候
今日此席にては御決答およひ兼候

魚 何日頃御着に候哉

岩 多分明後日即月曜日に御座候

魚 左候は、御着迄御談判差延し可然候

岩 大體の趣意におゐて決て相違は無之と存候へ共僅に兩

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一一〇

岩 左様に候此方にも其通申越候乍然先日も御別業え推參
申述置候通各國政府談判の上便宜の地と申は歐洲中の某
地に會議の心得にて其爲御國政府よりも名代人御差出方
請求およひ候事に候

魚 仰の趣は先日一應拙者存意申述置候得共猶大統領えも
承り候處國の政體に關係仕候儀不承知に御座候一體貿易
航海の條約は各國相對にて取結候筈に御座候間他國の地
に會議候理合無之此趣意篤と御了解被下度候

岩 左候は、會議の儀は斷然御不承知と存候先日御談申置
候副使の内當府居殘調印可致旨は畢竟兩副使直歐洲え可
相越見込を以申上置候儀の處何圖今般桑港到着の電報有
之當府參着も近日に有之左候は、全權委任狀も必持參可
致旨談判の都合次第居殘可調印致との義は如何御考被下
候哉

魚 兩副使は條約調印の全權御持參に相違無之候哉

岩 決て相違有之間敷候

魚 左候は、當府にて調印可被及候

岩 右は先日申述候通拙者共迄申越候通には御國名代人
御差出にて歐洲中の一地に會議御請求可致尤御不承知に

三日間の事に付兩使着の上にて御相談可及乍殘念今日の
御談判は差延し可申候

魚 水曜日には再他行可致積其前日は大統領方に會議有之
候間其前日御着當日第二字御來會有之度候

岩 明後日は着相違も有之間敷候得共刻限の遲速も難計今
より御約束及ひかね候彌到着候は、三字頃より參上可致
候

一一〇 明治五年六月十七日 華盛頓ニ於ケル岩倉大使等ト米西曆一八七〇年七月十二日 國務卿等トノ對話書

日米間ノ條約改正談判中止ニ關スル件

附記 五月十四日附條約調印ノ全權御委任狀

皇明治五年壬申六月十七日 洋曆千八百七十二

列席人名

岩倉大使	國務尙書	フ	キ	シ
木戸副使	國務大輔	ヘ	ト	ル
山口副使		ラ	イ	ス
鹽田篤信				

田邊 太 一
ブルツクス

魚 兩副使は彌御着御座候哉

岩 今朝着致し候

魚 道中御障も無之候哉

岩 何も健固に候乍然暑中長途格別疲勞致候間今日も參館

可致所不能其儀拙者共より宜申述候様申出候

魚 全權狀は必然御持參と心得候

岩 持參致し候乍然右に付我國政府見込の委細も相分り候

魚 左候は、此地にて條約御決議調印可相成儀に候哉

岩 其儀に付只今可申述候一體今日に至り箇條の儀申述候

事いかにも御氣の毒存候日本政府の見込は海外にて條約

取結候事は許可可致候得共其爲歐洲の一地方於て會同議定

可致就ては御國政府よりも是非とも名代人御差出し相成

候様御依頼可申との趣意に御座候右は先達ても申入候事

にて御決答の趣も御座候得共兩副使到着の上承り候處矢

張別段の趣向も無之候間無據再應申述候最初御談判申候

處は兩副使も素より相心得居候事に付盡力建言いたし候

儀には候得共右様決定申越候上は不得已次第に御座候

魚 明日に

岩 左候は、今日申述候儀猶再應御伺の上御決答可有之哉

魚 勿論に候乍然先日御決答申上候外答詞も有之間布大統

領にも必定嘆息可仕と存候同人にも兩副使御歸朝の上は

此地おゐて條約決議調印の全權御委任可有之と存込居候

處右様の次第無據儀には候得共満足は仕間敷と存候

岩 最先御談判の趣に基き兩副使も歸朝拙者共も此迄盡力

いたし候處右様に成行候事御氣の毒は勿論拙者共にも殘

念不少存候此段大統領えも宣布御申陳有之度候

魚 勿論可申陳候

右畢て大統領え暇乞に謁見如何被成候哉忤フキシヨ

り鹽田篤信ブルツクスえ内話有之候

註 右對話ニ見ユル條約調印ノ全權御委任狀ヲ左ニ附記ス

附記

天ノ命ニ則リ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國

天皇御諱敬テ威望隆盛ナル良友

某國皇帝名陛下ニ白ス朕幸ニ兩國間ニ存在セル友愛懇親ノ

情誼ヲ永ク維持センコトヲ希フ至情ヨリ玆ニ貴重ノ使臣ヲ

派遣ス乃チ右大臣正二位岩倉具視ヲ特命全權大使トシ參議

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一一〇

魚 大統領も不在に付御即答も仕兼候猶御口上の趣可申立
候乍然前日御談判の節申上候より外御答振も無之候左候
は、條約に付御談判仕候事は最早無益と被存候

岩 今日迄度々御面談申候上如是儀申出候事如何にも不快

意千萬御氣の毒に存候

魚 拙者にも殘念不少奉存候合衆國政府にては可成丈御國

の御爲相成候様の條約取結申度種々談判も仕候儀に御座

候處悉く水泡に歸候事無據儀に御座候何れ各國にて御條

約御取結にも可相成候間其後に至り合衆國にては右に基

き又候御談判可仕と存候便節方にも彼は御心配御盡力の

程は能々了解罷在候歐洲の一地方と被仰候は何れの地に候

哉御合度候

岩 何地とも難定即各國政府と相談の上便宜の一地方にいた

し候心得に候是迄格別御多務の外屢御面談および結局如

是儀如何にも御氣の毒に候

魚 無據儀に御座候猶好機會も可有之

岩 先日御談判の通御國にて會議御不承知の上は外各國政府

にては定て不承知も可有之左候は、自然條約取結候事に

は及兼可申も難計候大統領には幾日頃御歸館御座候哉

從三位木戸孝允大藏卿從三位大久保利通工部大輔從四位伊
藤博文外務少輔從四位山口尙芳ヲ特命全權副使トシ之ニ全
權ヲ合與又ハ分與シ

陛下ノ政府ニ赴キ兩國平和ノ交誼ヲ益堅ク益廣カラシメン

カ爲メ便宜ノ地ニ於テ商議センコトヲ委任セリ而シテ今我

國ト貴國政府トノ間ニ存セル條約ニ載セタル條約改正ノ期

近キニアルヲ以テ朕之ヲ改定修正シ大ニ公權公利ヲ擴充セ

シメンコトヲ願フ今此目的ヲ達セン爲メ最モ文明ナル諸國

ニ行ハル、制度規模ノ善ク我國現時ノ事情ニ適スル者ヲ撰

ハン事ヲ欲ス是以テ從來ノ條約ニ掲載スル趣旨ニ從ヒ貴政

府ト會議商量シ以テ此條約ヲ改正セシメンカ爲メ右特命大

使及副使等ニ全權ヲ分與シ或ハ之ヲ合與セリ朕望ムラクハ

右使臣等ヲ篤信セラレンコトヲ特ニ彼等朕ニ代リテ朕力懇

篤ノ友情ヲ證シ

陛下ノ萬福ヲ祝シ貴國人民ノ安寧ヲ祈ル誠意ヲ表スルニ當

テハ更ニ寵眷アラシムコトヲ希フ

明治五年壬申五月十四日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ

璽ヲ鈐ス

御諱 御國 璽

奉勅 外務卿正四位 副 島 種 臣

合衆國大統領 グラント

大不列顛愛倫皇帝 ウィクトリア

佛蘭西大統領 チ エ

露西亞全領ノ皇帝 アレキサントル

獨逸皇帝李爾生 (註 コノ行登)

澳地利皇帝洪喝利皇帝 ジョーゼフ

伊太利皇帝 ウィクトルエマニユル

葡萄牙皇帝 ルイス

和蘭皇帝 ウラルレム

瑞西大統領 (註 コノ行登)

瑞典那威皇帝 カ ル

白耳義皇帝 レオポルト

西班牙皇帝 アメジラ

丁抹皇帝 キリスチエン

布哇皇帝 カメハメハ

註 右ハ大久保伊藤兩副使方米國ヨリ引返シテ拜受シタル
モノナルカ實際ニハ各國ニ提出セラレサリキ

當二月下旬兩副使發程の後兼て打合置候通り此方にて條約の草案を取調へ三月十五日談判の節之を米國國務尙書へ相渡候處折悪しく米國政府に於てはアラバマ償金一條に付英國政府との議論大い葛藤を生じ候折柄に付兎角抄々敷運ひに至り不申此方にて其情實を承知仕候義なれば強て催促もいたし不申其儘にて相過候

一 四月二十二日我國よりの傳信便を得たりこれは四月九日附にて太政大臣殿よりの公信會同條約の地へ全權差出方を米國政府へ可申談との事也一體この會同の地は歐洲中某地をトシこゝに全權を派出する義は米國國務尙書は之を無益の事なるへしとせり之は大久保伊藤兩副使發○の前に森少辨務使より國務尙書へ内談の折尙書かい、且つ今條約談判に涉りたる最中に之を申談するは談判の腰を折候かにて旁佳策には有之間敷兎も角も後便にて詳細の信報を得候上にて掛合可申と衆議一決いたし其儘にさし置候

一 五月三日國務尙書へ面會の節彼より其見込を取認條約草案を差出し此箇條中此依違の條款も可有之間猶後回の談判に於て論議可致旨申述相別れ夫よりこの草案を熟讀仕候處往々我請求期望せるものと矛盾する條有之於此か

一一一 明治五年六月十七日 岩倉大使(米國ニテ)ヨリ
西曆(一八七二年)七月二十二日 三條太政大臣宛

米國ニ於ケル條約改正談判中止ノ經過竝ニ改正談判
ハ歸朝後我國ニ於テ開クコトト爲シタル旨報告ノ件

申八月廿三日來

第十號 第八月一日開帆太平洋郵船便

明治五年壬申六月十七日 從米京話聖東

第十四號第十五號の公信佛國より相廻り本日落手第二十

一號の公信も同じく本日落手仕候先以

皇上御機嫌克被爲臨御御國內平穩遙に奉恭賀候扱大久保伊藤兩副使寺島大辨務使の一行は本月九日の朝桑港方濟港へ着船今朝無異當府へ到着に付早速御國內形勢より此度の使命等の御決議遂一承知仕即兩副使へ政府より御附與被爲成候改正の御國書并に全權御委任狀謹て領掌仕候今般の儀に付ては正院の各位諸省の卿輔君不一方御贊成の力に依り御採用御座候儀御盡力の段深く遙察仕候一右の兩副使當地發軔の後より今日迄談判の模様及び條約取結の儀に付熟思いたし候利害の分境并に將來使節一行の進退に涉り目下豫圖仕候次第柄順序を追て左に申上候

の草案を原稿となし我目的を確守して其稿に削正加除を用候事に取掛候

一 五月十二日二等書記官小松靈盛義桑方濟港へ着船同廿二日當府へ着いたし候に付廟議の御治定判然と相分り申候然る處米國國務尙書は病氣保養の爲話聖東府を去り新約克近傍なる別業に住せり六月五日具視義此地まで出張の上尙書へ面會および改て米國より全權人を條約會議の地へ派出吳候様申談候處其趣一應大統領へ言上いたし御決答可仕候得共此義は米國政府にて承諾難仕旨申聞此面會の節我方にて改正せる草案を尙書に相渡

一 當六月十五日話聖東國務省に於て當番へ面會および候處歐洲會議の地へ條約全權のものを派出いたし候義大統領へ言上いたし候處不同意に候間駁と御斷申候然るに兩副使も明後日早朝御着の筈に承及候間直接御相談有之當府にて條約御取結被成候哉否や御決答相同度旨申聞一今朝六字兩副使來着に付兼て衆論の決する處を以て相談いたし午後三字具視孝允尙芳國務尙書へ面會愈當府に於ては條約を取結はざる事の決答に及び申候即ち別冊應接筆記に盡せり

從來衆議の歸する處は會同條約を以て良法なりとし各自條約を以て尤不可なりとせり其理を茲に概論せんに試に英國の條約に據りて可申上其第廿三條に他國に免許する殊典は同様英國に及ぼすべしと約せり又其第廿三條には千八百七十二年第七月一日後は此條約を更正する事を同意せりとあり然る時は此條約は此日限後は全く廢止して現存すへからざるものと看做す事を得ず若し雙方にて更正の箇條に付協議せざる時は其儘に現存すべき勢たる事又當然なりと被存候於此今假令は米國にて十分なる條約を結ひ米國よりも若干の權利を我國に附與し我國よりも又若干の殊典を米國に與へ雙約取極の後英國政府と談判に取掛り候節若し十分の協議に至らざる時は如何可相成歟先づ舊約を其儘に現存いたし可申而して我國にては新に米國に與へたる殊典を同様英國へ與へざるを得ず如何となれば第廿三條に之を約すればなり又英國よりは米國同様に若干の權利を我國に附與いたさすとも不苦候如何となれば條約に其約束なければなり其餘結盟の國々も皆同議の條約なるを以て之を推て知るへし約する處既に如此然らば各自の條約にて一舉一動を誤る時は到底我國

英佛日の如き政府より出さしは矢張會議の詮は無之歟故に先づ會議條約は事實此度は實地に不被行義と被存候於是熟考仕候處會議條約の舉不被行場合には如何いたし候方可然歟是を要するに今度海外にて各自の條約を取結候よりは我使節一行歸朝の上我國にて會同條約の舉を起候方上策に可有之候到底一國に許す處はこの國にも許すへしとの一條よりして今日の不都合を讓候義に候得共今更之を尤め候とも致方は無之候間唯將來の爲を謀り不都合無之様取計候を專一に目的と致し衆議を盡し候處會議の舉不被行以上は斷然歸朝の上我國にての條約と治定致し米國の談判も先づ此儘に致し置候積に議決罷在候折柄兩副使寺島も到着に付不取敢今朝相談致し手切の談判に及び候義に候

右に付今度新來の御委任狀は米國國務尙書には更に不相示御國書も勿論差出不申近日大統領へ暇乞の謁見を願ひ早速當國發航の見込に御座候是は英佛を初とし歐洲の諸政府にも我使節一行數月の間この米國に滞在致し候を怪しみ漸く疑團を懷き居候哉の風聞も有之候加之英國の議院も近々相閉し政府の人にも其後は都府を去り可申候間

よりは殊典を諸外國へ與へ候迄にて其報として此方に請取へき權利は屹度之を得へきか否哉約束にて之を保證せるものなしこれ各自に就て條約を結ぶを以て不可とするの理に候

扱會同條約の方は之を皮相する時は各國政府を一度に相手とし談判に及び候儀に付餘程の艱難には可有之候得共外國の全權等も互に相矛盾するの姿も有之候へは結局不正の請求をいたし可申憂有之間數殊更我國の權利に復し候代として可相與殊典特例の如きも同時一般に許可するを以て區々に可相成候支も無之候が故に會同條約を最良法とは申候儀に候

然る所此會同條約の爲め全權人を其會議の地へ派出の儀既に米國政府にては斷然不承知の決答有之就ては英國政府とても同様不承知に可有之哉と被存候英國公使へ相談いたし本國政府へ問合候處米國より全權を出さざる以上は英國よりも全權を出さざるへしとの決答有之候

英米の兩國は我國との貿易に於て尤も關係あるの國なるに今此二國より全權を出して此會議の地に臨まざる時は其餘の諸政府も必然これを承諾いたす間數假令荷蘭白耳義丁抹の如き諸國のみは之を承諾し全權を差出候とも米

其以前に倫敦へ到着可致心組故至急當國を發轍の積に候英國着の上は最初の御趣意に基き聘問を修め考案を乞候とを主務と致し御國書も使節發程前に御渡し相成候分を相用可申若し英國政府より條約の義申談し候はゞどこ迄も會議の段を主張致し可申全權委任狀一見の義も申立候はゞ相示し會議の事不承知の上は此方にても各自の條約は不承知なりと申張り其政府の考案を得候迄にて歸朝の上我國にて彼の全權を引受け再議更正の談判に及可申旨を談し可申候尤兩副使再渡前各國公使へ御渡し相成候外務卿輔名前の御書簡中にも協議の上便宜の地と有之候故決して各自の條約にては是非可取結との口實には無之候且つ全權を共與し或は分與するの文を彼方より論及仕候とも是又使節を各所に分配する爲にはあらず全く此全權は五人に共有する而已にあらずして銘々にも分與するものなればこの内一人か或は數人にては病氣其他の故障にて缺席致すとも其節に至り差支無之爲を慮りて斯くは御書載被爲成候段にて相防ぎ可申候之を概論するに前文申上候殊典を他國に許す處はこの國にも許すへしとの一條よりして今日の差支を生し兩副使

帶歸の全權と委任狀までも其實効無之ものと相成候様の姿にをし移り使節の決議も度々相變り候様に傍觀の誹謗も可有之候得とも今日の形勢にては僅に使節身上の榮辱は之を顧みず確として會議條約の御趣意を奉遵し御國の御都合を謀候を專一と仕候より右様の決議に及び兩副使へも相談の上治定仕候義に御座候

此情實篤と御諒解の上各國公使等より何様の義申立候とも條約の義は都て使節え相任せ候義に付其他は海外會議歟或は歸朝の上我國にて歟全く使節の見込に歸すへしと御答相成此使節歸朝迄は一向に御取合ひ無之様仕度奉存候

右の見込にてこれより各國を巡歴し最初の見込通り各政府に就きて我國の期望豫圖を説き考案を乞ひ候はゞ歸朝の上にて條約を我國に於て各國全權を引受談判の舉に至り度存候

前文の次第柄に治定致し歐洲へ相渡り候上の目的と致し候得共兩副使御國御發程前にも會議を承諾する國々とは條約取結ひ之を承諾せざるものとは不取結候とも宜敷趣の御評決に候間渡航の上にて實地を試み事機を謀り我國

使節五名罷越候節副使四名は先に去り大使一人跡に残りて内談せし如左

大使 先日も申上候通り折角取掛候條約の談判も半途にして畫餅になり實に残念千萬貴君に於ても御盡力の處其詮も無之氣の毒に存候乍併兩國懇親の儀は之に係らず不相替懇親の様相祈候扱條約の義に付此後の御處分貴國政府にては如何の御見込に候哉

尙書 今般條約改正の義は素より貴國の御所望に付此方にて之を引受談判に取掛候處其後貴政府の御議論も有之趣にて遂に半途にして立消いたし候に至る上は合衆國政府は依然舊條約を固持するの權理は有之義に候

大使 今般の會同條約も既に貴國にて御不承知の上は歐洲の諸國にても同様承知いたす間敷存候

尙書 若し歐洲におゐて新條約御取結の上は合衆國は矢張舊條約を固持し新條約にて他國へ御差許の箇條は之を占むるの權理有之候

大使 其儀に付ては將來の處何とか只々懇親の御相談におよび度候

の御都合に取り可然と見込候節は臨機の處分をも致し必ず前議に拘泥仕候には無之様に候間歐洲の都合は猶英國到着の上詳細に御報知可申上左様御承知可被下候
向後の御用狀類は都て歐洲へ向け御差遣し御座候様仕度候

右の段至急可得御意如此御座候也

大使 岩倉 具 視
副使 木 戸 孝 允
副使 大久保利通
副使 伊 藤 博文
副使 山 口 尙 芳

三條太政大臣殿

參 議 御 中

外務卿輔御中

一一二 明治五年六月十九日 米國國務卿宅ニ於ケル岩倉大使
西曆一八七〇年五月十四日 ト國務卿トノ對話書

日米間ノ條約改正談判中止ニ付今後ノ見込談合ノ件
明治五年六月十九日暇乞として米國國務尙書非士宅え

と存候

此後は雜話

記者曰國務卿は交際の事務は練熟せる故か其語氣溫和を旨とし婉曲の間に右の議論を含蓄せり然れとも其言語を親聽する時は又筆記の如く激烈の鋭鋒を露出せるに非ず西洲にて所謂交際家の話法なり

一一三 明治五年六月二十一日 英國駐劄寺島大辨務使(米國ニテ)ヨリ
西曆一八七〇年五月十六日 副島外務卿宛
米國ニ於ケル條約改正ノ中心ニ關シ内報ノ件

内伸
條約改定歐羅巴於て可取行一條當府着の上段々模様承候處米政府にては右全權を歐洲へ派出候義異存付見込全く齟齬甚不都合の義に有之依て種々評議に及候處詰り先般省中於て數議論候と同様に終に前議に復し今般御渡の國書は歐洲各國にても不差出矢張昨年御渡の御國書遵奉の事に相決し使節一同は永々當府に延滞の上右の次第にて甚後悔相致居候此段内々閣下丈の御含迄申進候以上

六月二十一日

寺島大辨務使

副島外務卿殿

一一四 明治五年七月一日 岩倉大使等(米國ニテ)ヨリ
西曆一八七二年八月四日 三條太政大臣等宛

近日渡英スヘキ旨報告ノ件

附屬書 六月十九日暇乞トシテ大統領へ謁見ノ節ノ演述
書及大統領ノ答詞

壬申八月六日到來

第十一號

從合衆國波士敦

明治五年壬申七月初日

東西兩洋の郵船便にて御差越相成候第十三號十四十六十八廿一號の諸公信當六月十四日より十九日迄の間に陸續と相達し一々拜見御申越の件々悉皆承知仕候先以聖上益御機嫌克被爲在 臨御五月廿三日品海より御軍艦に被爲召西南の海岸に沿ひ諸府縣港を御巡幸被遊候趣實に無前の御盛舉にて全國の形勢海野の風土を御親視被爲成候御義は黎庶を愛恤し百工を振興するの 聖意に候得は中外の歡望を屬する素より一方ならず既に數月前より往

往當國の新聞にもこれを書載し舉て奉頌贊候義海外奉職の身にとりては別して肩廣く相覺へ申候謹て遙想するに海濤平穩順風常に龍艦に奉從し頃日は御安泰にて御歸京被遊候御義と奉恭賀候

一當國政府に引合候條約談判筋より前途の目的等は第十號の公信を以話聖東發程の前に詳細申上候間右にて御承知有之度扱六月十九日十二字暇乞として白殿におゐて大統領へ謁見いたし即ち別紙の通り口上相演大統領の答詞を得申候廿二日一行話聖東を發軔し同夜ヒラデルヒアえ廿五日夜新約克え廿八日朝當波士敦え到着仕七月三日朝郵船にて開帆海上凡十三日にて英國え到着の積に御座候是はキューナード郵船と唱へ米英の間を航する飛脚船なり 此際各所市民の待遇饗應等迄盛なるは猶桑港に於けるが如し略日記にて御承知可被下候

一寺島大辨務使は六月廿六日午後二字新約克より郵船にて英國へ先發いたし候

一森少辨務使は條約談判に參與する爲歐洲へ同行被命候處先途申上候通り使節先途の目的も相更候間同人は同行不致候

一鯨島少辨務使昇任の宣旨并御國書は當國より先發の書記官を以て同人え相達し申候
右の趣可得御意如是御座候也

大使 岩 倉 具 視
副使 木 戸 孝 允
副使 大久保利 通花押
副使 伊 藤 博文押
副使 山口 尚 芳花押

三條太政大臣殿

參 議 御 中
外務卿 輔

尙以森少辨務使進退の義に付ては當便を以詳細の情實可申進旨前便申上候處話聖東發程も俄の義にて其後諸所の招待多事にて今便書送仕候間合無之候間英國着の上可申上夫迄の所は同人の義は何事も其儘に被差遣候様仕度候

附屬書

明治五年壬申六月十九日暇乞として米國大統領え謁見の節使節より演述いたし候口上振第十二字白殿の鹽田篤信 田邊太一 小松靈盛 杉浦弘藏 大副使五名

天皇陛下の欽命を奉し我國の事情を親しく陳述し是迄兩國の間に存在せる友睦の情誼を猶も厚からしむる様貴國政府に商議せんため貴國に來りしに貴國政府および人民の協力ありしを以て容易に此意を達するを得たり殊に羈留の間絶へず朝野士庶の優遇款待を辱し斯く一般に懇親の情誼の厚きを見れば合衆國人民は實に我日本の開化を助くるを願ふの意衷深く知るに足れり加之貴邦政治風俗の美を親睹して裨益を得る事渺からず是皆閣下の賜にして此を我

天皇陛下に奏上せば必ず満足あらん事疑なし今度政府の命を奉し歐洲に渡航するの期の近にあれば辱なく閣下に謁し我

大統領クラント氏の答詞

日本天皇陛下の交際使節たる諸君と分袂するは我曹の遺憾にて諸君の等級は是迄合衆國にて引接せし諸使臣に比すれば最も高貴の人々なるを見れば是を派出せられたる貴國の君上は此國に日本との貿易の通交を懇親ならしめん事を重

別錄 岩倉大使一行渡米日記抄

我使節米國にて一旦條約の談判に取掛り半途にして之を止め候義に付ては随分臆斷の新聞も有之詰り毀譽相半し中には米國の國務尙書の過ちなりとこれを譴責するの論も有之候然るにヒラドルヒア新聞中には其實を採りて別紙の通に刊行いたし往々一般にこの説を信用いたし候勢なれば當國民丈に對してはさしたる不都合は無之候様相見候間爲御心得原文譯文とも差進申候御用狀の參考とも相成可申歟現時日本にてもこの義に付新聞の議論紛々と被存候に付一寸申進候也

明治五年七月二日夜

書記官

大使事務局 御中
外務大少丞

附屬書

千八百七十二年七月廿九日

ヒラドルヒア日刊新聞抄譯

日本使節は今般當國への使命を達するに付満足を得たりと聞く蓋しこの使節は合衆國と條約を取結ふべき權を帶有せざるに非ず只貿易和親航海の方法を創立する爲而已なり故

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一一五

大の處分と看做し玉ふ事判然なり諸君も是迄この通交を萬全にして盛大に進めんと著意ありて既にこれを實踐する爲には信功なる好期に遭際ありし事と思はれ候いま假令此目的を成就せざるともそれは決して我方に於て厚誼に缺る所あるより生ずるとすへからず又將日本へ對し其信を失ふ事なりともすへからず到底現時貴國の銳意なるに是迄成功の盛運なることにて其目的を達するに妨碍有之間敷と存候且諸君當地の滞在は愉快なりきとの旨を聞き頗る満足に候我國の政體および人事の交際は遙に貴國に異なるより或は裨益となり難き處もあるへけれども之を見聞し之を審問するは諸君に取りて其功績ありし事これを疑ふまでもなし諸君是より歐洲に於ても愉快を得且は外國通交に付貴國の幸福を無缺の金匱たらしむるに緊要なりとすへき諸君の目的を前途に於て成業あらん事を信す

一一五

明治五年七月二日 大使隨行書記官(米國ニテ)ヨリ
西曆一八七二年八月五日 外務大丞等宛

條約改正中止ニ關シ論評セル米紙送付ノ件

附屬書 六月二十四日右新聞紙抄

に兩國の政府は互に彼此の地位を諒解し既に條約擬案の草稿迄も用意し其内には合衆國の爲に許多の利益となるべき箇條もありといふ然れども此使節歐洲を巡歴し其本國に歸朝する迄は決して條約取結にはならざるへし之を要するに日本人は字内の強國并に合衆國と條約改正の見込を十分に相談して將來の都合よろしき様に同時に條約を取扱ふべき方略なりと思はる

別錄

(岩倉大使一行渡米日記抄)

略日記

六月十五日土値

晴午後第一字大副使習記田邊及ブルークス國務省に抵り卿に會して應接あり此夕小松福地命を受けてピツ、ボルグに發す

十六日日値

晴無記事

十七日月値

晴午前五字半大久保伊藤二副使書記大原寺島外務大輔書記鈴木岡其他留學生數名入府六字阿林敦逆旅に投す午後三

字大副使國務卿に其省に會して應接あり

十八日火值

十九日水值

晴大副使書記田邊太一鹽田篤信及森事務使之に陪して大統領公邸に抵り別を告げて演書を開きて互に離別の應答辭あり二書共別一字半歸館向晩大使國務卿フィシユ氏を訪ふて之れと會談あり鹽田書記之に陪す

六月廿日洋七月廿五日木值晴

此日大副使當國各省長官及各國より在留之公使を尋問し別を告各國公使之内告別之爲め來るものあり皆刺を投して去のみ

此夕第七字當國各省長官次官ゼネラルマヤ等を招請し別讎を開く五使以外陪席のもの寺島大辨務使森中辨務使及び書記官田邊鹽田福地杉浦安藤鈴木ブルークス等なり讎了晤語十二字に至りて止む

此日第八字何禮之林董兩書記命を奉して英國に先發す此れ一は彼國到着の節の用意をなし一は此程新定の禮服を調せんか爲なり

六月廿一日洋七月廿六日金值晴午後微雨

となり仗義好施尤善國の爲に利を興すことをつとむ方今又北方に新輟路を築き太平洋に達し亞細亞各國に通する一航路を開かんと擬せり此輟路は現今のものに比すれば地の低きこと四百尺を過ぐ故に緯度稍高しといへとも却て阻雪の患なく殊に北方に偏し地球小圈を航過するを以て航路も亦若干百里を成し得へしといふ

此夜はクウクの宅に止宿宅結構壯麗一大客店に齊し客四十餘人を宿せしむるに足るといふ

六月廿三日洋七月廿八日值晴朝微雨アリ

主人クウク此曉を以歸來せり同く石炭坑を検査し山に入ること十五里汽車發輟の期を失し迎接を錯るを致せりと朝大使外三五名主人の誘に従ひその寺に養す又その墓田を一見す壘々大理石を以てし壯麗目を驚かせり此日終日一行のものクウクの家に在て各自庭園を逍遙し皆歡を盡せり此夜猶その家に宿す此地氣候大に華府に異にして清涼殆我仲秋の候に比す花氏寒暑針上ること七十八度に過す此夜使節更に前議を改め費府に兩日滞在せん事を決す是紐府波府と同じく招請ありしを同府のみ無沙汰に過んを偏頗に類すへしとの議によれり即時電信を以てこれを

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一一五

此朝マヤ來るヒラデルヒヤにてジェークウク使節を自宅に招請すへき旨を述ふ

此夜森辨務使其公館に於て使節一同に送別之宴あり五使外寺島田邊鹽田陪之福地以病不預宴了夜會あり自他の書記理事官を始め本府に在る我國生徒男女悉く會せりマヤブルツクランマン亦來れり

六月廿二日洋七月廿七日土值晴

夕五字華府を發すマヤ及閣龍比亞知州事クウク此人ジェークウクノ弟及びジェークウクの息案内としてジェークウクの家に赴かんとす森辨務使も亦陪せり獨り伊藤副使福地小松兩書記事あるを以て猶本府に滞在し直に紐府に赴かんと擬せり

寺島辨務使及その一行の者も直に紐府に赴き以て英國に航せんとす

第六字ヒラテルヒヤ西站に至り是より車をかへ行八里クウクの邸莊に達す夕饌の饗あり主人未歸を以て弟クウク假に主坐を占む此主人クウクなるものは米國著名の豪富殊に南北戦争の際頗る政府に功あり今猶ホルストナショナルバンクの長として政府の財政に參與し居れり且其人

該府の市廳に通せり

六月廿四日洋七月廿九日月值晴

朝餐後第九字クウクの家を辭し汽車に就くクウク兄弟と共に於て別を告ぐ暫時にして費府に達しコンチネンタルホテルに投す

午後市中議院の長官某其他數十人來訪せり即使節を誘しジラルトの義學に至る生徒六百人を容るへしといふ遂にベルモンドパークに至り市中に分派する爲機を設け水を高處に貯ふる處を見る薄暮パーク中の一亭に於て夕饌の享あり主客各壽詞を述ふその宴盛美ならずといへとも簡易禮數を省き友情却て厚きを覺ふ蓋本府の招請を受けること昨夕に決したるを以て今朝漸く電報を得草卒の用意に出るを以て充分御禮を盡す不能を遺憾なるよし人々皆その謝詞を述たり

此夜マヤその室の病あるよしの電報を得たるを以て使節を送り波府に至る能はざる旨を述へ辭して華府に歸れり因て爲に寓舎に於て一別筵を設けられたり

六月廿五日洋七月卅日火值晴

本府民の誘に従獨立布告の古跡を訪ひ遂に牢獄を一見あ

り建築の壯闊制度の且備實に善美を盡せり中央に一廳ありて七長廊蜘蛛網狀をなしてこれを繞るその廳に坐するもの一囑して其廊を見透すべく作れり廊各二階兩側に房あり一房各一罪人を容る房數千に餘るといへとも今現に在牢のもの六百人餘なりといふ歳報書數部使節に分贈せり本府製造の盛なる米國に冠たりといふも可なり獨織機等のみならず布帛羽呢織造の場所具らざるなし一府人曰く人多くいふ米國物本に富るといへとも人工いまた足らず故に布帛羽呢以て香鹼香水の微に至るまで皆是を歐洲に資ると然れとも其實は本府の製出する所といへとも頗國民の求需に應ずるに足れり況んやこれに陪する紐波兩府其他を以てするをや

但如何にせん國民未だ家鶴野鶯の僻見あるを免かれず不得止本府製出するものといへとも一旦これを蘭墩其他歐洲の都會に輸し而して後再びこれを本國に輸入しその名をかりて國民の好に投ずその爲に税を課せらるるといへとも本府より發賣するものに比すれば價も貴く且消售する事早し故にその諸毎に他國に資るものゝことし可笑可憐の至なりと此言果然りや否その微を得すといへとも新建

すへし試の果然り次には中道鐵軌站を見る結構の壯大行李攪御の便易亦各邦に罕なる所といふ夫よりテレボン新聞紙局電信局に至り試にクレイトブリタニカムブ里千華府とに通信す皆瞬息にして答詞來り使節の平安着府を賀する趣なり夫よりステワルト吳服店チリニチー寺に至る(等カ)此事ハ本府最舊ノモノナリ

此日寺島辨務使その書記鈴木金藏岡田凌雲近藤眞鋤等と當港より郵船を搭し英國に發す

六月廿七日洋七月一日木値雨入夜晴(ハカ)

朝大副使已下クラフリン吳服店及ハーボル新聞紙局を一覽あり

森氏費府より來着病少間を以てなり

此日昔年日本に在留せる公使ハリスを川路書記をしてウニオンクラブに尋問せしめ我使節面會を欲するの意を述しむる處同人避暑不在に會せり

雨後四字發寓フオールリウアルデホーより乗船す船號プロヒデンシー乗船の時マヤ復來會す船中房室の設飲食の美人をしてその船に在ることを忘れしむるに足れり伊藤氏福地小松兩書記及會計の諸吏員猶事を以て本府に滞在

の國或は如是の弊なき能わさるも理りなるべし午後三字半發寓五字發輒森辨務使以病猶本府に在り醫スロインその病を見るを以て同じく滯留す汽車トレントニミウブロンスウイキを通紐府に達す河を渡りシントニコラスホテルに投す夜九字半なり

伊藤副使寺島辨務使外書記官等皆來會す但伊藤副使は福地小松書記と共に別にウエストミンスターホテルに宿せり

六月廿六日洋七月卅一日水値微陰午後雨

朝十字大使以下本府紳士の誘に従ひアストルの書庫に至る書庫の長歳報書數部を呈せり且曰く嚮に魯國皇子の來るもこれを呈することなし獨りその社中の爲にするのみ然るに今特にこれを日本使節に奉すと夫より各國語を以て繙譯刷印せる福音書を發兌する書庫に至り少年湊息所及び肢體不遂の兒童を治する病院に至れり現に院に在るの男兒女兒各半百三十四人あり男兒あり足踵攀急しく跟地につかさるものその趾後を割りてその筋肉を緩めんと計れり今方に治療中であり一女兒あり十一年の間行歩する能はさるものなりしか入院十五月にして既に數歩を歩

せり

六月廿八日洋八月二日金值晴

曉五字點字に達す上陸汽車に就く八字波府に着しレウエリハウスに投す府人迎接者皆會す十一字府廳州廳議院より博物觀諸學院に至る時盛夏放學の會に在るを以て化學博物學ともに皆その教導の狀を見ること能わす然れとも教官在者聊その伎を試み以て使節の覽に供せり夫より消火具のある所に至り馬を消火具を載る車に駕するを見る馬鐸聲を聞各自馳せてその轅輓に就く僅に十七八秒時を費すのみその神速驚くへし此夜本地紳士より客寓に於て大饗饌を呈す獻立目錄に日本語の譯を施し盤上の飾り物等尤心を盡せり主客各壽詞を述ふ了りて客寓より失火の報をなす各所消火丁各車を馳せて使節所寓の窓下に至りその消防の體を演ず此日川路寬堂紐育府より來る夜に入田中光顯以下會計吏員亦來る

六月廿九日洋八月三日土值朝微雨晴

昨夜十時伊藤氏福地小松兩書記來着す此日大副使以下ラウレンス及ラウウエル織色局一覽あり府を距る事廿五里二等書記官長野桂次郎三等書記官川路寬堂各其職務使を

免られ改めて工部大藏理事官隨行の命あり吉雄辰太郎大藏理事官隨行被免紐府に留り國債券紙幣監造の命を奉せり由利公正以下此夜桑港より來着す

一一六 明治五年七月十八日 岩倉大使等(英國ニテ)ヨリ
西曆八月十二日 三條太政大臣宛

大使一行ノ倫敦安着ノ次第等報告ノ件

(余未)
「壬申九月十三日着本紙は夜三條殿へ廻す」

正院公信第十二號 英郵船便

明治五年壬申七月十八日 從英京倫敦

第廿號甲乙兩通の公信并に別紙とも當月十四日英國リウリポールに於て落手御申越の件々逐一承知仕候先以
皇上益御機嫌能被爲在 臨御御國內安寧各位愈御精勵御奉職の段謹て奉遙賀候扱話聖東發軔の後費拉紐育波士敦の三府周覽中各府の市民何れも其待遇の懇篤なる既に先便第一號の公信并に略日記にて御承知の義と奉存候
費拉府に於て使節一行同所の造幣寮を見物いたし候條は先便略日記淨書の節に漏し候間爲念申進候

に出づ海上風浪平穩にして同十四日第二字英國リウリポールに投錨いたし候處早速迎船來着第四字上陸いたし候尤英國陸軍少將アレキサンドルなる人此度使節の延遼掛りを被命候趣に付鯨島少辨務使吉田大藏少輔其外一同と共に此の迎船に乘込て來接し上陸の節はリウリブウルの市尹より別に馬車を供してホテルに趣き候此リウリブウルは英國にて倫敦に亞き候繁昌の地に候得は同所の市尹をはじめ商社の豪富等各々米國の例に倣ひ使節を饗應せんとの決議に候處倫敦にては外務尙書日々使節の來着相待候義に付當所えは使節も再歸可有之候間其節迄饗應をを相延し候方可然旨アレキサンドルより説諭および候趣於此同日第五字半汽車を發軔し同夜十一字半倫敦府着ボツキングガムパルレスホテルに投宿いたし候尤も此ホテルも前着のアレキサンドル相談の上相設け候義に候

一英國に於ても使節の來着を朝野とも佇望致居候處米國にて意外に手間取れ候義に付追々時節押移り遂に避暑の候に及び候一體歐洲の風俗として仲夏より仲秋迄は帝王内閣を初めとし富貴の人は皆避暑の爲め或は近郊の別業に

此際に臨み我使節話聖東の條約を半途にて廢止せる事既に世上に傳播せるより必然米國市民の氣配にも相拘り使節を待遇するに當りて自から不快の氣象を顯し可申歟殊に我國との交際に關係いたし候ては左迄の差響は有之間敷候へとも現時大統領グラント及び國務尙書を誹謗いたし物議を沸騰せしめて其再舉を妨碍いたし可申歟果して然らばグラント并に内閣の諸尙書に對し實に氣の毒の義と頗る掛念仕候處爾來の諸新聞及び各所の饗應市民の待遇を見るに更に此般の諸景況も無之依舊懇篤の切なるにて大に安心いたし候米國の政論に三黨あり曰くレボフリツキ曰くペラル曰くデモクラット、レフブリツキの黨は今大統領グラントを再舉せんと謀り餘の二黨は連衡して新にグリーレーといへる人を撰舉し以てグラントを退けんと欲せり於此各黨互に相抗論して其非を計き我黨の人を撰はんとせり

一七月三日第十一字波士敦の埠頭よりキユニナルド社郵船オリンバンクス號に乗船して解纜す同日は波士敦より大小七隻の汽船を出して市民皆之に塔して使節の啓行を送り各所の砲臺軍艦より夫々祝砲を發す四字に至りて港外

赴き或は遠方へ旅行いたし大概は都府に留らざるの慣習にて然る處女王には我使節を引接の爲め態々此避暑巡幸の時を被延候趣に候得共餘りに使節の來着延引に付不得止巡幸を被初候尤も寺島大辨務使は一週日前に倫敦に來着致し候間早速女王えの謁見を遂け其節女王の答諭にも使節を親しく引接しかたきは遺憾なりと被申候

寺島大辨務使の謁見はオスポルンといへる地の離宮に於てせり其節は女王の内意にて嚴肅の禮典を省き寺島一名外務尙書の誘引にて平服の儘謁見を遂け簡易の尋問に比しき事なりとぞ

其後女王は此離宮より再び蘇格蘭の離宮に巡幸ありて現に同所に行在せられ内閣も多分各所に散在いたし居候但し外務尙書グランウイルは使節を待受候爲倫敦に留り十六日第四字外務局に於て初めて面會致候

一同夜外務尙書の尋問に應し其私邸に於て饗應有之寺島も同席なり右畢りて尙書誘引に従ひ博覽場を見物いたし候公使ハल्लीパークスも今般の延遼掛りに被命大に周旋盡力致候

一現今の景況にて臆測いたし候處英國滞在も凡兩月位は相

掛り可申尤他國にても矢張避暑中故先行致候とも其妙は有之間敷且佛國故公使ウートレーよりの傳言にも巴里への來着は第十月頃を最良の候と存候趣申來候へは旁々其頃には當地より巴里へ廻り候心組に候尤政府の都合次第女王より拜謁を賜り候様申立置候

一各國の風俗として其辨務使は互に相當の職位の者派出所致等然に今英國に而已大辨務使を被差置米國へは依然少辨務使を被差置候ては頗る同國を對し御疎濶の様相見自然英米の兩國に輕重を下し候様被存取可申敷
森有禮義中命不仕候に付今以同政府えは吹聴不致義に候辨務使を拜
其餘歐洲の重立候國々々も同様の義に付相當の辨務使急速任命被差置候様仕度候

一英國着後間合も無之候間略日記今便は淨書出來不致候間後便差進可申候尤當國新聞の重立候部切抜封入いたし候間反譯御申付の上御一覽被下度候

一新定の大小禮服の義御規則に従ひ當國にて新調いたし各國帝王への拜謁其外の禮典にも着用可仕積に候間申上候迄も無之候得共御國に於ても同様御施行有之度外國に出候使節のみ歐風の禮服を着用し日本の朝廷にては依然狩

註 1 右第十二號公信ニハ森少辨務使ニ關スル副單アルモ

略ス

2 官員生徒拜令表略ス

一一七

明治五年八月十日 岩倉大使等(英國ニテ)ヨリ
西曆八月二十二日 三條太政大臣等宛

英國女皇謁見手續等ニ關シ報告ノ件

附屬書

八月三日岩倉大使等ヨリ英國外相宛書翰寫
英國女皇ヨリ謁見ヲ賜ハリ度旨申入ノ件

別 錄

岩倉大使一行英蘇巡歴日記抄

申十月十一日到着

第十三號 法國郵船便

壬申八月十日

從英國 龍動

六月十五日記第廿三號公信本月四日米國より廻着披見いたし候先以

聖上益御機嫌克御巡幸被爲在行在所士庶歡頌の趣一同難有奉敬祝候各位愈御精勵御奉職抃喜の至御座候次に此方一同無異是亦御放懷被下度候

皇后相州宮の下え行啓の儀をはしめ縣治事務逐日整頓海内

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一一七

衣直垂而已を用ひ候なと外國人の誹謗を受候ては面目を失ひ候義に付御注意可被下候

大久保伊藤兩副使發程の節御渡相成候繪圖面を歐洲の禮服比較いたし候處裁縫には聊か異同の處も有之候間緊要の模様標線等は繪圖面に從ひ其餘細瑣の處は歐風に倣ひて改正致し候

一第廿號にて御申越被成候官員留學生等を命候年月日等級等別紙の通に候間御承知可被下候
右の趣可得御意如此御座候以上

大使 岩 倉 具 視花押
副使 木 戸 孝 允同
副使 大久保利通同
副使 伊 藤 博文同
副使 山 口 尙 芳同

三條太政大臣殿

參 議 外務卿 御中

尙以大原令之助義は三等書記被免隨行の心得を以て外政事務取調の爲使節歸朝迄英國へ滞在申付候事

益無事の趣其他魯國皇子來訪に付接待懸り被命候事及江藤司法卿歐洲へ被差遣候義澳國博覽會事務等夫々御申越の條一々致承知英國着後の景況先便以第十二號申進候通に有之爾後ソルバークス并接待掛セネラルアレキサンドル等誘引にて各所巡覽罷在候右は別紙略日記にて御承知有之度候女皇謁見の義は本月三日附にて英文書簡當外務省へ相達し候未だ返答無之候尤右は米國滞在中兼て同國在留英國公使を以案内有之第八月よりは女皇蘭墩を去り離宮に行在ありて來春第二月ならては歸宮無之儀に候間右時限前使節渡航有之度旨申來候處米國發程遷延竟に此時機を失ひ且最前寺島辨務使謁見の砌先信中進候通内諭の趣も有之此より催迫も致兼場合無據義に奉存候間前文書簡中にも右意味含蓄申入且以口上も其筋え申入置候然るに此節傳問候所にては西曆第十一月初旬は女皇歸宮も可有之哉の由に候間右爲相濟各國歷聘可及心得に御座候就ては歸朝頃合は凡見込の處後便を以可申進候即右書簡寫并譯文とも相添差進候

先般御布令御座候服章の義文書官員の分は既に御一定相成候へ共皇族の分未だ御定則無之現に歐米とも御留學の宮方も被爲在候事に付早々御議決様式御申越有之候様致度存候

陸軍省生徒太田徳三郎と中者瑞西國兵營に留學稍成業及び歸朝可致積の處山田理事官願に任せ同人に隨行同様心得御用可相扱旨鮫島辨務使申談申渡候將亦同省生徒法國留學渡六之助義は山田理事官御國發程の砌陸軍省よりの命令持參候間法國於て同理事官より隨行の義申渡候旨届出候當國在留官費生徒山口縣貫屬大野直輔は大藏省同足羽縣貫風伯林之助同青森縣貫屬野口富藏は工部省理事官隨行申談御用可相調旨申渡候尤直輔義は含も有之當年中歸朝候様申付置候右何れも寺島辨務使申談取計候事に候也

右の條可得貴意如此御座候也

山口副使尙方

伊藤副使博文

大久保副使利通

本戸副使孝允

岩倉副使具視

三條太政大臣殿

參議 外務卿 御中

略日記

七月朔日晴八月四日值

午後領事ブルークスの請に應じ使節一同その親族の方に歴訪せらるる最初ブルークス亡父の家當時その叔父主管せる方に至り夫より外親族を訪はる酒菓の設等あり薄暮歸館

七月二日晴八月五日月值

此日本府士民被請に應じ使節の内兩手に分れ一は本戸伊藤兩氏本府接待懸りのもの拾餘人同道にてホトソンに至その里の役所にて午餐の饗あり會食の男女貳百餘人里長及び接待掛り各壽詞を述べ夫より造履工場に至り又出來合の衣服工場に至る裁縫皆汽機を用ゆ所役男女五百人許一は大久保山口兩氏此又敷工場を歴覽あり多くは鐵釘鐵器を製するものなり(註 器)に午餐の饗あり此地は提督ベルリの生里なるを以て日本人を遇すること殊に厚く饗中壽詞亦その意を述たり大使は病を以て在館せりセネラルバックス及當國在留英國公使來訪大使に見へ別を告ぐ英國公使はその渡英の期に後れ兼て期せし如く充分の接待行届ましき旨其政府より報告を得しよしを告げ遺憾なる趣

附屬書

八月三日岩倉大使等ヨリ英國外相宛書翰寫
英國女皇ヨリ謁見ヲ賜ハリ度旨申入ノ件

申十月十一日來ル

於龍動府千八百七十二年第九月五日

貴公閣下

我大辨務使寺島宗則來朝即時皇帝陛下へ拜謁致候節陛下御事不日御他幸可有之ニ付我使節ヲ速ニ接待被成候儀不任其意遺憾ニ被思召候旨ノ御意有之候段拜承致隨テ右様懇篤ノ御意有之候上ハ陛下ノ御都合次第御差圖ノ場所月日ヲ以テ拜謁相願其節我

天皇ヨリ皇帝陛下ニ進呈致候國相寶司申候依之爲御心得右國書譯本貴公迄差出申候謹言

大副使五名連署

外務尙書アール、ガランウキル、ケージー閣下

註 右歐文見當ラス

別錄

(岩倉大使一行英蘇巡歴日記抄)

申十月十一日到着

を述たり此日當國外務尙書ワイシ及セネラル、マヤに使節より書を送りて在留中の懇遇を謝せり又當國在留土耳其公使に書を送りて歐洲巡行の序その國にも書記官を差しその國光を觀んことを希ふとの旨を述べこれ其初華府に在る時同公使より申出し旨あるに基けり且又紐府にあるトウンセンドハルリスの許に書記官より書を送らしめ面會を得ることの遺憾を述べ是人は最初日本に來りし當國の公使にして且千八百五十八年結約の全權たり故に挨拶ありしなり又同府アクトルのライブラサーに遺書してその月刊書を送りしをも謝せらる

今夕第十一號公信を郵局に附す

七月三日晴八月六日火值

朝第九字波府埠頭より火艇に駕しキュナルト社中郵船オリンハス英船に移駕す此日本府下院議長ライスをはしめ接待懸りのもの其他紳庶男女百數人大小七隻の火艇を泛へ使節の乗船を乗廻しなから旗を掲鼓を打ちてその啓行を送れり一官船此は此地海關の船なり及港中砲臺より各祝砲を發せり港口に至りライスを以下皆使節の乗船に於て小宴を設けその啓行を壽し祝詞を述べ使節又これを答謝あり此日

海波平穩

七月四日陰八月七日水值

午測 北緯四十二度二十八分
西經六十五度四十四分

波府を去る二百三十里

海上平穩只濃霧海面を掩ふて咫尺を辨せず郵船時々汽笛を吹

七月五日朗晴八月八日水值

午測 北緯四十二度四十三分
西經五十九度三十七分

昨測の所を距二百七十六里

海波最穩

七月六日陰八月九日金値

午測 北緯四十三度〇五分
西經五十三度廿七分

昨測の所を距二百七十二里

海波最穩

七月七日陰八月十日土值

午測 北緯四十四度〇八分
西經四十七度四十二分

昨測の所を距二百五十八里

海波平といへとも風左側より來るを以船頗る蕩す

昨測の所を去る二百五十里

七月十三日陰雨八月十六日金値

午前十字陰霧中愛蘭地方を舷左に見る午後三字クインスタウン港口に暫時船を留め一火艇來りて愛蘭に上陸すへき旅客及信書を攬す此時寺島大辨務使よりの電報を得たり曰くりウルボールの士民日本使節を饗せんとの企あり然に政府に引合肝要なれば之を後日に期して直に蘭墩に赴かれんことを望むと

七月十四日晴八月十七日土值

朝十字過リウルボール港口に達す引水者を待こと久しくして漸く港中に入る英國政府より日本使節の接待を命ぜられたるゼネラルアレキサントル及同國日本公使パークスの書記官アスチン小火艇を以て迎接す鯨島中辨務使吉田大藏少輔林二等書記官其他在英の生徒數輩皆來迎す上陸の節地方官廳より禮車を具して是を客館に送る五字過夕餐を了りて直に汽車に駕し蘭墩に赴く夜十一字半を以て同府中と吉南門ホツキングハムケートバレースホテルに投す寺島辨務使を汽沽迄迎接し客館に送りて歸るパークスも亦來れりリウポール饗應の事はアレキサントル

七月八日晴八月十一日日值

午測 北緯四十六度〇三分
西經四十一度四十六分

昨測の所を距二百七十六里

有風波頗る高し寒冷秋初のことくならず

七月九日晴八月十三日月值

午測 北緯四十七度三十分
西經卅五度廿四分

昨測の所を距二百七十六里

此日順風なるを以て三櫓共に帆を張れり船頗る蕩す

七月十日晴八月十三日火值

午測 北緯四十八度五十三分
西經卅九度十二分

昨測の所を距二百六十二里

風浪昨の如し

七月十一日晴八月十四日水值

午測 北緯五十度十四分
西經二十三度一分

昨測の所を距二百五十里

風逆を以て帆を收む船尤蕩す

七月十二日雨八月十五日木值

午測 北緯五十度四十九分
西經十六度三十三分

より既に政府の命を以見合せしめし由なれば此より別に斷りに及はさりしも此夜第廿二號公信鯨島より落手す

七月十五日晴八月十八日日值

朝十字アレキサントル、パークス來見す

海陸長途の勞を慰する爲一同休息す

七月十六日晴八月十九日月曜

午後一時本國外務卿克蘭ウエルの宅を尋問あり彼より使命の旨趣を問ひ且條約の談判に涉るへき哉否哉の問あり大使是に答へ先謁見を乞ふ旨を述らる此夕七時同八より夕膳の招あり大使副使鹽田篤信赴之膳了り同人同道にてサウセンシングトンの博覽會を一覽す

七月十七日晴八月廿日火值

パークスの誘に應じ本府維里亞站を發しブライトンに赴く此地は暑中遊覽の地にして即今名公鉅卿多く此地に在れば遊覽旁その人と相見ん爲なり同所に午餐し學校博物觀を一覽す學校には恰も地學を講せる時にして方に皇國東京の様を説けり講師席を避けて更にパークスをして皇

國今日の形勢を説かしむ前香港の總督にて有名なりしジョン・ホーリンクも來會しパークスに次て講座に登り支那日本の比較を講せり薄暮歸館陪者鹽田杉浦兩書記官なり
七月十八日晴八月廿一日水值

午後三字當府知事パークス同道來訪三字半大使および木戸副使當國皇族及公卿并各國在留の公使を歴訪あり皆刺を授て歸る

アンハサトルは彼より尋問を受ける極公法なる由なれとも今はおしなへて新參の者より問訪する如くなれるよしパークス、アレキサントル等もいへる事あるにより華府着の節とはその式殊なり

此日法國公使館記室シャルジタフヘル名を以て來訪刺を授て去る

七月十九日晴八月廿二日水值

三等書記官大原令之助被免

魯西亞アンバサトル廻禮として來訪す刺を授て去る西班牙公使來見す日耳曼少辨務使及瑞諾公使館書記官少辨務使の名を以て答禮として相越皆刺を授て去る

七月廿日晴八月廿三日金值

午後第一字本地在留海陸軍將の宅を訪ふ

海軍將にて午餐の饗あり五使兩親王書記二人^{田邊 肥田}理事官外數人預之主人^(註 緊密)の外甲比丹某々陪之

夫よりデュクオフウイルリントン號船に至る是は古風の製造にして今は只海上に繫碇して海軍操演に備るもの也水卒大小砲の演習又擊劍の坐作等を見終に標を海沙中に立裝彈命中するを見る彈裝終りて將に照準する時に中り機を設けて故にその船を蕩提しその風浪中にありては精細に視準することを習わしむ船を下りて磚石を製する所を見る役夫八百人といふ皆刑徒なり又造船場に至る現に兩池あり今將に工を肇め未だ成さるもの四その石木を運輸するか爲假に鐵轍を敷けりその長廿四里その建築の大知るへし池中一新發明の鐵船を泛ふ未だ功を畢らざるものなり兩活圓臺あり皆裏に鐵を以てし厚四寸に及英寸各大砲六門を裝すへし皆機を設けてその圓臺を運動せしむへし船舶亦鐵甲を裝ひ大凡は水に没せり喫水甚深からず此敵彈を避け又淺瀬を涉らんか爲なり薄暮歸館

七月廿六日晴八月廿九日水值

午後歷山パークス同道一同コンケロール號船に至る此所此

荷蘭辨務使來見其國にも御巡聘可相成に付右時期承知致度旨を述ふ

第十二號公信郵局に附す

七月廿一日陰八月廿四日土值

山田理事官巴里より來る

本國司法長官より留守中御答禮として參上致兼候旨アレキサントル迄申越せし條同人より申立る

七月廿二日雨八月廿五日日值

第十三號公信及無號公信共郵局に附す

伊藤副使よりシーホルトへ書を送りその歸朝を被命候事

七月廿三日晴八月廿六日月值

午後三時半五使アレキサントルパークスアストン同道フ

ランデホルトに發程あり林董陪之此夜同所一泊

七月廿四日晴八月廿七日火值

五使フランドホルトに在り操兵を一覽あり了りて薄暮ホルツホウスに着同所メンションホテルに一泊

田邊太一兩親王^{滿宮御事過日普國}より御出御座候事に陪し其他數人と共に午後よりホルツホウスに趣き使節に會す

七月廿五日晴八月廿八日水值

海口繫在し海軍水卒を置所とす且此船は名將ネルソンの戰死せし船なるを以てその故物遺書を藏しありて好古憂國の者は男女士庶を問はず來てこれを見その奮勇死戰の迹を弔ふもの多し今船中に存する書簡はその右腕を失ひし後の手書に係る文字瞭字ならず英勇の氣千載生如といふへし

夫より火艇に駕して^(註 緊密)號に至る鐵甲大艦なり五櫓を立廿六門の大砲を裝千三百五十馬力の汽機を裝ふといふアトミラルホンベリーの乗船なりコンチノ^(註 緊密)此船に中御門寬麻呂乗組たり同式の船此海口に在るもの三隻夫より

號に至るに鐵甲なり稍前のもより小なり砲門屈曲して舷に沿ふて發火すべく造れり伊月一郎此船に乗組今現に士官の一に列せり

船を下りて港口の一砲臺ノーマンと名くるものに至る薄暮歸館

七月廿七日晴八月卅日金值

朝陸軍の操演あり人數僅々二千人計

セネラル方にて午餐の設あり公使兩親王杉浦陪之了て兵卒屯所を一覽あり夕七時同所發車同十時半蘭墩維多里

站に着寓館に歸る

七月廿八日晴八月卅一日土値

第二字兩親王同道大使禽獸園え被相越此日アレキサント
ル午後巡遊場所手續等申立る

七月廿九日晴陰不定九月一日日値

第三字波斯公使來り公刺を投して去る

七月晦日陰九月二日月値

山田理事官今夕巴里え歸る

八月朔日陰九月三日值火

午後パークスアレキサンドルの誘引にて當宮内省よりの
招きを以てボクキンハム宮一覽として五使書記官相越す
尤謁見の書可相越書記官のみ陪すべしとのことなり宮中
女皇の化粧室臥房等は入るを許さす曰く女皇在時取ら
せしまゝなれば外人の見ることを許さずと宮殿の巍峨壯
麗もとよりいふを不待しかれとも此を巴里の故チイレリ
ー宮に比すれば一頭地を譲らざるを得ずと導者既に自ら
いへり

八月二日晴九月四日水値

午後議院及議院中に在る法局等一覽ハークスアレキサン

用ひ糖酪を加えず一好事人と見ゆ

八月五日晴九月七日土値

ウインドツルケストル一覽其結構壯偉園囿の設なといか
にも人目を娛しむるは筆するに暇あらずハークスアレキ
サンドル導之書記官數人陪之此日白耳義公使其書記を
じて來らしむ曰く本公使以病氣蘭墩にあらず訪問を缺く
を致す仍て已をして公使の名刺を通してその意を致さしむ
と

八月六日陰九月八日日値

無事

八月七日陰雨午後晴九月九日月値

デユークアガノールより來書あり先に訪問に預りしを謝
す

八月八日晴九月十日火値

午前九字アレキサンドルアストン誘引にて五使書記共書
館武庫ウール一覽に赴く途中ウエストミンスター橋畔に
てパークスに會し同所より小火艇に乗してティム河を下
りウールウイチに至る蓋本府を距る事東八里にあり衆上
陸の際武庫造丸局長迎接し門に入る門内魯西亞及支那に

トル導之書記理事官陪之此日午前佛權公使來見

八月三日晴九月五日木値

瑞西總領事其領事と共に來見す

八月四日晴金値

女皇謁見の義に付本國外務執政之書東福地源一郎持參
す

第廿三號御國信到來

午後アリンスアルペルトロートに在る博覽會一覽ハーク
スアレキサンドル導之會長の一人マジヨルドウイントン
使節を迎へ案内し邏吏他の見物人を制し我使節と混行せ
しめす接待甚厚し所見奇技機巧一々枚舉にいとまあらず
遂にカビクンフランクリンの寡婦を訪ひその園會の
招きに應ずフランクリンは北極磁標の所在を探らんとし
て未檢の地に赴き終に所向を知らずといひし有名な航海
者にして寡婦に財を費して其蹤跡を討求し再び船を發し
て終に其遺物を房中に羅列し又討求せんが爲に彼地に赴
きし人物を繪せり其篤志知るべし遺物は時辰儀の空匣小
刀鉛筆等なり此寡婦又曾て我國に來りしよしにて一室皆
我國の器具を裝し茶を供するも亦我國風を習ひ我茶什を

て分取せし大砲等を列置す魯砲は砲口糜爛多く敵丸を受
けたるを見る支那砲は然らず皆新に型を發するものゝこ
とし以て其國人の戰に勇むと否とを卜するに足るべし夫
よりセネラルウード庫同道造丸局に至る器械汽力を用る
は勿論なれとも其機の大馬力二百五十を用ゆるに至る一
日所造出彈丸最大なるもの三百斤にして三十五噸を造出
すへしといふ其盛大推して知るへし其他造輪造船藥局製
砲製車諸局を歴覽すその造作のいそがしき殆んど人をして
敵四境にあるものゝごとく疑しむ一使節其規模の大制
置の盛なるを賞賛せしにウード答へて曰く畢竟皆人血を
流さしむか爲のみ是豈文明國の宜しくあるべきものなら
ん哉我最これを愧ずと乃ちウードの食堂に午餐の享に就
く砲兵樂を戶外に奏す待遇甚懇摯なり此武庫中役夫八千
人といふ薄暮歸館

八月九日陰九月十一日水値

午後王廐一覽アレキサントル誘之書記理事官陪之夕マヨ
ールの招きを以てメンションハウスにて晩食の享あり五
使の外四書記陪之其接客の體大に古風を存し食事喫茶の
時に至り大盃に酒を盛りて客主相對しこれを廻喫し又壽

詞を述るの間女樂工をして風琴を彈せしめる杯頗る風俗の異を見る

八月十日快晴九月十二日本值

此日ヘーコンヒル^{烽火}の義に於て操兵あるを以てハークスアレキサントルの誘に應じ朝六字半出館大副使^{伊藤氏}數書記一同ワートルロー汽站より乗車九字半クレトレー站に達す二騎兵豫め我曹の來るを待ちおれり乃馬車に先導す此地蘭墩を去る殆んど八十里^{英里}然れども操兵を見んが爲來る所の土女雜沓操場近傍の小岡皆充滿せり地平坦にして岡陵起伏す最操場に適宜あり我曹は別に一區の地を畫し其内にて見物せしめ其國の華族内眷杯のその内に容るを許す處なり其地の傍に旗杆を立大旗を掲く正午祝砲廿一响を轟す兵隊進行をはしむ之より先太子ウエルス公一小隊騎を率ひ本日^{西曆八月十三日}の元帥チュークオフカムブリヂ^{女皇の從弟}及各部將并に各國より來り見る所の武職のものと皆馬を大旗の下に立兵皆列を整へて其前を過く步騎砲を并せて凡三萬五千其整肅いふを不待最後その騎兵一萬を二分して戰列をなさしめ凡そ一里を距るの地よりして疾馳蹂陣の勢をなす大凡諸將見物の前數十步地に至り一號令の下

一一八 明治二十二年八月十三日 英國外務省ニ於ケル岩倉大使ト西曆八月十三日 同國外相トノ對話書

條約改正ニ關スル英國側ノ意向打診ノ件

壬申十月廿二日外務省に於て

岩倉大使 陪從 杉浦三等書記

外務宰相 グランウヰル 通譯 アストン

雙方挨拶畢る

宰 此節の旅は御有益に相成候歟

岩 有益不少候歸國の上は我國に於ても百工彌々盛に相成様希望致候且又パークス氏アレキサンドル氏及アストン氏等をも差添被下甚懇切の御案内に預り至る處親切の御取扱は皆女皇陛下の御懇志政府に御注意被下候所にて我等一統甚感悅致候今日は右御禮の爲め罷出謝詞申陳候

宰 先達てパークスより申開候に 女皇陛下謁見前に拙者え面會被致度趣承知仕候若し御談の个條も御座候は、唯今承り可申候

岩 御話仕とも不苦候へは重疊に候我輩此度奉する所の使

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一一八

一頓に蹄をとめ少參差なし最壯觀たり觀了り來路に従ひ歸館先是此地に數日の演兵あり兵隊を二分し彼我を分ち相戦はしめ戰略に熟せる將校其整列の遲速布陣占地の要否放砲縱騎の機に應ずるや否を見て雙方の勝敗を判ず或は勝て凱を奏するあり或は座して囚虜となるあり此演兵數回に及び所費金額五十萬に越ゆ^{十萬ポンド} 本日はその雙部を并せて整列行進せしものなりといふ

此日第十三號公信を發す

八月十一日晴九月十三日金值

是班牙公使來見使節來國の期を問ふ

タメルセルホウル晩食の招あり五使の外書記陪之是當府の舊商會なるよし

八月十二日陰九月十四日土值

八月十三日陰九月十五日日值

無事

八月十四日陰九月十六日月值

外務執政グランウヰルより女皇謁見の儀に付申入し書東の報來る

命の趣は則御國書中に有之通第一に聘問の禮を修め且從來我國の情態を詳に申陳へ將た條約改正期限近きにあるを以て貴國政府に御考案を承度事に候但し日本の變革の次第見込の處を備に申述候には時節も移り可申殊には略御承知の儀とも存候間大略申述候一體我國は數百年來鎖國の風習にして人心嚴に固結の處二十年來外國と往來候より近年迄の間容易ならざる形勢にて禍亂有之候未近く

天皇陛下一新天下を一統し人心初めて方向を定め其後數百の大藩を廢し郡縣の體裁を立候此儀は尤容易ならざる事業の處幸にして一の砲聲を不聞双に血ぬらすして天下愈平治致候故に此上は偏に外國交際を重し前條申陳候趣旨を以我輩を差立候儀に御座候

宰 近年一般に日本の開化に進を承り甚之を悅且當國に辨務使被差置候義美事と存候

岩 我國も精々開化の地位に至らんと盡力すれとも未た十分ならず候

宰 近年改革已來日本に力を盡せし有名の人々 天皇陛下より使節として當國に被遣候事滿悅に存候扱

條約は日本に於て御整被成候や於當國被成歟

岩 唯今申入候通於日本之を整候積に候

宰 條約改定に付ては別段御質談の个條は御座候歟

岩 右は我輩より申上候事は別段無之國書中に有之通貴國政府の御考案を承度候

宰 我か聞く所には宗旨の一條に付て何か六ヶ敷趣近年各國政府は一般に宗旨の禁を自由にするを國の爲めに益ある美事と致候

岩 此个條に於ては後日猶御談し可申候

宰 外國人は日本國內を自由に旅行するを得ざるべし是は自由に差許し候方可然存候當國に於ては閣下御着已來御承知の通り自由の旅行出來申候故中外の國民互に樂み交々に益ありと存候

岩 御談の通我國にても文明各國と并立する事を希望致候に付將來は中外國民の差別なく旅行相成候様可致積に候へ共當今の處にては未だ頑愚の輩も有之外國人に自由の旅行を許す事は甚難事と相考候

宰 今日又外に御談判の事件は無御座候歟

岩 於此方別段談判致儀も無之唯々貴政府の御考案伺度候

女皇陛下より御引接有之筈に候

岩 然り承知致居候

其後挨拶をなして此席を撤す

一一九

明治五年二月二十七日 英國外務省ニ於ケル岩倉大使ト
西曆一八七〇年二月二十七日 同國外相トノ對話書

條約改正ニ關スル意見交換ノ件

明治五年壬申十月廿七日夕第五字倫敦外務省に於て應

接概略

岩倉 大使 山口 副使

寺島 大辨務使 福地 一等書記筆記

外務尙書クランウヰル侯 ソルハルリーパークス

アストン 通譯

尙書 過日の御談判に従へは條約改正の評議は日本にて御取行ひ可相成趣右は其通りにて可然拙者の考案見込御承知被成度との事に候へは先貴方の御見込より承度候大使 此程申述候通我御國書の趣旨に基き公理公權に従ひ我國と各國との交際致度に付我國の爲に相成候儀は其御考案承知仕度就ては我國の事情形勢可申述候間御不

宰 个條を此方より申入候に付ては少々思慮仕度候故再御面會の折に御談仕度候

岩 然らは何日頃に再ひ御面會の御都合出來候歟

宰 當月廿六七八日頃の間には何れも差支無之候

岩 然らは何日頃に御面會可申候

宰 廿七日に御待可申候

岩 其日は副使の内一人と在留辨務使をも同導致差支無之歟

宰 勿論差支無之候又大執政グラットストーン御面會被成度候は御案内可申候

岩 別して忝候何時にも御案内被下度候

宰 パークスは日本政府の進歩に付て余程心を傾て之を希望し且己の職務にも心をいれ勉勵して兩國の商業の爲め益ある趣當政府に於ても幸と悦び候

岩 パークス氏は是迄日本の爲め盡力あり就中一新の際我天皇陛下の爲め殊に心を竭ん事もありて我國の爲め滿悅致候

宰 右様承候へは當國政府の趣意に協深く滿悅に存候擬定て御承知に可有之十二月五日に

審の廉御座候は御尋可被成候

尙書 左様にて條約の談判は日本にて論定可相成に付只今十分にこれを討論いたしかたく乍去無伏藏日本の御爲申上候へは我英國との間に貿易を盛大に致し候より外無之其方法は荒増の所を掲候へは内地の往來住居の自在を外人に許し又何の港なりとも航海無差支義を主本と可被成即我國同様の體裁に相成度候

大使 追々我國内の產物も繁殖し運輸の便も相開き候は漸々に猶開港場の數をも相増可申候得共即今の所にては迎も英國同様の姿にいたし候譯には難相成候其詳細は寺島より可申上候

寺島 現今纔の開港場にてさへ聊の規則を取設候ても一々外人より故障を立兎角不被行然るを御國同様に致し候は數層の難事相増可申候

尙書 難事とは何等の儀に候哉
寺島 假令は遊獵の規則瓦斯燈の取建港内泊船の方等も歐洲に於ては實に平凡の規則も猶我開港場に不被行位の事に候

尙書 我國於ては何れの國人たりとも總て政府の法に従ひ

候事に候

寺島 日本にては決して不然詰り外國人我政府の規則に服従することなれば何事も無差支候へとも都て外國人と相談と申事に候故被行かたき事多く有之候

(朱書)
「此時パークスより外務尙書に日本開港場に於ては何も難事なき旨を論す」

尙書 是等の事は何も六ヶ敷事には無之篤と其地方に於て御相談相成候て可然存候擬只今も申上候通何の港にても無差支往來候儀如何候哉

大使 只今寺島より申述候通即今の港敷にても混雜不少況んや多港におゐてをや

尙書 何故に左様雜事相生し候哉

寺島 英國の如きは何國の船何の港に渡來候とも盡く英國地方法律に服從いたし税則其外に至る迄唯英國政府の取極次第に従ひ別に在留公使にもコンシユルにも相談致に不及我國のときは全くこれに反し諸事相談の上ならては難行横濱にても猶然りまして其餘の諸港に至りては尙更葛藤のみ逆も貴國を以て比較致候譯には到り兼申候果して是を行はんには先外人をして我法律に

大使 後來は兎も角も目下の處にては内地旅行沿海貿易等の事逆も貴國同様に候ては難致乍併時勢相運ひ中外人民一視になり候は、外國人も全く我法律に従ひ可申との御見込に候哉

パークス 現今の時勢にては逆も地方の律には外國人服從致す間敷其故は日本の法律は歐洲と大異にして隨分不開化なる法もあり又其罰重きに過ぎ苛酷に失するあり
旁我歐人は從ひ申間敷候

尙書 拙者の見込もパークスより只今申述候通りに候

大使 夫故目今日本政府於て法律改正に取懸りやかて歐洲と其大概を同ふするにいたれば裁判を起す積に候

尙書 是は私一分より申上候もし御國裁判法十分に御國に被行其公平の實相顯れ候は、英國政府の見込も相變し可申先夫迄の所は假に規則を設け相談の上にて裁決候より外有之間敷候

大使 我君主手書中にも記載有之候通り今日は貴國の考案を得候爲御談し申上候左様ならば貴國の御考にては我國に於中外人民の別なく同視の政をなし相當の裁判實地に行れ候は、英人をも此法律裁判の下に立しめ候儀

從はしむるを專一と致候

(朱書)
「此時パークス外務尙書に向ひ情實を論す」

パークス 愚考にては目今何も是と云へき難事無之何を難事と被仰候哉水夫上陸亂妨等を申候哉

寺島 其儀丈は近來選卒取締の法出來先患は無之候

尙書 然らは何々の規則不被行候哉

寺島 譬は今一例を舉ん遊獵場十里内の規則今に到るまで三ヶ年を経て未だ議決せず瓦斯の設方地稅の論皆我法律の通りに不被行より相生候難事也

(朱書)
「此時パークス又辨解す」

寺島 遊獵免許の儀今以落着不致には無之哉

パークス 是儀は近々落着可仕其餘地代等の論も屹度相決可申候

(朱書)
「此時パークス又尙書に對し遊獵は免狀を得地代は之を拂ふ何も妨なしと云旨を再辨す」

尙書 追々と貴國に於ても交際貿易に慣習し中外の人民を同視するに至り候は、其時こそ別に外國人の爲に法則を設候にも及申間敷其機に至り候は、外人も御國法則を守り可申と被存候

御承知可被成思召に候哉

尙書 一旦には御引渡し難申乍去他日多の例に倣ひ候先貴國裁判の實効を目撃し十分公平と安心候は、民法丈けは貴國の權に任せ夫より猶一層進歩遂に刑法及可申候擬沿海貿易の儀は如何の御見込に候哉又内地往來も御差許に相成其地方の律に背き候ものは召捕へ英の官員へ御引渡相成候ては如何

寺島 夫は實地に不被行候假令は遊獵の規則のとき十里以内にてすら今以其法立すまして十里以外に至り可行届事無之又一々召捕へ開港場へ送り候も詰り面倒にて第一入用相懸り手數の出所も無之候

パークス 右様の罪人送り届の入用は此方より相拂候儀に候

寺島 我國の法律未た其例無之候

尙書 内地往來の法は往來切手を與へ旅行差許候は、何も

御不都合は有之間敷候

寺島 其不都合は往來切手を所持するも所持せざるも同様に候

尙書 乍去支那にては此法を行ひ差支の筋無之様存候

寺島 支那内地の差支は御間及無之により可申もし支那へ

問合せ候は、慮外に差支不都合も可有之事に候

〔朱書〕「此時パークス又往來切手の差支なきを辯す」

尙書 拙者共は日本の事情も不存候より何とも難申上候得共只今パークス申聞候所にてはさしたる差支も無之と存候

寺島 結局諸規則等都て外人に相談不致候ては不被行より種々の混雜相生候儀と存候

尙書 乍去自由貿易内地往來等の事御差許無之候は、御國の開化を進むるの手段は無之と被存候

〔朱書〕「此時外務尙書パークス座隅に去り密話良久」

寺島 裁判法律の實證を見たる上にて其權を附與するとの御説に候得共一旦其間外國人に與へたる權利は後に至りて挽回しかたし遊獵のとき其例に有之又兵庫地所の如き海岸の地新築成功の前に山手住居を許せしに地稅の前約無之により今以地代を相拂ひ不申候

〔朱書〕「此時パークス日本に於て地稅を外人に増課する弊あるを述ぶ」

尙書 此も結局日本に適當の裁判無之故に候

パークス 難事といふものは日本にて常に自由の權を裁判せられ候よりの事に候若し其事なくは難事も起る間敷候

〔朱書〕「此時パークスより日本の官員には定論なく一人々々其説を異にす縱令は一規則を問はんとするも各人其説を殊にすれば竟に其實を得ずと尙書に述ぶ」

尙書 到底日本と英國との貿易に利を謀る事第一義と存候將來條約改正談判の節に至り猶評論の次第も可有之と存候

大使 猶其節雙方にて打合候て隨分評決可申拙者共貴國の御考案を承り候丈け職掌に付今日相伺候他日多くの法律なと委曲歸朝の上可申立候

尙書 專制資助自由の政務は都て英國にて實驗し遂に自由の大利を知りしなり并此程の談判に申上候通り現今英と日本との政體に大異あるは宗門の禁に候既に日本におゐて不相替嚴禁の政を被行候より或は拙者に書を寄せ貴君と御談判申上候を止め候輩有之候迄至り申候

大使 宗門の儀は一應御談申置度初め三百年前天主教我國に入政務の妨になるにより遂に大禁の令を發し舊習の

挨拶可被下候

尙書 篤と拜見いたし同僚とも相談の上御挨拶可申尤償金に代るものは此書面に御書入被成候哉

大使 固より書加へ置候尙後日面會相願度御都合宜日柄御申越可被下候

尙書 承知いたし候來る一週日には執政も御面會申上度よし申居候乍然其家屋修復中故不任其意殘念の趣故に拙宅御來臨被下候様致度日期相定め可申上候

明治五年十一月六日 英國外務省ニ於テ岩倉大使等ト西曆一千九百零三年十二月六日 英國外相等トノ對話書

條約改正、内地旅行、衛兵引揚、下ノ關償金ニ關シ談判ノ件

壬申十一月六日第二字倫敦外務省に於て應接概略書

岩倉大使 山口副大使 寺嶋大辨務使

外務尙書グランウエル 在日本公使ハルリパルクス

通譯アストン 筆記福地源一郎

一應挨拶畢る

外 先頃御面會の節に御談相成候件々の外猶別に相伺可申

儀有之哉

大 別段可申上事件は無之候今日は貴君よりの御答詞相同爲に候

外 先頃の御面晤には内地往來の事等申陳候處日本に於て難事有之との御辯解有之拙者に於ては右の御説明を伺候丈にて候間即ち此程の談判残り二个條の御返答可申上候

第一條は海軍兵隊引上の儀是は當今横濱に屯所相設け置候も左までの緊要も有之間敷候へ共公使館の護衛等其儘打拾置候譯にも致兼候勿論以前は貳千餘の印度所轄の兵隊を差遣置候得共當今の處にては夫程の儀にも及申間敷との事に稍々相減し昨今の處にては海軍兵隊を以て護衛爲致候儀に候詰り公使の身上其外を大切保護致し候爲めなれば矢張相設候方日本政府の爲め御都合に可然と被存候尤パルクス儀は日本を去候以來既に多月に相成候儀故同人再渡の上篤と實地の景況を見候旨に候其報告に従處置可致十分の安心と申場合目撃の上右の兵隊可引上申候

大 貴國政府の御見込其通に候は、兵隊被差置も御尤に候

に候然るに箇様の英國政府にて猶御不安心の處より兵隊を今以御引上無之は日本の人民をして開化の運に進ましむの手段に無之拙者共に於ては深くこれを残念に存候此時アストン病氣を以通譯を辭す鹽田これに代る

外 至極御尤に候へ共到底公使の實報を得候上ならては解兵の儀難計候

山口より寺嶋へ密話に及び大使より又寺嶋に問合すパルクスは始終我方の様子を見て眼を放たす一座默する事凡五分計

大 右の御挨拶にては詮方無之候

外 扱下ノ關償金一條は只今も申上候通御書面上には何の代りを以てするといふ約束も無之殊更英國一分の事に無之諸外國えも關係の儀に付今度各國御廻歷候は、其考案を御聞取御歸朝の上にて實地の御談判に御取掛の節は我方に於ても篤と外國えも問合せ御國の爲めに可然御都合に相成候様の處置も可有之候

大 過日は御同僚に御相談との御口上今日は又外國々へ御問合との事何れか間違には無之候哉兎角御言葉が違ふ様に被存候

得共未だ目今の情實御存知無之故と被存候右兵隊御呼寄の節は國內騷擾の際人心均く都て不安心の儀而已に候處國政一新已來既に四五年にも相成此節に至りては諸事都て 天皇陛下の歡慮通りに多少の政務行届き中外の事務各國同様に進歩致候を心掛け候折柄なれば最早掛念の儀は無之拙者儀申上候を御信用被下度尤貴國に於ても御掛念の處を強て解兵御申談仕候には無之候得共拙者共の口上にて我邦の形勢御賢察被下度最早貴國人の身上に付掛念無之儀は屹度御請合申候

外 貴國形勢の昔日に相變候儀は能々承知罷在候故兵隊も取替其數も減少致し候譯に候乍然公使より實際の報告を不待して全く之を引揚候儀は取計難く候

扱下ノ關償金一條の書類篤と拜讀致し候處右書中には何の約束を代りと致候儀發揮と致し不申

大 先兵隊の儀より相片付け其上にて償金の御話及び度候一體貴國政府に於ては深く日本政府を御信用有之既に此度の使命を達し罷越候ても其御懇篤の情は御取扱振にても分明に候殊更貿易の通交は日本の諸港におゐて英國を以て第一に致し諸外國の手本とも可相成御國柄

此儀に付鹽田アストンより心附の如くに問合せる先日と同僚と云し詞は英國尙書の同僚にあらず外國の外務卿を指して同僚と云しなり於是同僚の字義漸く相解り

外 最初より申上候通り一體今度の御使命は日本政府の御見込は被差置御回書面に基き英國の御見込を而已御通知被成度との儀に付即ち我見込の儀申上候也何れ御歸朝の上實際の談判に至らずしては取極候挨拶は出來兼申候

大 御口上の通りいづれ拙者等歸朝の上は各國にも承合候考案と實地經歷する所を以て我國の情實に應し折衷いたし可申積假令は内地往來の如き先頭も申上候通迎も英國同様には處置致かたき義に候へ共又寺島より申上候如く中外の人民均しく國法に服従する猶英國に於けるか如くならず（つゞ）隨分實地に被行可申敷此般の類即ち歸國の上篤と彼我を照考し夫より實地に取掛候手續見込に候

外 私おゐても其御見込の處は篤より相分居候へ共實地の談判に涉候節ならては御談判致兼候

大 償金の儀は條約改正に御關係無之故拙者共見込の義申上度候

外 相伺可申候

大 只今は右の償金に代るべき約束無之との御口上に候へ共一體當初英國政府の御見込はあなかに金を主と被致候には無之日本の陋習を破り貿易を盛大に致候大主意と被成候には無之哉此程も書面にて申上候通我邦の開化今日の進歩に至り昔日馬關談判の節の形勢には無之候漸々貴國にて御希望被成候場合に至申候

パルクス 御説の通償金を主とするには無之候得共右談判の節は貿易の利を御許容無之より償金に取極候に至り候なり

外 兎に角一旦約定致候義は之を奉遵致候はては不相成乍然實地の談判に及び候節は猶勘考致候御都合を謀り可申候

山口説を吐かんとす寺島之を止む

大 外務卿におゐては外に何と歟御勘考被致方は無之哉我等歸國の上實地談判の節に無之候ては御勘考被成兼候哉又は唯今どふとか外に考は無之哉

て決して代りと看做候義に無之如何となれば批准無之候へは敵對の場合に至り可申候又燈明臺迎も外國船の爲而已には無之日本商船の便にも相成候儀其上燈明臺御取建に付ては夫々燈明税をも課被成候には無之哉

大 左様ならば燈明臺を省候へは代るものと御看做可被成候歟

外 其邊の處只今は御挨拶難及候事瑣末に關り候より此一席にて御答に及かたく矢張御歸朝の上實地談判に至りて相決度候

大 左様ならば歸朝の上の談判と致し可申候夫に付右償金残り高の拂ひ期限も歸朝まで相延し候義御承知可被下候

パルクスより外務尙書え向ひ殘半高の期限は今年第五月十五日を期と致候尤利息の代りとして増税を相延候義并に右拂込み延期に付ては日本政府よりは迄一言の御掛合無之今日初めて申出たる事を辨す

外 御歸朝の上の談判に相譲り可申夫迄の處は只今の通り其儘に致置手を下さざる方に致可申候

右畢りて退散す

外 御歸國實地談判の節英國の處分も發輝相分可申候當地にては見込を御聞取被成候義使節の御趣意と存候

大 唯今も申上候通り償金は條約改正とは全く別議に候間此席にて御談判に及度候也

此談判外務尙書の口上始終不分明候也蓋し此使節條約改正の爲に無之各國の考案を得候爲と有之候故償金の事を此席にて談判致とも扱代りには何々箇條何の義を許すと云事に涉時は矢張條約改正にも差響き又々是を議決するの權も無之使節なれば矢張終には空論に歸すべし於此歸國實地談判の節に無之ては政府にて思考致候處を吐露し難候若其節には日本の御都合に可然様盡力可致丈にて澤山と答候也と云意を含めり

大 ○中意味なる事を寺島より大使に分解す三使再び相談此程の書面中に代りの約束無之と被申候得共右書面中には燈明臺を取建置候其外の義をも書載致置候乍併是位にて十分の代りと不相成候は猶御望の程を相伺御相談に及び度候

外 御書面中天皇陛下條約批准の義有之候是は當然の義に

明治五年十一月六日 岩倉大使等(英國ニテ)ヨリ
西曆一八七〇年十二月六日 三條太政大臣等宛

英國女皇ニ謁見シタル次第等報告ノ件

附屬書 十一月五日英國女皇謁見ノ際ノ口上及女皇ノ答辭

別 錄 岩倉大使一行英蘇巡遊日記抄

第十七號 法 郵 便

明治五年壬申十一月六日 從英國倫敦

「前略」

聖上益御機嫌克臨御被爲在海寓平寧各位愈御精勵御奉職の趣遙頌此御事に御座候鄙職一同無事奉職罷在候間御放懷被下度候

米邦發程の砌撲斯東府より差立候第十一號公信御落手相成右書中申進候廉々御承知の旨領承いたし候

「中略」

去月十五日附第十六號公信中粗申進候通當國女皇も彌以歸府相成外務卿より謁見の案内申越即昨五日第一字ウインドソル宮城於て謁見國書呈上無滞相濟爾後於列席午餐の饗を

被賜至極鄭重の事共且當九日には太子よりも夕宴の招待を蒙り罷越候積に御座候謁見の節口上并女皇答諭は別詞の通有之候馬關償金及横濱兵隊引上げ方談判の儀は先達て女皇一同當外務卿歸府及候に付早速去月廿二日尋問及ひ粗端緒を開き引續き廿七日再次の接話に及び談判の末此方書取相渡し置候今日第三次の會話彼方より申越候間必然決答の次第も可有之と存候得共郵期相迫居候に付今便には難申上何れにも談判了局し後委悉次便可申上候就ては當國御用筋も先相片付可申に付當十一二日頃には法國へ向け發程候心得に御座候左様御承知被下度候

「下略」

特命全權副使	山	口
特命全權副使	伊	藤
特命全權副使	大	久
特命全權副使	木	保
特命全權大使	岩	倉

三條太政大臣

參議 外務卿 御中

猶以昨五日謁見の砌先般御定め相成候新禮服着用致候爲御心得申進候事

英蘇巡歷中日記別冊差進申候

附屬書

壬申十一月五日西曆千八百七十二
年十二月五日 午後第一字ウキンザ一
城ニ於テ女皇謁見ノ節口上

我天皇大業ヲ中興シ國政ヲ修整セシヨリ外國ノ交際ヲシテ一層親密ナラシメン事ヲ欲シ特ニ我等ヲ特命全權使節ニ任シ陛下ノ朝廷ニ至ラシメ今日陛下ノ引接ヲ辱フシ面アタリ我天皇ノ手書ヲ拜呈スル事ヲ得ルハ我等ニ於テ無限ノ光榮ナリ仰キ願クハ爾后兩國ノ交際益厚ク益固ク天地ト俱ニ渝ル事ナカラン事ヲ我等在留ノ際親シク貴國文明強盛ノ實ヲ睹其利ヲ得ル事多ク又陛下ノ政府及國民ヨリ所受ノ懇遇亦尠カラス我等日アラスシテ此國ヲ去ルヘキヲ以テ并ニ陛下ニ謁見スルノ期無キニ依リ此序ヲ以テ其謝詞ヲ述べ兼テ陛下ノ壽昌ヲ祝シ將タ貴國ノ安寧ヲ祈ル

女皇ノ答辭

天皇陛下ニ於テ兩國ノ間ニ存在スル友誼益厚ク益固ク渝ラサラン事ヲ欲シテ特ニ卿等ヲシテ之ヲ予ニ傳ヘシメ賜フ其

誠意感悅スル處ナリ卿等歸國ノ上ハ君上ニ傳ヘラルヘシ予ニ於テモ極メテ陛下ノ希望シ玉フ處ニ同意ナリト切ニ願フハ陛下ノ善政ニテ貴國彌繁昌シ隨テ兩國ノ貿易彌擴張セン事ヲ將又將來日本ノ政務ハ其方向將ニ西教ヲ奉スル諸國民ノ親重ヲ得ルニ至ルヘキヲ信ス

別錄

（岩倉大使一行英蘇巡歷日記抄）

註 自八月十五日至八月廿七日略日記ハ別便ナルモ便宜コ

コニ收録ス

八月十五日晴第九月十九日火值

午後アレキサンドル案内にて府中小童學校一覽あり在校の童子現に百五拾餘名ありといふ

當國學政監督ラーリー氏より書柬を添自著の書數部を呈す

八月十六日陰第九月十八日水值

午後アレキサンドル案内にてロントントウル古城並驛遞寮傳信局一覽あり大副使以外小松靈盛杉浦弘藏久米邦武陪之パークスは事あるを以て途中にて待受同道せり此古城は舊史中にも其名著しく古昔囚獄の跡など嚴然猶存その

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一二

いにしへを追憶すへし宮園テームス河の源に沿て錄樹葱然所設馳道なるものあり此古宮結構の壯麗等は衆人の分の所なればこゝに縷記せず
八月十七日晴九月十九日木值
第廿四號公信到着
午後三字は水精宮遊覽アレキサンドルパークスハアストン誘之杉浦弘藏久米邦武陪之同所にて晚餐あり夜に入烟火技を一覽歸館殆んと十時に至る此所は先年博覽會の舊趾にして今猶奇禽異獸海魚の見せ物あり歌唄の場舞踏の堂奇技淫行の賣物備らざる處なし皆以て人の耳目を樂しめ人の智識を博むるに足れり

八月十八日第九月廿日陰金值

午後一字より五使節パークスの居宅に尋訪あり同所にて午飯の供あり同人案内には當國宮内卿某の村小莊に至茶菓の設あり陪者杉浦弘藏

八月十九日陰第九月廿一日土值

無事

八月廿日九月廿二日陰日值

無事

八月廿一日九月廿三日晴月值

大久保山口兩副使造幣寮一覽あり

八月廿二日第九月廿四日微雨火值

午前木戸副使中學校及司法局一覽あり

午後大久保伊東兩副使大藏省一覽吉田大藏少輔隨行書記數名陪之

第十五號公信を發す

第廿五號外務省よりの公信到着

八月廿三日朝晴九月廿五日水值

本府司法省より木戸副使招待あり以病辭之

八月廿四日陰九月廿六日火值

此夕當府市尹より晚餐の宴有之五使外鹽田福地何林陪之

八月廿五日雨九月廿七日木值

木戸大久保伊藤三副使ブリツセミチエム一覽書記數名陪之

八月廿六日曉雨午晴九月廿八日土值

無事

八月廿七日晴九月廿九日日值

午後四字使節一同蘇格蘭巡歴として發程アレキサントルパークスアストン案内たり書記隨者何禮之林董杉浦弘藏以外久米邦武等なり大島圭介も願を以て隨從す但山口副使は微恙あるを以て明日發程の積書記田邊太一安藤太郎留後の命を奉し鹽田三郎福地源一郎小松靈盛皆養病の故を以て不從

我八月廿七日日曜 晴天夕に霧を起し雷雨頃刻にて霽る英政

府の案内にて大副使四名書記官何林杉浦の三名及び理事官吉田清成田中光顯凡九人パークス、アレキサンドル及びアスホンの接伴にて別段の車に乗し倫敦のユーストン汽車驛を發しリバプールに赴く距離二百一マイル四字に發し十字に達す

廿八日月曜 雲陰濛々として小雨す十二字半より駕し府廳に

往きスピーチを取代し商社會議所に至り歸て旅館前にて消防訓練を観る夕七字より府廳に赴き享宴あり會食百六十人樂を奏し歌を諷しスピーチあり十二字に徹す當府は米州往來の要港にて人口五十萬三千の都會なり今夜山口副使久米邦武來着す

廿九日火曜 陰り十一字より駕し船廠に至る當船廠は港口六

「マイル」に連り世界無雙の稱あり先つ水門開闢の仕掛を観て夫より穀倉に入る米利堅の麥蜀黍を散粒にて六十七室の廣き蓄ふ運搬の器械に奇巧多し夫より修船槽を観て砲臺に至る成卒禮式をなす次て荷揚廳舎を見廻り米洲往來の郵船に上る船中にて午食を享す夫より車を返し煤炭積卸しの仕掛を見て烟草倉に至る亦廣場數十室の廣に桶を以て梱束し蓄ふ多く米洲の産なり日本の葉も亦輸入するもありと交易の微なるを徴とするに足る船廠を出て歸路水夫宿屋に立寄り六字に歸館す此時には五字二十分

日没し六字に昏す夜芝居に招かる

晦日水曜 晴天にて過雨ふる十字半より駕して博物觀を歴觀

し浮波戸より河蒸氣船によりミーシー河口を下り港口の形勝をみる右岸の砲臺昨日歴見より砲十七發を祝し船を返し河南の船廠に上陸す此は造船槽にて現に郵船二隻を打立たり是は當港に新に社を結び壓瀾洋太平洋に浮へ米國の郵船より一倍の速力にて上海より當港へ三十日計りにて着せしむる企てなり來年の五六月に成就すべし又一槽には大鐵船を横截し新に二丈餘を補へるをみる其他船材を制する大制鐵器械の運轉數箇をして馬車に駕し諸

船槽を巡り又二郵船に上り其内にて午食を享す夫より河蒸氣船に返り船學校四隻を見廻る一隻は良家の子弟を入れ操舟術を教ゆ一隻は水夫の子及び孤兒に水夫の業を教ゆ其二是生育の惡き兒童を父兄より頼み此に入れて水夫となし其變性を庶幾する設なり上岸の後に郵船新に立寄り六字に歸る八字より商社より招宴あり會食のもの百餘名其儀は例の如く宴了り馬芝居に招かる婦人の力技あり

九月朔日木曜 濕雨濛々たり十字五十分に旅館前のセントチ

ヨイチの講堂にて大樂器を訓する二曲を聞き十一字五十分の汽車にて東發す府を出るころ天も亦霽る南走する三十マイル許にてクルーウに着く制鐵場を回覽す此場は英國に一千五百マイルの鐵道を有し此地に製造場五六區を建て鐵軌鐵板汽鐘汽車及び鋸銅の器械を并せ製す人を用ふる五千毎年に價七百二十萬磅の軌及び車を造り出す現に治成せる汽車殆と一百あり捧鐵を積む薪に齊く煤炭を堆して丘を成せり會社の議堂にて晝食を享し晩に汽車に上り四字五十分にリバプールに歸る夜當地の官員商豪を招饗す

二日 金曜 終日雨ふりて休まず朝九時半の汽車にてリバプールを發す吉田清成は從はす途中にセントヘーンの板玻璃製造場に至る此は専ら板玻璃のみを制す傍事鑑み制す皆上品なり人を用ゆる千六百人一周日に煤炭を焼く一千三百噸にして六萬方尺の玻璃を制し出す當村のホテルに於て社中より晝食を享す是より車に上り東走し五字にメンチェストルに着す今日走る所の鐵道はスチフエンソンが開きし處にて鐵道の鼻祖にかゝる知事驛に迎ふメンチストルは人口五十萬四千英倫にて第二の都會にして布帛の名所なり夜芝居に招かる

三日 土曜 濕雲黯々として終日雨ふらんとするか如し十字より知事案内して紡棉場に至る仕掛波士敦に同じ夫よりフイツトウオルフの鑄物場に至る此場は鋼砲を鑄し砲彈を製し鐵輪鐵床等のすへて鍛ひ要せざる器械を鑄成す人を用ふる九百人三十五年前より始めて之を起せりと晝後より「フシチコート」と云出張裁判所に至る室々を見廻り夫より牢獄に至る其結構「ヒラドルヒヤ」に同じくして更成する所あり砲の身金を巻く所あり是は長き瓦斯を蓄へたる罐より十餘間の鋼條を次第に引出して巻く其仕

の力日に三十七ヤールトを織る晝後に「ゴム」製場に至る中亞米利加のインヂヤンラバとて木液の凝結し木耳の様なるを輸し來りロール仕掛にて之を輔し塗炭硫磺も糝し之を練軋する數回の後に展へて布となし巻て管となし鈍して薄片となす其用甚廣し四字より府廳にて享筵を開く會食百二十三人式たる例の如し了りて芝居に誘引す使節の爲めに別筵の演戲あり

六日 火曜 薄陰時ありて日輝を洩す十字半より知事案内にて布帛其外仕入の店に至る全室六階あり中に原價二十五萬磅以上の品物を蓄ふ羅綾絨呢より頭帽手袋細は彩花の類まで皆備ふ次に市中取締所に至り盜賊の下究め兩次をききオウン學校を同見し兩替會所に至る滿堂に商民群集して之を觀る寸隙の地を留す甚混雜なり夫より東洋輸出會社に至る屋宇新造にて甚廣し中に六十馬力の汽器を仕掛け以て水を引上げ其力を以て器械を抑て荷を細束す布帛を積みて處々に丘をなせり三字より府廳にてスピーチを取代し夜社より饗宴を開く

七日 水曜 朝雨ふる十字半よりメンチェストルを發す知事驛所まで送る鐵道に爆丸を設けて祝す夫より北走する一字

掛人を驚す其後米國發明のガットリンゴントと云旋轉連發の小銃車を示し二百五十のバトロンを五六秒字間に發して示せり場内の役室にて晝食を供し夫より其別宅を過ぎてコフヘットの石炭礦に至る炭の厚さ九尺より六尺に至るアルムストロンクと共に礦中に入る礦は地に入る四百フィート釣瓶仕掛にて釣下す下底は闇黒なり人に備はれり男女の牢共に一千室つゝ此裁判所及び牢みな一千八百五十九年に造營する其費三百三十五萬ポントを糜せり英國中に尤も完備のものなりとす七字半より知事の宅へ招かれ立食立談す

四日 日曜 晴天にて風寒し禮拜日にて只近郊に車遊す五日 月曜 陰雨日を竟ふ十字に知事案内にて花布を印する場に至る銅筒に花紋を彫しロール仕掛にて印す波士敦にて見しと大同小異なり銅筒一箇にて上雕は價六十ポンド花布は二十六ヤールトにて價十二シルリンクを上とす夫より紛棉場を回る人を用ふる九百人婦人夫半におる次に織棉場に至る絲を染め之を繰り之を整理し之を巻き機に上せて布となす皆仕掛あり只綜をとる事全く人工に付す織機六百箇を兩室にて織る疾風の響き室に滿つを聞く一機

間にて天快晴し初て一碧の青天をみる晝二字に海灣を走る是より崇山重嶽あり清流潺湲として繁行し蘇格蘭の境に連る略本邦の氣象あり夜九時半にグラスゴーの東鄙なるビショツプ驛に達す勞德ブランドイル氏馬車にて迎へて其宅に延き親ら一行に部屋を與へ一家と會食せしむ此日北走する四百マイル

八日 本曜 陰り十字半より汽車にてグラスゴーに赴く知事及び尙社長等驛に迎へ市民群集し之を觀る當府は英海西灣の上流に控へ蘇格蘭第一の都會にて全英地にて第二の繁昌の地なり人口五十萬六千五百五十人に據り河を擁し屋臺山に連り街路粗高低あり皆車を輾るに支らす知事の案内にてヒツケンボーザン社の紡織機械製造場に至り夫よりトブス社の汽車製造場に至る此場は人を用ひる一千五百人夫より棒鐵の製造場に至るみな當府の大制作場なり夫より兩替會所に入り商民堂内に群集せるムエンチェストルに同じ次で商社出會所に至る商豪百餘人着席しスピーチあり夫より町役所に至る午食の享あり畢てウエストエント苑に至り車を留む此場は山を負ひ河に臨み虹橋兩條を隔て遙に大野を望み其眺め頗快なれとも英の

都府は霧多く且製造場の黒烟にて常に眺望を妨く恨むべき耳苑前^{ユニヴァルシチ}に大饗宮あり生徒一千三百人を入れ教めると云夫より市中を回^リて五字より汽車に上り六字にブランタイル氏に滞り一家と會食す

九日^{金曜} 晴天十字半より汽車にてクリノツクに赴く此地は人口四萬二千格拉斯ゴ^ーより二十マイルの下流にあり造船に高名なる地なり郡令評議員等驛に迎へケヤ^ー社の造船場を回る數區の製造場あり首に造船をみる人を用ふる三千五百人現に十二の鐵船を打立たり其價十萬より十二萬ポント次に眞鍮制作場に至り次に塗物場に至る此は多く婦人を用ゆ皆船に用ふる金物塗板を造る所なり次に新造の大郵船に上る長さ四百八十フイ^ト此船成れば郵船中に第一の大船なりと壓瀾洋に用ふるの目的にして即リバプールの郵船新會社の一幫にかゝる是よりウォーカス社の白糖精製場に至る屋造尤も高く凡八階あり屋根に水を蓄ふ池の如く最上階より糖汁を流し毎階に遞に淋り遞に煉り第二階に至て粹白の糖となる一周日に製し出す白糖一千噸にて毎噸の價四十磅人を用ゆる四百五十人なり前後の製造場中に此屋造より高きものなし夫よりケヤ^ー

の私宅に延き午食を享し六字にブランタイン氏に歸り一家と會食す

十日^{土曜} 晴天主人ブランタイル氏親ら案内し其家車に駕して所有の田地を回り代作の農家に至る是は二百エーカーの田地を借受けて耕作する家なり此家より年々地代四百「ポンド」を出す全所有地の收むる高は二萬ポントなりと夫より馬廐を回り次で牛園より獸園花園をみて瓦斯室に至りて歸て其邸宅の室々を見廻り臺所物置まで残らず親ら導き示し晝食の後は近在私有の田地を乗回り四字に暇を告げ汽車に上り西に走り五十餘マイル六字半にエデンボークに着す

十一日^{日曜} 亦晴天此日は禮拜日にて休し近郊を散遊すエデンボークは元蘇格蘭の都にて今は以て別宮とす其地山谷に據り崇山峻嶺前後に突起し市廛は其谷を填む堂尖參差として山頂に聳へ石屋傾仄して崖谷に靠り殊に奇狀あり街路の高低一ならずと之を開く閑寂にて屋造も亦美なり英人之を愛して世界の勝境と云と人口は十六萬八千あり文學殊に盛なり東久世通禧等英蘇を回り此に邂逅す

十二日^{月曜} 薄陰時々日をみる英地秋冬の際は雨ふらされは陰る日光をみるを異とす近頃連日の晴殊に異候なりと十字より歩くパーレメント、コールドに至る此は裁判所に書庫を兼書を蓄ふ十二萬冊の多きあり前に寺あり學校あり北に入る引電器を運して示す夫より車に駕し博物觀に至る此觀は物を聚める甚多しとせす然とも物の成立せる始末を次敘して示す殊に學知に益あり從來見し所の諸觀中に第一と云へし觀より廊を架しユニヴァルシチに接連す此費に入り試業の堂をみて出て市外なる山麓を回る山は石を負て立つ全面に軟艸芋々として甚清潔なり其最高の山頂に上りて眺望す英地例の深霧にて風景を妨く山を下り蘇格蘭の王宮に入る蘇王代々の繪像あり故王の寢床あり女王馬利の寢床針箱あり淫私の間道あり奸夫を刺し屍を棄し處あり血痕模糊として猶存す夫より宮内の古寺を觀て車を返し晝後より「ラクシオン、エンデン」製造場に至る是は通常平路を輾る汽車にて三年前より始めて製し印度オ、スタラリヤ等の鐵道なき地に用ゆ一車の價一千六百磅二十噸の荷車をひくに足る高きは五に一の勾倍を上ると云

十三日^{火曜} 薄陰日を盡し夜に入て雨ふる十字に駕しロハ^ーラレット社中の「コム」製場に至る此社は十六年前より

剋起し雨衣及び履を作る殊に多し去年の製出せる履百二十五萬なりと人を用ふる男女一千四百人米人バーテ^ッツ之か長となる是より其向ひの同製造場に至る是は櫛と鈕釦とを専らに作る故に其場も較々小なり夫より十マイルを走りワリフヒールド村のエコーワンの宅に入る晝食を享し其兄弟導きて其私社の漉紙場に至る此家已に三世紙を製すと紙を漉くには精巧の大器械少く其料は木棉麻桑の布の破片斷層を資とし其内より水に流れざる染料を加へしものを擇み去て苛勢曹達にて煮爛し之を水に洒し且ロールにて碎き數回の後に水にて之を漉き車輪に巻く幅五尺餘其長さは數十里にて盡きす之を膠水の底にくゞらせて六十六輪を傳へて羽車にて乾かす而後に之を切り之を展へ澤を生して包み出す我漉紙と大に異なり夫より車を返しロストン氏の古寺を訪ひ溪山秋林の勝を覽し歸る事六字なり

十四日^{水曜} 朝なほ雨ふる八字半より汽車にて東方グレントン港に至る北地燈臺官より河蒸氣船を艤して待つ之に上

り九字十分に出船し四十マイルを走てベルロツクの燈臺に至る是は一千八百十一年にスチーガントの建たる高名の建築なり此時雨暗けれども潮候あしく之に上るを得ず船を回してメイル島の燈臺に至り之に上り夫より歸路に船中にて饗宴を開きスピーチあり夜九字に歸館す

十五日^{本曜} 美晴八字半より蘇のハイランド湖山の勝を觀るか爲めに汽車にて北發す副使皆事故ありて大使及び杉浦久米福井の三名從ふのみ十二字半にフェルチ驛を出て初て山水の奇狀あり一字半にアツソル驛に屆き車を棄て歩いてアツソルの^{チク}丟克^{英第一}等爵一の莊園に入る園内は平衍の艸原にて門より直道は町許を開く秋樹路を擁し落葉地に滿ち履に聲あり道窮て丟克の居あり小山を負て起す前は奇峯溪水を帶て重疊し其趣甚佳なり守園の老叟導きて園内の瀑を觀せしむ此處老樹森蔚として水聲を蔭す溪に沿て歩し園を出て車を僦ひキユリカンキーの溪に至り車より下る此處は峻嶺前に聳へ溪水底に流れ雨崖みな秋樹中に松樹洛陽松を錯え丹青を以て米點の山を畫くが如し^{凡蘇境の山々}の多し夕日已に隠れ殘霧尙紫なり蒼然たる暮色の底に溪

聲の咽ふをきく崖谷を下り水の奇狀を瞰し石橋に立て山の勝境を品し終に車に上り秋氣の蕪路を走り瞬にヒトロツクの驛に至り汽車に上りドンケル驛に達しバーナム村に宿す

十六日^{金曜} 曉晴始て霜をみる朝暾朗かに上る久しくして又陰る八字半にバーナム村の近方を回りアツソル^{チク}丟克の別墅に至る此邊は平原にて岑巒豫拱して清川縈回し別墅は其一區を占め艸原の内に岡陵あり其一是圓基にして方丘上に小砲を豫備す此邊もと古戰場にて自ら悲慘の概あり奥に一字の古寺あり七百年前の勦建にて半廢し半完しセバステボール戰狀の石雕あり此を出てロンブリンの瀑に赴く途上の山勢みな奇なり時に遠山の雪を戴くをしるロンブリンの瀑は水勢甚大ならされとも石の怪險なる間を咽ひ流れて其虧缺より二丈餘の底に落て深潭をなし此に又互岩壁立し殆ど流を塞くが如し亦數尺裂析あり其間より流れ去る是よりバーナム村を發し汽車にてアホレテルデンの驛に達し馬車を僦ひテイ河の南を走る此路甚坦なりセネラル某の開し路にて關門あり路錢を收む凡前後の山經多く豪姓の私有にかゝる路も亦私開の路にて路錢三

ペンス六ペンスを收る所多し又新舊兩路の存せるは舊路は狹小險惡にて我山路に同し大低百年前後に改め開きし所多しとなん扱テイ河を下れば亞爾カンメル氏の莊園あり鬱茂なる深林數町を過て後に一の古砲臺あり谷に臨み谷底に其居宅あり前山の景致亦佳なり左にテイ湖を望む湖の兩岸みなカンメル氏の所有地にて歲に八萬磅を收むと是よりテイ湖の北灣なる山路を走る馬驚に車遲滞し四字に漸くキリン村に達すテイ湖の尾にしてペンロールス山麓にあり此山高き事四千二百尺キリン村は古戰場にてカンメル氏の古城あり城を回り黃昏に至る蕪地の日晷甚促し五字に没す終日日光蒼茫として朝陽の如し其風景も亦慘淡にして我邦の氣象に異なり

十七日^{土曜} 朝陰雨す六字半發駕し溪流に傍ひ荒山の間を車走するニマイル許にて汽車驛に至り乗車してカアルアントルに赴く途中に「エロン」湖「ロブナイ」湖を過く山閉ち山開け佳趣あり此邊の山野多く荒蕪し牛羊を放て山腰に至る鋤犁の跡少しカアルアントルより馬車に駕しオコレイ湖に赴く山厚盡荒蕪し雉飛び兎走り野薇狼藉にて一路蕭條たりオコレイ湖尾に至り奇峯峻嶺の參差た

るをみる湖盡て深林の内を走りトロサキツ湖に至る此邊の峯狀甚奇に畫人ありて畫幀を擔し其景を寫せりトロサキツにて朝食すホテルの主人使節を享し車を駕し兄弟同じく從ひ來り前に一車を立てバーフパイブと云^{スウット}蘇格の樂器を吹て先行す其聲胡笛劉亮として笛の如く笙の如し夫よりキヤツツル湖に至るトロサキツの主人此に河蒸氣船を艤して之に上らしめて湖中を駛す此湖口は奇峻の峯面々環立して湖光を拱し湖中に嶼あり秋葉の色兩岸の樹と互に掩映し時に天晴れ日色蒼茫宛として畫中を行か如し湖尾にはグラスゴーの上水樋あり此に登視し遂にストロネチャラチエルの岸より馬車にて山路を越る此に燃る土を出す土人之を掘て處々に山堆せり夫よりインウエルスナイドルの瀑を看る瀑は小湖より源をなして此に至りて數層遞に落てワクローモ、ンド湖に入る亦佳境なりインウエルスナイドル岸より湖中の設けあり十一字半にガラシール村に至る知事案内して羅紗織場に觀す此場は人を用ふる男女三百二十四人にて機數百もありぬへし去年中に織る所の原價六萬四千四百八十ポント夫より府廳にて晝食を供し樂を奏す當時は人口一萬人夫よりムエルロー

ス村に達し汽車より下りてアベイカツソルの古寺をみる
 是は三百年前の兵燹にて頽壊し今只四壁のみ存す遠近の
 豪姓なほ來り葬る五字半に上車し九字半にニューカツソ
 ルに着す此日鐵軌の程一百六十四マイル、ニューカツソ
 ルは人口十萬九千英の東海に控へる要港なり此に煤礦を
 出す

二十日 火曜 薄陰九字半に名砲の發明者なるアルムストロン
 グ氏ホテルに來り駕して其製作場へ案内す當場はタイ
 河の岸に傍て起し水力を用ひる汽力より多し製する物件
 は鐵鑪鐵床及ひ諸器械みな之を製す大砲は其一大部分に
 屬す二百五十磅の後裝螺旋砲十二門小砲は四十餘門を成
 就し居たり夫より瓦斯を焚く巨鑪あり棒鐵を鍛成する所
 あり砲の身金を卷く所あり是は長き瓦斯を蓄へたる鑪よ
 り十餘間の鋼條を次第に引出して卷く其仕掛人を驚す其
 後米國發明のガットリントンと云旋轉連發の小銃車を
 示し二百五十のパトロンを五六秒間に發して示せり場内
 の役室にて晝食を供し夫より其別宅を過ぎてコフヘツト
 の石炭礦に至る炭の厚さ九尺より六尺に至るアルムス
 トロンクと共に礦中に入る礦は地に入る四百フィート釣

に近き所に二三の小山あり高さ十二丈是は五十年前より
 入港の船より棄し砂を積て成せる山なりと凡輸出盛なる
 港には輸入の船沙石を積み來り物を買て歸る輸出の貧な
 る港は之に反し砂石を賣るもの也夫より海岬に波戸の築
 造をみる是はコリロフと云海石を鋸截して築く其鋸屑
 は以て曹達を採る海角の波戸は海に斗出する殆と一マイ
 ル タイウインベルと云入水鐘を仕掛けて水底に工作を
 なせり夫より燈明臺下に至り難船救助の仕組を示す時に
 已に黄昏なり歩いて驛に至り汽車に乗す村人前後を戀ひ
 て觀る七字に歸館し八字に天文臺に至る世界第一と云大
 望遠鏡あり

二十二日 木曜 雨ふる十字に汽車に上る伊藤副使は猶留る二
 字四十分にブラットホールに着す船程七十九マイル ブ
 ラットホールは約克那の一都會にて人口十二萬あり毛織
 物の名所なり當驛にて知事出迎へ市民路を狭み集觀せる
 堵牆に異ならず前後第一の群集なり知事より旅館を定め
 晝食を用意して待たり夜又ホテルにて小宴を開き響應を
 なす

二十三日 金曜 陰り十字より知事案内にて汽車に上りソルテ

瓶仕掛にて釣下す下底は闇黒なり人毎に燈を執て奥に
 入る一マイル許にて炭を鑿る所に至れり此礦は三年前よ
 り開く之を掘る深きは三マイルの奥に至り地底に路を
 通する市街の如し皆鐵道を設く五字四十分に歸り衣を整
 へてアルムストロンク氏の招宴に赴く今夜伊藤副使も着
 す

二十一日 水曜 晴天夕より又陰る此日タイル河を航し下りて
 河岸の製造場をみる十字より車に駕し町會所に至りスピ
 ーチを取代し夫より河蒸氣船に上り先つタイル新橋の石
 基を築く仕掛をみる夫より河を下りヘツボンケイの制銅
 場に至る此は硫黄を採りし石を輸して銅を分析する所な
 り人を用ふる三百人夫よりヘツボンステイションの制鉛
 場に至る此は棹鉛を輸し來り銀を分析し出し鈍鉛となし
 鉛板白鉛丹鉛を製す人を用ゆる三百人夫より上船し河岸
 にある掀泥船をみる汽力五十五馬力にて一晝夜に一萬七
 千噸の泥を掀ると此タイル河は元淺淤にて船出入し難か
 りしに此器械にて缺浚し遂に此盛なる港をなせり今に終
 年泥を掀て絶るなし此邊にレツク多し船内にて晝食を享
 し夫より下て曹達制場を略歴して船に上り海岬に下る岬

ヤ村に至る此村は二十年前までは野にてありしをサー、
 タイトル氏之を開きて毛織場を建しより遊民窟至して今
 は五千口の大村をなせり此場は羊毛の織維長きものを紡
 して布を織る所謂絹吳呂の類なり人を用ひる男女四千人
 機數一千挺を運し一機の力一周日に一百八十ヤードを
 織る此場につきて寺あり食堂あり小學校あり病院あり養
 老院あり恤窮院ありパークあり皆タイトル氏の建る所
 なり童幼は半日場に入て業を操り半日は學に入て稽古す
 るを法則とする場内にて晝食の享あり夫より汽車を返し
 ムイトランド村のリストー社の織絹場に至る此場は當時
 造營中にて半成就なり現に人を用ふる二千五百人機數二
 百五十挺を運す全場に六ヶ月の後に成る六千人にて一千
 挺の機を織る目論見なり此場屑繭屑絲を輸し來り之を煮
 て之を晒し之を彈し之を櫛り之を紡し細絲となして天鷲
 絨を織る其器械は紡毛の器に似て更に精巧を盡せりリス
 ターの長子は今横濱に出張中なり

二十四日 土曜 陰り小雨す九字五十五分より汽車にてハリハ
 ツクスに至る知事驛に迎へ市民堵牆をなして觀る夫より
 車に駕しクロスリー社の毛織場に至る此はカーベット、

フランケットを織る大場なり人を用ふる五千人にて四百機を運す又天鷲絨も織出す夫より「カー」製作場に至る（「カー」は毛布の面を擦して毛を搔起す器なり）人を引ひる二百五十人三四百の器械を運す夫よりクロスリー氏の育孤學校に至る生徒男女二百五十人あり歌を諷し使節を祝す夫よりスピーチを取代し晝食を供す時促し倉卒に歸館す時に三字なり半字を経てパークス等山口副使を伴ひポールトンに赴く林久米從ふ汽車驛にて爆彈の祝ありポールトン驛に至れば村民群集し待つ是より馬車にて三四マイルを走りてポールトンブリツチに至り泊す

二十五日^{日曜} 晴天大使はしめブラットホールにあり無事なりパークス等は山口副使を誘し朝十字よりポールトン、アヘーに詣る是は七百年前の古寺にて有名の靈場なり遠近の有姓汽車馬車にて來集し禮拜の男女百餘人あり畢てポールトン川の上流に遡り風景を覽す此はダヘンシャ丟^{二十八日}の所有地にて沿流二マイル許の間林幽に水落て佳景多し河上に古城あり又ブラットホールの上水を引し所あり歸路にデイヤバークの瀑をみて四字に返

最も富貴なる家なり六ヶ所に田地を占有し一歳に地代二十萬磅を收む此所は其一部なり當丟克名はりヤールト此館をチャッウオースハウスと云高宇の石雕屋にて内景は金銀を縷し錦繡を張り室々みな莊麗を極め其中に古器古畫名器名畫等珍奇を盡し之を飾り之を攤し其價みな不貲又書籍を蓄へし數室あり説法の堂もあり丟克親ら案内して室々を回り庖廚酒窖まで殘らず之を示し一家と大案を同くして晝食の供あり了て又浴室馬廐庭苑花窖を回る皆豪奢ならざるなし四字に館を辭し歸路にカメロ氏の宅に立寄る主人茶を享す暫時立談して後にウィルソン氏に歸り會食なし夫より伊藤山口兩副使他凡五名舞踏會に招かれ一字に歸る

二十九日^{木曜} 陰り朝十字にウィルソン氏の車に駕しロツチャース社の双物製作場に至る此場は食刀懷刀剪刀鉄刀肉と其外鋼及び象牙の細工をなす所なり夫よりウィルカールス社の制鋼場に至る此は砲身汽軸の巨鋼材より車輻鐵軌等までみな造る火爐を開く六百四十ハコー^{段鐵}の器の槌大なるは重さ二十五噸に至る人を用ひる二千人なり夫より府廳に赴きスピーチを取代し了てリキソン社の銀焼付細

る
二十六日^{月曜} 陰り一字に山口副使ポールトンより歸る一字半にブラットホール驛を發し四字にセツフィルトの驛に達す伊藤副使は先たつて着せり當府の豪姓ウィルソン氏兄弟驛に迎へ其車に駕して其宅に招き宿せしむ當府は人口廿四萬あり鋼物の名所なり此夜ウィルソン氏にて會食す

二十七日^{火曜} 陰り十字よりウィルソン氏の車に駕しカノロ社の鋼材製造場に至る此は最初鑪を製する場なりしを二十五年にカメロ之を弘張せしに當時世みな以て狂とせり夫より鋼材甚た世に必資となりて竟に英國を傾ける大場となれり此は甲鐵艦の鋼材を鋳ひ展へ針金を展へ車輪車軸を鑄成す場内の廨舎恰も市の如く煤烟常に天を薰す此にて晝食の供あり其後同社の別一場に至る此は汽車大小の輪及びスプリン、ボハー^{皆彈}を製する場なり五字半に歸りウィルソン氏にて會食す

二十八日^{水曜} 陰天にて風凄し夜中より雨ふる十字よりウィルソン氏の車に駕し北走する七八マイル デベンシャ丟克の館に至る是は約克郡の古き名族にて英の華族中にて

工場に至る此はブリタニヤメタール^{錫鉛の和所}に於て細工す蓋し廉價の器とす此より歸り衣を振へて五字半よりコツトラフ社中の享筵に赴く會食のもの二百二十一人此行第一の盛宴なり

十月朔^{金曜} 陰り小雨ふる朝セツフィールドを發すウィルソン氏兄弟驛まで送り來る十一字に汽車を發しバミミンクハムに赴く途中にポールトン川の麥酒製造場に至る此場は五十エーカーの區域を占め場内の鐵道十二マイルの長あり製造の廨舎之を挾みて起る樽を積むを處々に壘をなし麥を堆し丘をなせり都て人を用ゆる一千餘人年に六十五萬樽を製し出す^{一樽は三十}社長をオールソッフと云場内にて晝食の享あり五字半に汽車に上り七字にバミミンクハムに着す本日の程百餘マイル、バミミンクハムの人口三十七萬人倫敦の北百五十マイルにある都會にて諸細工の名所あり

二日^{土曜} 半陰半晴夕に過雨す九字半の汽車にてコウエントリーに赴く當地の人口四萬千人知事驛に迎へ車に駕してガセス社中の織文場に至る是は木綿を以て織り婦人衣裳の飾り等に用ひる物なり織機の仕掛甚た巧なり夫よりス

チーブン社の織文場に至る是は絹を以て織り婦人の帽帶襟領等の飾り及び紙折に用ひる物なり夫よりロソム社の時計細工場に至る人を用ゆる五百人有名の大製作場なるよし畢て府廳に入り晝食の享あり夫より汽車にてウォリツキ村に至りウォリツキ亞爾の古城を觀る城廓みな儼然として完存し中に其家の什物古器古甲を攤列す英地の古城にて此の如き完全なるもの罕なりと當地の知事其家に延きて略饌を享し一家と會食す八字にバーミングハムに歸る

三日^{日曜} 陰り

四日^{月曜} 陰り十字に貿易場に於てスピーチを取代し車に駕してチャンセス氏の燈明臺及び板玳瑁製造場に至る場内に學校あり童男女千餘人を入れ教ゆ此燈臺の玻瑠を製するは甚秘奧にして英の此場と佛に今一家あるのみ板玻瑠は薄き品にてセントヘーレンより下品にかゝる次に金銀の針を製する場に至る休業にて細工をみす夫よりヒンク及びウエルス社の鋼筆製造場に至るセツフィルトの鋼板を以て更に治し四十器を傳へて成る男女五百人を用ふ毎日に六十萬箇を造ると云夫よりアストン氏の紐釦細工場

を開く

六日^{水曜} 陰り九時半より汽車にてウスター村に至る當村人口四萬千四百八十六人ありポールトン河麥酒社の長オリソッフ家車にて迎へコスイレツチコルトにて狐狩をみる騎馬六十人隊長一人にて五十餘頭の犬を驅りて狐を逐ふ是は驅逐奔跳して運動をなすの目的にて必ず狐を獲るを要とせず此日一狐をみるのみ又平日は婦人も加はると云夫より陶器製造場に至る此場は人を用ふる五百人にて製する品は上品のもの少し此にて晝食を享あり五字にハーミニングハムに歸り即行李を辨してピーストン、カッソルに赴く車程三十三マイル八字に達し馬車に移り二マイルを走てトルマセ氏の宅に至る主人夫婦及び一家みな出て接伴なし部屋を與へて一家と會食す

七日^{木曜} 薄陰九字十五分よりトルスセ氏の全家と共に其家車に駕し主人親ら鞭を執て汽車驛に届き汽車にてストツク^{ツク}の陶器製造場に至る此場は男女千五百人^ををいる、英國最上の陶器を製し出す所なり水力汽力を用ひず人工にて細工をなす多し大抵土燒の品多く石燒を製する甚寡し染付繪は最廉價なり皿一つにて三四ペンスに至る燒付繪

に至る金銀燒付あり布帛包みあり又一種は南米洲の木實にて作るあり其工は鋼筆と異曲同工なり人を用ゆる男女八百人此場にて酒を享し暮に歸り七字半知事より招宴を設け會食のもの五十餘人

五日^{火曜} 陰り時として日光を漏す九字半より駕してコンフ

オル氏の釘製造場に至るセツフィルドの鋼の針金を治して器械にて之を截れは一分時間に百三十箇の釘を獲る夫よりオ、スラ氏の玻瑠細工場に至る此場にては吹立る處をみす之を磨く磨し金具を施すのみ人を用ふる百五十人夫よりエルキントン氏の金銀燒付細工場に至る此場には獨逸銀を以て作るセツフィルトより上品にかゝる電氣法を以て金銀を燒付け鍛鋼の型に打込て諸品を作る人を用ふる八百人夫より歸て食を辨し再び駕して府廳に至る中堂に樂器を仕掛け寺堂に彷彿たり夫よりミント社の造幣をみる是は政府の頼みにて金銀銅三品の幣の地を打立る所なり夫より小銃製造場に至る此は府の南鄙にありて廣大なり造營も亦美にて場合甚多く盡く觀るを得ず當時魯西亞國の頼みにて新發明の後裝銃^銃三萬挺を製作中なり每挺の價三磅五字半に歸る夜ホテルに於て商社より饗宴

は稍尊し金人の繪なれば皿一つ一磅以上の價なり石燒きは極品にて三磅にも至る^{勿論染付の}此にて晝食し三字にトルマセ氏に歸り一家と會食す

八日^{金曜} 薄陰九字半にトルマセ氏の家車にて十八マイルを走り十一字にウェスト、ノースウィーキ村に至る村中旗を揚げ祝鐘を鳴して之を待て導きて其鹽礦に至る礦の深さ百二十ヤールド鹽石の厚さ二丈六尺に及ぶ火藥にて之を爆裂する石炭を掘るに同じ塩石を掘る層に些の水氣なし此日礦中に七萬の蠟燭を點して使節を饗し會社の男女百餘人みな礦中に下り此にて晝食の饗ありスピーチをなし盛なる會なり礦内は闇黒なれとも乾燥にして微風常に渡り周年氣候五十六度なりとは此行の最一の奇觀とす三字に礦を出て八マイルを走てチエスク^{ツク}の鄙なる製鹽場に

に至る此は地底六十ヤールドの下より鹽水を吸み揚て之を製す鹽石に比すれば上品なり人を役する僅に七十八年に六十萬噸を製し出す每噸を製するに石炭を燒く半噸最下の煤炭を用ふ鹽一噸の價十八シルリンに過ぎず七字にトルマセ氏に歸る

九日^{土曜} 晴天朝トルマセ氏の宅内を同覽し馬廐花園を回り

其田園を巡るトルマセ氏は當郡の代議人に六回の撰を終るまでみな入札に中り三十年連續として出勤せし古今罕なる人望の名士なり其宅はビーストンの古城に對せる山上に城壘を模して之を營築す其費百萬鎊を糜せりと田地六千町を占有し此は其一部分にて平日は別壘を住居とするると其妻娘も汽車驛まで送り夫より二十四五マイルを走りチヨスターに至るトルマセ氏の案内にて市中を見廻り裁判所に至る祝鐘を鳴し之を待つ内に入り室々及び牢獄を回覽す其趣き略ムエンチエストルに同し夫より古寺を觀て汽車驛に至る當時は人口三萬一千人あり驛にてトルマセ氏に別を告げ汽車にて北走する二百マイル六字半に倫敦のユーストン驛に達し直に駕して王城前の舊旅館に歸る此夜は英の太子誕生日にして且倫敦の知事交代日なるを以て市中に瓦斯燈を點して甚賑かなり此回の一歴凡て六週日を費して英蘇兩部の都府大は八ヶ所小は十餘ヶ所製造所を回る殆ど五十所に及ぶは時秋冬の候にて全英雨陰多く且日景漸くに促し甚倉皇を走れず倫敦近日の日景は五字前に日没す加ふるに多陰多霧にて四字に燈を點するを常とす

一二二 明治六年一月三日 岩倉大使等ヨリ 三條太政大臣等宛

佛國大統領へ謁見ノ模様報告ノ件

附屬書 明治五年十一月二十六日岩倉大使等佛國大統領

へ謁見ノ節ノ口上書並ニ佛國大統領ノ答詞

〔朱書〕二月廿三日到着 本書は太政大臣殿へ出す

法 郵 船 便

從 法 京 巴 黎

第十九號

明治六年正月三日

第卅四號公信壬申歲舊曆十一月廿日第卅二號公信本正月元日先便到着何れも披見いたし候先以

皇上益御機嫌克被爲在 臨御 御國內平穩各位愈御精勵御奉職遙頌此事に御座候隨て此方一同無事奉職罷在候間御休懷被下度候

米京華盛頓府より差立候第十號公信御落手利通博文歸米後一同協議の上實地の都合に基き使命の方向再相改候義に付

御 中

尙以別紙新正賀帖可然御執奏被下度候也且米國より差立候十號公信餘り延着相成不審存候右は何れに滯居候事にや篤と御穿鑿有之度奉存候

英國おゐて外務卿引合候應接書寫先便間に合兼候分今便

差進申候

註 本號文書ノ別紙「新正賀帖」見當ラス

附屬書

使節佛大統領ニ謁見節ノ口上書

我天皇夙ニ大業ヲ中興シ益外國ノ交際ヲ親密ナラシメントノ情願ヨリ特ニ我曹ヲ全權使節ニ命シ閣下ニ拜趨セシメラル我曹茲ニ此大命ヲ奉シ恭ク 天皇ノ親書ヲ閣下ニ奉呈シ天皇ノ期望スル所ハ貴國ト我國トノ交誼ヲ永久ノ懇篤ニ進ムルニアルヲ申陳シ又我天皇ノ特ニ閣下ノ德義ヲ景慕スルノ至情ヲ親ク閣下ニ面稟スル事ヲ得ルハ我曹使命ヲ奉スルノ榮ニ於テ最光輝ヲ増スニ足ルヘシ幸ニ此序ヲ以テ閣下ノ安康ト貴國ノ幸福ヲ祈ル

大統領答詞は外務卿より寫も差越し不申新聞紙にも書載無之間通譯のもの心覺の儘左に記載致候

云々申進候條御諒承相成候趣縷々御申越致承知候

先便申進候通當國到着後去る十一月廿六日當國大統領謁

見國書奉呈當日往還候も途中騎兵を以て前後導衛送迎いたし至極鄭重の事共に候爾時口上は別紙寫にて御承知有之度候爾後當國各省長官并在留各國公使等尋問いたし將又外務卿より夕膳の饗も有之當新正にはウエルサイユ相越他在留公使共と一同大統領に面會いたし猶逐叙引合にも取懸り可申心得に御座候

右は卅二號卅四號兩次の公信御報旁近況申進度如此御坐候也

特命全權副使	山	口花押
特命全權副使	伊	藤同
特命全權副使	大	久
特命全權副使	木	保同
特命全權大使	岩	倉同

三條太政大臣殿

參 議

外 務 卿

貴國皇帝諸君ノ如キ拔群有功ノ人ヲ特命欽差トシ我國ニ派出セラレシハ特ニ我國ヲ親愛セラル、ノ意深キニアルノ證ナラント我政府一同欣喜スル所ナリ聞ク貴國近頃大ニ國制ヲ一變シ頗ル開化ノ域ニ進マントスト是又我等ニ在テ深ク欣賀スル所ニシテ願クハソノ永續シテ益進歩アラシム事ヲ殊ニ貴國ハ東方諸州中ニ在リテ最モ天工人造ノ物産ニ富ミ極テ豐饒ノ國ナリトキク我國モ亦貿易盛大ノ國ナレハ將來共ニ五市ノ利ヲ擴充シ兩國人民ノ交情益親密ニ至ラン事別シテ企望ス我政府一統諸君我國滯在中愉快ニ消光アラン事ヲ希フニヨリ諸君ノ要スル所伏藏ナク申出玉ヘ喜ンテソノ周旋ヲナスヘシ

一二三 明治癸卯二月二十四日

佛國外務省ニ於ケル岩倉大使ト佛國外務卿トノ對話書

條約改正ニ關スル意圖陳述竝ニ右ニ關スル佛國側ノ意見照會ノ件

佛文譯

千八百七十三年正月廿四日ウエルサイル外務省おゐて

日本の第一等使節岩倉と外務卿レミューザとの對話筆記
日本在留の佛國公使ウートレー佛國在留の日本公使鯨島列席す

外務卿一應挨拶畢本日自分え御逢被成度旨御申入に付不取敢御面晤および候御申聞被成度義は逐一相伺可申候此時雙方此迄の成行を略説し曰く條約を改正いたし候義は餘程已前日本政府より御申入れに相成候義にて勿論現今日本國の進歩に隨ひ適當なる改革を被成度との御目的にて可有之就ては日本政府の御見込使節より先御申出可有之事と佛國政府におゐては現今行われ候條約の條件は暫く差置き差當り變改度程の利益も無之様存候尤使節より御申立の个條も候はゞこれを討論權賢いたし熟議を遂げ候義更に異存無之兎も角も雙方互に所思を申合せ候事は畢竟は兩國交誼を懇切にいたし候裨補に可相成と存候

一岩倉使節右答を直に述ふる已前一應此度使節の大意を可申述候

一外務卿可伺候
一岩倉日本近來種々變革ありしことを説き且云
天皇陛下新に政務を執らせ給ひし已來外國との交際益々

旨申入候

厚きに至らんことを深く注意あり漸く内政の平寧に至りしを見使節を歐米に派出し第一に聘問の禮を修め第二に外國に對し懇親の意を表す是即ち今般使節の大趣意に有之候然るに貴國との條約改正の期限に相當り候に付ては此序を以外國政府の考案を承り其上にて使節一同歸國の後愈以改正に取懸り候積に候佛國政府には公使より委細我國の事情御聞取被成御承知と存候へ共只今自分より日本現今の事情を略説可及此時國制の改革等を詳細に述御存の通我國數百年來鎖國の風習を成し漸く近年に至り初て外國との交際をなすといへとも人心頑固外國人に對し物議紛紜且新規變革の事には未だ見聞に慣れざる事のみ多くは之に反對し異議故障をなすもの不少是亦自然の勢にして敢て驚くへきにもなく候乍政府には日夜勉勵更に屈挫することなく右等の難事も漸くに消除し就中五年已來封建の舊制を廢し候上現今は大ひに國勢を一振するに至り候未だ政府の意を十分に盡すに至らずといへとも一體の形勢至極都合宜敷候日本政府の目的は全く我國をして歐洲各國の通り制度を改め對等權利を以て交際致度との事に有之候間條約改正に付佛國政府の考案を承り度

一外務卿佛國政府所見にては使節には條約を取結ふため要用なる權御書付無之趣承り候に付ては唯今御談判申候とも決て實地の結局を成に至らず乍然此序を以て日本政府別段御注意可有之廉總括して御話し申置度候只今御申聞の義は既に我公使よりも申立委曲承知いたし居候へ共猶又 天皇陛下の使節より直に相伺ひ其相違なきを證し頗る満足致候殊に御國人の外國人に對し惡意を拘き候もの追々政府の御處置により消散に至り候事自分にも傍より感賞罷在候且近來は外國人多人數政府諸局へ御雇入相成歐洲各國文明開化の風習を御國に御引入れ相成候様子は等を以て將來の如何は推して知るべく何れ時に隨ひ總て妨害無之様可相成と存候右様の目的を遂げ候には可成丈け御國人と外國人との交際を親ふせしむるに有之去迎日本政府俄に全國を御開き被成候事は迎も被行間敷事にて是は自分おゐても熟知いたし居候事に候右様の事は時未だ至らざることゝ存候間過激の御處置等自分おゐては望み不申候乍去當今は是彼を論せず總て外國人の爲に新に便宜を與へ候得

は諸人の爲大に利益に有之候時節に就き多少制限を立雙方協議の上章程を定め國を開き候事は右に申述候趣意に適當可致是日本政府格別御注意可有之廉の一に有之候

開國論の外又宗教の論有之候是も頗る緊要の務に有之歐米各國の人心をして日本に向わしむるには最も至當の方略にて古來より今日に至り猶御執行相成候舊法御廢棄耶蘇宗に歸化せしものに對し仁慮の意御示し被成候事に有之御國內情おゐて宗旨の自由を一般御差許の義定て御差支可有之候得共宗旨寛恕の趣意を表し候事に付ては一向妨得無之事に存候我等と同教の諸人其心裏信仰の事に付更に他人の煩を受くることなく又無罪の平民等前年御國にて御處置御座候如き歎憂すへき處置に逢わさる様御處置有之事最肝要に候此宗旨一條は佛國おゐては甚注意いたし深く憂慮致居候間日本政府にても則文明各國におゐて執行來り候法を御採用相成これを實地に御施行被成候様相成候得は我政府には甚満足可致去迎 天皇陛下政府の爲御迷惑を引起し候ことは甚望むさることに御座候間此儀は別段に御思考被

法をも廢止候様可相成到底各國同様に成行候は必然に有之候へ共只今より何頃右處置に及可申候との時限等は預め取極めたく候

一外務卿日本使節右のことく陳述せしを聞大に満足する上は此事件に付再び可申入事無之只々日本政府にて宗旨の事は緊要の一事なることを熟知あらんことを望むとの意を述ぶ

一岩倉使節彼僧徒一條に付ては今少々申入度義有之右は我國民の耶蘇宗に歸せしもの我國の法度を犯し候も其宗門僧徒の保護を得候事時々有之等は不正の所業にして政府の威權を妨くるに當り夫か爲政府の力我民におよはざる様成行可申候

一外務卿右様の義出來候は、速にこれを罰し聊か猶豫致すへきことに無之候其土地の人民其國の法度を犯しこれか爲追捕せらるゝとも決して外國人の保護を受くへき理は更に無之加之右様の者は公然たる裁判所の吟味を願出候權を失ひ可申一體の道理は暫く置官吏の處置殘酷なるに比し候得は僧徒の所業のみ甚數とも難申存候且又僧徒右様の事に立携り候共或は其不幸なる者の

下御注意有之度存候御國の形勢は其習俗政法及耶蘇宗信仰の者を安堵せしめ候方便等を種々推考致候處只今申述る處を御處置有之候外無之大に歐洲各國民の意に適し何も深く賞譽可致事に存候先差當り緊要奉存候條々は右の兩條に有之就ては右兩條決意の御處置有之に付ては佛國政府にも御國のため御都合と存候處置は盡力可仕と存候

實地の事に付ては外務卿より申出ること纔にして偏に日本と佛國との貿易を盛昌ならしめんことを望みこれか爲その力の及ふ丈けは周旋すへし先使節に對し言ふへきことは是迄なれば使節の見込を承り度と云ふ

一岩倉使節宗旨一條は頗る緊要の事件とは兼々承知致候我政府にも何れ自由と申場合に立至り可申總て今日の處置も右の場合に運び候様致度事に有之候併國內の情實未たかゝる大變革を起し候には決して不相成候間此段は兼て御心得置有之度何れにも只今御申聞御趣意不取敢政府えも可申遣我政府おゐて深く注意可致こと疑無之事に候且我政府にも此等の事にては歐洲各國と同様に致候様諸事精々盡力致候事にて時至り候は、即今被行候耶蘇制禁の

苦患を見るに忍ひず人情より出て救を乞候は尋常の事にて宗旨の事とは別段に御座候

一ウートレー曰く右事件は既に東京おゐて談判の節只今使節より申聞られしことく我僧徒に對し彼等の所業なりとて日本政府より申立られしこと有之候へ共卒に確證を擧て論破せられしこと無之殊に又此事に付公使館へ公報無之候

一使節云一體の有様を申入候迄にて自分考へには各法度を嚴重に遵奉致候得は自然右様の行違は無之様相成可申候此時使節鮫島と暫時日本語にて話あり鮫島發言して曰く右は唯々佛國僧徒のみを指していふには無之可成僧徒國內の事務に立入候事無之様致度左もなくは竟に國論に涉り不容易事に可成行候

一外務卿曰佛國官吏は總て條約に違背致候者を罰するため要用の權を有し居候且又條約違背の廉に無之とも總て國內政務上の事に付妨得をなし候者は同様に處置候義自分より御受合申候て差支無之候

一岩倉使節外務卿の好意なる詞を謝し且政府え申送るへしといふ又曰く猶別の事件に付申入度候即佛國政府え申入

候兩條の一にて横濱に差置かれ候兵隊の義に有之已前英佛の兵隊を彼處に上陸せしめ候事は全く非常の事にて其頃は我國内の事情頗る危険なるを以てかゝる國亂の際に遇ふても外國人にも預め事變に逢ふとも其生命を全保候様兼て覺悟致候は至極尤に候へ共爾來今日に至り形勢大に一變し國內極て平穩に相成候得は外國の兵隊を我國に備置き條理無之 天皇陛下の威權及はさる所なく人々これを敬尊し政府も外國人を十分に保護すること出來候は總て引受掛念無之候

一外務卿此事に付ては隨分御相談可致候事實兵隊を差置に不及事に候へは佛國政府とても強て日本に兵を備置度との趣意は更に無之乍併是等の事は餘り差急ぎ取計候ては不宜殊に右兵隊を上陸爲致候事は日本政府の爲にも大に御都合相成候事も有之候是等の邊は御忘却被成間敷候外國人總體の警備と相成又日本邏卒の方法缺る所あればこれを補助し候處も可有之存候右に付考候へは兵隊の數も既に餘程減少いたし殆と日本在留佛國公使館護衛隊とも可申程に相成候僅々の兵御嫌忌被成候事は却て日本政府の御爲不宜と存候何れにも此一事

處置に至り候こと出來かたく各國の望の通取計兼候により不得已償金を出す方に取極め候事に有之候爾來形勢大に變還致し 天皇陛下にも外國との貿易を益盛大ならんとの御趣意にて既に其證數多有之即ち日本政府自から大阪の港を開き海岸諸方に燈臺を築き税目を改正し之を減省したる事の如き皆其確證に有之候是等を以て考ふるに日本政府は特に外國政府より望まれ候廉を一々遂げ候のみならず其餘分の事をなせし姿に候故是まで我政府外國人の便益を計り處置せしこと篤と御推考被成最初の趣意に基き残り高拂方をも差止相成候様致し度候

一外務卿云く貿易のため便益を御計り被成候事御盡力御座候は自分於て聊か疑を容れず候へ共右等の通り相成候は日本政府唯外國人の爲のみならず自國の人民にも其益を與へられ候に相當り利益は雙方の爲にて外國人のみ一方に歸し不申候又燈明臺の如きは條約により御約諸通り御踐行有之候迄に候假令其費用の高は最初御見積より餘程差越候ともこれを以て下關償金拂方の代りには難致儀と存候結局諸船より燈明臺の税を取立るの權を日本政府に任せ可申候哉を論し候迄に有之大阪

は篤と取調候て事實不用の義相分り候は、直に英國政府打合せ引揚げ候様相談可及候尤實地に於て右兵隊永く日本に差置候事は難相成候間何れも不遠内引揚げ可申候は當然に御座候

一岩倉使節云使節より兵隊引拂の事申出候も畢竟我政府武力充備外國人の保護引請行届候見込御座候故御談判および候事に候

一外務卿追て我公使より御國の形勢愈平穩なる旨申越候は、其節御國政府御満足相成候様處置可及候且使節より只今御申聞の事情は無相違事と信用致候間此一事は容易に落着可及と存候

一岩倉使節第二條は即下の關償金の事に候此事件は餘程入組み居候事柄に付委細書面に認め持越候間外務卿へ御渡可申候

一外務卿是を受取何れ披閱の上篤と取調可申候
一岩倉使節右个條に付是迄の成行を陳述す云く元來此下關征討の舉に預りし各國には決て金額の償を以て本旨にては無之内海におゐて一港を開く時は右償金を出すに不及との餘地を日本政府に與へられ候へ共其節の形勢迎も其

開港の儀は使節より御申立には候得共自分には信用難致彼地在留公使よりの申立にては泊場遠方にて貿易上利益無之よし夫是以て日本政府の御申立は我政府にて如何決答可及哉否唯今曉と御受合申兼候且又此一儀に預り候各國と相談の上に無之ては御答致しかたく他の國にては別段の便益なくして御承諾は致間敷と存候間此義は只今より申上置候て差支無之候尤相談におよひ候事は出來可致且又佛國政府にては雙方のため相成候様精々盡力候事決て厭ひ不申候乍併又十分の御處置は御約束通り千八百七十二年皆済可相成筈に有之候事は曉と申上置候又今日とても御差支無之様御用意有之候方御爲に宜敷候但し會計の御都合に寄り御差支も候はは拂方の手續等御頼談相成候は別段の事に候
一岩倉使節只今差出候書面篤と御熟覽の上書面を以て御報答有之候様致度候

一外務卿承知致候
談判未了已前日本におゐて商人の身分等に付岩倉使節え外務卿より問合せあり同人云く日本にては歐洲のとく此人間中最大切なる敬愛を以て御待遇は無之様子

第廿一號

英國郵便

に承り申候佛國にては總て物産貿易上に付て人々大切に心得右様の區分を立候事は我國にありては當今解すへからさることにて日本にも右様の義御廢止被成候方大に御國益を成し可申と存候は大に貿易を勵まし自然兩國人民の交際上におゐても互に親和致し候様の助けと相成可申候

一岩倉使節如貴諭已前は商估を卑しめ交際上におゐて下等に致候事に候へ共是は重に小商賣をなし候者に有之今日に至りては商估大に國の開化を助け富饒の基に相成候事は我政府にも熟知候事に付可成貿易を勵まし國產の盛昌を致し候様盡力致し候

右畢て巴里府到着來の雜話に及び互ひに挨拶をなし退座す

一二四 明治六年二月六日

岩倉大使等ヨリ
三條太政大臣等宛

佛國外相ト面談ノ儀竝ニ大使隨行鹽田一等書記官等
歸國ノ旨等報告ノ件

歸 朝取調候様は委細外務省へ可申立様申渡候間左様御承知有之度候

同四等書記池田寛治義は當國おゐて爲取調候御用向有之當府滞在申渡候尤右御用相濟候は、是亦直様歸 朝可致候事に有之候

當國官費留學生靜岡縣士族栗本貞次郎大使隨行二等書記申付候其他同縣貴族當府滞在長田銑次郎外務二等書記心得を以當府公使館勤仕日耳曼官費留學生山口縣士族青木周藏外務一等書記心得を以伯林公使館勤仕申付候以上件々外務省大藏省へ御達し有之度尙鮫島公使よりも委曲申立候事と存候

文部省理事官隨行近藤鎮三今村和郎兩人當府公使館おゐて入用の趣鮫島公使申立候に付同省理事官田中不二麿申談右兩人公使方へ引渡申候此又鮫島公使田中理事官より委曲申立候事と存候

第十六號公信中申渡置候通各省理事官隨行の面々舊曆十二月中御用爲相濟歸朝候様申達既に夫々歸 朝の向も有之所陸軍省理事官山田顯義同隨行原田一道工部省理事官肥田爲良同隨行大島高任大使隨行内海忠勝野邨靖大藏省理事官隨

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一二五

明治六年二月六日發從法京巴里
第卅八號公信去月廿一日第卅九號本月三日先後到着一々披見候先以

聖上益御機嫌克臨御被爲在海寓平寧各位愈御勵精御奉職の趣遙頌此事に奉存候隨て鄙職一同無異罷在御安神有之度候前書兩號中御申越の件々文部教部兩省合併并改曆の御趣意等一々拜承候新製禮服模式揚本御差越是亦落手致し候

第廿號公信中申進置候通當國外務卿病氣の處快方相赴候に付面會可致旨申越候間即本月廿四日面會今般使命の主旨并馬關償金一條等談判および候所彼方より挨拶可申越旨に候へ共今日迄返答無之候何れにも返事有之次第右首末委曲可申進存候尤右落着次第不日當府出立白耳義國へ向け發軔候心得に御座候

外務二等書記大使隨行一等書記鹽田三郎義願の趣有之隨行書記差免歸 朝申渡候尤當國滞在中は是迄の通相動候事に付本月末郵船を以歸 朝致候事に可有之候大使隨行一等書記福地源一郎儀都兒格宛日多兩國おゐて各國交際振并裁判制法等の實況爲取調度同國え差遣候尤右御用相濟次第直様

行冲守固等は鄙職共夫々見込の筋も有之候間右延期滞在盡力相調候様改めて申達候此又御承知有之度候也

右は三十八卅九兩號の御答旁近況申進度如此御坐候也

特命全權副使 山口 尙 芳花押

特命全權副使 伊 藤 博文

特命全權副使 大久保利通

特命全權副使 木 戸 孝 允

特命全權大使 岩 倉 具 視

三條太政大臣殿

參 議

外 務 卿

御 中

一二五 明治六年二月十三日

白國ニ於ケル岩倉大使ト同國大藏卿トノ對話書

條約改正ニ關スル意圖陳述竝ニ右ニ關スル意見交換ノ件

明治六年二月十三日白耳義國北律悉府に於て同國大藏

卿ジュレー、マローと對話の覺

岩倉大使 山口副使

田邊一等書記筆記

栗本二等書記通辨

大藏卿シュレーマロー 日本在留新辦理公使ゴロノト

但外務卿バセントアスヘラモンリンデン所勞に付

代り

御國書上の趣に基き廉々可申上候

可承候

先御國即今將來の御見込承り度候

一應可申入候一體使命の趣は 天皇即位中與以來格別外交の事に注意有之候得共未だ聘問の禮を脩せず候間今般我等を派出せられ各國に歷聘し親睦の意を表し且は條約改正の期限にも相成候事に付現今將來の都合を圖り充全完備の條約取結度貴政府御見込をも可承ために有之候先自國の形勢一應可申述候抑我國中古以來邦内封建の姿にて大小侯伯各其民を民とし政治も歸一不致候處我 天皇即位已來悉くこれを廢し海内一統に歸し候就ては益政治を脩明し偏に歐洲各國文明の風に則り我國我民をして開化の域に至らしめん

こと我 天皇の所望に有之依て相考候へは是迄各國と取結候條約は各國と同權のものに無之間改正の節は都て各國同様公權公利を全ふし候様致度見込に候右に付御相談も候はは可承候

我國にては二十年來貴國のこと格別に注意いたし居候既に近年來御國御改革の趣をも傳聞いたし夫の進歩の速ること驚服罷在候事に付就ては何事にても御國の爲可相成儀は盡力仕度所存に候間我國にて我國の爲可相成哉と存候箇條先可申述候第一我國は御存知の通中立の國柄に御座候間他國え出兵候事は無之乍然護國の武備は頗る手を盡し有之近日御廻覽にて御承知も可有之右故銃炮其外武事に付御用も候はは御助力可致候

次は商法の事に有之我國製造局も御一覽被成候事と存候右規則等も御承知被成度候はは可申述候

御厚意忝存候右等も此程中巡覽且書籍等をも夫々より送り越有之近々取調候はは相分り可申と存候

我國政體を可申述候議事の制度州治村治夫々其差も有之都て人民自由の權理を主とし候國法に候乍然右等も可申述候は一朝一夕の談には參り兼ね候只管人民に自由を與へ

又嚴正の規則相立居候との事御承知相成候はは宜候次には教育の事に候此一條は我國にも格別に盡力いたし農耕工作政法理財其外學術學校の設行屆國中に大小學校千數に及候

次には會計の事に候此又治國第一の要務に候我國にては大藏省の外に統計の一司を設け總括の會計いたし候租税を重くせず費用相省き候様専ら心懸け候事に候御國にては維新已來自然御入費相嵩み候事に存候右に付紙幣等御製造も候よし右は大利御さ候ものなから又大害も可生ものに有之就ては我國より一の銀行御國に取立候て一は御國財政之裨補といはし一は我國貿易の便利を圖り度此儀は如何御考被成候哉

右は雙方の利益有之事と考候いつれ歸國の上勘辨御挨拶可及候

此次には海陸軍制の儀可申述候我國は小國には候へ共武備には専ら注意いたし銃炮にも皆新發明の利器相用ひ水軍には巨艦は無之候得共川蒸氣船にて軍用に充候もの頗る便利の品有之既に魯西亞よりも詔申越製造いたし候右等御國にて御用候はは盡力可仕候尤武備の儀は先日中御

國の理事官原田と申仁相越詳悉取調候事に付同人より疾御承知と存候

成程同人より承り候

次に工部關係の事務可申述候御國にては電標鐵道御取開相成候よし右鐵道建築に付ては米利幹人關係いたし居候よし傳聞致候既に此程御覽も候通我國製鐵工作は他國に愧不申心得且金銀融通も宜候爾後御國おゐて鐵道御取開相成外國人にて引受の筋御座候はは當國人にも一部分は引受候様御取計願度候

委細心得候乍然米利幹人鐵道建築に關係候事無之全く傳聞の訛と存候此迄御國產物我國に輸入候も多くは他國人の手を經候様被存候如何

左様に候二ヶ年前より少々抄取は候へ共未だ盛大の取引に至り不申漸く玻瓈蠟燭麻布等位の事に候貴國には陶漆器をはしめ茶糸等専ら輸出相成候よし且礦物も澤山御座候よしには候得共未だ堀采の御方略相立不申越我國には右等の學術にかけ頗る鍛鍊のものも有之間政府にて御入用に候はは可然人物差出し可申もし又右堀采方外國人に引受候事に候はは此又我國民も一部分を被分候様いたし

度候

委曲承知いたし候御談の趣は我國至急の務と存候幸新公使にも我國に近々被相越候儀に付歸國の上は件々御相談およひ候事可有之候一體先公使御所勞にて歸國相成久敷交際に任し候もの無之間今般聘問の序右御促し申度存候處幸ゴロト事新公使に被任近々開帆可相成よし幸甚に存候

今般同人御國に差遣候に付ては附屬のものも夫々人撰いたし候且外に器械の學に長し候もの差添差遣し申候右は御國製造にての模様爲取調度將貴政府御用も候は、爲相勤候含に御座候御國よりも當國え公使御差置且アンウェル其他には領事御差置交際貿易益親密盛昌に至り候様冀望致し候尤領事の儀は強て御國人に限り候事にも無之間當國人にて御國御用可相勤ものも御頼御さ候は、人撰可申上右は當人面目の爲相勤候事にに給料等も被下候に及不申

此方 一々御尤に承り歸朝奏聞可及候

貿易の儀に付猶一事可申述候米英已來實地御經歷多少御試験も可有之都て運輸を便利にいたし候事第一御座候御國にても開市の地横濱のみ貿易の高二百萬磅の多に及候

候

此一事は別段閣下に御忠告申上候事に候右様相成候は、各國との御懇親も一層相増し可申と存候

條約面には無之候得共自分の見込にては白耳義國民も追追御國え差遣し一聚落を成し候位に仕度勿論御國民も此國え渡來此又一聚落をなし候様仕度即今右様の勢にも不

至候得共久敷内には左様致し度と存候

我國にも所望に候貿易の道盛に開け候は、隨て右様の運に可相成候

先づ申述候事は無之候外に御相談は無之哉

委細承知いたし候此よりは可承儀も無之候御申聞の趣歸國の上奏聞可及候

我國帝えも申聞外務省えも相達置可申候

右にて御相談の廉も無之候得共最前も申入候通り舊約の趣にては各國通行の體裁に無之間今般改正候條約は萬國同様公權公利を得候様いたし度心得に候右に付貴政府御見込は無之候哉

御尤に候乍然時勢國風等も有之ものに付一概には難申と存候御使節方條約御談判に付御專決の權無之上は御談判

よしに候得共他港は左様には無之益内地運輸の便充分に無之哉と存候貴國は東洋中の英國とも可稱御國柄に付海陸運輸の道十分相開き候は、商法益盛大に至り可申候商法の要は利運と輕税とに有之候

御同意に候

右御理會相成候は、條約の儀可申述候已前は外國人内部通行不差許候右は歐洲にも昔年は御座候風習にて候得共即今は各國とも切手なく通行いたし候位に迄成行候も第一には商法便益を計り候事に候貴國にても政令歸一の上は最早難事も有之間敷間外商共内部旅行御差許し相成度殊に商法のみにも無之學問の爲禽獸蟲魚草木異種のもの研究として旅行のもの坏は猶更御差許可相成事に候今一事は宗教の事に候宗旨の事は既に歐洲にも多少の人命を損し候位の義にて兎角六ヶ敷ものには候得共即今は開化に赴き全く爭論無之候御國にても御國民の西教に入候もの嚴酷の御處置無之信徒自由相成候様御變革有之度此儀は別して御勘辦可有之候

宗教の儀は我政府にも頗る注意いたし既に古來の法に比し候得は餘程緩裕の處置に至り候位の事に候猶篤と勘辦可致

も致方無之候其邊は新公使に委曲申含置候間御國おゐて

御談判可仕事と存候

承知いたし候

アンウェル砲臺の事記載候書陸軍省より御使節方え差上度迎差越候御落手被下度候

恭落手いたし候

右畢て退散

一二六 明治六年三月三日

英國臨時代理公使ヨリ
副島外務卿宛

岩倉大使持參ノ國書ノ答書捧呈ノ爲謁見ノ期日照會
竝ニ同國書寫送付ノ件

附屬書一 英國臨時代理公使捧呈ノ國書

二 英國臨時代理公使ニ對スル勅答

翻譯文

先般岩倉具視大使として其他高官の數輩副使とし貴國

皇帝陛下より同人共え被授候國書の答として我

皇帝陛下の返翰貴國

皇帝陛下え御渡申候様本國外國事務執政より被命候に付日

附等の儀は

皇帝陛下ニ御伺の上被申越度依て右返翰寫添可御意如此候敬具

三月三日

英國代理公使

アーシー・ワトサン

副島外務卿閣下

(右原文)

R. G. WATSON,
H. B. M's Chargé d'Affaires
in Japan.

His Excellency

Soyejima Tanéomi,

No. 1 5.
Yedo.

March 3, 1873.

Sir,

I have received the instructions of Her Majesty's Principal Secretary of State for Foreign Affairs to deliver to His Majesty The Mikado the reply of Her Majesty The Queen to a letter from The Mikado accrediting Tomomi Iwakura as Ambassador Extraordinary in conjunction with several other high officers as associate Ambassadors Extraordinary.

I have the honour to inclose a copy of the answer of The Queen and to request Your Excellency

附屬書 I

寫

神恵ヲ受ケ天道正理ヲ守護スル大不列顛兼愛倫ノ皇帝タル「ウキクトリヤ」謹テ至尊至大我良兄ナル

大日本皇帝ニ白フス

今般正二位岩倉具視ヲ特命全權大使トシ參議從三位木戸孝允大藏卿從三位大久保利通工部大輔伊藤博文外務少輔山口尙芳ヲ特命全權副使トシ派出セラル、旨ノ勅書正ニ落手セリ

右正副大使ハ其職任ヲ奉シ終リテ既ニ我英國ヲ發出セリ貴國今此尊位ヲ我朝ニ送ル其交誼ノ深情感スルニ餘リアリ何ソソ謹テ禮待セサルヲ得ンヤ因テ今我大慶ノ謝詞ヲ表ス大使ノ各位我國滯在中ノ所業ヲ見ルニ英邁大才感スルニ堪タリ我國内ノ工業制作ハ殘ル所ナク歴觀アリタレハ大ニ愉快ヲ盡シ大ニ補益ヲ得ラレタル事疑ナシ

且ツ條約改訂ノ事ニ關シ陛下ノ歡應ヲ拜聽ス陛下ノ大才感賞スルニ堪ヘス因テ改定ノ期來ラハ確乎タル宜ノ基礎ヲ以テ兩國ニ適意スル新約ヲ立ツヘシ

陛下英才ヲ以テ民ヲ治スル國家ノ繁榮日ニ進ミ外國ノ通商月ニ盛大ナラン事期シテ待ツヘシ將來日本ト歐米各國トノ愛情彌親昵ナラン事ヲ希望シ併セテ陛下ノ安福皇家ノ繁榮ヲ祈念ス

千八百七十三年正月四日 我即位後 三十六年 「オスボールン」ノ

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一二六

政廳ニ於テ

ウキクトリヤ自記

ガラソウィル傍記

(右原文)

Victoria, by the Grace of God, Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, Defender of the Faith etc., etc., etc. To The Most High, Mighty, and Glorious Prince, His Imperial and Royal Majesty The Mikado of Japan, Our Good Brother and Cousin, Greeting! Most High, Mighty, and Glorious Prince! We received from the hands of Your trusty and honoured Minister Sionii Tomomi Iwakura, Your Junior Prince Minister, the Letter which Your Imperial Majesty addressed to Us, accrediting him as Your Ambassador Extraordinary, in conjunction with Jusammi Takayosi Kido, Member of Your Privy Council, Jusammi Tosimitsi Okubo, Your Minister of Finance, Jusnie Hirobumi Ito, Your Acting Minister of Public Works, and Jusnie Masouka Yamagutsi, Your Assistant Minister of Foreign Affairs, as Associate Ambassadors Extraor-

dinary, by whom he was accompanied.

Those Ambassadors Extraordinary having now accomplished the purposes of their Special Embassy, and taken their departure from this Country, We cannot delay to thank You for the proof of Friendship afforded to Us by the Mission of those eminent Officers to Our Court, and to express to You the satisfaction with which We received them. Their conduct during their stay in England was marked by great ability and intelligence, and was such as to merit Our entire approbation. By Our direction every possible facility was afforded to them for seeing and examining those words and manufactures in which they took an interest, and We trust that they have derived both pleasure and advantage from their visit to this Country, and from the examination of all that was laid open to their inspection. We are happy to read what Your Imperial Majesty has stated in Your Letter as to Your intentions with regard to the revision of the Treaties. We fully appreciate the wisdom of your views in this respect, and when the proper time arrives, We

shall be ready to unite with Your Imperial Majesty in concluding such new arrangements as may place the relations between the British and Japanese Nations on the firmest and most amicable basis. We earnestly hope that under Your Imperial Majesty's wise administration, Japan may continue to advance in prosperity, and that the commercial intercourse between Our two Nations may be further developed, and that the course of Your policy may be such as to ensure for the future the lively sympathy of the Nations of Christendom with Japan. We entreat Your Imperial Majesty to be assured of Our cordial Friendship, and of Our sincere wishes for Your own personal Happiness and for the prosperity of Your House. Given at Our Court at Osborne, the Fourth day of January 1873, in the Thirty Sixth Year of Our Reign.

Your Imperial and Royal Majesty's Affectionate Sister and Cousin.

VICTORIA R.
GRANVILLE

附圖畫II

勅語

貴國皇帝安泰珍重ナリ前キニ全權大使岩倉具視等ヲシテ貴國ニ聘問ノ禮ヲ修メシニ陛下ノ眷寵ヲ蒙リ實ニ待遇ノ厚キヲ感荷ス今又其答書ヲ得朕カ悅何イカ之レニ加ヘン

一二七 明治六年三月四日 蘭國海牙ニ於ケル岩倉大使ト同
國外務卿トノ對話書

條約改正ニ關スル意圖陳述竝ニ右ニ關スル蘭國側ノ

意見照會ノ件

明治六年三月四日荷蘭都府海牙おゐて同國外務卿談判

岩倉大使 伊藤副使

栗本貞次郎通辨

田邊太一筆記

外務卿ゲレッキドヘンヴェーネン

日本在留舊公使フアンドルウーヘン

同 新公使

此度各位使節の任を被爲蒙米歐各邦え御越相成候事條約改定の御目的と被存候此迄條約通りにて此方おゐては不都合の廉無之と存候へ共猶貴國政府にて御改正被成度思

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一二七

召も候はゞ其廉々可承候

岩倉大使

此度我輩使命の趣意は國書に書載有之候ことく第一者中興已來各國に聘問の禮を不修候間我 天皇陛下外國君主え對し懇親の意を表し候爲に有之且は條約改定の期限にも及候間右に付貴國政府御見込の程承知致度一體我國體變革政治一新には此席上に先任公使も御列坐の事にて御同人親く見聞も可有之別段縷述いたし候にも無之候得共大概を申候へは我國中古已來封建の勢を成し海内藩屏の國三百の多におよひ政治も一に歸し不申處近年盡く之を廢し民一統の政に服し候様相成候就ては猶國政を脩明し文明各國と同様並馳いたし度我 天皇陛下の目的に御座候間此迄の條約にては自然獨立の國の權利を損し候姿にも相見へ不都合候間改正致度との事に候右等に付何等御見込も候はゞ承り置歸國の上委曲奏聞を経改正の目的を定申度存念に候

此度御使節全く御懇親上より出候趣我國おゐても深く感

荷いたし候殊に御使節の各位何れも貴國おゐて大名望の

人々而已格別の御趣意と心得候御國書中有之候通此國政

治上の事に付御尋も御座候はゞ無伏藏可申上候

此條約改定に付此方存寄は公權公利を存有いたし度事に

候右に付御見込の所第一承知致し度候

是迄條約の儘にて先充分と被相考候別段可申上様も無之候得共彌御改正可相成儀に候はゞ第一永世不朽の條約御取結相成度時々變改候事は不都合に候且又此方よりの所望申上候へは貿易の道猶又便宜に相成候様いたし度即外商共御國內地に入込候事且可然港脚御増開相成事に候右は最要の儀にて我國おゐて最望むところには候得共各國政府の所見も多くは同様に可有之被存候

委細承知いたし候歸國の上奏問を逐條約改正の節右含を以御談判および可申候

今日は御面談申上候得共條約上の事此席おゐて御決議相成兼候事遺憾の至に候得共何れ御歸朝の上は申入條件々も所望通御所置相成候事と相考へ猶一事申上置度儀有之右は宗教の事に御座候荷蘭おゐては御國に在留候教會士も無之且宗教寛裕を主といたし候國法ゆへ強て申上候には無之候得共此迄の通西教御嚴禁に相成候ては外國人心に差響從て御懇親の意も貫徹不致筋合に付可成は寛恕の御法御設有之度右は爲貴國忠告仕候事に候

委細承知いたし候

承知いたし候御談の趣此迄に候はゞ今一事此に可申上候可承候 (註 下略)

一二八 明治六年三月十三日 岩倉大使等ヨリ 三條太政大臣等宛

白、蘭兩國訪問ノ模様等報告竝ニ白、蘭、獨三國皇

帝ニ謁見ノ節ノ手續書等送付ノ件

附屬書一 二月十八日白國皇帝へ謁見手續概略

二 二月二十五日和蘭國皇帝へ謁見手續概略

三 和蘭國皇帝へ謁見ノ節ノ岩倉大使口上

四 右ニ對スル和蘭國皇帝ノ答詞

五 三月十一日獨國皇帝へ謁見手續概略

六 獨國皇帝へ謁見ノ節ノ岩倉大使口上

第廿三號

明治六年三月十三日

發自普京伯林

以公信致啓上候先以

聖上益御機嫌克臨御被爲在海宇平寧各位愈御精勵御奉職加額此事に御座候次に鄙職一同無事罷在御安神有之度候第四十二號同三號公信白荷巡歷中追々落手兵制御改定の趣并自此第十五號公信を以申進候廉々御諒承の趣其他御申越

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 二二八

右の外別段可申上儀も無之候得共心附候儘一事申上候右

は條約第五條に有之候裁判の事に候御國におゐては行法司法の差無之裁判の權地方長官の手に有之且裁判所規則も確立不致往々外人の詞訟に付不都合御さ候

御尤に候先公使御歸國後ゆへ御承知も有之間敷候得共近來其邊にも大改革を加へ司法の權を分け別に一局面を開き申候未た充全の場合には不至候得共全く文明各國の振合に準し規則取設候心得に候

御話の趣は追々傳聞仕候既に白露國マリヤルズ船裁判一條にても裁判の官被設候一證を見申候右は至極可然儀に

候さも無之ては外人不満足の事多く御さ候

左様に候一體中外詞訟に付兎角に葛藤多く雙方不都合御さ候事全行法司法の別無之より生し候病に候乍然右は貴國の方にては領事官裁判の權有之其不都合は同様と被存候如何御勘考御さ候哉

彌以完全の司法局御取立相成候には歲月を費し可申急速には行届中間敷と存候條約面に付猶瑣末の个條御談判可致廉御座候得共今日此席に御談決不相成候上は先申上間敷大綱の處先是迄に御座候

の件々逐條承知いたし候

各國巡聘の儀に付云々御申越右は可成取急き罷在候得共是迄數次の公信を以申進置候通米英已來不得已故障而已不心延稽候事に御座候處猶先般線信を以御申越も有之旁猶精々日期を詰め巡歷可致見込にて巴里在留中より夫々引合廿二號公信申進候通去月十七日巴里發程既に白荷兩國巡聘相濟本月九日當府到着一昨十一日國帝謁見も相濟引續き昨宵帝宮夕饌の招待有之帝后東宮及太子妃にも勿論同案にて食事後も懇切に款晤有之御國に對し格別交誼を表し候様被存候且當國着以來寓館の設は勿論館食等迄都て當政府の賄にて其爲宮内省官員一人荷蘭發足の前日同國迄出張始終附添罷在將亦帝宮より仕丁様のものプレート五使節え各一人つゝ爲附添出入陪從室戸開閉等爲致候其外接待の爲コロネル、ライト及舊日本長崎代領事キニツフルと申ものも附添周旋いたし候事にて至極手厚の待遇に御座候右等は御國に當國公使も在留候事に付可然御挨拶御座候様致し度存候

白耳義國於ても到着の翌日謁見相濟帝宮おゐて夕饌夜譚等の設有之コロネル、シュレーと申もの并御國新公使接待懸りにて百事周旋旅宿杯も政府にて手當いたし不一方取扱に

有之候荷蘭にも同様の取扱にて先日本在留公使ボルスブルック同領事フアンドルタック接待懸り被命居周旋方都て行届候事に御座候國皇には謁見後他適被致候に付皇宮の接待は無之候へ共兩親王^{プリンスフレデリック}家おみて夕饌の饗應有之是又手厚の事共に候委細の儀は追々日記を以御承知可相成候得共兩國新公使共御國へ罷越候事に付右等の邊御差含御挨拶有之度候

白荷兩政府引合向は別紙對話書にて御承知有之度尤荷蘭にて馬關償金一條に付此方より差出候口上書は佛國同様のものに御座候間右寫は別段差進不申且彼方返答も未た差越不申候間落手次第後便差進可申候

北白川宮様益御壯健當府御滞在御勉學被爲在候御同慶に奉存候

廿一號公信申進置候文部省理事官隨行近藤鎮三今村和郎兩人の儀猶鯨島公使申談鎮三儀は外務二等書記生心得を以伯林府公使館勤仕申付和郎儀は願の通本官差免巴里滞在申付候右は同府東洋學校にて同人所望の趣鯨島公使より掛合越候由に付右様取計候事に委細は田中文部大丞差含置候事に付同人より御聞取有之度尤其段は外務省文部省え御沙汰被

附屬書一

二月十八日白耳義國皇謁見の節手續概略

本日第一時式部次官來迎す第一車には何一等書記田中戸籍頭接待掛りコロネルジュレー等乗之但使節に先たつ少時皇居前殿に至り式部卿及外務卿^{大藏卿}に會し使節の至るを待つ使節は第二車六馬式部大輔及通辯栗本二等書記乗之第三車四馬四副使乗之皇宮に至り前の書記官等と一同正殿に至る到處廊側衛兵侍則各種の装をなして羅列す正殿に至る少頃にして王居室の扉開く大副使書記と一同前進三揖して大使口上を演ず栗本譯之國皇答詞あり了て閑話少頃國皇その後に面せんことを望むよしをいふて退く夫より后室に赴く禮皇に於るかことし后亦閑話あり良久歸寓送者迎者のことし

親衛兵一大隊皇闕に整列し使節出入毎に樂を奏銃を捧す騎兵の前導後擁はなし

使節到着届謁見案内等前以打合せ都て一朝にして事を了ふ至て簡易なり

附屬書二

明治六年二月廿五日荷蘭海牙府皇宮に於て謁見手續

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 二三八

下度候

荷蘭留學生^{山口飯田吉次郎}と申もの多年留學罷在普通學科は既に登第に及自此工學專門修行致度所存の趣相聞見込も有之候間改て今般工部省派出留學生に申付候勿論鯨島公使打合候事に御座候條御承知文部省工部省御沙汰有之度存候^{一ヶ年學費千二百圓御給與相成候筈に有之候}博文 右は發佛已後近況申進度且四十二號三號の御報旁如斯御座候也

特命全權副使	山	口
特命全權副使	伊	藤
特命全權副使	大久保	利通
特命全權副使	木戸	孝允
特命全權大使	岩倉	具視

三條太政大臣殿

參議

外務卿

御中

猶以白荷及當國謁見の節手續書別紙の通御座候具視より三條殿え御報書今便間に合不申候間何れ次便可差上候也

概略

二月廿四日使節海牙府到着を報し兼て謁見を乞ふ旨の書狀國書寫を添外務卿に達す即日明日謁見可有之條案内狀宮内卿某より差越す本日第一時式部次官迎として寓館に至る第一車には先公使ボルスブルック氏田邊一等書記第二車伊藤山口第三車木戸大久保副使四馬に駕す第四車大使式部次官と乗之六馬なり第五車栗本二等書記安藤四等書記先神奈川領事フアンドルタック氏乗之騎兵一小隊宛前導後擁す宮闕に至る親衛兵一大隊左右に整列し奏樂捧銃禮をなす階に至る式部長官階の中央迄降迎し揖して大使其他のものを誘て一殿に至り外務卿及諸大丞に會す了りて正殿に至る戸者扉を開くを待て三揖して進む國皇は殿の中央に直立して扈坐なし諸大丞其後に待立す大使口上を演しボルスブルックより此を荷語に譯奏す皇答詞ありボルスブルック亦和語を以て是を大使に傳ふ禮畢り逡巡三拜して退く^{但し進は左闕により退くは右闕よりす}皇后は不在なれば謁見なし諸大丞等に一體して退く式部長官階の中央まで送る始のことし

太子及兩親王^{プリンスフレデリック}叔父^{國皇の}は各その家令に宛乞謁の書を送る各其案内の日時を以て歴謁す別段迎接のもの

のなし其宮に入るとき家令出てこれを迎へ直に正寢に誘す太子は迎揖一禮の後直に大使と同榻分坐して閑話良久極て簡易軼蕩の體なり兩親王は室中に正立して式禮の口誼なとありフレデリツキの方は禮了の後少閑話あり

附屬書三

荷蘭國皇謁見の節大使口上

我 天皇大業を中興し政治を一新せられ夙に外交の重きを察し特に我曹を結盟各國に派出せられ今辱く陛下の引接を得忝く我 天皇の手書を奉すること實に我曹無上の榮なり我 天皇の志すところは載て書中にあるかことく勉て友誼を厚くし永世渝ることなからんを顯すにあり殊に貴國の我國に於る其信を通ずる事既に三百年の久におよび學問術藝貴國に資りて我益を裨くこと尠からず我曹陛下に咫尺するの期を以て面たり其實を上陳する事我曹の悦に堪ざる處にして亦恐くは陛下の聞くことを喜び玉ふ處なるへし我曹又此會を以て陛下の壽を祝し且貴國の平安を祈る

附屬書四

同國皇答詞

朕深く日本皇帝陛下の厚禮丁寧を感銘し使節貴所等を待つ

こと歡喜斜ならず貴國と荷蘭國との交際こゝに年久しく親睦なるは朕常に喜ふ所にして其交の睦しきより貴國の術藝にも益ある條朕實に欣慰に堪へず尙更に爾今兩國の間愈舊友の誼厚からんこと疑なかるへし朕今其皇帝陛下の政府盛美不變太平永久と陛下の幸福とを祈る

右ボルスボルツク氏の口述する所にして荷蘭日本學士ホフマン氏の譯する處なりといふ

附屬書五

明治六年三月十一日日耳曼帝謁見手續概略

三月九日使節柏林府到着本日日值なれとも外務省は閉局に無之よしに付即日到着を報し謁見を乞ふ旨の書狀國書寫添外務卿に達す其日外務大輔某寓館に來り外務卿プリンスビスマルク所勞なれば一體一晤の上謁見可取計善なれとも省に從て明後日直に謁見あるべきよしを述ふ翌十日宮内卿某より明十一日第一時謁見あるべき旨案内狀來る本日右時限以前式部次官某同佐官と寓館に來迎す須臾にして迎車亦至る第一車二馬鮫島公使接待懸りコロネル、ライトと乘之第二車二馬田邊何一等書記官式部佐官と乘之第三車六馬大使式部次官本國公使館權一等書記青木周藏爲通辯乘之第四車六

馬四副使第五車栗本二等書記杉浦三等書記接待懸り宮内官員と乘之第六車安藤四等書記先日本長崎代領事キニフルと乘之直に宮闕に至る式部長官階上に迎候し大使階を上り彼又階を下る中央階上に同立し一揖してこれを誘ふ又一階を上り正殿中に至るビスマルク以下諸將相に會す大使書記官以下の名を唱へビスマルクに引合す畢て又一室に進む待こと良久戸者兩人少しく扉を開き内の様子を俟ふ斯てビスマルクと式部長官と戸内に入良久にして扉開く一揖して五使節を誘ふ青木通辯として從之又扉を閉つ大使以下三拜して口上を演へ國書を奏す帝答詞あり大使より鮫島及書記官謁見を乞ふ旨を奏す即扉を開く鮫島公使五書記式部次官に從て入大使各その名を奏す帝一禮あり了て書記官に對し閑話數語一同逡巡三拜して退く^{ビスマルクは此時}式部長官皇后謁を賜るべき旨を述ふ即后宮に至る禮帝に於るかことし后亦書記官と數語を接す^{英佛兩國}帝と后と皆室の中央に直立扈坐の設なし數官員女侍の後に羅列するのみ送禮都て迎禮のことし謁見の節コロネル等接待懸りの途上は第一車前に兩騎士前導するのみ^{是は侍則にして}騎兵にはあらずにして護衛の騎隊なし闕下にも亦衛兵なし騎歩の警兵行人を制するのみなり翌日東宮

に謁す^{乞謁の書を呈せず又案}宮に入るとき家令誘之五使節謁了りて大使より鮫島以下書記官の謁を乞ふ爾時鮫島等は次の間に列立す太子其妃と共に次の間に出て一禮あり又雜話あり

外四親王に謁す禮皆太子に於るかことし

附屬書六

日耳曼國帝謁見の節大使口上

我天皇萬世一系の寶祚を踐玉ひし以來大に祖業を恢張し政治を修明せられ益兩國の交誼を厚くせんことに注意ありて我曹を陛下の朝に來聘せしめらる今日恭く陛下の引接を辱くし謹て我天皇の手書を拜呈するの榮を得ること幸甚の至に堪へず抑陛下の一統の帝業を立玉ひしこと我天皇遠く東洋萬里の外にありてその盛徳大業を欣慕せらるゝの誠意を我曹口から陛下に陳上するの良機會を得ること我曹の光榮にして亦我天皇の悦ふ處なり我曹又此序を以て陛下の壽昌を祝し奉り又此帝國の益平安ならんことを祈る

同國帝答詞翻譯間に合不申候間次便差上可申候

註 右岩倉大使ノ口上ニ對スル獨國皇帝ノ答詞ニ關シテハ 一三〇附屬書參照

一二九 明治六年三月二十日

獨國外務省ニ於ケル岩倉大使ト
同國外務大輔トノ對話書

稅權回復ノ希望其他條約改正ニ關スル件

明治六年三月廿日於柏林府外務省應接覺書

岩倉大使

鯨島公使陪席

外務大輔

青木周造通辯

一應挨拶畢て大使使命の大旨演説あり各國に同じきに
より略之

大使御到着に付ては國帝初政府人民一同歡喜罷在此國に
ては御國ニ對し懇親の交誼仕度より外別に求る所も無之
間只管御國の内政御修整開化御進歩を察し候而已に御座
候間條約御改正に付別段可申上程の存寄も無之候得共右
に付御國政府にて御所望の廉御さ候は、承り度候
貴國おゐて我國へ被對格別御懇親の趣は既に先日ビスマル
ク公よりも厚く御話し有之今日又貴卿の御口上をも承り厚
く悅入候就ては此方所望の件々一應可申述候先第一には出
入候稅の事に候右は從來の條約にては都て外國公使と相談
不致ては増減とも不相成姿に有之右は各國普通の事に無之
間今般改正の節には是非とも日本政府の權に歸し候様致し

第一には外人内地旅行自在に御差許有之度事第二には入

口の船々噸數に従ひ御課稅有之度事に候右は英國にても
ロルド、クランウキルより御談及候よし傳聞仕候

第一條は我國おゐて警卒の制裁判所の設未充分整頓不致且
國民の内猶頑硬のものも不少自然外人に對し不都合有之候
節從來條約通詞訟刑罰の裁判各國領事の權に有之候ては遠
隔の場所行届不申夫是不都合に付改正の期に至り候ても自
在に差許候事は致兼不申且右様の事情故外人には内地に不
立入方却て都合と存候第二條は御尤に存候改正の節注意御
談判可致候

内地旅行即今自在に被成かたこと御事御尤に存候事固
より順序有之直様全國御開被成候様にとは我政府おゐて
も望む所に無之乍然御國內地には名勝の地不少外人遊覽
を望候ものも有之且商法の爲にも内地に立入候事を願候
ものも可有之右等は領事又は公使於て當人の身分受合通
行切手相渡候ものには日本政府にて御改查の上夫々の場
所え赴候事御差許相成度夫丈けの事は被行可申存候且名
勝の地は場所を限り外人の遊覽御差許御さ候とも是又御
差支有之間敷存候

度事に候

御談の趣分り兼候只今迄の姿にて決て不都合無之様被存
候思召の處は何々の稅を増何々の稅を被減度との事に候
哉先頃中當國商民共奸曲相働從價稅の品輸入の節其原價
を申偽り候者有之其節自國領事不正の取扱いたし追々御
懸合有之候處既に當政府おゐて曲直裁決致し御國政府の
義御満足と存候右等も從來の條約に従ひ處置候事にて聊
差支無之被存候

其儀を申候には無之自今何品により其稅を増減可致との見
込の者なく候得共課稅の權政府に歸各國の振合同様に致し
度との事に候

商法を盛に致し候英國は勿論日耳曼にても千八百六十六
年稅法改正いたし入口稅課とても聊の事に有之東國以太
利も同様の事に候右様被仰候は改正の節稅額御增加被成
度御趣意には無之哉左候ては各國おゐて何も不快に存可
申却て御爲相成間敷存候我政府にては從來の條約にて充
分と存候間別に存寄も無之候得共御改正に相成候事に候
は、一二件申上置度候
承り度候

委曲承知いたし候改正の期談判可及候尤前申述候出入候稅
課額從來の體にては不都合に付必らず改正いたし課稅の權
我政府に歸し候様いたし度篤と談判可致心得に候

御國在留我國公使フオンブランドには右談判の義奉命罷
在候間必然懇親の意を以て御相談可及存候

右畢て雜話

一三〇 明治六年三月二十八日 岩倉大使等ヨリ
三條太政大臣等宛

大使一行露國へ出發スヘキ旨竝ニ木戸、大久保兩副
使ノ行動等報告ノ件

附屬書 岩倉大使等獨國皇帝へ謁見ノ節ノ同皇帝答詞
第廿四號

明治六年三月廿八日

發從普京別林

以公信致啓上候先以
聖上益御機嫌克臨御被爲渡海寓平寧列立愈御勵精御奉職の
段遙頌此事に奉存候隨て鄙職一同無事奉職罷在候條御安意
有之度候

先便申進置候通當國修聘の手續相濟候に付今夕第十一字當

府出立魯京伯德堡え罷越候積り御座候當國帝謁見の節雙方口誼并當政府引合振別紙にて御承知被下度候

四十四號公信到着致披見候同號中孝允利通歸朝可仕條 敕諭の趣拜承仕候即利通儀は今夕當府出立歸途順路フランキホルトえ相越紙幣製造の模様一覽の上法京巴里え立戻り馬基里郵船出帆の便次第歸朝仕候孝允儀は一應魯京迄相越夫より職掌を離候歸途順路の各國巡歷歸朝仕度奉願候條宜御執奏被下度尤委細の儀は利通歸朝の節可奉申上奉存候也同號中御申越朝鮮國え被遣候花房外務大丞使命の始末并大分縣民嘯集暴動の處早鎮定候趣等件々拜承致し候英國留學生野口富三儀先般工部理事官手に附製糸方法取調方申付置候處此度改て大藏省十三等出仕心得を以同省派出の官員濫澤喜作附屬申渡候此段宜大藏文部兩省え御沙汰有之度存候一體留學の生徒一時理事官に附屬通辯或取調方等爲致候ものは其節限り此方おゐて途中船車の費及日賄給與候而已にて別段手當等は相渡し不申候間改て官員等に不申付間は矢張生徒並の學費被下置相當に可有之存候右は文部省より學費差廻し無之向御座候趣傳聞いたし候間申上候事に候可然文部省え御沙汰有之度存候尤其段は各在留公使え

間に關涉する友誼交際往々愈親密ならんことを希望す使節及隨從諸君我輩下及朝廷に在りて齊しく満足あらんことを庶幾す

一三二 明治六年四月十三日 岩倉大使等ヨリ 三條太政大臣等宛

露國訪問ノ模様等報告ノ件

附記 大使等露國皇帝へ謁見ノ次第書

第廿五號

明治六年四月十三日

魯京 彼得堡

以書狀致啓上候先以

聖上益御機嫌克臨御被爲在各位彌御精勵御奉職海寓平寧の條東望加額仕候次に鄙職一同無異奉職罷在候御安神被下度候

第廿四號便申進置候通去月廿八日普京別林發軔兩日の車路無滯卅日夕當府下到着本月三日第一時國帝謁見國書捧呈の式も相濟引續太子諸皇族歷謁外務卿談判等夫々爲相濟今日操兵場おゐて國帝閱兵の序暇乞謁見も畢候に付明十四日午後當所發軔丁抹國京へ相赴候在留中帝宮おゐて午餐夕宴の賜有之且旅寓諸賄一々當政府にて仕拂仕候義何れも丁寧の

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一三〇

も申談置候事に候 右近況申進度且四十四號の御報迄如斯御座候也

特命全權副使 山口
特命全權副使 伊藤 博文
特命全權副使 大久保利通
特命全權副使 木戸 孝 允
特命全權大使 岩 倉 具 視

三條太政大臣殿

參 議

外 務 卿

御 中

註 本號文書ノ別紙中獨國皇帝へ謁見ノ節ノ岩倉大使口上

ハ一二八附屬書六ト同文ニ付省略セリ

附屬書

獨乙國帝答詞

貴國天皇陛下獨乙國及朕の身に對し友誼懇切の尊慮あることを親く諸君の口頭より領承し朕甚たこれを喜悅す朕貴國天皇陛下の尊慮を認め從て諸君に答ふる處又同一の趣意にして天皇陛下及その主宰する繁榮なる日本國と我獨乙國の

事共全當皇子御國へ被相越候節格別御懇遇御座候處殊に奉戴致居候様子に被見受申候謁見の節雙方口誼別紙の通御座候且當日儀式は着府謁見申入候節別冊刊本式部寮より差越候即右冊子差進候間別段當日の景況書取不申進候委曲右にて御承知被下度候

外務卿引合の節目後條約改正に付御國政府にては如何の目的御座候哉爲含以書取致承知度段申聞候に付即別紙英文の通書取差遣置申候右は當政府よりは必御國在留代人の方へ書送可仕事に付矛盾無之様爲御心得差進置申候尤當日談判の趣は一應挨拶のみにて語次以書取申入候事に談判候事故緊要の應接無之候間對話覺書は別段差進不申候

孝允儀は先便奉願置候通當國御用相濟候に付一同出立途中より立別れ路次各國巡歷歸 朝仕候積右爲隨從一等書記官何禮之并在米中使節附屬に雇入候米人パルリン一同歸 朝候事に候

當府在留生徒靜岡縣士族市川文吉儀出立前外務省より申立の趣も有之旁四月一日使節附屬申付召連歸 朝の積御座候尤御用中御手當四等書記並一ヶ月百五拾弗つゝ被下候事に候此段宜外務大藏兩省及文部省えも御沙汰被下度候

法普其他各國に縣費又は自費を以留學罷在候もの昨今追々學費送り越不申生計にも差支罷在將又其中にも學術進歩見込御座候ものも不少其邊の所在法普公使鮫嶋尙信引受夫々淘汰の上現今去留の決着後來資格の方法共取計候積御座候得共差向窮迫候者も不少目下給濟の爲英金千磅程入用の旨申出候右は事實無據儀には候得共使節御用金の方も曠月の巡聘多分の御出費にも相成候事猶此後歷聘可致國々六七ヶ所も御座候間夫是目的も附兼候に付先現今の處は公使館入用の内を以差向給濟方取計置候様申談置候尤右は使節經費の都合見計取替置候様にも可相成候へ共右等の處篤と御注意有之同人え御下げ金御座候様致し度右は同人より委曲申出候事とは存候得共猶此段申進置候宜外務大藏文部三省え御垂問至當の御措置御座候様仕度奉存候

普京別林府え新に公使館被差置候に付右家作借受并家具買入仕拂等別段の有餘無之差支候趣是又鮫嶋公使より申立有之右は差向候事に付使節御用金の内より千三百磅立替相渡置申候此又外務大藏兩省へ御沙汰被下度奉存候
第四十七號同八號の公信并附信當月九日當府到着猶引續第四十五號同號昨十二日夜到着何れも披見いたし候右四信中

第二同上

鮫島公使

青木書記官

田中戸籍頭

第三同上

市川四等書記

安藤四等書記

杉浦三等書記

第四同上

栗本二等書記

何一等書記

田邊一等書記

ベレスキ 外務省東方掛大丞

第五同上

山口副使

伊藤副使

木戸副使

クードリヤフチェフ 式部大丞

第六六馬

御申越の件々各省定額金に付云々の儀徴兵の制嶋津從二位出京可致模様等佐野常民伊澳在留公使被命博覽會掛りのものと後先出船の趣川邨海軍少輔も同行被命且中井議員も米國え爲視察被遣候往途歐洲え立越候趣をも承知何れにも澳京にては出會可致其砌は御國の近況をも親しく承り可申と從今屈指罷在候
具視除服出仕の御書啓御越即拜承致し候澤三位宣嘉魯國在留全權公使被命候趣二月十日出第四十六號中御申越有之右は當國着早々此方政府にては既に承知致し居夫是問合御座候處前文申進候通公信到着以前に付何共挨拶に當惑仕候右様大事は公信にては延着の患御座候間爾來以電信御報知有之度尤此方巡聘國京到着の節も御申越の通爾後は必以電信御報知候様可致存候
右は近況申進度且前數號公信の御報旁如此候也

特命全權副使 山

口

特命全權副使 伊藤 博文花押

特命全權副使 木

戸

特命全權大使 岩 倉 具 視

三條太政大臣殿

參 議

外 務 卿

御 中

尙以當國皇帝より親書差出候哉の内評承知致候勿論鄙職共使節として罷越候禮帖同様のものゝ様に御座候池田四等書記先般取調物申付巴里府差殘し置候所此度大久保副使附添歸 朝爲致候此又申進置候也
拜謁の節口誼別紙相添候様本文有之候得共清書間に合不申候間後便に相讓申候

註 1 本號文書ノ別紙何レモ見當ラス

2 岩倉大使等露國皇帝へ謁見ノ次第書參考ノ爲左ニ附記ス

附 記

魯西亞國帝謁見禮式

第一四馬ノ車

式部省補役二人

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一三一

岩倉大使

ジエレプチヲフ 式部大丞
コスケビツチ 通辨官

前馬車側ニ陸軍士官壹個警衛ス馬車後四騎ニ騎兵同斷諸馬車宮殿へ入時ハ兵士禮式アリ

入口ニ宮殿掛ノ者二個出迎ヒ是ヨリ諸官員二人宛ニ列シ日本人是亦同様二人宛列シ通行ス大使ハ左ニ式部大輔右ニ宮殿掛ノ者其側ニ通辨官列シ如茲シテ三殿ヲ通ス第四殿ニ至フランスカリチン出迎ヒ大副使及從行ノ者ヲ休息所ニ請ス玆ニ於テ喫茶ノ禮アリ

暫時休息后カリチン氏從ヒ自殿ニ請シ此處親兵警衛所ヨリ此殿内ニ於テプリンスリーベン式部卿及東邦局頭取出迎フ此ヨリ宮内外務其他諸官員不殘金殿則テ謁殿ナリニ在謁見禮全備ノ后皇帝詔ヲ降式部卿及大輔大使及副使ヲ此殿ニ請シ謁見ノ禮アリ

大副使謁見畢後式部大輔從行ノ者ヲ招待シ皇帝へ謁センハ謁見ノ后元ノ休息所へ歸リ饗應アリ其饗畢リ后前ノ如ク退去ス

諸警衛兵大副使其從行ノ者通行ノ節モ禮式アリ各殿總テ兩

外國公使等えも内打合致すへき積に有之今便迄は御達しの運び不相成候得共此後の佛郵便よりは必らず御指揮有之様可相成と存候兩閣下兼て御建議の趣も有之事故まつ御心得に申進置候

一去十九日後藤議長大木文部卿江藤司法卿各參議に被任候右は正院の微弱と各省の分裂とを防ぎ候譯と存候尤各省長官悉く正院に入られ候積と被察候

一鳴津從二位先度より數度の御召に相成候得共病氣等にて出府不相成漸先度西郷參議歸國御暇を以て歸國其后勅使并に勝海軍大輔下向夫々方今の景況等説明の上終に徴に應して東上相成依然從來の古風に依り結髮帶劍の壯士而已數百人を撰卓已に其分一昨日着府相成二位公にも近日到着の筈に有之就ては都鄙紛紜の浮説も有之候得共此議に付ては決して御掛念の儀も無之爲御心得云々

一山縣陸軍大輔先般辭表差出し候付西郷參議初大隈井上等種々盡力説も有之候得とも何分納得無之に付不得已本官陸軍中將は其儘にて兼官陸軍大輔は被免候乍去何れにも復職相成候様諸君盡力中に付不遠再任可相成と存候

上野外務少輔

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一三三

扉ヲ開ク

諸員皆大禮服ヲ用ユ

一三三 明治六年五月二十二日

上野外務卿代理ヨリ
英國駐劄寺島公使佛國駐劄鯨島
辦理公使宛

岩倉大使一行ノ歸國方然ルヘキ儀内定ノ旨等通知ノ件

大使歸朝の事に付先般兩閣下御建議有之候處其御御聞届不相成旨御答申置尙去十六日佛郵船便を以て申進置候義も有之候處澳國博覽會に付ては歐洲各國皇族來往等有之夏日の休暇例年より早く相成候哉の趣相聞果して然らば廻歷の都合も極て悪しかるべく隨て此餘空しく月日遷延候様にては政府の差支は申迄も無之無益の費用も相立候事故寧速に歸朝の方可然就ては副使中にて人選し餘國廻歷可然との評議も有之候へとも右にては國々の間に厚薄差異有之様にて不都合に相見候付矢張内國事務の緊要なるにより正副一同被召返候譯に相成候方可然就ては右博覽會のため廻歷の順次に障碍を生し政府の定むる所の時限を失せん事を恐るゝの意にて廻歷殘國々え相斷候義相當なるへしとの趣内決相成

寺島鯨島兩公使宛

明治六年四月廿二日

一三三 明治六年五月二日

岩倉大使等ヨリ
三條太政大臣等宛

丁抹、瑞典兩國訪問ノ模様、今後ノ豫定等報告ノ件

附屬書 下ノ關事件賃金問題ニ對スル和蘭政府答書概略

第廿六號

明治六年五月二日

發從 旱堡

以公信致啓上候先以

聖上益御機嫌克臨御被爲在海寓平靜列位愈御勵精御奉職の條東望加額一同無事奉職罷在御安神被下度候

廿五號以公信申進候通去月十四日魯京發軔同十五日夜日耳曼領コロイス於て木戸孝允及隨行のものに相別れ夫より丁抹國京到着翌十九日謁見相濟同夕皇宮にて夕宴の賜有之同廿一日外務卿面會使命の趣談判致同廿三日同國出立翌廿四日瑞典國京着其明廿五日謁見相濟是所同夕皇宮おゐて夕宴の設有之同廿七日後外務卿談判相濟廿九日同所出立海陸路無滯昨一日早堡到着いたし候丁瑞兩國共滯留中は寓舍諸賄共

都て其政府にて仕拂萬端丁寧の事共に候尤兩國共着京の砌
 是以電信申進置候間疾御承知と存候

丁瑞兩國皇謁見儀式は大同小異并雙方口誼も候間談敷語に
 て相濟別段可申進程の儀に無之間從省相略申候外務卿引合
 も一應使命の趣演說致候處丁國にては其政府見込の處以書
 取直に御國へ可申遣との旨にて有之瑞國にては都て御國在留
 の公使關公使委任可致との旨にて爲差談判も無之候間對話
 覺書も別段差進不申候間左様御承知被下度候馬關償金一條
 に付荷蘭政府へ差出置候書取の返答漸く彼得堡出立の前々
 到手いたし候所長文にて詳譯可致間合無之候間別紙大意書
 先入御覽申候委細は右にて御承知被下度候

大藏省理事官隨行同省七等出仕冲守固儀英國滞在當任農務
 の事取調罷在候所未た充分行届不申候歸朝の上御用立可申
 見据無之候間斷然決志免官の上自費を以留學仕度旨願出候
 可然御指揮有之度候

丁瑞兩國巡聘の上は當地より日耳曼地通行直に伊太利へ相
 越候積尤佐野常民も既に着歐致候に付ては多分同國にては
 面會可致猶同入とも打合其後巡聘の方向相定可申心得御坐
 候尤西班牙國の儀は去歲國皇遜位以來姑く合衆政治の體に

相成居候得共歐洲列國おゐて未た新政府を認候もの無之處
 御國命を以修聘候節は即其合衆政治の政府を日本政府おゐ
 て御認相成候姿に當り第一不都合に有之且最前持參の御國
 書とも舊國皇え被爲宛候上は因より新統領には難差出旁無
 論同國えは不罷越心得御座候然る處同國革命以來國內不穩
 行旅不安心の聞往々有之葡萄牙迄相越候には自然海路を取
 不申候ては相成間敷さ候得は餘程の時日を費し可申不得已
 葡萄牙丈けは差置候場合にも立至り可申歟右等は伊太利着
 の上隣境の儀に付動靜相分り可申候に付篤と承り合せ夫是
 の都合勘辨の上爾時以電信進止相伺可申存候尤通行差支無
 之候得は勿論巡聘仕候事に御座候此段預め申上置候

佐野常民持參第四十九號公信丁京にて落手博覽會出張官員
 御手當筋に付云々御申越の事情并高札御除去相成候趣其他
 の件々逐一承知致し候米國桑港在留領事ブルツク氏各國歷
 聘中帶隨可致積英國迄相越候處所勞に付一旦郷里波頓府に
 立歸り療養致居候處此節全快早堡にて出會爾後隨行いたし
 候儀に有之此段も申上置候右は近狀申進度且四十九號御報
 旁如此御座候也

特命全權副使 山 口

特命全權副使 伊 藤 博文
 特命全權大使 岩 倉 具 視

三條太政大臣殿

參 議

外 務 卿

御 中

尙以魯西亞國謁見儀注一本先頃二十五號に相添差進可
 申處出立前匆卒取落し候所丁瑞巡聘中荷物相減候に付
 右書取仕舞込に相成今便にも間に合不申間此又申上置
 候何禮之事木戸孝允隨行歸朝候に付式部寮よりの一封
 返却致候

附屬書

下ノ關償金事件ニ付和蘭政府答書概略

日本政府ヨリ去ル三月四日使節ヲ以テ吾政府ヘ一書ヲ送下
 ノ關償金殘員ノ件ニ付二個ノ理ヲ陳述セリ

一ハ日本政府所目ハ下關條約書中第三條ニ從ヒ同所及他港
 ヲ外國通商ノ爲開キシヲ以ナリ

二ハ外國航海者ノ爲製造セシ燈明臺ノ入費ヲ以之ニ充ノ論
 ヲ固執ス

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一三三

雖然此二件共允シ不得ヲ今茲ニ容易ニ辦會スベシ

和蘭英佛米四國船隊長門侯ト戰爭アリシ後一千八百六十七
 年第十月二十二日於橫濱大君政府ト條約ヲ結ビ此約書中第
 一條ニ此戰爭總償金ニシテ三百萬ドルヲ可出其期ハ三
 ケ月毎ニ五十萬ドルラルト定メタリ

其償金千八百六十五年八月ニ初リ同六十六年二月ニ至リシ
 ニ政府國計困難セルヲ以延期ヲ希望セシカハ各國共之ヲ允
 シ一年ヲ經タリ

千八百六十七年三月ニ至各國ヨリ其期至ヲ以テ督責セシニ
 政府會計及國亂ヲ以テ辭シ其殘償ヲ二年間ニ出且相當ノ利
 ヲ加ルニ決セリ

各國尙又之ニ從ヒ千八百六十九年三月十五日ノ期限迫ニ臨
 兵亂起リ大君政府之カ爲ニ傾ケリ

千八百六十八年ヨリ御門國政ヲ握リ舊政府所約ノ諸件依然
 從舊不變ノ布告アリシ

千八百六十九年第三月十五日各國ヨリ償金ヲ催タル書中第
 一第二條而已ヲ載約書中第三條ニ不及ヲ以テ最下ノ條ハ各
 國ニ於テ希望セサルハ歷然タリ

故ヲ以此件ハ方今新ニ生スル件ニシテ更ニ詳密ノ論ヲ待テ

決ゼズンハアル可ラズ

下關決約ノ時各國此地ヲ要地且貿易ノ爲尤便ナル所ト認タリ故ヲ以兵亂中及ヒ英兵未タ横濱ニ不屯以前ハ此地開港ヲ以テ償金一部ニ充ルニ足リトセリト雖政府却テ之ヲ不歡今ニ至リ開港スト雖モ形勢已ニ一變ノ上ハ外國ノ爲ニハ西方假令ハ敦賀港ノ如キヲ望メリ

約書第二條ニ下關或ハ其他港ヲ開クベシトアリ政府之ヲ以テ大坂兵庫二港ニ適スルハ不理ナリ原來倭港ト唱ルハ則已ニ開クヲ約セシ港ヲ云ニアラス兵庫港ノ如キハ已ニ千八百五十八年八月十八日和蘭約書ノ中ニ在大坂港ハ千八百六十二年六月二日龍動府プロトコールノ「ロールリコヤン」中ニ記載セリ故ヲ以テ此兩港ハ下關件ノ前ニテ償金ニ更ニ關係ナシ

其他一千八百五十八年稅則改正ノ期限セルヲ以テ償金延期ニ較シ一千八百六十六年六月二十五日ノ約ニ依リ

時間ノ費用ヲ以之ニ云ルト雖モ此論至當ナラス其理ハ金川開港ハ已ニ其期ニ後レ稅則改正ハ六十六年ニテ其稅ニ於テ日本政府所利甚大ナルヲ以テナリ

燈明臺造營ハ政府ノ盡力ト雖モ自國ノ爲其利又大ニシテ將

故ヲ以テ其費ハ日本海ニ航スル船艦ヨリ稅ヲ出スヲ以テ和蘭ニ於テ右至當ト思ヘリ各國又之ニ同意ナラン

インテルボット及大坂開港ヲ以償金ニ充スルハ其一ハ外國人ノ爲不便且開港ハ其件ノ前ナルヲ以テナリ

今回使節吾外務局ニ於テ三月四日應接ノ時日本政府元ヨリ約ヲ尙量歸朝ノ後迄其期ヲ延ヲ希望スルヲ以テ吾政府之ヲ諾スルハ元ヨリ當然ナリ

一三四 明治六年五月十四日 三條太政大臣等ヨリ 岩倉大使等宛

國內事務多端ニ付主要國ノ巡聘濟ミタル上ハ速ニ歸朝可然旨通告ノ件

第五十五號

明治六年五月十四日東京を發す

以書狀致啓上候先以

聖上倍御機嫌克被爲渡御國內平穩に候條御安懷可被成候陳は各國順聘可成丈御差急御歸朝相成候様先便も申進候通リに有之候處即今御國內事務も多端に付ては巡聘未濟の國々談判向の儀は相省き精々御手繰聘問一と通り相濟候上は速

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一三三

一千八百六十六年約書中及千八百六十九年第六月四日日本政府ヨリ答書中尙三年ノ期ヲ約シ已ニ負所ノ利及尙來ノ分ノ代ニ茶及絹稅ヲ不益約セリ

各國之ヲ諾シ將今回ノ約ハ永久不變ヲ約セリ如此六十七年末ニ至使節出國ノ時和蘭在留公使ヨリ下關償金ノ件如何所置可有哉ヲ政府ニ尋問セシニ其事實當然タルト雖政府會計國難等及貿易及航海者ノ爲所費巨大ニシテ全國又能其事實ヲ亮察アラン事ヲ希望スト答エリ

償金期限數日前ニ政府ヨリ吾公使館ヘ一書ヲ送今回使節和蘭ニ至此件ヲ極定スヘシト云リ依テ公使尙又如何ナル所置ナル可ヤヲ問シニ之ハ使節本國ニ於テ確定ノ答アルヘシト云リ

今回使節各國ニ來リ一書ヲ出シ舊政府已ニ約ノ如ク三回ノ償金ヲ出タル后會計困難及國亂ヲ以テ之ヲ償不能件ハ已ニ舊政府ノ許シ同六十九年新政府ニモ又各國ヨリ之ヲ諾セリト雖モ其債利ノ論ニ不涉只茶絹ノ稅ヲ減スルヲ以テ取捨スヘキト答ヘリ加之各國政府日本償金ヲ催ス時更ニ第三條ヲ不載日本政府亦此條ニ原キ其債ヲ減セント欲スル意ヲ表セル事更ニナシ

に御歸朝の御運に相成候様致度此段更に申進候

本月五日午前一字前皇城長局より出火皇居太政官とも不殘燒失致候に付不取敢其節電線を以て御報告及續て第五十四號便に委詳申進置候間疾御詳知の事と存候

馬場先門内元教部省を以て太政官代と相定各局課の位置體裁も粗相備り日々事務取扱候事に候條此段御安慮可被下候先便申進置候通り官省の位置職員の權限等御改正に相成太政官職制事務章程は本月二日御發表相成右に抵觸矛盾の廉を廢し各省分與の權限實際に涉り夫々調査各省事務章程等即今専ら取調中に有之候

大藏大輔井上馨三等出仕澁澤榮一の兩人辭表差出事情不得已義にも有之願の通り被

聞召候事にて候右に付同省各寮司の職員忽ち方向を失ひ候趣を以て紛紜申立の儀も有之依て當分參議大隈重信大藏事務總裁被 仰付候井上澁澤へ左の通御達相成候

依願免本官 大藏大輔 井 上 馨

位記返上の儀は難被及御沙汰候事

同 人

御用滞在被 仰付候事

都て井上同文言

三等出仕 澁澤榮一

海陸武官々等表別紙の通り御改正相成候間此段爲御心得御廻し申入候

日誌新聞類官員信書等別紙銘書の通に有之候右及御報告候也

上野外務少輔

江藤

大木

板垣

後藤

大隈

西郷

三條

特命全權大副使御中

註 本號文書ノ別紙何レモ見當ラス

一三五

明治六年五月十八日

伊國外務省ニ於ケル岩倉大使等ト同國外務卿トノ對話書

條約改正ニ關スル伊國側ノ見込照會ノ件

明治六年五月十八日伊國羅馬府外務省於て對話覺書

岩倉大使 侍座 山口副使

伊國外務卿ウエノスタ

侍座 日本在留全權公使コムト、ドラ、フェト

其他外務官員數人

通辨 栗本二等書記

筆記 田邊一等書記

一應挨拶済大使使命の大旨演説有之曰く

右は國書にも書載有之通に候就ては先我國即今の事情可申述筈に候得共茲に御列席相成候貴國公使永く我國に在留加之我曹出國の後の景況迄御承知の事ゆへ却て我曹よりも詳悉有之位の事に付都て御同人より御聞取被成候事と今日は別段不申述候扱右様の次第我國内政も追々脩整候間條約改正に付貴國政府には如何様の御見込御座候哉伺度尤改正談判の義は歸國の上實地協議可致事に候

外務卿 本國政府おゐては御國政府御進歩の景況は疾く傳聞罷在爾後和親貿易彌益堅固盛昌候様と企望仕候間何事なりとも御國御都合に相成候事は御周旋可中心得に候

本使 和親貿易の益固く益盛ならんことは御同前の事に候右に付御見込御座候哉

御見込御座候哉 貿易盛昌候爲には通商の道廣く相成候事肝要の事に候就ては意太里人御國內部無差支通行候様政府の保護有之度候

本使 御所望の趣尤に存候乍然即今條約の姿にては雙方の民雙方の裁判に歸し候事に付外人内部通行に至り多少故障有之何分難取計と存候我國政府にては歐洲各國同様にいたし度所望に候右に付賢慮伺度候

御 現今の所にては御差支も可有之御國にも追々御政務筋御改正御座候間竟には歐洲同様の體に相成可申候

本使 此方所望は各國同様公權公利を得度との事に候乍然我國法律も未た行届不申間即今實行候事は難出來候得共爾來國律一定裁判の方法確立候は、意大利人我國在留候ものは我國の法律を遵奉し我國の法律に守護を受候様いたし度存候歐洲同様とは其邊を申候事に候

御 全體を論し候得は事永く可相成候まゝ取撮み可申上候本國所望の所は第一外諸港御開相成度第二裁判公平の方相立候様いたし度第三宗教寛恕信徒自由の事に候

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一三五

本使 開港の儀此方にも望御座候事何れにも改正談判の節實地に協議可致裁判の儀は此方所望も同様に候宗教の事は御國政府御所望の趣篤と奏聞候心得に候

御 改正の義固より其實地に臨み不申ては談決致し兼候事に候前條の外に從前條約の儀差置細目の所聊改正候迄にて雙方とも便宜には無之哉

本使 此方所望の趣は前申述候通第一國律一定裁判の法相立候は我國在留の外人都て我國に服從爲致度第二には出入候税額上下増減の權我政府の手に歸し從前のことく雙方協議一定不致ては不相成様の事無之第三外人居留地我國法を以取締いたし從て領事と協議立法候事無之様いたし度左様無之ては中外治務一轍に不出内政におゐて故障不少却て貿易進歩の途をも妨候様可成行旁其邊改正致度事に候

御 右は篤と勘考の上御答可申上候我國おゐては御國との和親益固貿易繁榮を希候事ゆへ決して御爲不宜事は不致心得に候

本使 左候得は右申入候件々御勘考の上御委任の方え御下命御座候事と存候就中裁判の儀は歲月を期し兼候得共國律一定の上は外人にも服從候様致度存候

意太利人御國の律に服從爲致可申との儀は決て一朝一夕

には相成不申縱令御國律一定只今御申聞の通相成候とも猶實際御發行相成彌以御國民の爲にも妨碍無之公平允當

御所措と申事旋と見極不申以上は御所望の通何分承諾致

し兼候

承知いたし候

大意は前申上候丈にて相盡し候餘は改正實地の談判に

譲り可申候

此方迎も同様に候左候は、今日の談判は此にて相濟候事に

心得可申候

改正談判の全權多分フエー氏に委任候様可相成と存候

御同人には我國に永々在留事情にも通曉いたし被居候間都

合宜候事に候

一三六

明治六年五月十九日

岩倉大使等ヨリ
三條太政大臣等宛

伊國訪問ノ模様及同國政府トノ交渉次第等報告ノ件

本書は七月十三日千二百二號を以大臣へ宛て出す

第二十七號

無之將又條約改正に付ても別紙對話覺書の通外各國に異り候挨拶も無之何事も同公使申立候處とは矛盾いたし竟に説夢一般の始末に御座候此又爲御心得申進置候

當國おゐて客舍賄等は政府より手當無之候得共接待掛りのもの公使の外マヨール一人被命所々案内見物いたし名におふ故國の事故頗る驚目候事共多く御座候且國皇初め皇族等も懇切丁寧の取扱にて既に國皇より自分肖像

主上え差上度東宮妃よりも同様肖像

皇后え差上度旨にて差越申候兩様とも鄙職歸朝の節齋歸呈覽候心得に御座候

陸軍省理事官山田顯義大使隨行内海忠勝野村靖當月十一日發輪の法郵船にて歸朝致候木戸孝允も來六月八日頃馬塞里解纜の積に有之候

第五十號公信當十四日夜到着披見秘魯國使節渡來并副嶋外務卿清國へ派出御軍艦兩隻にて護送既に解纜相成候趣其他御申越件々承知いたし候

大城失火の電報昨十八日到來一同愕然併怪我等は先無之趣安心加額仕候

右は近況申進度且五十號公信御報旁如此御座候也

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一三七

明治六年五月十九日

發從伊京羅馬

以公信致啓上候先以

聖上益御機嫌能臨御被爲在海寓平靜各位彌御精勵御奉職の條奉遙頌鄙職共一同無異奉職罷在御安神被下度候

第廿六號信中進置候通當月九日伊國領フロレンス到着同所於て御國在留當國全權公使コムトラフエーに面會翌十日

同人同道同國都羅馬府相越同十四日朝第十時謁見國書奉呈無滯相濟即夕皇宮に於て夕饌の賜有之謁見の節双方口誼

并當日儀式等は別段可申進程の儀も無之間從省中候引續き昨十八日當外務卿面會使命の趣談判いたし候委細は別紙對話覺書にて御承知有之度候此上は暇乞の謁見相濟次第當國

發足葡萄牙國へ趣候心得に候同國儀に付ては先信云々申進置候赴も御座候へ共當國到着以來篤と取組候爲差妨碍も無

之彼國にても頻に待受居候趣にも相聞候間右の通決定致候

當國政府引合方に付ては第一當國皇孫降誕祝賀の御國書捧呈方及當國公使より條約改正に付云々申立候件々等追々御申越其心得にて罷越候處御國書は既に當外務卿の手にて取計差出候趣公使より申聞候迄にて外務卿よりは右に付贈も

特命全權副使 山口

特命全權副使 伊藤

特命全權大使 岩倉具視

三條太政大臣殿
參議

外務卿

御中

尙以瑞典國京到着の砌電信通報候心得の處跡にて取調候得は取扱候もの失候候趣に候御約束申置候事に付此段御斷申入候也

註 本號文書ノ別紙對話書ニ關シテハ一三五參照

一三七

明治六年五月二十七日

三條太政大臣等ヨリ
岩倉大使等宛

大久保副使歸朝ノ旨通知竝ニ井上大藏大輔蒞澤大藏省出仕ヨリノ建言書等ニ關シ報告ノ件

第五十七號

明治六年五月廿七日東京を發す

發從普京別林第廿四號の公信本月廿二日到着披見致し候奉使御一行愈御勵精御奉趣普國修聘の手續き相濟魯京伯德堡え向け御發勒被成候旨遙頌此事に御座候先以本地薄暑の候に候處

聖上倍御機嫌能臨御被爲在御國內靜穩に候條御安懷可被成候陳は第四十四號公信御落手相成大久保大藏卿殿は既に歸途に趣き順路フランキホルトえ相越紙幣製造の模様一覽の上歸朝可相成木戸參議殿は魯京迄相越歸途順路の各國巡歴歸朝仕度云々御申越の通奉奏仕候然る處大久保殿には本月廿日香港發航の旨即日電報有之候處既に昨廿六日夕海路無滯歸朝相成候條此段御安懷可被成候

荷蘭留學生飯田吉次郎工學專門改て工部省派出留學生御申付一ヶ年學資千貳百圓御給與の旨第廿三號便に御申越の處右は何月何日御申付相成候哉差向き資金送り方に差支候旨工部省より申出候條此段後便に委詳御申越し有之度候

英國留學生野口富藏儀先般工部省理事官附にて製糸方法取調居候處此度改て大藏省十三等出仕心得を以て同省派出の官員澁澤喜作附屬御申渡相成候に付大藏文部兩省へ相達候様御申越し承知いたし候一體留學生徒一時理事官に附屬通

大隈參議
西郷參議
三條太政大臣印

特命全權大副使御中

註 本號文書ノ別紙見當ラス

一三八 明治六年六月一日

岩倉大使等ヨリ
三條太政大臣等宛

葡萄牙國訪問ハ途次困難ナルニ付先ツ埭地利國へ赴クヘキ旨等報告ノ件

第廿八號

明治六年六月一日

於伊太里勿尼士府

以公信致啓上候先以
聖上益御機嫌克臨御被爲在海寓平靜各位愈御勵精御奉職の條遙頌此事に御座候次に鄙職一同無異奉職罷在候御勞懷被下間敷候

先便廿七號を以伊太里修聘の手續相濟候上は順路葡萄牙へ相越可申積り申進置候處發程の期に至り道途の模様承り糺候處聊不都合御座候に付一同申談埭地利の方を先にいたし

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一三八

辯或は取調方等爲致候ものは右御用差許候上は矢張生徒並の學費被下置相當に可有之旨御申越し相成候に付其段文部省へ相達申候然る處第二十二號便栗木貞次郎儀に付云々御申越の次第文部省へ相達候處同省申出の趣も有之右申出書相添第五十三號便申進置候事に有之候條猶各位御見込を以て御申越し有之度候

先便申進置候通大藏大輔井上馨同三等出仕澁澤榮一兩人辭職の節差出候奏議中實際と相違の廉不少候處已に横濱新聞に譯文梓載致し候に付ては遍く海外に傳播可致は勿論右新聞より外國於て御國計疑惑を來し候様にては不容易事に候條自然外國人より疑問も有之候は、可然御辯解有之度候右の趣各國在留御國公使えも爲心得相達候積りにて候
日誌新聞類官員信書等別紙銘書の通りに有之候右及御報告候也

上野外務少輔花押
江藤參議
大木參議
板垣參議
後藤參議

羅馬より東行路次伊國各地巡覽明二日には當府出立直に維也納に入候心得に御座候
伊太里國皇より

主上え獻呈の自分畫像先便鄙職共齋歸の積申進置候得其餘り嵩張り候に付當港より郵船に托し宮内省へ向差出し申候到着の上は披露方等預め同省へ御沙汰被成置奉存候
第五十一號公信當府にて落手右の内米人ウエストフキールト上書の儀に付云々御申越當人え差戻し可申旨には候得共平民より國君へ向け上書不相成坏との法は開化の國に有之の間敷事御國にても追々寛政被布候上は右等の宿弊は疾御掃却可有之事と存殊に昔年米人某サンフランより刊行の新書籍自分書牘後直に獻上仕候處御受納相成候上外務省より挨拶申進置候様御沙汰相成候先雖も有之加之右フキールト儀は平民とは乍甲大西洋電線相渡し候發起人にて各國知名の一豪傑にも御座候上は特殊の御待遇御座候とも可然儀と心得候間取次其段申上候事にて聊不都合の筋とは不被存候猶再應御評議有之度奉存候依之御差越の本書は鄙職とも方に留置御沙汰相待候事に候

丁抹國電信條約御改正に付ジブスケ氏御委任の條承知仕候

外國關係の御用向外人に御專任相成候儀は是迄に無之儀格別の御儀と奉遙察候

瓜生鐵道中屬佐々木清綱兩人の儀に付云々御申越承知仕候右瓜生雷吉方は先般工部省より申越候趣に基き鄙職共見込も有之候間同省派出生徒に申付候清綱事は昨年中博文歸朝の御當人爲人見込も有之候間其段山尾工部少輔申談其節同省より伺濟の儀に心得着英の上直様同省派出の生徒を以英國留學中付候工部省より云々申出候は右歸朝の節申談候折柄とは其先後如何難計候へは兎に角兩人とも人材學術後來御用立可申見込候に付右様取計候事に御座候此段工部省え御沙汰被下度奉存候
右の外御申越件々逐一拜承致候
右は羅馬府發程以來近況申進度且五十一號御報まで如斯御座候也

特命全權副使 山 口
特命全權副使 伊 藤 博文
特命全權大使 岩 倉 具 視

三條太政大臣殿

參 議

は都て御國え差出置候全權の者に委任可致事に候乍然御國との條約改正に付ては此國政府には爲差所望も無之是迄の儘にて可然と存候尤外國民へ別段御許容の廉等も御座候は、^(マ)塊翁兩國の人民にも同潤候様相願候事に候我國近來の形勢は當公使にも御承知の儀に付定て疾御了解と存候間悉敷は不申述候就ては我國政府所望の處は追々西洋各國通りの交際致し公利公權を有し候様致度見込に候右の段一應申入置度候

^{外務卿}右は如何の事件に候哉裁判の事にも可有之哉

^{本使}尊問の如く一條は岡士裁判の權を廢し度との事に候尤我國法律未行届不申處も有之即今專取調居候事に付直様右様致度との事には無之候得共我國法相立候上は外人共も我國法の下に立ち其保護を請候様致度存候

^{外務卿}御尤に承り候右は即今被行申間敷との御見込は實地御經驗の御見識と殊感服致し候御承知の通都兒格ローマニヤ杯隣比の國に御座候得共其國法を以て我民を律候儀許不申候て今以右議論六ヶ敷候其故は彼國政府の様子人民の模様相分兼候との儀に御座候況東洋萬里外の御國に於ては何分安心仕兼候事に御座候就ては追々雙方の人民相往

外 務 卿

御 中

一三九 明治六年六月十二日

奧國外務省ニ於ケル岩倉大使等ト同國外務卿トノ對話書

領事裁判ノ廢止及稅目改正ノ希望陳述竝ニ右ニ關シ意見照會ノ件

明治六年六月十二日於奧國維納府外務省對話の覺

岩倉大使 山口副使

筆記 田邊一等書記
待座 栗本二等書記

外務卿アンドラシイ

日本在留公使ガリツセ待座

アレキサンドル ホン シーボルト通譯

岩倉大使使命の趣一應詳説有之

^{外務卿}御國より大使御派出相成候儀我國皇にも格別満足被致殊に御國進歩の光景も追々傳聞此上共和親貿易益盛昌に至り候儀希望被致候事に候一體條約改正の儀は使節御歸國の上と承り候間此方にては御談判は無之筋に可有之右等

來致し我國民も自在御國內部迄も立入候て御國政法風俗に熟練致候は、成程御國法に遵奉候様の運に可相成と被考候

^{本使}即今我國の事情おゐて外國人を拒絶候様の情は無之候得共我國法に遵奉不致時は自在内部へ爲立入候儀勢難相成事に候

^{外務卿}仰の趣は相分り候乍然拙者存寄の處今一應打明可申上候御國の事歐洲國民とも如何の考をなし居候哉と申事必御反省被成度事の譬は外國人共御國開港場のみに在留候節は現に安全に暮し居候は御國の保護を受不申候ては不相成事に候得とも決して左様は不心得候只自國岡士及其他外國人共多勢住居候事故右を賴候存寄に御座候右故外人自在に内地に立入候事御許容相成隨處遊覽宿泊安全に出來候處實驗候は、始御國政府御保護の實效を承知致し可申即御國律に遵奉致し可申基礎と相成候既に御國におゐて切支丹の禁被廢候趣右等は大に外人の安心をなし候源に御座候本國の者は御國に在留の者も少しく内地へ立入候共立入不申候共差して利不利も無之候得共歐洲一般の人心所向御懇親上を以て御談申候事に候

^{本使}御懇親の趣忝く乍然外人内地に自在往來候ても其裁判の權

矢張其國領事に有之候節は我國狹少と雖も其行先に於て聊

たり共不都合有之候節これを長崎横濱兵庫等の領事に引合

候様にては迷惑候間其事を申候事にて拒絶候筋には無之候

^{外務卿}了解仕候乍然右は何れも急速可被行儀にも無之間裁判の

一事はさし置他事可申上候當府博覽會に付ては御國政府

にも格別御盡力被下奇巧の品々御差出相成國皇始一同滿

足仕候乍然只一覽候而已にては何の利益にも不相成候間

右を根據と致し行末貿易の道開け候運に致度拙者職掌に

は無之候得共貿易掛大臣より掛合越其段御相談致度よし

に御座候シユエス地峽鑿開の後は當國より御國への海路

も餘程近く相成候旁今日の機會を以雙方物産の道心得候

者相撰既に展覧の物品に基き其所産の多寡用工の多少隨

て價の高下等に至る迄雙方有餘不足の物品を較し委數取

調爲致度との事に御座候

^{本使}御尤に候其思召に候はゞ我政府にも必満足可致候

^{外務卿}右は席上の談のみには無之是非其實行致し度此國在留公

使に御委任相成候ては如何可有之哉

^{本使}施行の手續きは勘辨の上可申上候扱條約の儀に付猶申入置

税目の増減により商賣の損益御座候はゞ中外一般の事にて

外商のみに關係候事には無之間政府都合を以て税目相改候

共草卒に取計候事には無之預め半歲なり一歲なり以前より

其旨告知致し其期に臨み相改候はゞ聊差支は有之間敷兎角

自分政府の收納と相成り候税を外人に相談致し候様にては

場合に寄收税の多寡中外一致不致候事有之甚不都合と存候

米利堅にては右様の法施行候様相聞我國にも左様致事に候

^{外務卿}半歲一歲を期し相改候とも雙方協議の上其期を立其目を

改候事は可有之乍然一手にて上下の權は決て有之間敷候

左様候ては貿易被行不申候

^{本使}各國種々の立法も有之へく只今申入候處は先刻申述候通我

政府所望の廉々申入候迄にて今日席上にて議論及候事には

無之右討論は異日改正談判の節雙方所任の者にて相決し可

申事に候

^{外務卿}固より左様に御座候乍然此一事は懇親上より申上候右様

相成候節は數約束を改候様に成行竟には軍艦數多所持候

者都合と存候様に相成申候ものに候條約の利は永久不朽

成丈け雙方信誼を固し候様に無之候ては不相成候

^{本使}御懇話忝く乍然只今申入候は我政府の所望を一應申述候事

度即改正に付第二の所望は出入口の税目の事に候右は即今

條約に掲げ一定いたし動かすへからざるに御座候へ共爾後

は各税目の模様は日本政府の權に歸候様致度候

^{外務卿}其儀は條理上におゐて御同意致兼申候抑收税の儀は貿易

の第一儀に有之税目の多寡兼て相分り居不申候ては商賣

の損益目的無之竟に商賣出來不申様に成行可申聞其増減

の權御國政府に任せ可申との儀は迷惑致し候尤税目改正

の年月を期し其節に至り都度々々相改候との事に候はゞ

仔細無之候

^{本使}我權に歸候迎日々改正候事には無之即今の模様にては中外

の税一途に歸し不申不都合に付我政府の權を以て別段外國

公使等に相談無之相改候様致し度候

^{外務卿}右は世界萬國中に比例無之事に候既に此國と佛國との間

に取結候條約にも出入の税目確定有之佛國近來内亂外患

打續候に付改税及ひ度旨談判有之右も七十七年迄は條約

通り相守り可申旨にて同意不致候伊里佛獨何れも貿易の

條約に税目の定有之右條約存候間は互に改革不相成事に

候最初條約を結び候節税目改革の期を約し候先雖有之候

共右増減の權を一手に歸し候事は決して無之候

に候

^{外務卿}篤と御勘辨可有之方可然存候

^{本使}先刻御話し有之候貿易物產取調方は此博覽會に引續き委任

の者差出可然哉又は歸國後改めて差出候方にも有之哉

^{外務卿}可成は直様御取掛り相成り候様致し度且博覽會に付ては

御國產等巧者の事務官相越居候事と存候

^{本使}勘辨可致候乍序一事申上置候當公使我國物產本府博覽會へ

差出方に付格別盡力被致我政府にも深く満足候事に候間御

吹聴申置候

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

一四〇 明治六年六月十四日 岩倉大使ヨリ 三條太政大臣等宛(電信)

西班牙國騷擾ニ付葡萄牙國へ赴キ難キヲ以テ右事件

鎮定迄歐洲ニ滞在スヘキヤ否ヤノ件

自ウインナー

岩倉全權大使

在日本東京

三條右大臣閣下

今般伊斯巴仁亞國騷擾に付當時葡萄牙國へ派出難出來候處

右事件平穩に相成候迄歐羅巴洲へ逗留罷在候哉委細の義は大久保へ御下問の上至急御電報有之度候也

六月十四日午前第九字電報

一四一 明治六年六月二十日 上野外務卿代理ヨリ  
三條太政大臣宛

速ニ歸朝スヘキ旨岩倉大使ヘノ回答案伺ノ件竝ニ太

政大臣決裁

附屬書 岩倉大使ヘノ回答案

別紙の通岩倉全權大使殿へ電報可致と存候此段相伺候也

明治六年六月廿日

外務少輔 上野 景範

太政大臣三條實美殿

(奉) 伺之通

明治六年六月二十日



附屬書

澳ウキンナ府ニ在ル日本公使館ニテ

全權大使岩倉殿

三 條

ウインナヨリノ電報承知セリ伊斯把亞動亂彌甚シク急ニ葡

皇帝陛下エ我自ラ奉捧ヘキ我

皇帝陛下ノ詔書ヲ自國外務省ヨリ致落手候ニ付其段御奏聞

被成下貴

陛下エ拜謁ノ儀

勅許ヲ垂賜フ事ナレハ何日ノ何時ニ參

朝可仕哉御伺被下度依之右勅狀ノ譯文相添此段相願候謹言

千八百七十三年六月廿二日

魯國代理公使 ビュツヲフ

外務少輔 上野景範閣下

註 右ニ對シ七月十日附ヲ以テ上野外務少輔ヨリ露國代理

公使宛謁見日時(十二日午後第二時)通知シ居レリ

附屬書

朕カ高貴仁惠ノ信友

朕ノ首都ヘ來リシ

皇帝陛下ノ特命全權大使正二位岩倉具視及ヒ其副使等ハ格

別ノ謁見ヲ受ケ而シテ

陛下ノ詔書ヲ渡サレタリ

陛下懇篤友誼ノ尊慮ヨリ朕ニ對シテノ期望ヲ感謝シ及ヒ貴

國內地百事ノ改革ヲ盡サントノ憶計ハ朕全クノ同情ヲ以テ

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一四二

葡へ行ク能ワザルノ形勢ナレバ止ムヲ得ザル事也速ニ歸朝スベシ尤其趣意ヲ二ヶ國へ申入レ置ルベシ我外務省ヨリモ右二ヶ國政府へ申入置タリ且未タ廻歷不濟國々ハ電信ニテ急ニ申越サルベシ

(朱書) 一本文左ノ通改正スベシ

何月何日ノ電報落手政府ニ歸朝ヲ要セルニヨリ(スバニヤ)ノ平定

ヲ俟タス(ポルトガル)へ行クニ及バズ直ニ歸ルベシ

其由ヲ(スバニヤ)(ポルトガル)政府ニ告ケラルヘシ外務省ヨリモ告クヘシ

歷聘未濟ノ國名ヲ電報アルベシ

一四二 明治六年六月二十二日 露國代理公使ヨリ  
上野外務卿代理宛

露國皇帝ノ答書捧呈ノ爲謁見ノ期日照會竝ニ同答書

和譯文送付ノ件

附屬書 右答書和譯文

附記

一 露國代理公使ノ言上振

二 露國代理公使ニ對スル勅答

今般貴

之ヲ眞ニ歡悅シ允諾スルカ故ニ朕カ首都ニ於テ最モ珍奇ナルモノハ遺漏ナク使節ノ觀覽ニ入ヘシト命シタリ就テハ彼等茲ニ滯留ノ事愉快ニシテ裨益ナル記憶ヲ携ヘ歸倭アル可シト想フ

朕カ男子アレキセイ親王ヲ欣喜懇款ノ接遇アリシヲ甚タ感

佩シ其ノ朕カ意衷ノ厚謝ヲ朕ノ仁惠ノ信友ヘ再應陳述セサルヲ得ス

貿易條約改定ノ事

陛下ノ許ニ在留シ朕ノ信用ヲ得將タ

陛下ノ恩愛ヲ蒙ル所ノ朕ノ代理公使ヘ委任セリ

ベテルブルク

千八百七十三年四月一日

アレキサンドル

註 露國代理公使ハ七月十二日參内謁見アリタルカ同公使

ノ言上振竝ニ同公使ニ對スル勅答左ニ附記ス

附記一

七月十二日午後第二時魯國代理公使ヒュツヲフ國書持參於

内廷謁見

魯代理公使言上

一、我が君主

皇帝陛下の勅狀壹封誠に謹て貴

陛下に奉呈す

三、謹て拜聽奉る所の今の

勅語は速に

陛下え奏聞すへし

五、親王も再び貴都へ参昇する能わさりしは甚遺憾なりとて屢述懷を陳へ餘儀なく長崎を發されたり

七、益御懇の

勅命重々謹謝奉る也

附記二

勅 答

二、貴國皇帝陛下安泰慶祝ス前キニ全權大使岩倉具視等ヲシテ貴國ニ聘問セシメシニ陛下ノ厚キ寵遇ヲ蒙リシ旨具視ヨリ具奏セリ朕深ク之ヲ感謝ス今又手記ノ復書ヲ得テ悅テ之ヲ領ス

四、先日アレキセイアレキサンドロウイチ親王殿下長崎エ來着ニ付再ヒ東京エ來駕ヲ相待シニ歸國ヲ急カレ面會ヲ得ス甚タ殘念ナリ卿使宜ニ朕力意ヲ啓致セヨ

國にも漸次進歩候上は時勢に應し何れにも變革いたし度貴國政府には右に付改正方御見込み御座候哉

先概略を申候得は先般羅馬表におゐて意太里政府より申立候件々傳聞仕候自國にも右同様の所置に有之即瑞西國民御國內部自由通行營商差支無之様仕度并裁判所の御方法確立候様いたし度事に候去る六十四年此兩國結約以來和親益厚く貿易彌盛に相成候得共猶此上とも進歩候様希望仕候より外他望無之候

意太里にて談判の趣御承知且貴國政府御見込も右御同様との事に候得は此よりも別段可申入儀も無之乍然猶外に別段の御望も候はく伺置度候

條約改正御談判は御國おゐて被爲行候事と存候

左様に候

何頃右談判御取極り可相成哉

我曹歸國の期も未だ決定不致聞此にて差定難申入何れにも歸朝の上各國政府おゐて談判の模様奏上いたし其上にて各國委員と談判の運に可相成と存候

左候得は彌其期に臨み御國在留の總領事に委任いたし御談判爲及候様可致候

六、追々炎暑ニ向フ節無事奉職珍重ナリ

一四三 明治六年六月二十五日

瑞西國大統領官邸ニ於ケル岩倉大使等ト大統領領等トノ對話書

條約改正ノ意圖陳述竝ニ右ニ關スル意見照會ノ件

明治六年六月廿五日 西曆千八百七十三年 瑞西國於熊府統領官

廳岩倉大使同國大統領領シ、フレテリツキ應接記の内

侍 座 伊 藤 副 使

同 副統領ログイン

筆 記 田 邊 一 等 書記

通 辨 栗 本 二 等 書記

通商尙書 グワイツト

元日本在留領事シウエル

前略

以前御國政府おゐて從來の條約如何様の御改正被成度御見込に候哉先相伺置度固より其期に臨み不申ては詳確の御談判は出來兼候得共概略心得居候様致度存候

御詞の通に候我曹迎も歸朝の上實地改正談判の期に至り不申候ては何事も耽とは難及御相談候乍然前にも申述候通我

其節は其權ある人と談判可致候

尙政府にては御國政府御所望の件々豫め承知仕度存候

歸國の上改正可致期に至り候得は御國より遣し被置候其權有之人え前以通知候様可致候

御國在留自國總領事には勿論談判の權相任し可申候得とも何れ一應は此方へ通報いたし政府の決を取候運に付豫め伺置候得は大に都合宜敷候

我曹歸朝の上各國政府おゐて此上引合候廉々一々奏陳いたし篤と評議の上ならては何事も難申入乍然預め御國領事え通知候事は必可致存候

貴國政府一體の御論は左も可有之乍然各位丈けの御見込にて意太里政府より所望の條に盡し候實地御施行可相成と御考被成候哉

何事も改正談判の實地に臨み不申ては決定いたし難申入は勿論に候得共我國政府の目的は爾後兩國の人民交際彌厚く貿易益盛に被行候事を希望候より外無之間其爲外國人に與へ可申權利於て我國權利に妨不申分は固より異論有之間敷事に候

左候得は何事も改正の期に至り不申ては埒明申問敷就て



は六十四年の條約は右期に至り候迄は雙方とも遵守候事に候哉

現在其通りに候

新條約調印迄は舊條約は雙方とも遵守候ものと存候

從來の條約に別段右等の約束掲載無之新條約調印迄は舊約遵守候事此上外各國とも異論承り不申候

### 中略

改正の期に臨み御國派委の大丞と自國委員と協議の上何事も決定可致乍然當國所望の處は各外國中御國おゐて最親密の御交際御座候國民同様の御取扱を受候得は外に存寄は無之候其他今日伺置候儀は無之哉

何無之候

伺候義無御座候得は今日の談判は此にて相濟候事と心得可申候

一四四 明治六年七月二十七日 岩倉大使等ト瑞西國大統領トト  
ノ對話書  
條約改正ニ關シ交渉ノ件

已以太利公使コーントフエー氏より相廻り

候併し兎に角瑞士政府の御見込承度候

荒増我政府所望は千八百二十二年七月一日に於て既に盡了せし條約書に相應せる特許を受度候其他我國の利益に背かざる改定は承服可致候其外以太利政府より見込相立考案差出し候事の内我國に關係の事丈相質度候即ち我國の人民は以太利人民と同じく國內旅行の事に候

御話の末段の事に就ては我政府より諭令無之候に付孰與日本に於て御應接有之候事我政府所希望に候

右は何頃御應接可有之哉

右は明亮なる御挨拶に仕兼候孰與使節歸朝の上貴國の代官え我政府の見込可申入候

我總領事え條約改定談判の前右に付政府の御見込御申入被下度左候得は我政府より右に付諭令差出可申候

右に付使節答前の如し

統領敬て問 以太利政府より其人民日本國內旅行并に滞在する事勝手たるへしとの事日本政府に於て御承允に相成候義に候は、瑞士國并に他優待の國えも同様の義御許相成可申哉

日本は各國に對し同様の狀態を以て相交候に付孰與日本政府

瑞士政府日本大使應接の事

六月廿七日瑞士合衆の大統領セーレイツリー同參議兼大藏卿セーレル但し右は貿易局長不在に付出席の事出席大使岩倉具視副使伊藤博文え相對又瑞士貿易局の書吏ダウヒット及び横濱在留瑞士副領事シーベル同席す日本よりは第一等書吏田邊太一通辨せし者は栗本貞二郎同席す

統領云く拙者及び參議セーロール等閣下等の御見込承り度爲め委任せられ出席仕候

岩倉公云く日本天皇瑞士と交際愈厚からん事を欲し條約改定に付如何の方法を以て所置すべきやを取調らべ度此段貴政府に述へ并せて瑞士政府より如何の事を欲せらるゝやを承り度爲に出席いたし候

我政府は未だ使節の見込を知らさを以て拙者等に右に付別に委任無之候尤瑞士政府に於て日本政府と交際を厚くするは尤望む所に有之候因て大使より明亮の御見込御吐露有之以上は我政府に於て聴と取調らべ御答可申候併し兎に角も日本政府の見込にては條約改定の時は如何の趣に御下手有之候哉承り度奉存候

孰れ使節歸朝の上に無之候ては日本政府改定の目的不相立府より必らず所望致候事可有之尤右は今明亮には申陳兼候得共右所望瑞士にて承知被致候半は各國同様の許可は與可申候

從來の條約七十二年迄にて盡期の處右新條約出來迄は右の儘にて連續可致哉右判然と致候義希望候所に有之候此事は承知いたし候先條約は從來の通連續致候旨宣布候右は應接書中に御加入有之候て宣布候

條約改定の應接相始り候前我民日本國內に入り候事に付格外の御相談相成候様可致得者に有之候哉

此事に付自身約束は出來不申候得共多分承知可相成義とは存し候但し其免許は日本官員より相渡可申様無之候ては不相成義と存候併し其前に國內相改不申候半ては不相成義有之候

其改むべきとの事は如何の事に有之候哉

裁判の事に候

應接は是にて相濟申候唯我國は尤優待せらるゝ國同様の御取扱を相望候日本政府よりの所望に就ては可成丈は承服可仕候

右は大に御苦勞に存候

註

右對話書ト一四三トハ元來同一ノ對話ヲ二様ニ認メシモノカト思ハル、モ日附ニ相違アリ内容ニモ多少ノ出入アルヲ以テ姑ク別ニ項目ヲ立テタリ

一四五 明治六年二月十七日

和蘭國辦理公使ヨリ  
上野外務卿代理宛

和蘭國皇帝ノ答書捧呈ノ爲謁見ノ期日照會竝ニ同答

書寫送付ノ件

附屬書 右答書和譯文

附記

- 一 和蘭國辦理公使捧呈ノ國書
- 二 和蘭國辦理公使ノ言上振
- 三 和蘭國辦理公使ニ對スル勅答

以手紙啓上候陳者日本

皇帝陛下ヨリ當春特命全權大使ヲ以テ御送致有之候御翰ノ返書<sup>和蘭國</sup>

皇帝陛下ヨリ呈上可致様拙者へ命セラレ候則右返書寫入貴覽候間

皇帝陛下本書御受取可有之御下命御座候様御執奏ノ程偏ニ相願候敬白

事を

又右御翰にて陛下帝國日本域内の政體を他の諸國と比較し聖意に適ふ所のものを取り善政に改めんとするの企ある趣を聞き其緊要なるを知る

陛下右の聖意を通徹せんか爲既に取結ふ所の條約面を改めんと御決意に付ては決定すべき御趣意の廉々甘心して之を熟考すへし朕今日日本域内平穩安全ならん事を神明に祈る  
一千八百七十三年三月十日「ロー」の王宮に於て記す

陛下の良友 ウキルレム

外國事務宰相 ルゲレ一ケ

註 和蘭國辦理公使ハ七月九日第參内謁見アリタルカ其ノ節同公使捧呈ノ言上振竝ニ同公使ニ對スル勅答左ニ附記ス

附記一

(右原文)

Wy Willem III, bij de gratie Gods Koning der Nederlanden, Prins van Oranje-Nassau, Groot Hertog van Luxemburg, enz, enz enz.  
aan den Hoogstmagtigen en Doorluchtigen Vorst, Zijne Majesteit den keizer van Japan, Onzen goeden

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一四五

一千八百七十三年六月廿七日横濱ニ於テ

フアン、ウエツクルリン

東京

外務少輔 上野景範閣下

註 右ニ對シ七月四日附ヲ以テ上野外務卿代理ヨリ和蘭國辦理公使宛謁見日時(九日午後二時)通知シ居レリ

附屬書

皇天上帝の恩澤に浴し和蘭國皇帝オラニー、ナツサウ、ゴロート、ヘルトフ、リユキセンビュルグの侯たる第三世ウキルレム遙に書を尊威赫々たる良兄親友なる日本

皇帝陛下に呈贈す

此度日本

皇帝陛下より左大臣從二位岩倉具視閣下を特命全權大使とし外に高貴なる國臣四人を遣し朕并に朕か政府に友愛の信誼を恭ふし且

皇帝陛下より丁寧の書翰を拜受し實に欣然の至に堪す將亦右御翰にて和蘭國と日本國と多年來保存し來る所の交誼を愈深厚ならしめんとの聖旨を知り深く歡喜する所なり朕も亦之に報するに好意を以てす冀くは陛下され之を受られん

Broeder en Vriend, Salut! Hoogstmagtig en Doorluchtig Vorst.-Het is Ons zeer welgevallig geweest van wege Uwe Keizerlijke Majesteit de blijken der vriendschappelijke gevoelens jegens Ons en Onze Regering te hebben ontvangen door de zending van Hoogstdezelfs Vice Eersten Minister Sionii Tomomi Iwakura als buitengewoon Ambassadeur, vergezeld van de vier aan hem toegevoegde Hooge Staatsdienaren, en zulks daarenboven bevestigd te zien door den brief van Uwe keizerlijke Majesteit, welke zij op plegtige wijze aan Ons hebben uitgereikt. Tevens hebben Wij daaruit met veel genoegen kennis genomen van Hoogstdezelfs bedoeling om de betrekkingen en de goede verstandhouding welke sedert een zoo aanzienlijk tijdsverloop tusschen Nederland en Japan hebben bestaan meer en meer aantekweeken en uitbreiden, en Wij verzoeken Uwe Keizerlijke Majesteit zich wel overtuigd te willen houden van Onze wederkerige gezindheid om daaraan te beantwoorden.—Wij hebben insgelijks met de meeste belangstelling kennis genomen van het voornemen van Uwe Keizerlijke Majesteit om zoo-

wel in de Staatsinrigtingen als in de gebruiken van het Japansche Keizerrijk zoodanige wijzigingen of verbeteringen aantebrengen als Hoogst-Dezelve in verhouding tot hetgeen in andere Staten gebruikelijk is, wenschelijk zal voorkomen.—

Ten opzichte van het besluit van Uwe Keizerlijke Majesteit om ter verwezenlijking van die inzigten eene herziening der gesloten Tractaten voortedragen Zullen wij de daartoe strekkende voorstellen gaarne in overweging nemen.

Wij bejveren Ons van deze gelegenheid gebruik te maken om Uwe Keizerlijke Majesteit de herhaalde verzekering to geven van Onze hoogachting en van Onze oprechte wenschen voor de bestendige vrede en welvaart van het Japansche Rijk, terwijl Wij op nieuw Uwe Keizerlijke Majesteit in de hoede en bescherming van het Opperwesen aanbevelen.

Gegeven in Ons Koninklijk Paleis, het Loo, den tiendendag der maand Maart des jaars Duizend acht honderd drie en zeventig.

Van Uwe Keizerlijke Majesteit  
de goede Broeder en Vriend.

一四六 明治六年六月三十日

上野外務卿代理ヨリ  
西班牙國代理公使宛

岩倉大使一行西班牙國へ赴キ難キ事情等西班牙國政府へ申入方同大使へ通達シ置キタル旨通知ノ件

六月三十日達濟跡廻し

本月廿九日澤宜嘉拙者の命に因り閣下え御面晤の節御談話の次第も有之候に付茲に申述候

(原語)本ノマヘニテ達ス

方今歐洲に在る我國大使一行歸朝の義電信にて申遣候節大使一行貴國と相越兼候段

天皇陛下に於ても遺憾に被思召且貴國へ難相越事情并に直に歸朝せざるを得ざる情實をも特命全權大使岩倉具視より貴國政府へ可申入旨

天皇陛下の命をも申通し置候右可得貴意如此候敬具

明治六年六月卅日

外務少輔 上野 景範

西班牙國代理公使

ヘブレヲロトリゲゼムノス閣下

WILLEM.  
De Minister van Buitenlandsche Zaken.  
L. GERCKE.

附記II

言 上

天皇陛下の名にて岩倉閣下より我か皇帝陛下に差出されたる親書の復書を

陛下に捧呈すへきを我か皇帝陛下より更に命ぜられたれば今茲に其復書を謹て

陛下に捧ぐ

附記III

蘭公使

一貴國皇帝安泰珍重ナリ今卿ヲ以テ辦理公使ニ撰擧シ「フアンデルフェン」氏ニ代リ我國ニ在留セシムルノ親書ヲ領シ朕之ヲ嘉納ス兩國ノ交際古ヨリ今ニ連綿願フニ卿ノ能其職ヲ盡シ益親密ニ至ラン事ヲ信

一前キニ全權大使岩倉具視等ヲシ貴國ニ聘禮セシメシニ陛下ノ篤キ寵遇ヲ蒙リシ旨具視ヨリ具奏セリ朕深ク之ヲ感荷ス今又丁寧ノ復書ヲ得テ悅テ之ヲ領ス

一四七 明治六年七月二日

三條太政大臣等ヨリ  
岩倉大使等宛

西班牙國擾亂鎮定ノ期測リ難キニ付西、葡兩國訪問中止ノ儀兩國政府へ通知ノ上速ニ歸朝アリ度旨等通知ノ件

第六十號

明治六年七月二日東京を發す

以書狀致啓上候先以

皇上倍御機嫌克被爲渡御國內平寧職員一同相變儀も無之候條御放慮可被下候奉使御一行愈御安康御奉務遙頌此事に御座候陳は今般西班牙國騷擾に付葡萄牙國へ陸地通行難相成に付澳京維也納に御滯在此後の進退如何可致哉の旨兩度の電報にて詳知いたし候右に付ては空敷滯歐候とも鎮定の早晩も難測候に付西班牙葡萄牙の兩國へ右の段御報知速に御歸朝可被成尤外務省よりも右事情兩國公使へ報知可致且兩國の外巡聘未済の國々電信を以て御報知有之候様致し度旨本月廿三日電線にて回報及置候條疾に御承知最早御歸途に被向候事と存候へとも爲念尙申進候

今般福岡縣下頑民嘯合暴動の趣小倉縣より電信を以て報告

有之候に付右鎮撫の爲め不取敢大藏大丞林友幸其他の官員  
邏卒五十人引卒海路被差遣候事に候尤實地景況によりては  
臨機所分可致件々御委任相成候事に有之候

日誌新聞類別紙銘書の通に有之候右御報及び候也

太政大臣以下連名

特命全權大副使御中

註 本號文書ノ別紙見當ラス

一四八

明治六年七月三日

岩倉大使等ヨリ  
三條太政大臣等宛

奧地利、瑞西兩國訪問ノ模様報告ノ件

第廿八號

明治六年七月三日

瑞西日尼瓦府

以公信致啓上候先以

聖上益御機嫌克臨御被爲在海内平寧各位愈御勵精御在職の  
條遲頌此事に御座候鄙職一同無事奉職罷在御勞懷被下間敷  
候

廿七號公信中申進候通先月三日伊太里國勿尼西府發程翌三  
日澳京維也納到着同八日同國皇謁見國書捧呈の禮相濟同夕  
別宮於て夕宴の賜有之右に付別段可申進條も無之間從省申

絶候哉にも傳聞仕候間猶三十日以電信又候御沙汰相伺候事  
に候

(中略)

特命全權副使 山 口

特命全權副使 伊 藤 博文

特命全權大使 岩 倉 具 視

三條太政大臣殿

參 議

外 務 卿

御 中

註 別紙覺書略ス

一四九

明治六年八月五日

西班牙國代理公使ヨリ  
副島外務卿宛

岩倉大使一行ノ西班牙國訪問中止問題落著ノ儀了承  
ノ旨通知ノ件

和譯文

以手紙致啓上候陳ハ閣下先役上野氏ノ御招ニ因テ東京表エ  
罷出澤氏上野氏ノ命ヲ繼イテ拙者ト應接有之候後第六月二  
十二日附書翰落握陳ハ歐洲エノ貴國全權大使ノ事ニ付委細

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一四九

候同十二日同國外務卿コムト、アンタラシー面會談判仕對  
話の趣は別紙覺書にて御承知有之度候同十八日同府出立十  
九日瑞西國へ本律屈府一泊廿日同國都熊府到着二十一日大  
統領謁見國書奉呈廿四日同府内旗亭おゐて大統領より夕宴  
の招有之二十五日大統領面會談判對話の趣は別紙覺書の通  
に有之二十八日同府發足日尼瓦府に相越申候兩國共滯留中  
何れも懇切の待遇にて澳國にては御國在留辦理公使パロ  
ン、カリツセ、瑞西にては御國在留元總領事シウエル接待  
懸被命各高官のもの附添周旋候事に候

葡萄牙國巡聘の義に付ては隣境内亂の爲道路梗塞種々不都  
合有之に付既に大久保利通歸朝の砌云々申談置同一人より  
建議可及趣も有之猶引續以公信申進置候通の義にて維也納  
府到着の義同國在留葡萄牙公使承り合せ候處矢張陸路の通  
行は今以差支殊に此節賊徒猖獗共和政府も難立抔風聞も有  
之位相聞候に付不取敢先月十一日以電信進止相伺候事に御  
座候其後三條殿より歸朝の時日御尋の電信十四日到來仕候  
得其前條の次第伺置候趣御沙汰無之間何分差定難申上候條  
早時直様以電信御答申上日延頸御指揮相待居候得共今以  
御左右無之且新聞紙の趣にては福岡縣大寇蜂起に付電線行

上野氏ヨリ御申述有之テ今般事故有テ御歸國可相成義且西  
班牙國エ御尋問可有之ノ處御廢止相成候源因ノ次第縷々御  
申越有之候

其後澤氏ト應接ノ節時今西班牙國騷擾ノ際ニ當ツテ大使御  
尋問有之候テハ危難アランカトノ御發論ニ及ヒ候故我政府  
安全ヲ計リ必ス一二艘ノ軍艦ヲ發シテ大使ヲ守衛セン事拙  
者貴政府ノ爲ニ御請合可申趣申進候

右御談判ニテ既ニ御決定相成候ト存居候處豈計ランヤ拙者  
我政府ニ代ツテ取定御請合申候事ニ御期望無之且不意御變  
意ノ趣直ニ我政府エ御吹聴モ無之東京政府ヨリ御下命有ツ  
テ大使西班牙エノ旅行廢止相成候條書翰ヲ以テ御申越ニテ  
初テ致驚愕候依テ拙者驚愕ノ旨且二十二日附書翰ノ趣ハ全  
ク御廢捨ノ事ト心得居候譯ヲ申述ン爲上野氏エ早速致應接  
度様申進候其後又屢々右應接有之度様致盡力候處御互ニ繁  
用ニ取紛レ且折惡ク彼是致延引候處遂ニ澤氏上野氏ニ代リ  
又右一件被成御引受共ニ應接ノ榮ヲ得候依テ大使我國エ御  
尋問無之ト御決議相成候趣大使歐洲エ滯在中直ニ我政府エ  
御通達モ又其事義御説明モ無之候テハ我政府トノ親睦ヲ損  
害スルニ當リ候ニ付右様ナル規則外且不都合ノ場合ニ至テ

ハ拙者右説和ノ任ニ可有之ト存候間拙者ヨリ今般日本大使  
西班牙國ニ御尋問無之歸國ノ旨ヲ日本天皇陛下深ク遺憾ニ  
御思召候旨我政府ニ御報聞可有之趣ヲ電報ヲ以テ歐洲ニ  
使節全權岩倉氏ニ御報知可及義可然ト存候旨御談講ニ及ヒ  
候處澤氏逐一御了解被成候  
人民日ニ開化ノ域ニ進歩シ候貴國政府ト拙者代任スル處ノ  
我政府トノ譽ヲ墮スナク右一件致落着候ニ付拙者今日  
天皇陛下政府ニ感謝ノ段申述候及ヒ右差廻一條十分好キ手  
都合ニ落着ノ明治六年第六月三十日附貴翰握掌ノ段申進候  
右可得御意如斯ニ御座候謹白

一千八百七十三年第八月五日

横濱ニテ

フイブリオヲロドリグエー

外務卿副島種臣閣下

註 本號文書ニ謂フ「第六月二十二日附書翰」及「大使西  
班牙國ニ旅行廢止相成候條」報知ノ書翰共ニ見當ラ  
ヌ

(右原文)

LEGACION DE ESPANA

Yoko-hama

tenir aucun compte des assurances que j'étais fondé  
à lui offrir au nom de mon Gouvernement, sans  
même lui faire part directement de sa résolution  
subite venait de contremander, par dépêche le voyage  
de l'Ambassade en Espagne. Je m'empressai donc de  
demadner à Mr. Wooyeno une entrevue dans le but  
de lui témoigner et mon étonnement et les raisons  
qui me faisaient considérer comme non-avenue sa  
communication du 22 Juin et après avoir vainement  
tâché plusieurs fois d'avoir un entretien que nos  
occupations réciproques et des circonstances fortuites  
semblaient toujours éloigner, j'eus enfin le plaisir  
d'en conférer avec Mr. Sawa, délégué de nouveau à  
cet effet et représentant dans cette occasion Mr.  
Wooyono.

Mr. Sawa comprenant à la fois et ce qu'il pouvait  
y avoir de blessant pour mon Gouvernement dans  
une résolution dont les motifs ne lui étaient ni ex-  
pliqués ni directement transmis, alors que l'Ambas-  
sade parcourait l'Europe, et la position embarras-  
sante et anormale qu'on voulait me créer en me  
faisant l'organe intermédiaire de cette décision, con-

EN EL JAPON.

ce 5 Aout 1873.

Excellence,

A la suite d'une entrevue avec Mr. Sawa provo-  
quée par votre prédécesseur Mr. Wooyeno, qui  
m'avait expressément mandé à Yedo, je reçus une  
lettre datée du 22 Juin dans laquelle votre honorable  
collègue, après avoir exposé l'histoire de l'Ambas-  
sade Extraordinaire en Europe, m'exposait les motifs  
qui rendaient son retour nécessaire et ceux qui  
l'empêchaient de se rendre en Espagne qui lassait  
partie de l'itinéraire tracé.

Comme dans mon entrevue antérieure avec Sawa  
Nobuyoshi et lorsque des objections me furent pré-  
sentées sur le danger de visiter l'Espagne dans l'état  
d'agitations politiques où elle se trouve, j'avais pris  
sur moi d'assurer au Gouvernement Japonais que le  
mien serait heureux de mettre à la disposition de  
l'Ambassade un ou deux bâtiments de guerre, en lui  
garantisant en même temps la sécurité la plus com-  
plète, je fus profondément étonné Mr. le Ministre  
de voir qu'au mépris de ce qui semblait avoir été  
arrêté dans notre entretien, le Cabinet de Yedo, sans

vint avec moi d'adresser à Mr. Iwakura, chef de  
l'Ambassade en Europe, un télégramme lui enjoig-  
nant de manifester au Gouvernement Espagnol les  
regrets que Sa Majesté le Tenno éprouvait de de-  
voir rappeler au Japon son Ambassade avant que  
celle-ci n'eut accompli Sa visite officielle en Espagne.

Cette solution digne à la fois du Gouvernement  
d'une nation dont chaque pas est un nouveau pro-  
grès et un acheminement vers le concert de la civili-  
sation digne aussi bien de Gouvernement que j'ai  
l'honneur de représenter me pousse aujourd'hui à  
exprimer mes remerciements a celui de Sa Majesté  
le Tenno, en lui accusant en même temps la récep-  
tion de Sa note du 30 du 6 mois de la 6me année  
Meiji qui vient clorre cet incident d'une manière  
honorable et satisfaisante.

Je saisis cette occasion pour vous réitérer l'as-  
surance de ma plus haute considération.

FIBURCIO RODRIGUEZ Y MUNOZ.

A Son Excellence

Soyeshima Taneomi

Ministre des Affaires Etrangères

de S. M. le Temo du Japon.

一五〇 明治六年八月二十七日 伊藤副使ヨリ  
副島外務卿等宛

大使一行近日横濱へ歸著スヘキ旨竝ニ田邊一等書記  
官支那諸開港場巡覽希望ニ付歸朝延期ノ儀差許シタ  
ル旨通知ノ件

瑞西滯在中以電信速に歸朝可仕旨得教命候に付去月廿日佛  
國郵船便を以歐地發航本日一同無恙香港え到着從是上海長  
崎兵庫通リ米國飛脚船に乘組來月十二日頃横濱へ歸着可仕  
此段御報申上置候一行都合十五名此は大副使書記官會計掛  
り其外不殘の人員に御座候  
一等書記官田邊太一儀當港迄隨行仕候得共兼て支那諸開港  
場巡覽仕度相願居候に付一ヶ月間歸朝延期差許申候に付當  
港にて相別れ申候  
横濱歸着當日迎船等の都合守任の者へ御下命被下置候様奉  
願候謹言

八月廿七日

全權副使

日本ヨリノ特命大使今英國ヲ發シタレハ卿ハ其國ニ行テ速  
ニ其職ニ復スルノ期ヲ延クノ時ニ非ス扨大使在留中卿ノ直  
ニ接スルト我カ彼ノ閣下等ト應接ニ聊カ陪侍セシ時トニ因  
リ彼使命ノ目的及其政府ノ豫圖期望ヲ説ク事甚タ少ナク之  
カ爲予モ亦タ之ヲ明ニセサルヲ以テ我政府日本トノ交際ニ  
付手段ヲ彼ノ閣下等ニ告ル事能ワサリシ事情卿將ニ瞭々タ  
ルヘシ是ヲ以テ卿ノ行ニ臨ミ極メテ尋常ノ訓狀ノ外別ニ之  
ヲ與フヘキノ事ヲ不知然ルニ十一月十六日付并ニ十二月廿  
四日付ヲ以テ我政府ノ見込ヲ仰クヘキ數條ヲ掲ケタル聊カ  
書簡及覺書ヲ收受シ其趣ハ稍大使トノ應接中ニ申述タリ英  
國政府ハ日本ト極メテ親密ノ交際ヲ保ツ事ヲ望ム然レトモ  
其政府ノ望ニ從ヒ今尙日本ニ在ル英國兵隊ヲ當今ノ時勢ニ  
在テ之ヲ除却シ又ハ當時日本ニ於テ英國人民ノ歡受セル國  
外保護ノ法ヲ廢シ以テ其性命所有ヲ危シ以テ我政府人民ヲ  
保護スルノ道ヲ危スルヲ不得ナリ日本ニ於テ確然タル制度  
法律ヲ立テ以テ他各國ノ如ク我英國人民利益ヲ其地方官ニ  
委テ安全ニ保護セシムルハ我政府尤満足スル所ナレトモ今  
日本政府ニ於テ其ニ任シ得スシテ之ヲ怠ルトキハ日本ト大  
英國ト確執ヲ生スベキ責ヲ負ハントスルハ日本ノ利益ニア

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一五二

副島外務卿閣下  
上野外務少輔閣下

三一〇 伊藤博文

一五一 明治六年九月三日 副島外務卿ヨリ  
三條太政大臣宛

英國外相ヨリ日本駐劄英國公使へノ訓狀和譯文送付  
ノ件

附屬書 一月十三日右英國外務卿訓狀和譯文

乙第七百三十九號 九月三日達濟

三條太政大臣殿 副島外務卿

會て申進置候英國宰相グラウンエル氏より御國在留同國公  
使パークス氏えの訓狀反譯文爲御心得差進候也

九月三日

(下ケ礼)

大使

附屬書

イール、クランウイル、シル、ハルリーパークスえの  
訓狀譯

千八百七十三年第一月十三日

ラザルヘシ今既ニ大使ノ歸ルニ臨ムト雖モ日本ト定約改正  
ニ付テハ確定ノ所置ヲ豫メ定ムル事能ワス卿ノ才力等閑ノ  
時間ヲ用ヒスシテ其目的スル所ニ日本政府ヲ向ケ其論スヘ  
キ事件ニ付テハ各國同僚及ヒ商民ノ見込ヲ定メ其目的トス  
ル所ヲ達スルハ敢テ信スル所也卿十一月十六日ノ覺書ニ載  
セタル條々ハ尤モ任意スヘキ事ニシテ大概予モ亦タ同意ス  
ル所ナリ日本ニ於テ其熟考論辯ヲ遂クル後一定ノ公案ヲ示  
サハ予速ニ一決ノ訓狀ヲ與フヘシ此事ヲ遂ニハ卿多少ノ辛  
苦ヲ要スベシ唯予カ謂フ所ハ英國人民ノ利益ノ爲ニ何ヲ要  
スル哉幾分ノ權ヲ讓ルヘキ哉各國公使ヲ卿ノ目スル所ニ從  
ハシムル幾分ナル哉ヲ斷スルハ我カ女王陛下政府卿カ才力  
ニ是レ據ル彼ノ耶蘇宗徒ノ保護ニ就テハ日本政府ヲ危フス  
ルニ非サレハ其望ヲ容テ適當ノ所分ヲ施コスベシ

一五二 明治六年九月十日 坊城式部頭ヨリ  
副島外務卿宛

岩倉大使歸朝後ノ復命竝ニ天機奉伺ノ爲參朝ノ期日  
通知ノ件

九月十日 「六年式部來」

來る十二日岩倉全權大使歸朝復命の義は翌日正院え

臨御被爲 聞召候

天機伺の義は即日參

朝可相成積り乍併御都合に寄るべくと存し候

右兩條の義は當寮より大使上陸次第可申通候間此段爲御心得申入候也

明治六年九月十日

坊城式部頭

副島外務卿殿

右書面は卿公御一覽濟の上御廻しに付寫し御覽に入候間書面は御留置相成候て宜敷候也

九月十日

本省

當直

上野少輔公閣下

一五三 明治六年二月十三日

寺島外務卿ヨリ  
岩倉右大臣宛

丁抹國皇帝ヨリノ國書竝ニ同國代任公使ノ添書送付

差進候也

明治六年十二月十二日

附屬書一

(丁抹國皇帝ヨリノ國書送達ノ件)

拙者此書簡と共に丁抹國王陛下其高見を達せんと頼みにて日本

皇帝陛下に送る書翰を進呈いたし候右書翰謄寫の内には兼て又先達て「コツヘンハーグ」に於て岩倉大使より進呈ありし日本

皇帝陛下の書翰へ國王「キリスチアーン」よりの返答も含み居申候右申上度如斯に候敬具

横濱一千八百七十三年十二月廿三日

日本在留和蘭代理公使

兼丁抹國全權名代人

ホン、ウエツクヘルリン

日本東京

外務卿寺島宗則閣下

附屬書二

(丁抹國皇帝國書)

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一五三

ノ件

附屬書一

十一月二十三日丁抹國代任公使ヨリ寺島外務卿宛書翰

丁抹國皇帝ヨリノ國書送達ノ件

右國書

二

明治八年六月二十九日丁抹國代任公使ヨリ寺島外務卿宛

岩倉大使丁抹國訪問ニ對スル答禮ノ爲同國使節渡來ノ旨通知ノ件

三

明治八年七月八日寺島外務卿等ト丁抹國使節トノ對話書

四

使節渡來ノ趣旨演述其ノ他ニ關スル件

五

明治八年二月九日丁抹國使節ヨリ寺島外務卿宛

國書捧呈ノ爲渡來ニ付謁見願出竝ニ同國寫送付ノ件

(附屬書) 右國書和譯文

四 丁抹國使節ノ言上振

五 丁抹國使節ニ對スル勅答

右大臣岩倉具視殿

寺島外務卿

丁抹國帝よりの親書差出方

和蘭代理公使兼丁抹國全權名代ホン、ウエツクヘルリン過日出省丁抹國帝よりの親書差出候間原書并譯文公使添書共

(和譯文)

上帝ノ恩慶ヲ被リ丁抹、バンタル、コツツ、ニ帝タルクリスチアン第九世デユックトスレスビー、ホルスラン、ストルマン、デデトマルス、ドローエンフール、エトルタンブル、尊威宏壯ナル

大日本帝國天皇陛下ニ祝辭ヲ陳述ス

正二位右大臣岩倉具視ヲ特命全權大使ニ撰任シ從四位工部卿兼司法卿伊藤博文及ヒ從四位外務少輔山口尙芳ヲ副使トシテ共ニ我朝廷ニ來ラシメ玉ヒシ

陛下ノ配意ヲ深ク感心ス大使等コハンハーグ府滯在中日本ト丁抹ノ間ニ保存シ來レル懇親ノ情誼一致結合益々敦厚ナラン事ヲ表シタリ余大使等ノ英才敏達ナル事ニ依テ彼等ヲ尊敬シ且特別ニ

陛下トノ恩情ニ於テ稱贊ス斯ニ於テ

陛下余ガ深キ尊敬ト及ヒ貴國ノ繁盛且聖代名譽ノ爲メ余ガ神ニ祈ル所ノ十分ナル懇親ノ證ヲ容レ玉ハン事余ガ深ク願望スル所ナリ余

陛下ノ常ニ上帝ノ恩榮保護中ニ在ラン事ヲ拜禱ス

一千八百七十三年六月三十日コパンハーグ府皇居於テ

ニテ書ス

王キリスチアン・レクス記名

ヲ・ヂ・ロゼノルン・レーン共ニ姓名ヲ覽ス

日本皇落座・ニヒス

(付原文)

Nous Christian Neuf

par la grâce de Dieu Roi de Danemark, des Vandaes et des Goths, Duc de Slesvig, Holstein, Storman, des Dithmarses, de Lauenbourg et d'Oldenbourg.

au Très-Haut, Très-Excellent, Très-Puissant et Très-Magnanime Prince, Sa Majesté L'Empereur du Grand Empire de Japon.

Notre Salut amical !

Nous avons été vivement touchés de l'attention qui a porté Votre Majesté Impériale à charger Son Vice Premier Ministre Stonii Tomomi Iwakura, en qualité de Son Ambassadeur Extraordinaire, accompagné de Son Ministre des Travaux publics et de la Justice, Jusjue Hirobumi Ito, et de Son Vice Ministre des Affaires Etrangères Jusjue Massouka Yamagutsi, comme Ambassadeurs Extraordinaires Ad-

joint, d'une mission spéciale près de Notre Cour.

Ces Ambassadeurs ont été à Même, pendant leur séjour à Copenhague, de se convaincre des sentiments d'amitié dont Nous sommes pénétrés pour Votre Personne Impériale, et du désir sincère que Nous avons de voir de plus en plus se consolider l'union et la bonne harmonie établie entre le Danemark et le Japon. Nous leur rendons la justice qu'ils se sont concilié Notre approbation et Notre estime par la sagesse de leur conduite, et Nous les recommandons particulièrement à la bienveillance de Votre Majesté Impériale. Nous La prions d'agréer à cette occasion les assurances de la haute estime et de la parfaite amitié que Nous avons pour Votre Majesté Impériale, ainsi que les vœux que Nous formons pour la prospérité de Les Etats et la gloire de Son règne. Sur ce Nous prions le Tout-Puissant qu'Il ait Votre Majesté Impériale dans Sa sainte et digne garde. Donné en Notre Capitale et Résidence Royal de Copenhague, le 30 Juin l'An de Grâce Mil-Huit-Cent Soixante-Treize, de Notre Règne le Dixième.

CHRISTIAN, R.

O. D. ROSENÖRN-LEHN.

A Sa Majesté l'Empereur du Japon.

譯

岩倉大使ノ丁抹國訪問ニ對スル答禮ノ爲明治八年國ヨリ使節來朝アリタリ右ニ關スル記錄參考ノ爲ニ括左ニ附記ス

附記 I

(和譯文)

以手紙致啓上候然ハ今般丁抹國皇帝陛下ゼネラル・ラーネロツフ氏ヲ特命全權公使トシテ貴國ヘ差送り大任ヲ司サトラシムヘキ旨命シ候由丁抹都「ロペンハーゲ」外務省ヨリノ通達ニ依テ此段閣下ヘ御報知申上候就テハ右同氏ノ委任ハ先年貴國全權大使ヲ「ローペンハーゲ」ニ御差送り相成候義ニ付天皇陛下ヘ謝儀并祝詞ヲ申述殊更今般當國ニ到リテ貴國ト丁抹國トノ間ニ存在セル交際ヲ愈々厚ク親睦且堅固ナラシメン事ヲモ被命候同氏横濱ヘ着港致シ候ハ多分來月十五日以前ニ可有之ト存候右申上度如斯御座候敬具  
千八百七十五年六月廿九日於横濱

荷蘭國辦理公使兼

丁抹國事務代理

外務卿 寺島宗則閣下

オ・ヘン・レ・ン

(付原文)

Yokohama, le 29 Juin 1875.

Monsieur le Ministre,

J'ai l'honneur d'informer Votre Excellence que, d'après une Communication qui m'est parvenue du Ministère des Affaires Etrangères à Copenhague, Son Excellence Mr. le Général Raaslöf a été désigné par S. M. le Roi de Danemarq, pour aller en qualité d'Envoyé Extraordinaire et Ministre Plénipotentiaire, remplir une Mission extraordinaire au Japon.

Mr. Raaslöf est chargé de complimenter le Tenno, de remercier Sa Majesté Impériale de l'envoi à Copenhague de la dernière Ambassade Japonaise et de consolider par cette visite les bonnes relations existant entre le Danemarq et le Japon.

L'arrivée de Mr. Raaslöf à Yokohama est probable pour la première quinzaine du mois prochain. Veuillez agréer, Monsieur le Ministre, les assurances renouvelées de ma haute Considération.



Le Ministre-Resident de S. M. le Roi  
des Pays-Bas chargé de la représen-  
tation diplomatique de Danemarck au  
Japon.

V. WECKHERLIN.

Son Excellence

Monsieur Terashima Munenori

Ministre des Affaires Etrangères

etc., etc., à Tokio.

附記二

明治八年七月八日於本省寺島外務卿森外務少輔丁抹國  
使節ラースロー氏と應接筆記

禮 畢

<sup>(朱巻)</sup>  
「卿公」

一先年岩倉大使貴國へ派遣の節は格別御懇篤御接遇被下所  
厚謝候我

天皇陛下於ても深く御満悦被遊候

<sup>(朱巻)</sup>  
「使節」

一大使自國へ御派出の義は全く貴國 皇帝陛下御懇親の  
意を被爲表候事にて我皇帝に於ても被致感謝候仍て右

一今度は大凡何程位御滞留相成候哉

一貴國には二ヶ月計滞在可致積也北京には秋冬の間淹留  
の心組に候可相成は永く御國に駐留致度候へ共支那政  
府へ要事有之不得已次第に候

一餘り僅かの御滞留に候旅館中御不自由の件は無遠慮御申  
聞有之度候

一致拜謝候

右にて畢る

附記三

(和譯文)

以手紙致啓上候然は拙者義我丁抹國帝陛下より

日本天皇陛下宛の一書を托せられ本港に致到着候此旨

天皇陛下へ御傳奏の上右國書捧呈の爲め謁見御許容有之様  
拙者の爲め 陛下へ御懇願被下度別紙國書寫相添へ閣下へ  
御依頼申候此段得貴意度如斯御座候教具

一千八百七十五年七月九日

在横濱丁抹國公使館於て

丁抹國帝陛下特命全權公使

ラースロー

御答禮として今般拙者致渡來候事に候

一謁見の義も 天皇陛下へ遂奏間日時可申入候

我國は貴國杯と違ひ旅館等の設も十分不行届萬事御不都  
合に可有之御察申候閣下支那國へも御出張に可相成よし  
我代理公使鄭某より申越候

一首として貴國へ罷越候へ共歸路支那國へも立寄候事に  
候

一日本支那等へは閣下始て御渡來歟

一今より十二年前拙者合衆國代理公使の命を奉し在勤の  
砌條約取結候爲支那へ致出張候事有之候

<sup>(朱巻)</sup>  
「少輔公」

一貴國の庇護により支那は條約の端を開き候

一聊の事には候へ共支那國條約開端の事には丁抹の力も  
有之候重もに電線架設の事に關し候

<sup>(朱巻)</sup>  
「卿公」

一支那政府にて電線架設の許容有之候哉

一此節に至り漸く相濟候海上厦門迄の間二百六十マイル  
の線は已に架設相成候

<sup>(朱巻)</sup>  
「少輔公」

外務卿 寺島宗則閣下

(右原文)

Légation de Danemark,

Yokohama, ce 9 Juillet 1875.

Monsieur le Ministre!

Etant chargé d'une lettre de Sa Majesté le Roi de  
Danemark, mon auguste souverain, pour Sa Majesté  
Impériale l'Empereur du Japon, je pris Votre Excel-  
lence de vouloir bien, en portant à la connaissance  
de Sa Majesté Impériale le fait de mon arrivée ici,  
solliciter pour moi une audience dans laquelle je  
pourrai remettre entre les mains de Sa Majesté la  
lettre cidessus mentionnée, dont j'ai l'honneur de  
joindre une copie à cette note.

Je profite de cette occasion pour renouveler à  
Votre Excellence l'assurance de ma haute et res-  
pectueuse considération.

L'Envoyé Extraordinaire et Ministre Plénipoten-  
tiaire de Sa Majesté le

Roi de Danemark.

Le Lieutenant-Général

W. RAASLÖFF.

A Son Excellence

Monsieur Terashima Munenori

Ministre des Affaires Etrangères

à Tokio.

(附記ニ附屬書)

國書寫

神恵ニヨリ「スレスビグ、ヲルステン、ストルマン、デジトマルス、ローブールグヲルデンブルク」ノ侯及ヒ丁抹國皇帝ノ位ヲ踐ンタル第九世「クリスチアン」至高至善至武至尊ナル大日本國皇帝陛下ヘ奉呈ス

朕カ大善友ヨ

曩ニ皇帝陛下特旨ヲ以テ陛下ノ右大臣岩倉具視高官伊藤博文山口尙芳ヲシテ特命大使タラシメ朕カ朝廷ニ訪臨ヲ辱フセシ此舉ヤ陛下ノ深情ヨリ出タル事ト深ク感佩ニ不堪今爰ニ其ノ高意ヲ謝表シテ朕カ満足ノ淺カラザルヲ陛下ニ明證セン事ヲ希望ス爰ニ於テヤ朕カ副大將ノ官ニ任テ功牌ヲ特シ「ダネボロ」ノ位階ニアル「ワルドマル、リニドルフ、ド、ラーモスロッフ」ニ大任ヲ授ケ朕カ特命全權公使トシ

皇帝陛下ノ闕下ニ使行セシメ彼ヲシテ朕カ親情ノ禮儀ヲ陛下ニ奉リ尋テ厚謝ノ意ヲ陳呈セシメントス又殊更ニ彼ニ命スルニ 天皇陛下ノ信任ト寵愛トヲ調得セン事ヲ務ムヘキヲ以テシ而シテ其任ニ憤勵盡力セシム彼ノ人ト爲リ才識深ク道ヲ守リ上ニ仕エテ鞠躬盡力大ニ朕カ朝廷ニ忠義ヲ盡セリ之ニ據テ彼レ此ノ大任ヲ遂ン事朕疑ヲ容レザルナリ願クハ 皇帝陛下切ニ大將「ラーモスロッフ」ヲ引見アラシム事ヲ且彼レ朕ニ代リテ述フルトコロノ都ヘテノ言語特更ニ朕カ 天皇陛下ニ對シ尊敬ノ厚キト友情ノ全キトヲ陳呈シ又貴國ノ隆盛ト統御ノ榮譽トヲ奉禱スルニ至テハ陛下下一層信思ヲ深クセン事ヲ希フ朕神明ニ誓テ貴國ノ隆盛ト陛下統御ノ榮譽ニ神護アラシム事ヲ謹禱ス

丁抹國都「コペンハーグ」皇居ニ於テ之ヲ裁ス

千八百七十四年即位十一年ノ九月十九日

皇帝クリスチアン

ヲ、デ、ロスノルン、レーン

傍印

日本皇帝陛下

(古原文)

Copie.

Nous Christian Neuf

par la grâce de Dieu Roi de Danemark, des Vandaes et des Goths, Duc de Slesvig, Holstein, Stormarn, des Dithmarses, de Lauenbourg et d'Oldenbourg Au Très-Haut, Très-Excellent, Très-Puissant et Très-Magnanime Prince, Sa Majesté l'Empereur du Grand Empire de Japon.

Notre grand et bon Ami !

Ayant à coeur de témoigner à Votre Majesté Impériale, combien Nous avons été touchés de l'attention pleine d'amitié qui a porté Votre Majesté Impériale à charger Son Vice Premier Ministre, Sionii Tomomi Iwakura, et Messieurs les Hauts Ministres Jushie Hirobumi Ito et Jushie Massouka Yamagutsi, d'une mission spéciale près de Notre Cour, Nous désirons donner, à Notre tour, à Votre Majesté Impériale un témoignage éclatant de la satisfaction que Nous en avons éprouvée. Dans ce but Nous avons chargé Notre Lieutenant Général Waldemar Rudolph de Raaslöff, Grand'Croix de Notre Order du Danebrog et décoré de la Croix d'Honneur du même Or-

dre, etc., etc., de se rendre en qualité de Notre Envoyé extraordinaire et Ministre plénipotentiaire en mission extraordinaire auprès de Votre Majesté Impériale, pour Lui présenter Nos compliments empressés et Lui offrir l'expression de Notre sincère reconnaissance. Nous lui avons recommandé particulièrement de ne rien négliger pour se concilier l'estime et la confiance de Votre Majesté Impériale, et la connaissance que Nous avons de ses talents, de ses qualités personnelles, de son zèle et de son dévouement à Notre personne, Nous persuade qu'il y réussira. C'est dans cette conviction que Nous prions Votre Majesté Impériale d'accueillir le Général de Raaslöff favorablement et d'ajouter une foi entière à tout ce qu'il Lui dira de Notre part, surtout lorsqu'il Lui exprimera les assurances de Notre haute estime et de Notre parfaite amitié, ainsi que les vœux que Nous formons pour la prospérité de Ses Etats et la gloire de Son règne. Sur ce Nous prions le Tout-Puissant qu'il ait Votre Majesté Impériale dans Sa sainte et digne garde.

Donné en Notre Capitale et Residence Royale de

Copenhague le 19 Septembre, l'An de Grâce Mil  
Huit Cent Soixante-Quatorze, de Notre Règne le  
Onzième.

(signé) CHRISTIAN R.

(contresigné) O. D. ROSENÖRN-LEHN  
A Sa Majesté l'Empereur de Japon.

附記四

丁抹國使節言上振

我皇帝陛下ニ委スルニ恭敬ノ意ト信睦ノ情トヲ陛下ニ陳  
スルヲ以テシ義者陛下我國ト交誼ノ彌厚カラシム欲シ岩倉  
伊藤山口閣下等ヲ我廷ニ特派セラレシニ感スルヲ以テ今ヤ  
臣ヲシテ特ニ斯ノ高位高德ニシテ陛下ノ尤モ信任セル大使  
ヲ派遣セラレタルノ謝意ヲ表セシム

我皇帝陛下ハ此美ニシテ且富メル國內ニ行ハル、制度ニ就  
キ百般緊要ノ改良アルニ注目シテ輟マス陛下ノ所置宜キヲ  
得其政府ノ施設度ニ適シ民福ヲ厚フシ國譽ヲ耀カスニ至レ  
ルヲ聞知スルヤ實ニ欣喜ニ堪ヘザルナリ

臣茲ニ我貴重ナル主君ニ代リ親シク陛下ニ信睦恭敬ノ情意  
ヲ陳シ并セテ厚福盛名ヲ祈ルノ誠意ヲ表ス我皇帝ノ手簡ヲ

附屬書 右瑞西國大統領ヨリノ國書

乙第二千三百五號十二月廿八日達了

太政大臣殿 外務卿

歐米派出大使齋帶致候瑞西國大統領への御親書の復書大使  
持歸り相成候に付本書并譯文添差進候也

六年十二月廿七日章

附屬書

(和譯文)

謹テ威望隆盛ナル

日本皇帝

御名天皇陛下ニ呈ス

陛下ヨリ派遣セラレシ所ノ大使岩倉閣下ヨリ使命ノ要旨及  
ヒ爾來兩國ノ交誼貿易ヲシテ愈親密昌隆ニ至ラシメ且去ル  
一千八百六十四年二月六日ニ於テ兩國取結タル條約及ヒ之  
ニ關スル諸規則改定ノ期限至ルヲ以テ諸件談判ノ爲吾瑞西  
國ニ使節ヲ送ラル、趣ヲ書記シタル日本東京ニ於テ明治四  
年十一月四日ノ御書ヲ瑞西共和政府大統領本日慥ニ落手セ  
リ

今回使節ノ趣ハ日本國吾瑞西國ニ與ル榮典ニシテ友誼交情

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一五四

陛下ニ捧グルノ機ヲ得ルハ實ニ臣ノ榮ナリ且請フ此機ニ際  
シ臣カ貴國ニ到着スル爾來陛下ノ特命ニ依リ辱フスル所ノ  
恩遇ヲ謹謝スルヲ許容シ玉ハン事ヲ

附記五

丁抹國使節ラースロフヘ

勅答

曩ニ朕カ信任セル正二位岩倉具視等ヲ特命全權大使トシテ  
貴國皇帝陛下ノ闕下ニ遣シ朕カ親情ノ意ヲ致サシメタルヲ  
満足セラレ今貴國皇帝陛下特旨ヲ以テ卿ヲ我廷ニ到ラシム  
蓋シ此舉ヤ皇帝陛下卿ノ如キ才識アリテ陛下ニ忠實ヲ盡セ  
シ人ヲ撰マレ之レ全ク陛下懇親ノ意ヨリ出テタレハ朕深ク  
之ヲ感ス且ツ今皇帝陛下ノ手書ヲ落手シ欣喜ニ堪ザルナリ  
朕茲ニ貴國皇帝陛下ノ幸福ト併テ貴國ノ繁盛ヲ祈ル  
卿我國ニ在ルノ間能ク快慰ヲ盡サレン事ヲ望ム

一五四

明治三十二年三月十七日

寺島外務卿ヨリ  
岩倉右大臣宛

瑞西國大統領復書送付ノ件

益懇篤ナルヲ表スル一確證トナスニ足り

貴國ト交際ヲ結ビシハ抑茲ニ九歳ノ久ヲ經ルト雖モ貴國政  
府ノ所置其公理ニ不戾定約ヲ守ラレシハ吾國ニ於テ深ク敬  
シ且感スル所ニシテ將今回陛下派遣ノ使節愈其弊ヲ去リ缺  
ヲ補ヒ至好ノ改正アラン事吾曹今ヨリ恭賀スル所ナリ吾曹  
謹テ其件報告アラン日ヲ待テ將聖意ノ如ク貿易ヲ盛ニシ兩  
國互ニ永世ニ至ラン事ヲ希望セリ

皇帝陛下吾瑞西國安寧ヲ祝シ玉フ厚詞ヲ謹テ謝シ且恭シク

皇帝陛下ノ萬福ヲ賀シ將タ貴國ノ昌平ヲ祈ル

熊府ニ於テ一千八百七十三年六月二十一日

瑞西共和政府惣官員ニ代リ

大統 領 セレソール花押

シャンセリエシ ー ス花押

(右原文)

Sire,

Son Excellence Iwakura, premier ambassadeur de  
Votre Majesté, a remis aujourd'hui en audience so-  
lennelle au Président de la Confédération les lettres  
impériales, datées du Palais de Tokai le quatrième

jour du onzième mois de la quatrième année de Meiji, que Vous nous avez fait l'honneur de nous adresser pour accréditer Votre ambassade auprès de nous et nous faire connaître le but de sa mission, qui est d'augmenter les bonnes relations entre les deux pays et de s'entendre sur la révision du Traité d'amitié et de commerce du 6 février 1864 et des réglemens y relatifs.

Cette mission nous est une preuve nouvelle des sentimens d'estime et de bienveillance dont le Japon honore la Suisse. Nous avons rendu un constant hommage à la loyauté et à l'esprit de justice avec lesquels le Gouvernement Impérial a exécuté les traités qui nous lient depuis neuf ans et nous avons appris avec satisfaction que la mission de Votre ambassade est d'en préparer le renouvellement en vue de les rendre plus complets et plus efficaces.

Nous écouterons avec la déférence qu'elles méritent les communications qui nous seront faites dans cette intention et nous pouvons Vous donner, Sire, l'assurance qu'animées du même esprit que Votre

Majesté, les autorités suisses accueilleront avec empressement celles qui auront pour effet de développer le commerce et d'accroître la prospérité des deux pays.

En Vous remerciant, Sire, de vœux que Vous avez bien voulu faire pour la prospérité de notre patrie, nous Vous prions à notre tour d'agréer les souhaits que nous formons pour la conservation de Votre Majesté et pour le bonheur de la Nation dont Vous dirigez les destinées.

C'est dans ces sentimens que nous prions encore Votre Majesté d'agréer l'hommage de notre profond respect.

Au nom du Conseil fédéral suisse,

Le Président de la Confédération.

CERESOLE.

Berne,

le 21 juin 1873.

Le Chancelier de la Confédération.

SCHIESS.

一五五 明治六年十二月二十八日

寺島外務卿ヨリ  
岩倉右大臣宛

岩倉大使一行ノ巡歴セル歐米各國政府ニ對スル謝狀  
案送付伺ノ件竝ニ之ニ對スル太政大臣決裁

附屬書 右謝狀案

(案)  
一乙第二千二百八十五號」

歐米列國へ謝詞狀の儀

閣下御一行先般歐米列國へ御巡聘相成候に付彼國政府へ謝詞狀可差送旨御申越の趣致承知候就ては御國派出公使へ差遣し彼國外務卿へ謝詞爲申入候書稿入尊覽候尤御國より公使派出無之國は御國に在留せる公使え差送り候積に御座候將又列國に於て御接待致候諸官人名は不書入方可然存候此段別紙相添伺候也

明治六年十二月廿八日

外務卿 寺 島 宗 則

右大臣岩倉具視殿

(案)  
一伺之通

明治七年一月十四日」

岩倉大使ノ歐米各國ニ於ケル條約改正商議 一五五

附屬書

(謝狀案)

先般我我國在務公使エ宛テダ  
ルハ國號ヲ書入ルヘシ

皇帝陛下右大臣岩倉具視氏等ヲ以テ特命全權大使トシコレヲ大不列顛國ニ派遣シ先ツ聘問ノ禮ヲ修メ兼テ諸要件ヲソノ政府に協議セシメラレタリ大不列顛國

皇帝陛下甚懇篤に彼輩ヲ引接シ玉ヒ且其政府諸長官ノ忠實ナル周旋ニヨリ大ニ我國ノ裨益ヲ得タル旨彼輩歸國ノ上詳細ニコレヲ我

皇帝陛下に奏上シ我

皇帝陛下深ク是ヲ満足被思食候依テハ大不列顛國ト我國トノ間ニ存在スル友誼モ倍親密敦篤ナリシ事ヲ信シ玉ヒ其謝詞ヲ大不列顛

皇帝陛下及ソノ政府ニ申陳ヘキ勅旨ヲ受タリ足下此旨ヲ其外國事務執政ニ通達シ將我政府ノ此事ニ付欣喜感謝スルノ意ヲ并テ通知スル事ヲ足下ニ命ス